

【新築・保全統合】

工事関係標準書式集

(様式編・資料編)

※ 工事関係標準書式集（様式編、資料編）について

本冊は、東日本賃貸住宅本部にて発注する工事において作成する工事関係書類に係る様式等を一括してまとめたものである。（他支社において使用する際には、発注元に確認されたい）

現場説明書本文中、**様式-●**または**資料-●**と記載されているものについては、本冊の様式番号又は資料番号に該当する様式を指すので、これを参照されたい。

また、本書式集では新築及び保全工事で使用する様式等を全て統合しているため、「工事関係標準書式集一覧」により、該当工事種別・職種を確認して使用されたい。

本書式集を UR コミュニティにて発注する工事において使用する場合、書式集内の「独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）」という表記は、「株式会社 UR コミュニティ」に読み替える。



大分類	中分類	No.	書類名	該当種別		主に該当する職種					備考
				新築	保全	建	電	機	士	造	
一覧	00_一覧	01	工事関係書類の取扱い(新築工事版)	●		●	●	●	●	●	
一覧	00_一覧	02	工事関係書類の取扱い(保全工事版)		●	●	●	●	●	●	
様式	01_工程	01	工程表	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	02_打合せ	01	協議記録書・報告協議書・ワカレ	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	03_機材	01	使用材料の報告に関する事項について	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 該当種別に保全追加、誤記修正
様式	03_機材	02	使用材料報告書(新築工事版)	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応、誤記修正
様式	03_機材	03	使用材料報告書(保全工事版)	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	03_機材	04	化学物質の室内濃度測定について	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 キシレン指針値修正
様式	03_機材	05	長期使用製品安全点検制度及び安全表示制度に関する事項について	●		●	●	●	●	●	
様式	03_機材	06	長期使用製品安全点検制度・表示制度対象品	●		●	●	●	●	●	
様式	03_機材	07	コンクリート施工計画書・結果報告書	●		●	●	●	●	●	
様式	03_機材	08	トレーサビリティシステム情報管理実施要領	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	03_機材	09	騒音測定マニュアル	●		●	●	●	●	●	
様式	03_機材	10	エレベーター設備工事に関するチェック項目及び完成検査の取扱いについて	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	03_機材	11	業務用空調機器等の諸元情報	●		●	●	●	●	●	
様式	03_機材	12	熱源等の諸元情報	●		●	●	●	●	●	
様式	03_機材	13	機材等発注チェックリスト	●		●	●	●	●	●	
様式	03_機材	14	水質基準項目一覧表	●		●	●	●	●	●	
様式	03_機材	15	水質検査検体数について・簡易な水質検査記録票	●		●	●	●	●	●	
様式	04_施工	01	月次報告書・検査予定申請書・請求予定書	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	04_施工	02	工期延長願	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	04_施工	03	施工体制に関する事項について	●		●	●	●	●	●	
様式	04_施工	04	施工体制台帳 様式例	●		●	●	●	●	●	
様式	04_施工	05	現場代理人届・主任(監理)技術者届・専門技術者届	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	04_施工	06	工事着工状況報告書	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	04_施工	07	緊急連絡体制	●		●	●	●	●	●	
様式	04_施工	08	保全工事共通仕様書「重点監督項目」の追加項目	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 誤養生防止について追記
様式	04_施工	09	くさび緊結式足場の採用基準	●		●	●	●	●	●	
様式	04_施工	10	くさび緊結式足場点検表	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	04_施工	11	品質管理体制作	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	04_施工	12	特に報告を求める事項	●		●	●	●	●	●	2023/10/1 コンクリートの仕上がり確認について追記
様式	04_施工	13	特に報告を求める事項に係る通知	●		●	●	●	●	●	2023/10/1 コンクリートの仕上がり確認について追記
様式	04_施工	14	工事概要書	●		●	●	●	●	●	
様式	04_施工	15	工事進捗状況報告書	●		●	●	●	●	●	
様式	05_検査	01	検査カレテ実施要領	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	06_発生材	01	建設サイクル法に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について	●		●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	02	建設サイクル法 別表1・2・3	●		●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	03	建設副産物利用促進実績集計表(東貨版)	●		●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	04	建設発生土搬出のお知らせ	●		●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	05	残土処分計画書・調書	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	06_発生材	06	建築物その他の施設の解体工事におけるアスベスト含有建材の撤去、運搬及び処分等についての特記仕様書	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	06_発生材	07	保全工事における石綿(レベル3建材)対応についての特記仕様書	●		●	●	●	●	●	
様式	06_発生材	08	外壁等仕上塗材等石綿含有調査結果報告書	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	01	契約不適合等に関する事項について	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	07_その他	02	契約の保証に関する事項について	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	03	建設業退職金共済制度の掛金取扱い	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	04	施工計画・技術提案の履行に係る覚書	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	07_その他	05	労災保険加入確認書	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	06	公共事業労務費調査・賃金調査票	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	07_その他	07	前金払いに関する覚書	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	08	(中間)前払請求書・中間前金払認定請求書・工事履行報告書	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	07_その他	09	工事請負契約書第19条の2に基づくV E提案について	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	10	事故報告書	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	11	事故データベースに登録する事故報告書の提出対象事故について	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	12	投入マテリアル量の集計について	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	13	投入マテリアル入力シート	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	14	ハルコニ一点検票	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	15	施工完了確認表	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	07_その他	16	借用鍵管理方法	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	17	借用鍵管理簿	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	18	工事完了(耐震分類変更)のお知らせ	●		●	●	●	●	●	
様式	07_その他	19	晴雨表・風速記録	●		●	●	●	●	●	
様式	08_保全	01	保証書(保証基準)	●		●	●	●	●	●	
様式	08_保全	02	受水槽保証書	●		●	●	●	●	●	
様式	08_保全	03	保全工事保証書	●		●	●	●	●	●	
様式	08_保全	04	保存書類・引継書類リスト(新築工事版)	●		●	●	●	●	●	
様式	08_保全	05	保存書類・引継書類リスト(保全工事版)	●		●	●	●	●	●	
様式	08_保全	06	保全措置計画書(参考)	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	08_保全	07	保全措置報告書	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
様式	08_保全	08	鍵及び工具等引継書	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応、該当種別に保全追加
資料	01_機材	01	換気扇風量測定要領	●		●	●	●	●	●	
資料	01_機材	02	住宅用メンテナンスフリー消火器貼付用シール標準様式	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	01	工事関係車両表示	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	02	工事表示板等の記入要領	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	03	工事成績採点の細目別運用表	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	04	工事写真に関する事項について	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	05	標準撮影対象及び撮影頻度	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	06	モデルルーム設営要領	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	07	建物完成写真撮影要領	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 写真の整理方法を修正
資料	02_施工	08	保全工事マニュアル	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	09	安全要求性能水準書及び安全順守事項	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 足場の侵入防止対策について追記
資料	02_施工	10	保全工事安全管理計画書 標準例	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 押印省略対応
資料	02_施工	11	住戸内作業が含まれる工事の実施方法について	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	12	改修前後写真撮影要領	●		●	●	●	●	●	
資料	02_施工	13	耐火乾式戸境壁の施工	●		●	●	●	●	●	2022/10/1 該当種別に保全追加
資料	02_施工	14	各種検討会チェックシート	●		●	●	●	●	●	
資料	03_保全	01	設備機器等取扱説明書の作成要領	●		●	●	●	●	●	
資料	04_完成	01	完成図作成要領(新築工事版)	●		●	●	●	●	●	
資料	04_完成	02	完成図作成要領(保全工事版)	●		●	●	●	●	●	
資料	04_完成	03	引継ぎ資料等電子データ作成時の留意点について	●		●	●	●	●	●	2023/10/1 引継ぎデータ名称の作成方法追加

◎: 監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類 △: 監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類 □: 請負代金請求時に提出する書類 ■: 契約担当チームに提出する書類 保: 「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部)) 継: 「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))	☆: 電子データ化(以下は電子データ化要領) ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。 ・原則、PDF形式(400dpi程度)。 ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。	※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。
---	---	--

分類	No	詳細文書件名	規定条項等	提出先等※	提出時期※	保存※	引継※	電子データ※	備考	工事関係標準書式集
		電子データ(CD等)	現場説明書	◎	完成時	保	継	☆	電子化要領参照	
(1) 工事請負契約書関係										
【共通】										
契約書	1	契約書		■	着工前	保	継	☆		
契約書	2	中間支払率表	第37条	■	着工前					
契約書	3	設計図書(契約図面)	第1条	■	着工前					
契約書	4	工程表(契約時の計画工程表)	第3条	■	着工前	保		☆	「前払金」時期との関係で必要	様式編-01工程
契約書	5	契約保証金納納報告票/提出書	第4条1項	■	着工前				(契)第4条第1項第1号の場合	様式編-07その他
契約書	6	保証に係る保証書又は証券	第4条1項	■	着工前				(契)第4条第2~4項のいずれかの場合	
契約書	7	監督員決定通知書(機構→受注者)	第9条	△	着工前					
契約書	8	現場代理人届	第10条1項	◎	着工前	保		☆	建設業法第19条	様式編-04施工
契約書	9	主任(監理)技術者届	第10条1項	◎	着工前	保		☆	建設業法第26条	様式編-04施工
契約書	10	専門技術者届	第10条1項	◎	着工前	保		☆	建設業法第26条	様式編-04施工
契約書	11	前金払いに関する覚書	第34条	■	着工前				請負契約と同時に交換する。	様式編-07その他
契約書	12	前払金請求書	第34条1項	□	着工前				締結後契約担当課へ提出	
契約書	13	前払金保証書	第34条1項	■	着工前				締結後契約担当課へ提出	
契約書	14	火災保険等契約締結通知書	第53条	◎	着工前					
契約書	15	工事着工状況報告書		◎	着工前				様式は支社内規による	
契約書	16	(中間)前払金請求書	第34条4項	□	工事中					様式編-07その他
契約書	17	中間前金払認定請求書/工事履行報告書	第34条4項	□	工事中					様式編-07その他
契約書	18	部分払検査願	第37条2項	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	19	部分払請求書	第37条5項	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	20	一部完成届	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	21	一部引渡書	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	22	一部完成払請求書	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	23	完成未完成部分使用同意書	第33条1項	□	工事中					
契約書	24	監督員に対する措置請求	第12条4項	◎	工事中					
契約書	25	工事材料検査願/検査結果通知書	第13条	△	工事中					
契約書	26	工事材料場外搬出願承諾書	第13条	△	工事中					
契約書	27	支給材料及び貸与品使用不適の通知	第15条	◎	工事中				設計施工の場合対象外	
契約書	28	支給材料及び貸与品受領書又は借用書	第15条	◎	工事中				設計施工の場合対象外	
契約書	29	工事変更要望書/承諾書	第18条	◎・△	工事中					
契約書	30	施工条件変更願	第18条1項	◎	工事中					
契約書	31	工事等中止報告書	第20条	■	工事中					
契約書	32	工期延長願	第21条	◎	工事中					様式編-04施工
契約書	33	請負代金額変更届	第24条	◎	工事中					
契約書	34	臨機処置通知書(受注者→機構)	第26条	◎	工事中					
契約書	35	臨機処置指示通知書(機構→受注者)	第26条	△	工事中					
契約書	36	損害発生通知書/報告書(受注者→機構)	第27条	◎	工事中					
契約書	37	損害状況通知書・損害補償請求書(機構→受注者)	第27条	△	工事中					
契約書	38	不可抗力による損害届	第29条1項	◎	工事中					
契約書	39	契約保証金払戻請求書	第4条1項	■	完成時				(契)第4条第1項第1号の場合	様式編-07その他
契約書	40	契約保証書等の返還/保証書に係る領収書	第4条1項	■	完成時				(契)第4条第1項第2号の場合のうち銀行等の場合	
契約書	41	完成払請求書	第32条1項	□	完成時					検査関係書類の作成要領
契約書	42	完成届	第31条1項	□	完成時					検査関係書類の作成要領
契約書	43	引渡書	第31条4項	□	完成時					検査関係書類の作成要領

◎：監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類
 △：監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類
 □：請負代金請求時に提出する書類
 ■：契約担当チームに提出する書類
 保：「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部))
 継：「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))

☆：電子データ化(以下は電子データ化要領)
 ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。
 ・原則、PDF形式(400dpi程度)。
 ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。
 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。
 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。

※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。

分類	No	詳細文書件名	規定条項等	提出先等※	提出時期※	保存※	引継※	電子データ※	備考	工事関係標準書式集
(2) 現場説明書関係										
【共通】										
現説	1	契約不適合等に関する覚書	新規 第2章1	■	着工前	保	継	☆		様式編-07その他
現説	2	個人情報等の保護に関する特約条項	新規 第2章1	■	着工前					
現説	3	建設業退職金共済制度の掛金収納書届	新規 第2章1	△・■	着工前				契約締結後1ヶ月以内に契約担当課へ提出	様式編-07その他
現説	4	建設リサイクル法関連書類	新規 第3章1	△	着工前	保		☆		様式編-06発生材
現説	5	発注時工事カルテ受領書(写)	新規 第2章1	◎	着工前	保		☆		JACIC様式
現説	6	変更時工事カルテ受領書(写)	新規 第2章1	◎	工事中	保		☆		JACIC様式
現説	7	完了時工事カルテ受領書(写)	新規 第2章1	◎	完成時	保		☆		JACIC様式
現説	8	施工計画・技術提案の履行に係る覚書	新規 第2章1	◎	着工前	保		☆	総合評価方式の場合	様式編-07その他
現説	9	施工計画に係る実施状況の確認(チェックリスト)	新規 第2章1	◎	工事中	保		☆		様式編-07その他
現説	10	「特に報告を求める事項」に係る通知	新規 別紙2	◎	着工前	保		☆		様式編-04施工
現説	11	品質管理体制届	新規 別紙2	◎	着工前	保		☆		様式編-04施工
現説	12	法令等に基づく届出チェックリスト	新規 第2章1	◎	着工前	保		☆		別添01
現説	13	施工体制台帳	新規 第2章1	△	着工前	保		☆		様式編-04施工
現説	14	施工体系図	新規 第2章1	△	着工前	保	継	☆		様式編-04施工
現説	15	労災保険加入確認書	新規 第2章1	◎	着工前					様式編-07その他
現説	16	公共事業労務費調査/賃金調査票	新規 第2章1	△	着工前					様式編-07その他
現説	17	建設副産物利用促進実施集計表	新規 第3章1	◎	着工前	保		☆		様式編-06発生材
現説	18	緊急連絡体制	新規 第3章1	◎	着工前					様式編-04施工
現説	19	建設発生土搬出のお知らせ	新規 第3章6	◎	工事中					様式編-06発生材
現説	20	残土処分計画書/残土処分調査書	新規 第4章35	△	工事中	保		☆		様式編-06発生材
現説	21	使用材料報告書(居室の内装に係る材料)	新規 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	22	使用材料報告書(居室の内装以外に係る材料)	新規 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	23	使用材料報告書(屋外工事)	新規 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	24	事故報告書	新規 第3章1	◎	工事中					様式編-07その他
現説	25	四連報告書/協議記録書/ワンレス	新規 第3章1	◎	工事中	保	継	☆		様式編-02打合せ
現説	26	工事写真	新規 第3章2	△	工事中	保		☆		様式編-04施工
現説	27	投入マテリアル量の集計表	新規 第3章1	△	完成時					様式編-07その他
現説	28	住戸・共用部検査カルテ	新規 第3章1	△	完成時	保		☆		様式編-05検査
現説	29	化学物質の室内濃度測定要領/測定結果報告書	新規 第3章3	△	完成時	保	継	☆		様式編-03機材
現説	30	保全措置計画書	新規 第4章3	◎	完成時					様式編-08保全
現説	31	保全措置報告書	新規 第4章3	◎	完成時					様式編-08保全
現説	32	長期使用製品安全点検制度/表示制度	新規 第3章3	◎	完成時	保	継	☆		様式編-03機材
現説	33	設備機器等取扱説明書	新規 第3章1	△	完成時	保	継			資料編-03保全
現説	34	保証書	新規 第3章1	△	完成時	保	継	☆		様式編-08保全
現説	35	建物完成図	新規 第3章3	△	完成時	保	継	☆		資料編-04完成
現説	36	屋外完成図	新規 第3章3	△	完成時	保	継	☆		資料編-04完成
【建築】										
現説	37	くさび緊結式足場の採用基準	新規 第4章2	◎	着工前					様式編-04施工
現説	38	コンクリート施工計画報告書/施工結果報告書	新規 別紙1	△	工事中	保		☆		様式編-03機材
【電気】										
現説	39	トレーサビリティシステムに関する書類	新規 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材
【機械】										
現説	40	熟源等の諸元情報	新規 別紙1	◎	完成時				UR賃貸住宅の場合	様式編-03機材
現説	41	機材等発注チェックリスト	新規 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材
現説	42	騒音測定マニュアル/測定結果報告書	新規 別紙1	△	工事中					様式編-03機材
現説	43	エレベーター設備工事に関するチェックシート	新規 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材
現説	44	業務用空調機器等の諸元情報	新規 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材

◎: 監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類 △: 監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類 □: 請負代金請求時に提出する書類 ■: 契約担当チームに提出する書類 保: 「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部)) 継: 「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))	☆: 電子データ化(以下は電子データ化要領) ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。 ・原則、PDF形式(400dpi程度)。 ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。	※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。
---	---	--

分類	No	詳細文書名	規定条項等	提出先等※	提出時期※	保存※	引継※	電子データ※	備考	工事関係標準書式集
(3) 公共住宅建設工事共通仕様書及び特記基準関係等										
【共通】										
公住仕	1	施工計画書(総合、工種別)	特記基準 建築編1.2.2	◎	着工前	保		☆		
公住仕	2	工事着工状況報告書		◎	着工前				様式は支社内規による	様式編-04施工
公住仕	3	工事前電気設備の保安責任者届	建築編1.3.4	◎	着工前					
公住仕	4	近隣家屋等調査報告書	特記仕様書	△	着工前	保	継	☆		
公住仕	5	軽微な変更に係る協議結果(協議記録書)	建築編1.1.8	◎	工事中	保		☆	(現場説明書)協議記録書による。	様式編-02打合せ
公住仕	6	地下埋設物等の打合せ記録	建築編1.3.7	◎	工事中	保	継	☆	山留材の存置等	
公住仕	7	近隣及び第三者との折衝記録	建築編1.3.7	◎	工事中	保	継	☆		
公住仕	8	境界杭移動等記録簿	建築編1.3.14	◎	工事中	保	継	☆	屋外工事に引継ぐ場合あり	
公住仕	9	境界杭復元確認済証明書	建築編1.3.14	◎	工事中	保	継	☆	屋外工事に引継ぐ場合あり	
公住仕	10	施工図等	建築編1.2.3	◎	工事中					
公住仕	11	月次報告書(工事進捗)/検査予定/請求予定)	特記基準 建築編1.2.5	◎	工事中					様式編-04施工
公住仕	12	実施工程表	建築編1.2.1	◎	完成時	保		☆		
公住仕	13	機器試験成績表・機器製作図(完成図)	建築編1.7.2他	◎	完成時	保	継	☆		
公住仕	14	その他報告書		◎	工事中					
【建築】										
公住仕	15	地盤高の確認報告書	特記基準 建築編2.2.2	◎	着工前					
公住仕	16	建物位置の確認報告書	建築編2.2.1	◎	工事中					
公住仕	17	試掘地盤調査結果報告書	特記基準 建築編2.3.1	◎	工事中					
公住仕	18	杭の載荷試験報告書	特記基準 建築編4.2.3	◎	工事中	保		☆		
公住仕	19	試験杭施工報告書	特記基準 建築編4.2.2	◎	工事中	保		☆		
公住仕	20	杭の溶接技術者資格証	建築編4.3.7	◎	工事中					
公住仕	21	既製杭の杭打ち報告書	特記基準 建築編4.3.12 建築編4.4.10	◎	工事中	保		☆		
公住仕	22	基礎施工士資格証	特記基準 建築編4.5.2	◎	工事中					
公住仕	23	場所打ちコンクリート杭の杭打ち報告書	特記基準 建築編4.5.10	◎	工事中	保		☆		
公住仕	24	ミルシート(鉄筋鋼材)	特記基準 建築編5.2.1	△	工事中					
公住仕	25	継手管理技術士資格証	特記基準 建築編5.4.13 建築編5.5.5 建築編5.6.6	◎	工事中					
公住仕	26	圧接技能者資格証	建築編5.4.2	◎	工事中					
公住仕	27	圧接検査技術者資格証	特記基準 建築編5.4.3	◎	工事中					
公住仕	28	圧接継手の検査結果報告書	建築編5.4.10	◎	工事中	保		☆		
公住仕	29	特殊な鉄筋継手の検査結果報告書	特記基準 建築編5.5.6 建築編5.6.7	◎	工事中	保		☆		
公住仕	30	コンクリート配合計画書	建築編6.4.3	◎	工事中					
公住仕	31	コンクリート試験結果報告書	建築編6.9	△	工事中					
公住仕	32	コンクリート圧送士資格証	特記基準 建築編6.6.8	◎	工事中					
公住仕	33	鉄骨工場製作における検査成績書	特記基準 建築編7.3.13	△	工事中	保		☆		
公住仕	34	ミルシート(鋼材)		△	工事中					
公住仕	35	鉄骨施工管理技術者資格証	特記基準 建築編7.1.4	◎	工事中					
公住仕	36	溶接施工管理技術者資格証	建築編7.6.2	◎	工事中					
公住仕	37	溶接技能者資格証	建築編7.6.3	◎	工事中					
公住仕	38	溶融亜鉛めっき高力ボルト管理技術者資格証	建築編7.12.2	◎	工事中					
公住仕	39	溶融亜鉛めっき高力ボルト技能証明書	建築編7.12.3	◎	工事中					
公住仕	40	溶接検査技術者資格証	建築編7.6.11	◎	工事中					

◎：監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類
 △：監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類
 □：請負代金請求時に提出する書類
 ■：契約担当チームに提出する書類
 保：「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部))
 継：「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))

☆：電子データ化(以下は電子データ化要領)
 ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。
 ・原則、PDF形式(400dpi程度)。
 ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。
 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。
 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。

※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。

分類	No	詳細文書名	規定条項等	提出先等※	提出時期※	保存※	引継※	電子データ※	備考	工事関係標準書式集
公住仕	41	建方精度その他の検査記録	特記基準 建築編7.10.2	△	工事中					
公住仕	42	溶接部の検査成績書(外観検査・超音波探傷試験)	建築編7.6.12	△	工事中	保		☆		
公住仕	43	高力ボルト締付け記録	建築編7.4.8 建築編7.12.7	△	工事中	保		☆		
公住仕	44	建物沈下及び傾斜測定結果	特記仕様書	△	工事中	保	継	☆		
公住仕	45	タイルの打診及び接着力試験報告書	特記基準 建築編11.1.5	◎	工事中	保		☆		
公住仕	46	発ブラ系床下地材パネル質量測定結果	特記基準 建築編19.10.1	△	工事中					
公住仕	47	乾式二重工法用床下地材パネル質量測定結果	特記基準 建築編19.11.1	△	工事中					
【電気】										
公住仕	48	電気主任技術者との協議書	電気編 第1編1.3.2	◎	着工前				(現場説明書)協議記録書による。	
公住仕	49	テレビ受信点調査報告書	電気編 第1編1.1.5	◎	着工前	保		☆	電界強度測定、画質・音質調査	
公住仕	50	機材の試験成績表	電気編 第1編1.4.5	◎	工事中	保		☆	各機材毎の書式は製作所所定の様式とする	
公住仕	51	一般電力設備工事の試験成績表	電気編 第2編	◎	工事中	保		☆		
公住仕	52	受変電設備工事の試験成績表	電気編 第3編	◎	工事中	保		☆	自主検査における試験結果のみとする	
公住仕	53	電力貯蔵設備工事の試験成績表	電気編 第4編	◎	工事中	保		☆		
公住仕	54	発電設備工事の試験成績表	電気編 第5編	◎	工事中	保		☆	自主検査における試験結果のみとする	
公住仕	55	通信・情報設備工事の試験成績表	電気編 第6編	◎	工事中	保		☆	電話設備、住宅情報設備、インターネット設備、オートアロックスシステム、宅配ボックス、監視カメラ設備等	
公住仕	56	中央監視制御設備工事の試験成績表	電気編 第7編	◎	工事中	保		☆		
公住仕	57	現地総合試験の報告書	電気編 第1編1.7.3	◎	工事中	保		☆		
公住仕	58	インターホン・オートアロックスM動作フローチャート及び配線図	電気編 第2編	△	工事中					
公住仕	59	アンテナ設置に係る測定及び報告書	電気編 第2編	◎	工事中	保		☆		
【機械】										
公住仕	60	通水試験成績書	機械編 第2編2.9.3	△	工事中	保		☆		
公住仕	61	ポンプの試験成績書	特記基準 機械編 第1編1.4.6	△	工事中	保		☆		
公住仕	62	電動機の試験成績書	特記基準 機械編 第1編1.4.6	△	工事中	保		☆		
公住仕	63	ポンプ機器騒音測定結果書	特記基準 機械編 第1編1.4.6	△	工事中	保		☆		
公住仕	64	通湯試験・機器作動試験結果表	機械編 第2編2.9.3	△	工事中	保		☆		
公住仕	65	追焚配管の水圧試験成績表	機械編 第2編2.9.6	△	工事中	保		☆		
公住仕	66	都市ガス設備の試験成績書	機械編 第6編2.2.6	△	工事中					
公住仕	67	調理用ガス機器の点火試験成績書	機械編 第6編2.2.6	△	工事中					
公住仕	68	暖房配管の水圧試験成績表	機械編 第2編2.9.2	△	工事中	保		☆		
公住仕	69	暖房システムの総合調整の試験結果書	特記基準 機械編 第1編1.4.6	△	工事中	保		☆		
公住仕	70	換気扇の試験成績表	機械編 第3編1.17	△	工事中	保		☆		
公住仕	71	EV試験成績書	機械編 第9編	△	工事中	保		☆		
【屋外工事】										
公住仕	72	材料業者一覧表		◎	完成時	保	継	☆		
公住仕	73	出来形管理図及び管理表		◎	完成時	保	継	☆		

◎: 監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類 △: 監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類 □: 請負代金請求時に提出する書類 ■: 契約担当チームに提出する書類 保: 「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部)) 継: 「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))	☆: 電子データ化(以下は電子データ化要領) ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。 ・原則、PDF形式(400dpi程度。) ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。	※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。
---	---	--

分類	No	詳細文書名	規定条項等	提出先等※	提出時期※	保存※	引継※	電子データ※	備考	工事関係標準書式集
(4) その他										
その他	1	工事概要書		△	完成時	保	継	☆		様式編-04施工
その他	2	配置図		△	完成時	保	継	☆		
その他	3	色彩計画書		△	完成時	保	継	☆		
その他	4	工事関係書類(引継用)受領書		△	完成時	保	継	☆		
その他	5	鍵及び工具等引渡書		△	完成時	保	継	☆		様式編-08保全
その他	6	契約不適合補修の代行に関する契約について		△	完成時	保	継	☆	代行する場合のみ提出する	
その他	7	契約不適合処理担当者届等		△	完成時	保	継	☆	住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制等含む	
その他	8	契約不適合処理連絡先一覧表		△	完成時	保	継	☆		
その他	9	備品・補修材等リスト		△	完成時	保	継	☆	保管場所を記載すること	
その他	10	電気申込書		△	完成時	保	継	☆		
その他	11	共用電気メーター設置場所位置図 /メーター番号・お客様番号一覧		△	完成時	保	継	☆		
その他	12	水道申込書		△	完成時	保	継	☆		
その他	13	共用水道メーター設置場所位置図 /メーター番号・お客様番号一覧		△	完成時	保	継	☆		
その他	14	ガス申込書		△	完成時	保	継	☆		
その他	15	共用ガスメーター設置場所位置図 /メーター番号・お客様番号一覧		△	完成時	保	継	☆		
その他	16	住戸メーター最終指針一覧表(電気・水道)		△	完成時	保	継	☆	電気需給場所(一覧表含む)	
その他	17	引継説明資料		△	完成時	保	継	☆		
その他	18	住棟LAN工事関係書類		△	完成時	保	継	☆	別紙11による	
その他	19	防災設備総合運動試験成績書(防災センター)		△	完成時	保	継	☆	再開発物件等で必要	
その他	20	電気設備設置届出書(副本)		△	完成時	保	継	☆		
その他	21	自家用電気工作物に関する引継書類		△	完成時	保	継	☆		
その他	22	テレビ協同視聴設備(有線TV)関連書類		△	完成時	保	継	☆		
その他	23	TV総合調整データ(写)		△	完成時	保	継	☆		
その他	24	テレビ電波受信障害防除に関する引継書類		△	完成時	保	継	☆		
その他	25	電気絶縁・設置抵抗測定表・配電盤類試験表		△	完成時	保	継	☆		
その他	26	ポンプ・ボイラー類性能表		△	完成時	保	継	☆		
その他	27	水質検査記録		△	完成時	保	継	☆		様式編-03機材
その他	28	放熱・送排風・冷凍・空調機類性能表		△	完成時	保	継	☆		
【行政確認・検査書類】										
その他	29	計画通知・建築確認書				保	継	☆		
その他	30	建築物検査済証				保	継	☆		
その他	31	エレベーター確認済証				保	継	☆		
その他	32	消防設備等に関する届出書				保	継	☆		
その他	33	防火対象物使用届出書				保	継	☆		
その他	34	消防・保健所等検査済証				保	継	☆		
その他	35	建設住宅性能評価書				保	継	☆		
その他	36	道路・土地等使用申込・許可書				保	継	☆		
その他	37	電柱供架承諾書				保	継	☆		
その他	38	防災設備集中管理計画届出				保	継	☆		
その他	39	名義変更書				保	継	☆		

工事関係書類の取扱い(「保存書類」+「引継書類」+その他)(一覧)

保全工事版

◎：監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類 △：監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類 □：請負代金請求時に提出する書類 ■：契約担当課に提出する書類 保：「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部)) 継：「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))	☆：電子データ化(以下は電子データ化要領) ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。 ・原則、PDF形式(400dpi程度。) ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。	※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。
---	--	--

分類	No	詳細文書件名	規定条項等	提出先等	提出時期	保存	引継	電子データ	備考	工事関係標準書式集
		電子データ(CD等)	現場説明書	◎	完成時	保	継	☆	電子化要領参照	

(1) 工事請負契約書関係

【共通】

契約書	1	契約書		■	着工前	保	継	☆		
契約書	2	中間支払率表	第37条	■	着工前					
契約書	3	設計図書(契約図面)	第1条	■	着工前					
契約書	4	工程表(契約時の計画工程表)	第3条	■	着工前	保		☆	「前払金」時期との関係が必要	様式編-01工程
契約書	5	契約保証金収納報告書/提出書	第4条1項	■	着工前				(契)第4条第1項第1号の場合	様式編-07その他
契約書	6	保証に係る保証書又は証券	第4条1項	■	着工前				(契)第4条第2~4項のいずれかの場合	
契約書	7	監督員決定通知書(機構→受注者)	第9条	△	着工前					
契約書	8	現場代理人届	第10条1項	◎	着工前	保		☆	建設業法第19条	様式編-04施工
契約書	9	主任(監理)技術者届	第10条1項	◎	着工前	保		☆	建設業法第26条	様式編-04施工
契約書	10	前払金請求書	第34条1項	□	着工前				締結後契約担当課へ提出	
契約書	11	前払金保証書	第34条1項	■	着工前				締結後契約担当課へ提出	
契約書	12	火災保険等契約締結通知書	第53条	◎	着工前					
契約書	13	(中間)前払金請求書	第34条4項	□	工事中					様式編-07その他
契約書	14	中間前払金認定請求書/履行報告書	第34条4項	□	工事中					様式編-07その他
契約書	15	部分払検査願	第37条2項	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	16	部分払請求書	第37条5項	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	17	一部完成届	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	18	一部引渡書	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	19	一部完成払請求書	第38条	□	工事中					検査関係書類の作成要領
契約書	20	完成未完成部分使用同意書	第33条1項	□	工事中					
契約書	21	監督員に対する措置請求	第12条4項	◎	工事中					
契約書	22	工事材料検査願/検査結果通知書	第13条	△	工事中					
契約書	23	工事材料場外搬出願承諾書	第13条	△	工事中					
契約書	24	支給材料及び貸与品使用不適の通知	第15条	◎	工事中				設計施工の場合対象外	
契約書	25	支給材料及び貸与品受領書又は借用書	第15条	◎	工事中				設計施工の場合対象外	
契約書	26	工事変更要望書/承諾書	第18条	◎・△	工事中					
契約書	27	施工条件変更願	第18条1項	◎	工事中					
契約書	28	工事中止報告書	第20条	■	工事中					
契約書	29	工期延長願	第21条	◎	工事中					様式編-04施工
契約書	30	請負代金額変更届	第24条	◎	工事中					
契約書	31	臨機処置通知書(受注者→機構)	第26条	◎	工事中					
契約書	32	臨機処置指示通知書(機構→受注者)	第26条	△	工事中					
契約書	33	損害発生通知書・報告書(受注者→機構)	第27条	◎	工事中					
契約書	34	損害状況通知書/損害補償請求書(機構→受注者)	第27条	△	工事中					
契約書	35	不可抗力による損害届	第29条1項	◎	工事中					
契約書	36	契約保証金払戻請求書	第4条1項	■	完成時				(契)第4条第1項第1号の場合	様式編-07その他
契約書	37	契約保証書等の返還/保証書に係る領収書	第4条1項	■	完成時				(契)第4条第1項第2号の場合のうち銀行等の場合	
契約書	38	完成払請求書	第32条1項	□	完成時					検査関係書類の作成要領
契約書	39	完成届	第31条1項	□	完成時					検査関係書類の作成要領
契約書	40	引渡書	第31条4項	□	完成時					検査関係書類の作成要領

工事関係書類の取扱い(「保存書類」+「引継書類」+その他)(一覧)

保全工事版

◎：監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類 △：監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類 □：請負代金請求時に提出する書類 ■：契約担当課に提出する書類 保：「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部)) 継：「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部))	☆：電子データ化(以下は電子データ化要領) ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。 ・原則、PDF形式(400dpi程度。) ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。	※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。
---	--	--

分類	No	詳細文書件名	規定条項等	提出先等	提出時期	保存	引継	電子データ	備考	工事関係標準書式集
(2)現場説明書関係										
【共通】										
現説	1	契約不適合等に関する覚書	保全 第2章1	■	着工前	保	継	☆		様式編-07その他
現説	2	個人情報等の保護に関する特約条項	保全 第2章1	■	着工前					
現説	3	建設業退職金共済制度の掛金収納書届	保全 第2章1	△・■	着工前				契約締結後1ヶ月以内に契約担当課へ提出	様式編-07その他
現説	4	建設リサイクル法関連書類	保全 第3章1	△	着工前	保		☆		様式編-06発生材
現説	5	発注時工事カルテ受領書(写)	保全 第2章1	◎	着工前	保		☆		JACIC様式
現説	6	変更時工事カルテ受領書(写)	保全 第2章1	◎	工事中	保		☆		JACIC様式
現説	7	完了時工事カルテ受領書(写)	保全 第2章1	◎	完成時	保		☆		JACIC様式
現説	8	施工計画・技術提案の履行に係る覚書	保全 第2章1	◎	着工前	保		☆	総合評価方式の場合	様式編-07その他
現説	9	施工計画に係る実施状況の確認(チェックリスト)	保全 第2章1	◎	工事中	保		☆		様式編-07その他
現説	10	法令等に基づく届出チェックリスト	保全 第2章1	◎	着工前	保		☆		別添01
現説	11	施工体制台帳	保全 第2章1	△	着工前	保		☆		様式編-04施工
現説	12	施工体系図	保全 第2章1	△	着工前	保	継	☆		様式編-04施工
現説	13	労災保険加入確認書	保全 第2章1	◎	着工前					様式編-07その他
現説	14	公共事業労務費調査/賃金調査票	保全 第2章1	△	着工前					様式編-07その他
現説	15	建設副産物利用促進実施集計表	保全 第3章1	◎	着工前	保		☆		様式編-06発生材
現説	16	緊急連絡体制	保全 第3章1	◎	着工前					様式編-04施工
現説	17	使用材料報告書(居室の内装に係る材料)	保全 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	18	使用材料報告書(居室の内装以外に係る材料)	保全 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	19	使用材料報告書(屋外工事)	保全 第3章2	◎	工事中	保	継	☆	使用に先立って提出	様式編-03機材
現説	20	事故報告書	保全 第3章1	◎	工事中				支社報告	様式編-07その他
現説	21	四連報告書/協議記録書/ワンレス	保全 第3章1	◎	工事中	保	継	☆		様式編-02打合せ
現説	22	工事写真	保全 第3章2	△	工事中	保		☆		様式編-04施工
現説	23	投入マテリアル量の集計表	保全 第3章1	△	完成時					様式編-07その他
現説	24	晴雨表/風速記録(超高層住宅のみ)	安全管理計画書	◎	完成時					様式編-07その他
現説	25	施工完了確認表	保全 第3章3	◎	完成時	保	継	☆		様式編-07その他
現説	26	住戸・共用部検査カルテ	保全 第3章1	△	完成時	保		☆		様式編-05検査
現説	27	設備機器等取扱説明書	保全 第3章1	△	完成時	保	継			資料編-03保全
現説	28	保証書	保全 第3章1	△	完成時	保	継	☆		様式編-08保全
現説	29	完成図又は変更図	保全 第3章3	△	完成時	保	継	☆		資料編-04完成
【建築】										
現説	30	くさび緊結式足場の採用基準	保全 第4章2	◎	着工前					様式編-施工19
現説	31	アスベスト処理報告書	保全 別紙1	◎	工事中					様式編-06発生材
現説	32	外壁等仕上塗材等石綿含有調査結果 報告書	保全 別紙1	◎	完成時	保		☆		様式編-06発生材
現説	33	バルコニー一点検票/手摺点検チェック表	保全 第3章3	◎	工事中					様式編-07その他
現説	34	改修前後写真	保全 第3章3	◎	完成時	保		☆		資料編-02施工
【電気】										
現説	35	トレーサビリティシステムに関する書類	保全 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材

工事関係書類の取扱い(「保存書類」+「引継書類」+その他)(一覧)

保全工事版

◎：監督員確認の上、監督員及び工事施工者の双方で保管する書類
 △：監督員確認の上、工事施工者において現場で保管する書類
 □：請負代金請求時に提出する書類
 ■：契約担当課に提出する書類
 保：「保存書類」として編集(工事記録として工事部門へ引き継ぎ(1部)
 継：「引継書類」として編集(管理用として管理部門へ引き継ぎ(1部)

☆：電子データ化(以下は電子データ化要領)
 ・電子化対象は「保存書類」及び「引継書類」。
 ・原則、PDF形式(400dpi程度。)
 ・印影、図面等が明確に判別出来るよう、スキャン時に考慮すること。
 ・ファイル名・階層、PDFの「しおり機能」等を活用して整理し、CD等に格納。
 ・CD等のメディア表面に工事件名等を印字し、各「書類」に格納すること。

※提出先や提出時期、保存・引継書類の別については標準例であり、実際は総主任や監督員の指示に従うこと。

分類	No	詳細文書件名	規定条項等	提出先等	提出時期	保存	引継	電子データ	備考	工事関係標準書式集
【機械】										
現説	36	EV騒音測定結果報告書	保全 別紙1	△	工事中					様式編-03機材
現説	37	EV設備工事に関するチェックシート	保全 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材
現説	38	業務用空調機器等の諸元情報	保全 別紙1	◎	工事中					様式編-03機材
(3) 保全工事共通仕様書関係										
【共通】										
保共仕	1	技術者名簿	総則編1.1.9	◎	着工前					
保共仕	2	施工計画書	総則編1.4.2	◎	着工前	保		☆		
保共仕	3	電気主任技術者との協議書	総則編1.1.18	◎	着工前					
保共仕	4	給水施設の管理者との協議	総則編1.1.19	◎	着工前					
保共仕	5	健康診断書(水道法第21条関連)	総則編1.1.25	◎	着工前					
保共仕	6	施工管理技術者に係る証明資料	総則編1.2.3	◎	工事中					
保共仕	7	近隣及び第三者との折衝記録	総則編1.2.4	◎	工事中	保	継	☆		
保共仕	8	軽微な変更に係る協議結果(協議記録書)	総則編1.1.6	◎	工事中	保		☆	(現場説明書)協議記録書による。	様式編-02打合せ
保共仕	9	地下埋設物等の打合せ記録	総則編1.2.12	◎	工事中	保	継	☆		
保共仕	10	施工図等	総則編1.4.3	◎	工事中					
保共仕	11	試験成績書及び規格証明書等	総則編1.5.4	△	工事中	保	継	☆		
保共仕	12	技能士の資格を証明する資料	総則編1.6.2	△	工事中					
保共仕	13	技能資格を証明する資料	総則編1.6.3	△	工事中					
保共仕	14	月次報告書(工事進捗)/検査予定/請求予定	特記基準 建築編1.2.5	◎	工事中					様式編-04施工
保共仕	15	実施工程表	総則編1.4.1	◎	完成時	保		☆		
【建築】										
保共仕	16	エポキシ樹脂注入に関する試験	建築編3.2.3	◎	工事中	保		☆		
保共仕	17	タイルの打診検査及び接着剤試験結果報告書	建築編3.3.3	◎	工事中	保		☆		
保共仕	18	外壁複合補修工法に関する試験	建築編3.5	◎	工事中	保		☆		
保共仕	19	既存枠板厚測定	建築編7.2.1	◎	工事中	保		☆		
保共仕	20	塗装・防水材塗布量試験	建築編8.1.4	◎	工事中	保		☆		
保共仕	21	既存塗膜の付着試験	建築編8.6.1	◎	工事中	保		☆		
保共仕	22	ベースパネルの質量測定結果	建築編9.3.2	◎	工事中					
保共仕	23	ボード割付図(化粧ボード)	建築編9.10.3	◎	工事中					
保共仕	24	補修要領書(躯体改造工事の際の既存躯体)	建築編10.13.3	◎	工事中					
保共仕	25	あと施工アンカー施工管理技術者資格者証	建築編10.14.5	◎	工事中				耐震改修工事の場合	
保共仕	26	あと施工アンカー技能者資格者証	建築編10.14.6	◎	工事中				耐震改修工事の場合	
(5) その他										
その他	1	工事概要書		△	完成時	保	継	☆		様式編-04施工
その他	2	配置図		△	完成時	保	継	☆		
その他	3	色彩計画書		△	完成時	保	継	☆		
その他	4	工事関係書類(引継用)受領書		△	完成時	保	継	☆		
その他	5	契約不適合等補修の代行に関する契約について		△	完成時	保	継	☆	代行する場合のみ提出する	
その他	6	契約不適合等処理担当者届等		△	完成時	保	継	☆	住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制等含む	
【行政確認・検査書類】										
その他	7	計画通知・建築確認書				保	継	☆		該当物件の場合に必要
その他	8	建築物検査済証				保	継	☆		該当物件の場合に必要
その他	9	エレベーター確認済証				保	継	☆		該当物件の場合に必要
その他	10	消防設備等に関する届出書				保	継	☆		該当物件の場合に必要
その他	11	消防検査済証				保	継	☆		該当物件の場合に必要

ワnレス【 質疑協議記録 】

更新日 令和 年 月 日

(工事名称)

(受注者)

NO	質疑・指示				回答				金額変更時 記載		完了 確認 ※6	
	質疑日	質疑・指示者	質疑・指示内容	回答希望日 ※1	回答日	回答者	回答内容	変更処理 ※2	四連報告書 ※3	金額 概算・税抜 ※4 (単位:千円)		見積・図面 ※5
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												

※1 回答希望日を記載する。

※2 「A」…金額変更を伴う変更処理、「B」…金額変更を伴わない変更処理

※3 四連報告書が必要となる場合に記載する。作成しない場合「不要」と記載する。

※4 概算額であり、決定金額は積算精査による。なお、金額決定に当たっては、請負契約時の落札率が掛けられる。

※5 金額変更の伴う質疑については、必要に応じて「見積」「図面」「カタログ」等を添付する。

※6 回答済の項目は、完了確認欄へ「済」と記載する。

使用材料の報告に関する事項について

本工事で使用する材料に表1から表4に掲げる機材を含む場合、その材料の使用に先立ち、使用材料報告書（以下「報告書」という。）を作成し、監督員に提出すること。

なお、その取扱い等については以下による。

1 報告書の分類

報告書は、「居室の内装に係る使用材料報告書」、「居室の内装以外に係る使用材料報告書」、「屋外工事に係る使用材料報告書（屋外工事を含む場合に限る。）」に分類し作成すること。

2 報告書の様式

報告書の様式は、**様式-03 機材**「使用材料報告書（新築工事版）」又は「使用材料報告書（保全工事版）」による。

3 留意事項

(1) 報告書に記載する確認日の取扱い

報告書に記載する確認日は、当初に確認した日付のみでよい。

(2) 「機材の品質・性能基準」に規定された材料の取扱い

本工事で使用する機材のうち「機材の品質・性能基準」に規定された機材については、機構に登録された品質性能評価機関の評価を受けたことを証明する証明書を監督員に提出する。なお、品質性能評価機関については「都市再生機構工事特記基準」の一般共通事項による。

(3) 「機材の品質判定基準」及び「機材及び工法の品質判定基準」に規定された材料の取扱い

本工事で使用する機材のうち「機材の品質判定基準」及び「機材及び工法の品質判定基準」に規定された機材については、同基準に添付されている「品質確認報告書」を監督員に提出すること。

(4) 「居室の内装に係る使用材料報告書」の「空気質に関する事項」について

イ 「使用する材料の規格」の記載方法

「空気質に関する事項」の「使用する材料の規格」については、JIS、JAS等の規格に基づく使用材料については、F☆☆☆、F☆☆☆☆等を記入し、それ以外で建築基準法に対応している材料については、第3種、規制対象外、大臣認定内容等を記入すること。

ロ 「規格の確認方法」の記載方法

「規格の確認方法」については、確認を行った表示等を記入すること。

以上

表1 居室の内装に係る使用材料報告書の対象機材

工事区分	材料名	必要とされる規格
タイル工事 (内装部分に係る材料)	タイル	JIS A5209
	タイル用タイル	品質判定基準
	接着剤	JIS A5548
木工事	木材	JAS
	集成材	JAS
	合板	JAS、特記
	接着剤	JIS A5538
		JIS A5537
防腐剤	JIS K1571	
建具・ガラス工事 (内装部分に係る材料)	内装ドア①	機材の品質・性能基準
	内装ドア②	機材の品質・性能基準
	襖	機材の品質・性能基準
塗装工事 (内装部分に係る材料)	塗装材料	
	G. P	JIS K5660
仕上塗材工事 (内装部分に係る材料)	上記以外	当該 JIS
	仕上塗材	
内装工事	床下地材	品質判定基準
	発泡プラスチック床下地材	品質判定基準
	乾式遮音二重床	品質判定基準
	セルフレビング床材	JASS15
	フローリング	JAS 等
	ビニル床シート	JIS A5705
	接着剤	JIS A5536
	カーペット	JIS L4405 等
	石膏ボード	JIS A6901
	セメントけい酸カルシウム板	JIS A5430
	硬質繊維板	JIS A5905
	パーティクルボード	JIS A5908
	普通合板	JAS
	特殊加工化粧合板	JAS
	難燃合板	JAS
	接着剤	JIS A5538
		JIS A6921
	ビニルクロス	求められる防火性能
	接着剤	JIS A6922
	発泡プラスチック保温材	JIS A9511
接着剤	JIS A5547	
ユニット及びコンクリートブロック工事 (内装部分に係る材料)	浴室ユニット	機材の品質・性能基準
	キッチンキャビネット	機材の品質・性能基準
	収納ユニット	特記
	集合郵便受箱	機材の品質・性能基準
	手すりユニット	機材の品質・性能基準
	収納用はしご段	特記

表2 居室の内装以外に係る使用材料報告書の対象機材

工事区分	材料名	必要とされる規格
地業工事	PHC杭	機関評価等 JIS A 5373
	SC杭	機関評価等
	鋼管杭	JIS A 5525
	H型鋼杭※	JIS A 5526
	地業工事に用砕石	特記
鉄筋工事	異形棒鋼	JIS G 3112
コンクリート・型枠工事	レディミクスコンクリート	JIS A 5308
	高性能AE減水剤	品質判定基準
	初期補修用プレミックスリマセメントペースト	品質判定基準
	初期補修用プレミックスリマセメントモルタル	品質判定基準
	PC部材	プレ協認定工場
鉄骨工事	鋼材	JIS G 3101 他 大臣認定
	溶接材料	JIS Z 3211 他
	特殊高力ボルト	大臣認定
	アンカーボルト	JIS A 3101 他
防水工事	防水工事に用アスファルト	JIS K 2207
	ストレッチアスファルトルーフィングフェルト	JIS A 6022
	穴あきアスファルトルーフィングフェルト	JIS A 6023
	アスファルトルーフィングフェルト※	JIS A 6005
	改質アスファルトフェルトルーフィング※	JIS A 6013 特記
	塗膜防水材	JIS A 6021
	シーリング材	JIS A 5758
タイル工事 (内装部分以外に係る材料)	タイル	JIS A 5209
	タイルモルタル	品質判定基準
	接着剤	JIS A 5548
屋根及びとい工事	屋根外断熱工法用断熱材	品質判定基準
金属工事	軽量鉄骨下地	JIS A 6517
建具・ガラス工事 (内装部分以外に係る材料)	玄関ドア	品質判定基準
	パイプシャフトドア	品質判定基準
	アルミサッシ	品質判定基準
	錠前	品質判定基準
	ドアクロザー	品質判定基準
	ガラス	
	フロート板ガラス※	JIS R 3202 等
	合わせガラス等	JIS R 3205 等
塗装工事 (内装部分以外に係る材料)	塗装材料	
	G. P	品質判定基準
	上記以外	当該 JIS
仕上塗材工事 (内装部分以外に係る材料)	仕上塗材	
	マシックA、B、C	品質判定基準
	マシック上記以外	品質判定基準
	吹付けタイル	JIS A 6909
	フレックスコート	品質判定基準
ユニット及びコンクリートブロック工事 (内装部分以外に係る材料)	集合郵便受箱	品質判定基準
	手すりユニット	品質判定基準
	コンクリートブロック	JIS A 5406

表3 電気工事の対象機材

材料名	必要とする規格
電線・ケーブル類 (EM-IE, EEF, CE, UB, MB) ○	JIS C 3307 JCS 376-A 他 JCS 416 他 機材の品質・性能基準
電線管 電線管附属品	JIS C 8305 JIS C 8411 他
ボックス Pc 板ビニルボックス	JIS C 8330 JIS C 8412 他 指定資材
フアグアウトライティングダクト附属品	JIS C 8366 JIS C 8351 他
配線器具	JIS C 8303 JIS C 8304 JWDS0024 他
高圧配電盤 分電盤・制御盤	JIS C 4620 JIS C 8480 JEM 1459 他 指定資材
電柱・地中ケーブル、保護材料	JIS C 3653 他
住宅用分電盤 (過電流警報装置) ○	JIS C 8328 機材の品質・性能基準
照明器具 電球類 安定器	JIS C 8106 JIS C 7501 JIS C 8117 他 JEL、JIL 指定材料
換気扇 電気調理器 電気温水器 電気乾燥機	特記
避雷用機器	JIS A 4201
直流電源装置 蓄電池類	JIS C 4402 JEM 1459 JIS C 8704 SBA 5006 他
太陽光発電装置	JIS C 8918 JIS C 8939 他 特記
テレビ・FM 共同 受信機器 ○	機材の品質・性能基準
通信ケーブル 同軸ケーブル	JIS C 3502 JCS C 68 他
住宅情報盤 ○ (インターを含む)	機材の品質・性能基準
拡声機器	特記 JIS C 5504 他
防犯カメラ ○	機材の品質・性能基準
中央監視制御装置	特記 JEM 1459 JIS x 0301
宅配ボックス ○	機材の品質・性能基準
住棟 LAN 配線システム	特記 JIS X 5150 ISO 11801 他

表 4 機械工事の対象機材

工事区分	機器名	材料名
衛生器具設備工事	洗面化粧ユニット	合板類
		ミディアム・デンシティ・ファイバーボード[MDF]
		パーティクルボード
暖冷房設備工事	住戸セントラル給湯・暖冷房システム	合板類
		ミディアム・デンシティ・ファイバーボード[MDF]
		パーティクルボード
ガス設備工事	調理用ガス機器	合板類
		ミディアム・デンシティ・ファイバーボード[MDF]
		パーティクルボード
塗装及び防露・保温工事	—	塗料（居室の内装に用いる場合）
塗装及び防露・保温工事	—	防露・保温材（居室の内装に用いる場合）

化学物質の室内濃度測定について

別紙 1

室内空気質測定方法等について

- 1 対象住宅
 - 賃貸住宅、分譲住宅(協調型再開発事業において都市機構が取得する賃貸住宅を含むものとし、賃貸用特定分譲住宅及び特別借受賃貸住宅は除く)
- 2 測定方法等
 - (1) 測定物質
 - ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンとする。
 - (2) 測定住戸数
 - 建設中住宅の各工区うち戸数の1割(端数切り上げ)とする。住戸選定については各住戸タイプ毎とし、複数棟ある工区については、各棟から選定する。
 - (3) 1住戸の測定居室数
 - ① 1測定住戸について2居室とする。(ワンルームタイプの場合、1居室)
 - ② 測定を行なう居室は、日照等が多いことその他の理由から、測定の対象となる物質の濃度が相対的に高いと見込まれる居室とする。(一般的には、南向きの居室、寝室、台所等が想定される。)
 - (4) 測定方法及び測定機器等
 - ① 測定方法及び採取内容・採取条件については別紙1によるものとし、様式1へ記録し、その記録方法については別紙2の作成要領によるものとする。
 - ② 測定機器については別紙3による。なお、測定方法及び測定機器に関する問合せは、別紙3のとおりとし、測定機器販売事業者への問合せは厳に避けることとする。
- 3 測定の実施における業務

測定者は、建築工事受注者とし、監督員の指導により測定を行うこととする。

また、測定結果等の確認、等を監督員から受けることとする。

 - (1) 受注者の業務
 - イ 上記2(4)により測定機器の選定発注(郵送先は都市機構監督員事務所とする。)
 - ロ 測定、及び測定後、検査機関へ機器を郵送(測定結果の郵送先も都市機構監督員事務所とする。)
 - ハ 測定物質の濃度以外の採取内容及び採取条件について、様式1へ記録し、監督員へ提出
 - (2) 監督員の業務
 - イ 測定住戸及び測定居室の選定
 - ロ 量・換工事受注者との工程調整
 - ハ 測定機器の受取及び受注者への配布
 - ニ 測定の前立会い
 - ホ 採取内容及び採取条件記録の確認
 - ト 測定結果より化学物質の濃度を様式1に記録
 - チ 支社工務チームへ様式1を電子媒体にて提出
- 4 報告及び提出物

受注者は、様式1を、監督員の指示した日程までに、報告することとする。

また、監督員は、様式1を作成し、工務チームの指示した日程までに報告することとする。

以上

室内空気質測定について、その方法は住宅性能表示制度に基づく測定方法として認められているものであり、室内空気質測定を行う対象住宅において、その測定方法を以下の要領によることとする。

- 1 測定方法について
 - (1) 測定時期
 - 建築工事が完了し、畳・襖が設置された後、点検確認日までの間とする。
 - (2) 測定機器の設置
 - 測定を行う居室の中央付近の床から、1.2mから1.5mまでの高さにおいて、採取を行なう。
 - (3) 測定方法
 - ① 30分間換気
 - 住宅の全ての窓、全ての扉(住戸内収納の扉、キッチン吊戸棚の扉等も含む)を開放する。
 - ② 5時間閉鎖
 - 屋外に面する窓と扉を閉鎖(住戸内収納の扉、キッチン吊戸棚の扉等については開放したまま)。
 - ③ 測定時間
 - 測定回数は1回。採取時間は、測定機器毎の定めによるが特に定めのない場合、24時間とする。なお、24時間未満の測定の場合、午後2時～3時を測定時間の中央とする。
 - なお、24時間常時小風量換気システムが設置されている場合、5時間閉鎖中も、測定中もシステムを稼働させることとする。(局所換気設備は稼働させない。)
- 2 採取内容及び採取条件の記録

採取において、住宅性能表示制度における「室内空气中の化学物質の濃度等」に定める採取内容・採取条件によるものとして、様式1に記録する。

以上

別紙2

化学物質の室内濃度測定結果等報告書作成要領

化学物質の室内濃度測定結果等報告書(様式1)を作成するに当たっては、以下の内容に従い作成してください。

- 1 整理番号等
 - 【県番号・都道府県名】 県番号については空欄とし、都道府県名の欄に、都道府県名を記入してください。
 - 【整理番号】 県番号一年度毎に取りまとめた通し番号を半角で入力してください(番号は任意)。
 - 【事業主体名】 事業主体が都道府県の場合は「都道府県」と記入し、市町村の場合は当該市町村を記入してください。(「都市機構」と記入してください。)

- 2 測定結果
 - 【測定物質の濃度】
 - 測定結果数値(2回以上測定した場合)は測定濃度の平均値)を半角で記入してください。(桁数は測定結果数値の有効桁数による)
 - 測定値が以下に示す厚生労働省の指針値以内であることを確認してください。

ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	25℃換算で0.08ppm
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	25℃換算で0.07ppm
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	25℃換算で0.05ppm
エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	25℃換算で0.88ppm
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	25℃換算で0.05ppm

- 3 住棟概要
 - 【所在地】 測定した住宅の所在地名(地番は不要)を記入してください。
 - 【団地名・棟名】 測定した住宅の団地名・住棟名を記入してください。(管理名称での記入)
 - 【建て方】 以下より選択してください。(選択肢は1共同建てとなります。)
 - 1 共同建て 2 長屋(連続)建て 3 一戸建て 4 その他()
 - 【工法】 以下より選択してください。(選択肢は3、4、5、7となります。)
 - 1 木造(在来) 2 木造(2×4) 3 鉄筋コンクリート造 4 壁式鉄筋コンクリート造 5 プレキャストコンクリート造 6 鉄骨造 7 鉄骨鉄筋コンクリート造 8 軽量鉄骨造 9 プレファブ工法(木質系) 10 プレファブ工法(鉄骨系) 11 ブロック造 12 その他(O○○○)
 - 【階数】 当該住棟が何階建てかを半角で記入してください。
 - 【戸数】

- ・当該住棟の戸数(当該住棟に何戸あるのか)を半角で記入してください。
- 【契約年月日】 契約年月日を半角で記入してください。(例:H140610)
- 【内装工事完了年月日】 内装工事完了年月日(内工期末)を半角で記入してください。
- 【竣工年月日】 竣工年月日(外工期末)を半角で記入してください。

- 4 住戸概要
 - 【号室】 測定した住戸の号室を半角で記入してください。なお、測定時点で未定の場合は、測定した住戸を特定できる表記としてください。
 - 【部屋のある階】 測定した住戸の階数を記入してください。
 - 【間取り】 間取り(住戸タイプ)を記入してください。
 - 【床面積】 測定した住戸の住戸専用面積(m^2)を記入してください。(小数点第2位以下切捨て)
 - 【全般換気設備】 連続的な運転が確保できる全般換気の設備(24時間換気システム等)について、以下より選択してください。

1 なし	2 第1種機械換気設備	3 第2種機械換気設備	4 第3種機械換気設備
【局所換気設備】	以下より選択してください。		
1 なし	2 台所・トイレ・浴室	3 台所・トイレ・浴室	4 台所・居室
5 台所・浴室	6 トイレ・浴室	7 台所	8 トイレ
9 浴室	10 その他()		

- 5 測定室概要
 - 【部屋名称】 以下より選択してください。
 - 1 居間 2 寝室 3 食堂 4 居間兼食堂 5 台所兼食堂 6 その他()
 - 【部屋の広さ】 測定した居室の面積について、畳数に換算した数値を記入してください。(1帖:1.6 m^2 程度)
 - 【開口部の向き】 以下より選択してください。
 - 開口部が2ヶ所以上ある場合は、面積の大きい開口部の向きとし、同一面積の場合は南面に近い開口部の向きを選択してください。
 - 1 東 2 南 3 西 4 北 5 南西 6 南東 7 北西 8 北東
 - 【測定室の冷暖房設備】 以下より選択してください。
 - 1 なし 2 エアコン 3 床暖房 4 セントラルヒーティング 5 その他()

6 採取条件

別紙3

室内空気質測定機器の取扱い等について

パッシブ型採取機器の使用については、最新版の「パッシブ型採取機器（サンプラー）一覧表」によるものとし、詳細については「国土交通省 住宅局のホームページ」
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm>

により確認すること。

測定方法、測定機器に関する問合せは、下記宛に行うこととし、測定機器販売事業者等への問合せは、厳に避けることとする。

以上

【測定器具の名称】
 ・ 選択肢を利用し、採取機器の名称を記入してください。

【製造者又は販売者】
 ・ 選択肢を利用し、採取機器の製造者の名称、製造者が不明な場合には販売者の名称を記入してください。

【分析法】
 ・ 以下より選択してください。
 1 低電位電解法 2 高速液体クロマトグラフ法 3 ガスクロマトグラフ法
 4 DNP/誘導体化固相吸着ー溶媒抽出法 5 固相吸着ー溶媒抽出法
 6 DNP/誘導体化固相吸着ー溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法
 7 固相吸着ー溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法
 8 固相吸着ー加熱脱着法 9 その他()

【採取開始年月日】
 ・ 採取開始年月日を半角で記入してください。(記載例:HI140801)

【採取時刻】
 ・ 採取時刻を半角で記入してください。(記載例:14:30~15:00)
 ・ 採取が2日以上に渡る場合は、「採取時刻」欄に採取開始日における採取開始時刻、採取終了日における採取終了時刻を記入してください。

(24時間採取する場合の記載例:14:30~14:30)
 【室温】
 ・ 採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均室温を半角で記入してください。

【相対湿度】
 ・ 採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均相対湿度を半角で記入してください。

【天候】
 ・ 以下より選択してください。
 1 晴れ 2 曇り 3 雨 4 雪 5 その他()

【日照の状況】
 ・ 居室内に他の建物による日影が明確にできる場合は「あり」、明確でない場合は「なし」を選択してください。

1 あり 2 なし
 【冷暖房設備の使用状況】
 ・ 以下より選択してください。

1 使用しない 2 暖房使用 3 冷房使用

以上

化学物質の室内濃度測定結果等報告書

都道府県名/政令市名

令和〇〇年度〇半期

測定団地数	測定棟数	測定戸数

化学物質の室内濃度測定結果等報告書 (様式1)

【様式】

<p>○整理番号等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県番号 ・ 整理番号 ・ 都道府県名 ・ 事業主体名 ・ 種類 <p>○測定物質の濃度 (ppm)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ホルムアルデヒド b. アセトアルデヒド c. トルエン d. キシレン e. エチルベンゼン f. スチレン <p>(1つでも指針値を上回ったら様式2を作成)</p>	<p>○住戸概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 号室 ・ 部屋のある階 (階) ・ 間取り ・ 床面積 (㎡) ・ 全換気設備 ・ 局所換気設備 <p>○測定室概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋の名称 ・ 部屋の広さ (帖) ・ 開口部の向き ・ 測定室の冷暖房設備
<p>○住棟概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 ・ 団地名, 棟名 ・ 建て方 ・ 工法 ・ 階数 (階) ・ 戸数 (戸) ・ 着工年月日 ・ 内装工事完了年月日 ・ 竣工年月日 	<p>○採取条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定器具の名称 ・ 製造者又は販売者 ・ 分析法 (a, b) ・ 分析法 (c, d, g, f) ・ 採取開始年月日 ・ 採取時刻 ・ 室温 (°C) ・ 相対湿度 (%) ・ 天候 ・ 日照の状況 ・ 冷暖房設備の使用状況

化学物質の室内濃度測定結果等報告書 (様式1)

【記載例】

<p>○整理番号等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 番号 13 • 整理番号 1-1 • 都道府県名 東京都 • 事業主体名 ○○市 • 種類 公営住宅 <p>○測定物質の濃度 (ppm)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ホルムアルデヒド 0.09 b. アセトアルデヒド 0.02 c. トルエン 0.05 d. キシレン 0.04 e. エチルベンゼン 0.86 f. スチレン 0.03 <p>(1つでも指針値を上回ったら様式2を作成)</p>	<p>○住戸概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 号室 505 • 部屋のある階 (階) 5 • 間取り 3LDK • 床面積 (㎡) 70.0 • 全般換気設備 第1種機械換気設備 • 局所換気設備 台所・トイレ・浴室 <p>○測定室概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 部屋の名称 居間兼食堂 • 部屋の広さ (帖) 10 • 開口部の向き 南東 • 測定室の冷暖房設備 なし
<p>○住棟概要</p> <ul style="list-style-type: none"> • 所在地 ○○○○ • 団地名, 棟名 ○○○○ • 建て方 DNHP • 工法 H150620 • 階数 (階) 14:30~14:30 • 戸数 (戸) 20 • 着工年月日 60 • 内装工事完了年月日 晴れ • 竣工年月日 なし 	<p>○採取条件</p> <ul style="list-style-type: none"> • 測定器具の名称 ○○○○ • 製造者又は販売者 ○○○○ • 分析法 (a, b) DNHP • 分析法 (c, d, g, f) H150620 • 採取開始年月日 14:30~14:30 • 採取時刻 20 • 室温 (°C) 60 • 相対湿度 (%) 晴れ • 天候 なし • 日照の状況 使用しない • 冷暖房設備の使用状況

化学物質の室内濃度測定結果報告書（様式2）

整理番号	測定値が厚生労働省の指針値を上回った理由として考えられる要因 (使用された建材名、施工方法、その他について詳細に記述。)	測定値が厚生労働省の指針値を上回った場合にとった措置

長期使用製品安全点検制度及び安全表示制度に関する事項について

1) 長期使用製品安全点検制度の対象機材

消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度の対象機材（例：電気式浴室乾燥機）について、本工事に含まれる製品に添付された所有者票に別途指示する内容を記入したものと、様式編-03 機材「長期使用製品安全点検制度[特定保守製品]」により対象機材別のリストを作成し、監督員に提出すること。

2) 長期使用製品安全表示制度の対象機材

安全用品の技術上の基準を定める省令に基づく長期使用安全表示制度の対象機材（例：レンジフード、常時小風量換気機能付浴室暖房乾燥機、エアコン等）について、本工事に含まれる様式編-03 機材「長期使用製品安全表示制度 対象品」により対象機材別のリストを作成し、監督員に提出すること。

以上

コンクリート施工計画報告書

令和 年 月 日

報告書	工事監理者 住所・氏名	() 級建築士 () 登録 第 号 印 TEL	使用材料	セメント	品名・種別・製造工場	細骨材	産地・種別・塩分量(%)	粗骨材	産地・種別・最大寸法			
	工事受注者 住所・氏名	代表者 印 TEL		混和材料	レディミクスト・コンクリート	製造会社及び工場名	工事現場までの距離 所要時間					
建築工事名称	調査計画			番号	打設部位	設計基準 強度 (N/mm2)	呼び強度 (N/mm2)	スラブ (cm)	空気量 (%)	水セメン ト比(%)	単位水 量 (kg/m3)	細骨材 率(%)
建築場所	打込計画			1	打設時期	コンクリー トの種類						
建築主 住所・氏名	調査計画			2								
設計者 住所・氏名	打込計画			3								
確認年月日・番号	打込計画			4								
建築物の概要	打込計画			5								
	敷地面積	階	地上	調査計画番号	調査計画	普通	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計
かぶり厚さの最小値 (cm)	階数	地上	階	打込箇所	調査計画	普通	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計
	部位	土に接しない部分		打込年月日	調査計画	普通	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計
	基礎	屋外	屋外	打込容積(m3)	調査計画	普通	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計
	柱	屋外	屋外	打込方法	調査計画	普通	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計
	屋根版	屋外	屋外	予定試験回数	調査計画	普通	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計
	床版	屋外	屋外	塩化物量の予測	調査計画	普通	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計	容量計
はり	屋外	屋外	() 0.30kg/m3 以下									
耐力壁	屋外	屋外	() 0.30kg/m3 を超え0.60kg/m3 以下									
非耐力壁	屋外	屋外	() 0.60kg/m3 を越える									
外部仕上げの 種類・工法等	土に接する部分			調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画
	屋外	屋外	屋外	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画	調査計画

コンクリート施工結果報告書

令和 年 月 日

報告者	工事監理者 住所・氏名	() 級建築士 () 登録 第 号 印 TEL	使用材料	セメント	品名・種別・製造工場	細骨材	産地・種別・塩分量(%)	組骨材	産地・種別・最大寸法	
	工事受注者 住所・氏名	代表者 印 TEL		混和材料	レディミキスト コンクリート	製造会社及び工場名	使用ポンプ車の圧送能力			
建築工事名称	打込結果			配合計画番号						
建築場所				打込箇所						
建築主 住所・氏名				打込年月日						
設計者 住所・氏名				コンクリートの種類						
確認年月日番号				設計基準強度 (N/mm ²)						
建築物の概要	敷地面積	地上	建築面積	スランプ (cm)						
		地下		階	空気量 (%)					
	階数	地上	主要用途	圧縮強度① (N/mm ²)	28日					
		地下		構造	圧縮強度② (N/mm ²)	28日				
	部	位	土に接しない部分	試験所名						
	基礎	屋外	土に接する部分	塩化物量測定結果 (kg/m ³)						
柱	屋外	屋外	使用塩化物量測定器							
屋根版	屋外	屋外	強度試験結果について							
床版	屋外	屋外	強度試験結果について							
はり	屋外	屋外	強度試験結果について							
耐力壁	屋外	屋外	強度試験結果について							
非耐力壁	屋外	屋外	強度試験結果について							
かぶり厚さの 最小値 (cm) (配筋検査)				その他 (材料の品質、不具合の処置等)						
外部仕上りの 種類・工法等				アルカリ骨材反応対策について						

トレーサビリティシステム情報管理実施要領

屋内及び屋外の共用部に設置する全ての照明器具について、トレーサビリティ情報の登録・管理を行うものとする。

● トレーサビリティ情報

照明器具を追跡する上で必要なトレーサビリティ情報は下表のとおりとする。

団地情報	建物所有者名、団地名、都道府県、市区町村
製品情報	製造業者名、型式、製造番号、製造年
設置情報	工事件名、施工業者（元請）、設置場所（街区・号棟・階数（共用灯の場合）、灯番号（屋外灯の場合）、工事種別（設置、撤去、修理、ランプ交換）、設置年月日（引渡年月日）、施工業者 ID 番号、個別 ID 番号

● トレーサビリティ情報管理者の選定

工事受注者は、次の要件を満たす情報管理者を選定し、設計担当者に対して要件を満たすことを証明する書類とともに通知書を提出するものとする。

設計担当者は、通知書を受領次第、工事受注者が選定した情報管理者が要件を満たしていることを確認し、要件を満たしている場合はその情報管理者と協定を締結するとともに工事受注者に対して情報管理者が決定したことを通知する。ただし、工事受注者が選定した情報管理者が既に機構（同一の本部・支社に限る）と同種の協定を締結している場合は、当該通知は行わない。

- (1) 別に定めるトレーサビリティ情報の管理に関する協定を機構と締結すること。ただし、既に同種の協定を締結している場合は、(1)～(9)の要件を満たしているものとみなす。
- (2) 機密保持及び目的外使用を防止する対策がとられていること。
- (3) 製品情報及び設置情報の登録及び提供に関し、適正な情報管理が実施できること。
- (4) トレーサビリティ情報管理の実績を有すること。
- (5) 標準出力形式におけるトレーサビリティ情報の提供、維持管理に伴う費用は情報管理者の負担であること。
- (6) 標準出力形式は、トレーサビリティ情報の全項目、全内容の出力のほか、次の項目を単体又は組合せた選択条件で抽出したトレーサビリティ情報の出力とし、出力データは、団地別の器具数の小計及び全体の合計がされていること。また、出力データのファイル形式は機構が指定する形式とする。
 - ・ 団地
 - ・ 設置場所
 - ・ 灯番号
 - ・ 工事種別
 - ・ 設置年月日
 - ・ 製造業者名
 - ・ 型式
 - ・ 製造番号
 - ・ 製造年
- (7) 照明器具に貼付けるための個別 ID 番号及び個別 ID 番号の QR コードが記載されたシールを確保すること。

- (8) 個別 ID 番号は、汎用性、唯一性があるものとし、「EPC(Electronic Product Code)」「EPC Global) 又は「ucode」(ユキビタス ID センター) とすること。
- (9) 個別 ID 番号シールは、太陽光や風雨に晒される屋外環境において 10 年以上経過後に個別 ID 番号が確認可能な耐候性を備えたものであること。

● 実施区分

実施区分は下表のとおりとする。

実施内容	機構	製造業者	工事受注者	情報管理者
情報管理者の選定、機構への通知			○	
情報管理者の確認、決定通知	○			
情報管理者と機構の協定締結	○			○
団地情報の情報管理者への提供	○			
製品情報の施工業者への提供		○		
製品情報の登録			○*	
設置情報の登録			○	
登録された製品情報・設置情報の確認	○			
個別 ID 番号シールの施工者への提供				○
個別 ID 番号シールの器具への貼付け			○*	
トレーサビリティ情報の管理				○
管理システムの運営・管理				○

※ 工事受注者に代わって製造業者が実施しても構わない。

● 製品情報、設置情報の確認、提出

- (1) 製品情報、設置情報を作成し、監督員の確認を受けること。確認を受けた後に、情報管理者へ各情報を提供することとする。
- (2) 工事完了後、製品情報、設置情報は CD-ROM 等にて機構設計担当者に提出すること。

以上

通 知 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

印※1

「〇〇〇〇**照明器具修繕工事**」におけるトレーサビリティ情報管理者について、
下記のとおり必要な要件を満たす者を選定したので通知します。

記

- 1 情報管理者名
- 2 所在地

添付書類

- 1 情報管理者としての要件を満たすことを示す証明書類
ただし、既に同種の協定を締結している情報管理者の場合は証明書類は不要とする。

以 上

(工事受注者) 担当者連絡先
所属部署
氏 名
電話番号

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、**※1**の本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

令和 年 月 日

決 定 通 知 書

独立行政法人都市再生機構

(公 印 省 略)

令和 年 月 日付で通知のありました、次のトレーサビリティ情報管理者については、下記に決定しましたので通知します。

記

- 1 情報管理者名
- 2 所在地
- 3 連絡先

以 上

照明器具におけるトレーサビリティ管理システムの利用に関する協定書（案）

独立行政法人都市再生機構〇〇〇〇本部を発注者とし、●●●株式会社を受注者として、発注者受注者間に次のとおり照明器具におけるトレーサビリティ情報の管理に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、発注者が団地共用部に設置する照明器具のトレーサビリティ情報について、受注者が情報管理を行うに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 施工業者 発注者の発注により団地共用部に照明器具を設置する施工業者をいう。
- 二 製品情報 製造者の名称、型式、製造番号、製造年等の情報をいう。
- 三 設置情報 施工業者の名称、設置場所、設置年月日等の情報をいう。
- 四 トレーサビリティ情報 照明器具を追跡する上で必要な情報で、製品情報、設置情報及び団地情報で構成されるものをいう。
- 五 トレーサビリティ情報 照明器具を追跡する上で必要な情報で、製品情報、設置情報及び団地情報で構成されるものをいう。
- 六 管理システム トレーサビリティ情報を管理するために受注者が運営するシステムで、電磁的情報処理によって登録・検索が可能なものをいう。

（トレーサビリティ情報の登録）

第3条 発注者は、対象となる団地情報を電子データにより作成し、受注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、トレーサビリティ情報を管理システムによって管理する。
- 3 受注者は、トレーサビリティ情報を登録するための要領を発注者受注者協議により定める。
- 4 発注者は、施工業者に対して、あらかじめ、前項の要領に従ってトレーサビリティ情報の登録を行うよう指示するものとする。

（設備等の準備）

第4条 発注者は、管理システムを利用する場合は、自己の所有又は占有するパーソナルコンピュータを使用するものとし、必要な回線、機器及びソフトウェアについては、自己の責任と負担において、準備しその管理を行うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定におけるトレーサビリティ情報の管理に係る協定期間は、協定締結の日から10年を経過する年度の末までとする。

【本協定におけるトレーサビリティ情報の管理に係る協定期間は、第17条に掲げる協定の締結の日から10年を経過する年度の末までとする。】

[注] 既に情報管理者と「照明器具におけるトレーサビリティ情報管理システムの利用に関する協定書」を締結している場合、第1項を上記のとおり記載すること。

- 2 前項の協定期間が満了する6か月前までに、発注者受注者又はその一方から何ら申し出がないときは、この協定は同一条件で1年間更新されるものとし、更新された協定についても同様とする。

（アクセス権の取得及び通知）

第6条 発注者は、管理システムへのアクセスに必要な情報（以下「アクセス権」という。）を取得する必要がある場合、受注者に対し書面により申請を行うものとする。

- 2 受注者は、前項による申請があった場合には、アクセス権を発注者に対し通知するものとする。

3 発注者は、アクセス権を厳重に管理するとともに、第三者に漏らしてはならない。

(発注者の協定解除)

第7条 発注者は、受注者が次条第2号から第4号までに該当する事由が発生したときは、この協定を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの協定を解除するときは、解除理由、協定解除日等を記載した書面により、受注者に対し通知を行うものとし、当該書面に記載された協定解除日をもって、この協定は解除されるものとする。

3 受注者は前項による協定解除に伴い、管理システムに登録されたトレーサビリティ情報を電子データで発注者に提出し消去する。

(発注者に対する通知)

第8条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときには、直ちに、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 一 主たる事務所の所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- 二 合併し、解散し、営業を廃止し又は営業を譲渡したとき。
- 三 強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。
- 四 再生手続き開始の申立て（自己申立てを含む）、破産の申立て（自己申立てを含む）、又は更正手続き開始の申立て（自己申立てを含む）があったとき。

(権利及び義務の譲渡等)

第9条 発注者及び受注者は、相手方の承諾を得ないで、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

2 発注者及び受注者は、相手方の承諾を得た上で、権利及び義務を第三者に譲渡しようとするときは、譲渡を受ける者に対して、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

3 発注者及び受注者は、相手方の一方が前項の第三者に権利及び義務を継承した場合、当該第三者に対して、この協定に定める権利・義務を負うものとする。

(トレーサビリティ情報の提出)

第10条 受注者は、発注者が受注者に対しトレーサビリティ情報の提出を求めたときは、第14条第1項の規定により発注者が指定する連絡担当部署に電子データで速やかに報告するものとする。

(費用負担)

第11条 発注者は、第3条第4項のトレーサビリティ情報の登録に要する費用を、施工業者に負担させるものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる費用を、施工業者が受注者にトレーサビリティ情報の管理等に要する費用として支払った費用から負担するものとする。

- 一 管理システム及び登録されたトレーサビリティ情報の管理に要する費用
- 二 登録されたトレーサビリティ情報の検索及び検索結果の報告に要する費用

3 発注者は、第4条に定める費用を除き、無償で管理システムを利用できるものとする。

(秘密の保持)

第12条 発注者及び受注者は、業務上知り得た相手方の秘密情報を、協定期間中及びその終了後を通じ

て第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

- 2 発注者は受注者に対し、秘密の保持及び目的外使用を防止する対策についての説明を求めた場合、受注者は速やかに応じるものとする。
- 3 受注者は、施工業者が登録したトレーサビリティ情報について、第三者が閲覧できないよう、管理システムに対し、適切にアクセス制限等を設けるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 発注者及び受注者は、トレーサビリティ情報の管理に当たって、自己の責めに帰すべき事由により相手側に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償しなくてはならない。

(連絡担当部署)

第 14 条 発注者及び受注者は、発注者受注者間の連絡を図るため連絡担当部署を定め、通知するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、前項の連絡担当部署に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

(管轄裁判所)

第 15 条 この協定に関して発注者受注者間に権利義務の争いがあるときは、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者受注者協議して、定めるものとする。

【(旧協定の廃止)

第 17 条 平成 年 月 日付けにて発注者受注者間で締結した協定書は、本協定書の締結をもって廃止する。】

[注] 既に情報管理者と「照明器具におけるトレーサビリティ情報の管理に関する協定書」を締結している場合にのみ記載すること。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所
氏 名

印

受注者 住 所
氏 名

印

騒音測定マニュアル

1. 測定マニュアルの目的

本マニュアルは、設計図書に記載された対象施設（室）の機器類に設置した防振・遮音材等による騒音制御の効果と直近住戸居寝室内の騒音性状の評価及び把握に係る測定手法の詳細を示すものである。本マニュアルに記載なき事項は、関係法令、設計図書及び監督員の指示により行うものとする。

2. 測定器

- (1) 騒音計は、計量法（平成4年 法律第51号）第71条の条件に合格したもので、普通騒音計（検定済品）若しくは精密騒音計（検定済品）を使用する。使用に際し、「騒音計基準適合済書」を携帯すること。また、原則として、付属のマイクロホンスタンド（三脚）を使用する。
- (2) 防音型住戸等で居室内暗騒音が20 dB(A)以下の音場で測定する場合は、精密騒音計を使用する。また、現地持込の測定器類（データ記録・PC等共）は、自己発生ノイズの影響が少ないものとする。
- (3) データ記録はレベルレコーダ又はプリンター等を使用する。ただし、騒音計等から直接PC等へデータ入力し演算出力する場合は不要とする。
- (4) 周波数分析には、1/1オクターブ・フィルタ・ユニット等を使用する。ただし、騒音計一体（内臓）型の場合は不要とする。

3. 測定条件

- (1) 強風・降雨時等の気象の影響やこれら以外の暗騒音の影響を受けにくい状況下で測定する。
- (2) 暗騒音と対象音との判別（対象音との差が10 dB(A)以上）が確認できる時点で測定する。（夜間測定が望ましい）
- (3) 対象機器類の運転音を主に測定するため、対象機器類以外の近接する受水槽への入水音・排水ポンプ・換気設備の運転音等は極力区分し発生させる。
- (4) 測定対象施設（室）及び測定対象住宅の開口部（内部の間仕切り開口部等を含む）は、全て閉めた状態とする。
- (5) 測定対象機器類が複数台設置されている場合は、通常の使用状態での最大数を同時運転させながら測定する。この場合、予め聴感又は騒音計による値により、最も発生音が増大する状態で測定する。
- (6) インバーター制御の場合は、予め聴感又は騒音計による値により、最も発生音が増大する状態を測定する。
- (7) エレベーターの場合には、かごには100%の荷重（ウエイト又は人間も可）を積載し昇降運転を行うこと。また、かご内アナウンスによる発生音量については、監督員と協議し決定する。
- (8) 受音点（測定点）は、別紙-1及び2の「受音点参考略図」により決定する。

4. 測定方法

- (1) 対象機器本体の騒音測定方法は、本マニュアル、関連JIS、日本建築学会推奨測定基準及び「機材の品質判定基準」等により行うものとする。
- (2) 各受音点のマイクロホンの位置は、FLまたはGL（SL）+1.2mの高さとし、測定住宅の壁や床及び測定者（人体）等から50cm以上離れた空間に上向きに設置する。また、屋外での測定においては、マイクロホンを防風スクリーンで覆い風雑音の影響を受け難くする。屋内でも1.0m/s以上の風速又は風雑音がある場合は同様とする。
- (3) 各受音点では、騒音レベルを測定する。騒音計の周波数補正回路A（L_A）又はC（L_C）にて測定する。

- (4) 動特性はFASTとし、ピークレベル(L5)にて評価を行う。
- (5) エレベーターの場合には、運転時(上昇・下降共各5回以上)の発生音を対象とする。
- (6) 給水施設の場合には、近接する受水槽への入水音(流入水音・返送水音等)、換気設備運転音、排水ポンプ運転音等を受音点(居寝室及び敷地境界等)で事前に確認し、各種の発生音が確認できる場合(目安として30dB(A)以上)は、監督員と協議し測定評価項目に加えることとする。
- (7) 背景騒音による影響がある場合の補正は、表-1に示す補正值により補正する。「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法 4.5 定常騒音の測定方法」参照

表1-背景騒音の影響に対する騒音計の指示値の補正

対象とする騒音があるときとないときとの指示値の差	4	5	6	7	8	9
測定値に加える補正值(dB)	-2		-1			

5. 評価方法及び提出物等

- (1) 測定結果の評価は、騒音レベルdB(A)及び日本建築学会遮音性能基準の内部騒音等級の基準周波数特性曲線(N曲線及びN値)により評価する。
- (2) 測定値は、別紙-3「騒音測定結果報告書」に取りまとめて、監督員に2部提出する。
- (3) 「騒音測定結果報告書」には、N曲線に測定値をプロットしたグラフと受音点を示す略図、測定時の写真(サービス版)を添付すること。
- (4) 使用した騒音計の「騒音計基準適合済証」等の計量法に適合する旨を証明する書類の写しを提出する。

「N曲線と同評価」

表-2 騒音等級・騒音レベル(参考);日本建築学会

建物	用途室	騒音等級			
		特級	1級	2級	3級
集合住宅	居寝室	N-30	N-35	N-40	N-45
建物	用途室	騒音レベル(dB(A))			
		特級	1級	2級	3級
集合住宅	居寝室	30	35	40	45

ただし、dB(A)は、騒音計の周波数補正回路Aを用いたものである。また、(N-〇〇)は、周波数特性を考慮する場合に用いる。

(図-1参照)

表-3 適用等級の意味(参考);日本建築学会

特級(特別) 特別仕様	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能上特にすぐれている。 特別に高い性能が要求された場合の性能水準。
1級(標準) 推奨標準	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能上すぐれている。 建築学会が推奨する好ましい性能水準。
2級(許容) 許容基準	<ul style="list-style-type: none"> 遮音性能上標準的である。 一般的な性能水準。
3級(最低限)	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ない場合に許容される性能水準。

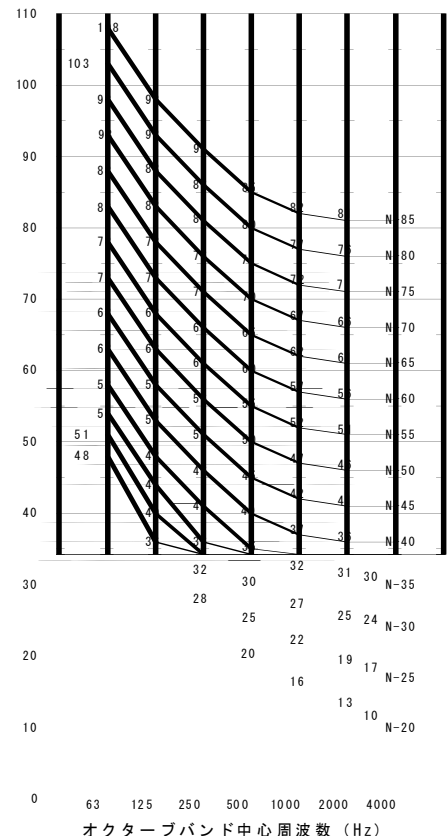


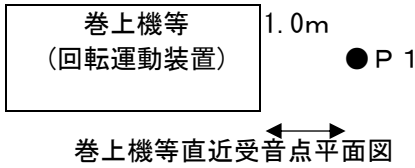
図1 建物の内部騒音に関する騒音等級の基準周波数特性(N曲線)

※ N曲線とは、室内の居住者への影響を評価するという観点から、一般に騒音のうるささの感覚量との対応がかなり良いといわれている騒音レベルdB(A)による評価を基本とし、逆A特性を騒音等級の基準曲線(N曲線)としたもの。ただし、N-30以下は、騒音のうるささというよりも騒音がどの程度聞こえるかどうかの評価になると考えられるので、聴感上の等感度曲線の可聴限界に近い曲線の傾向にあわせて低音を上げている。その結果N-30以下の曲線は、NC曲線にはほぼ合致した特性となっている。

別紙-1

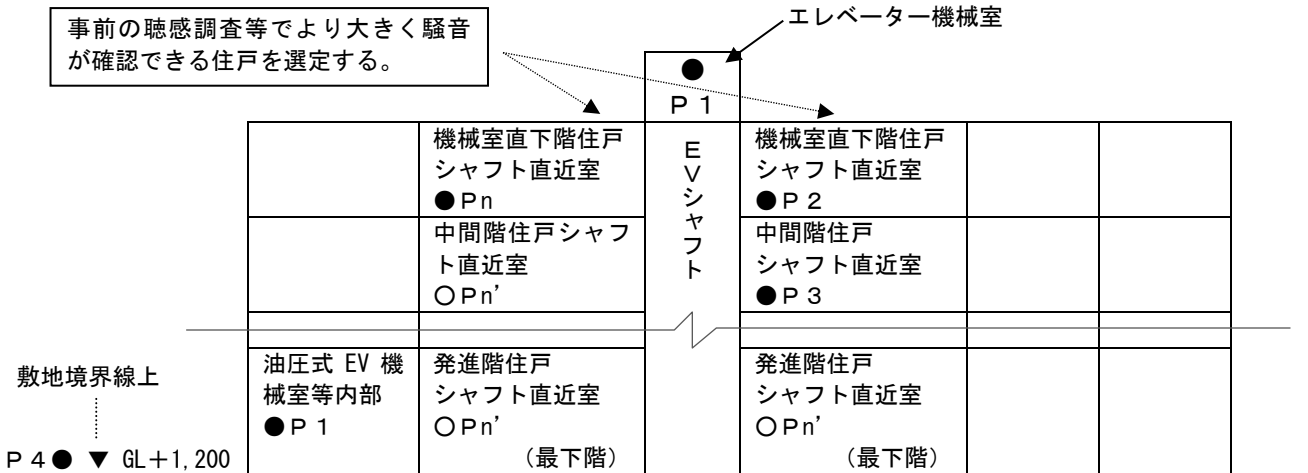
「エレベーター受音点参考略図」

1. エレベーター機械室内受音点



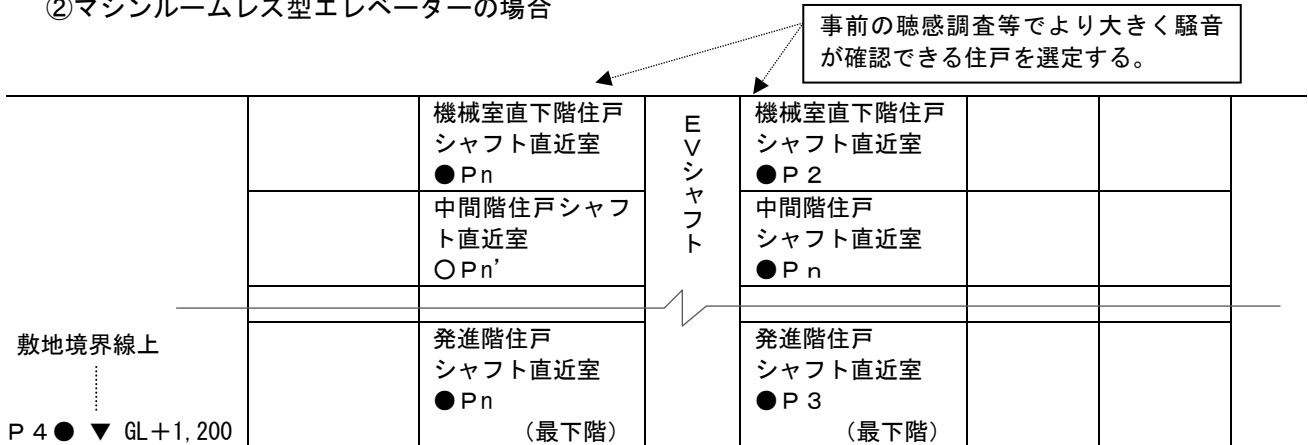
2. エレベーター走行時の受音点

①巻上式の場合



※P4は原則として、アセスメントで規定されている場合及び音源施設開口部から敷地境界までの距離が20m未満（聴感で騒音が確認できる場合等）につき測定を実施する。

②マシンルームレス型エレベーターの場合



※P4は原則として、アセスメントで規定されている場合及び音源施設開口部から敷地境界までの距離が20m未満（聴感で騒音が確認できる場合等）につき測定を実施する。

【凡例】(①、②共通)

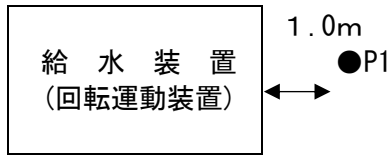
- P 数字 : 必須測定ポイント
- P_n : 表示の測定対象居寝室は、事前測定において室内で直接聴感で騒音が確認できる場合につき、測定評価点に加える。測定実施に際しては、監督員の指示による。(原則として、当該住棟戸数の10%程度住戸を抽出する)
- P_{n'} : 測定点番号表示の測定対象居寝室は、壁や床から直接聴感で確認し、騒音が確認できる場合につき、測定評価点に加える。測定実施に際しては、監督員の指示による。

各種エレベーター走行時受音点断面略図

別紙－ 2

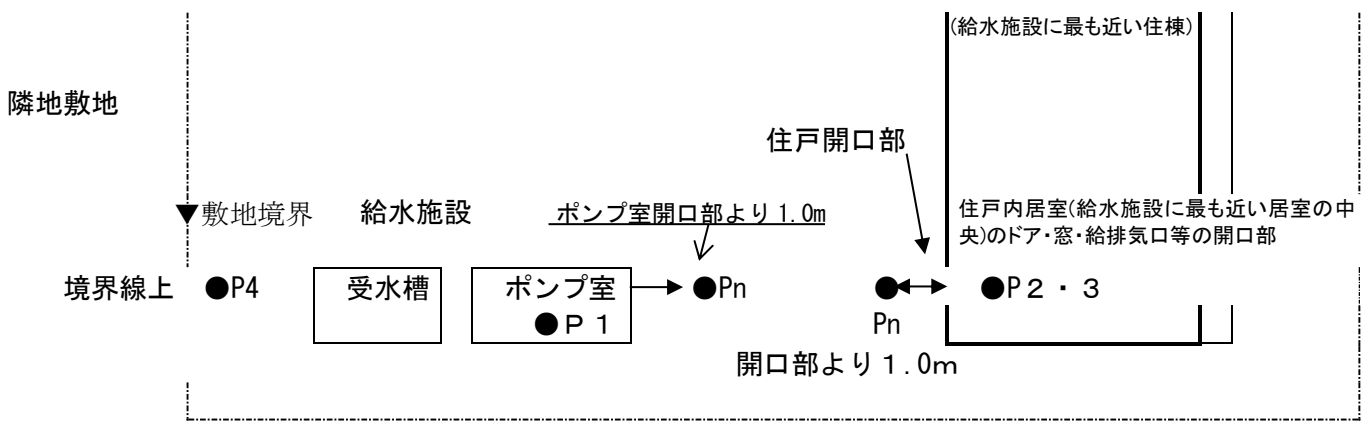
「給水施設受音点参考略図」

1. 給水施設内受音点



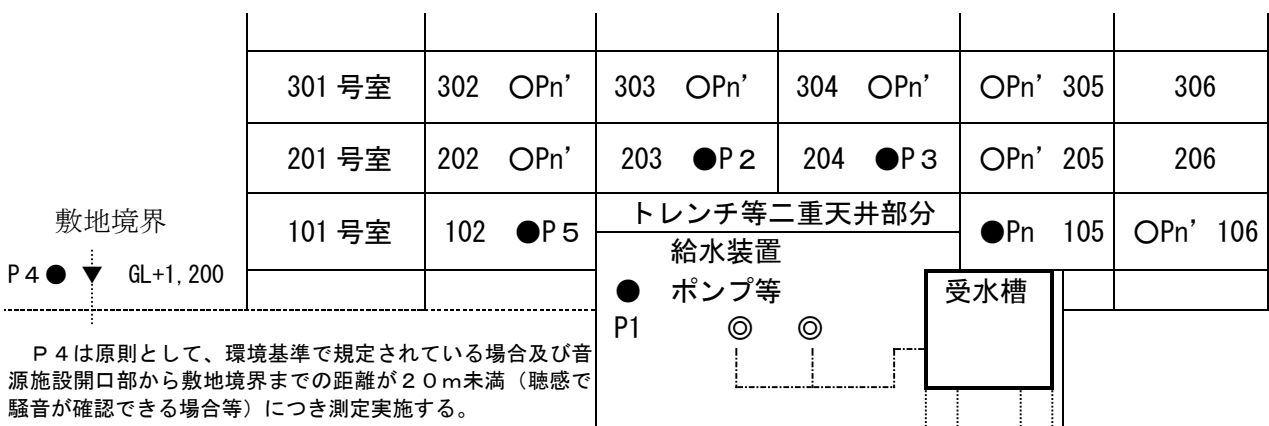
ポンプ等給水装置直近受音点平面略図

2. 給水施設が別棟にある場合の受音点



給水施設が別棟にある場合の受音点平面略図

3. 給水施設が住棟内にある場合の受音点



P4は原則として、環境基準で規定されている場合及び音源施設開口部から敷地境界までの距離が20m未満(聴感で騒音が確認できる場合等)につき測定実施する。

凡例(上図にも適用)

●P数字——必須測定ポイント

●Pn——表示の測定対象居室は、事前測定において室内で直接聴感で騒音が確認できる場合につき測定評価点に加える。測定実施に際しては、監督員の指示による。(原則として、当該住棟戸数の10%程度住戸を抽出する)

○Pn' ——測定点番号表示の測定対象居室は、壁や床から直接聴感で確認し、騒音が確認できる場合につき、測定評価点に加える。測定実施に際しては、監督員の指示による。

給水施設が住棟内にある場合の受音点断面略図

別紙－ 3

「騒音測定結果報告書」

1. 測定諸元

1 団地名		7 測定器具	騒音計 _____ レコーダ _____
2 住所		8 測定者立会者	
3 施設概要		9 測定場所	別添略図による
		10 入居予定日	平成 年 月 日
		11 敷地境界点の許容(法的・アセスメント)騒音値。[時間帯で異なる場合は最低値を記入]	_____ d B(A)
4 測定日	平成 年 月 日	12 メーカー (工場等)の測定値等	_____ d B(A)
5 測定時間	: ~ :		
6 測定日天候	気温 _____℃・相対湿度 _____% 測定時刻 :	13 その他 (運転状況)	ウエイト _____ kg

2. 測定結果表

受音点名称 (測定点)	暗騒音		運転音		聴感等による 特記事項
	騒音レベル A特性(dB)	騒音等級 N値	騒音レベル A特性(dB)	騒音等級 N値	
P 1 機械室等 (対象機器のみ)					
P 1 機械室等 (対象機器以外)					
P 1 機械室等 (全運転音)					
P 2 号室 側 室					
P 3 号室 側 室					
P n 号室 側 室					
P n' 号室 側 室					
P 4 敷地境界 (対象機器)					
P 4 敷地境界 (対象機器以外)					

※ 1 N曲線図を添付すること。

2 各受音点の略図を添付すること。

エレベーター設備工事に関する
チェック項目及び完成検査の取扱いについて

マシンルームレス型エレベーター

機械室型ロープ式エレベーター

独立行政法人 都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 技術監理部 工務課 (機械設備)

－ は じ め に －

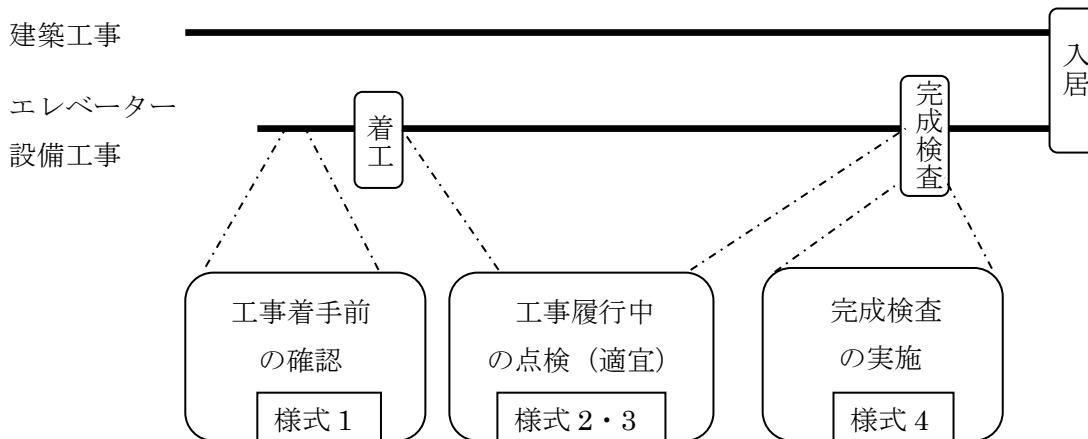
1. 目的

本要領は、エレベーター設備工事の工事監理及び完成検査に関する適切な点検等の基準を定めることにより、エレベーター設備工事の品質向上と事故防止に資することを目的とする。

2. 点検等のスケジュール

本要領に定める点検等にあたっては、チェックシートを用いて工事発注時から工事完了時までの適切な時期に実施するものとし、総主任、監督員等の確認を受けるものとする。

また、「工事着工前の確認（様式 1）」、「工事履行中の点検（様式 2・3）」、「完成検査の実施（様式 4）」に定める点検等については、所定のチェックシートを用いて実施するものとする。



3. 施工体制の適正化等に関する点検

監督員は上記の点検に併せて、適切な時期に施工体制に関する点検等を実施するものとする。

— 点 検 の 概 要 —

工事着手前の確認

- 受注者は、工事着手前に建築及び電気等の関係業者と事前協議を行い、施工計画（全体・工事種目別）、実施工程表等及び緊急時の体制に関する計画内容の確認を行うこととする。

また、設計図書の記載内容に合致しているかについて、機械製作図、機材の仕様確認を行い、「工事着手前のチェックシート」を作成して、監督員及び総主任の承諾を事前に得ること。なお、建築工事に関連する項目については、建築工事受注者及び監督員の承諾を合わせて得ることとする。

但し、事前協議の結果、設計内容と相違が生じた場合は、速やかに監督員及び設計担当者（機械・建築）に報告し、その指示を受けること。

なお、上記に関する手続きにあたっては、必ず書類（現場説明書で定める質疑応答書）を作成し、記録の保管を行い工事の進捗に支障とならない対応が図れるよう努めなければならない。

施工体制の適正化に関する点検

- 施工体制に関する確認事項は下記によるものとし、監督員が実施すること。

1 監理技術者の専任制等に関する点検

- ・ 監理技術者資格者証及び同一性の把握

工事着手前に、監理技術者資格者証を提示させ、会社名、工種区分、期限、変更内容及び技術者名を確認し、配置技術者の同一性を把握すること。

- ・ 常駐の把握

概ね1回／月程度毎に監理技術者が常駐していることを確認すること。

2 施工計画書・施工要領書の点検

- ・ 品質管理及び安全管理等について把握

工事着手前に、受注者が作成した施工計画書及び施工要領書を確認し、品質管理及び安全管理について把握すること。また、納入機器機材の保管方法及び作業に伴う養生・安全対策について、適切な計画がなされているか確認及び指導を行うこと。

3 施工体制に関する点検

- ・ 施工体制台帳、体系図及び体制の把握

工事着手前に、施工体制台帳の確認し記載内容に誤りがないか把握すること。また、適宜、適切に台帳管理が行われているか、現場の体系図の掲示及び記載内容の点検を行うこと。

4 標識等に関する点検

- ・ 工事カルテ登録の把握

工事カルテは期限内に適正に登録されているか確認すること。

- ・ 建設業許可等の標識の把握

建設業許可、建退共制度及び労災保険に関する掲示が、適切に行われているかの確認するこ

と。

5 現場作業に関する実施スケジュールの点検

- ・ 機器機材搬入時期と関連工事の工程調整確認の記録
機器機材の搬入時期を把握するため、作業内容別に実施期間が確認できる書類を提出させ、適切な計画となっているか確認すること。

6 その他の点検

- ・ 本受電と試運転調整作業の実施時期について調整確認
本受電及び試運転調整作業の実施時期については、関連工事との調整・確認を行い、適切な時期に実施すること。
- ・ 募集等に伴う行政完成検査の実施時期について調整確認
募集時には、事前に行政完成検査の受検が完了させるため、関連工事と調整し、確実に実施すること。

工事履行中の点検

- 工事履行中に関する確認事項は下記によるものとし、監督員が実施すること。

1 現場の確認

- ・ 施工計画書・施工要領書に記載された作業内容が確実に実施されているか、適宜、現場の確認を行うこと。また、現場の確認に際しては事前に作業内容を把握し、納入機器機材の保管状態と作業内容に適した養生及び安全対策が施されていることも確認すること。
- ・ 作業内容毎に点検を実施し、様式 2 を作成させ確認すること。
- ・ 仮使用後には、主索の損傷状態を確認し、様式 3 を作成させ確認すること。

完成検査の実施

- 完成検査の実施に関する確認事項は下記によるものとし、監督員が実施すること。

1 受注者による事前社内検査の確認事項

- ・ 受注者は機構の完成検査に先立ち、監督員立会いの上、様式 4 に定める項目について事前に検査・確認を行うものとする。また、検査・確認方法については、日本工業規格（JIS）で定められている検査標準（JIS A 4302）に準拠し実施するものとするが、特に、下記事項については重点的に検査・確認を行うものとする。

① 安全装置関係の作動状況の確認

- ・ かごの戸及び乗場戸スイッチ
- ・ 乗場戸ロック
- ・ リミットスイッチ（下部・上部）
- ・ ファイナルリミットスイッチ（下部・上部）

- ・ 過速安全スイッチ（調速器）
 - ・ 非常止め装置
 - ・ 緩衝装置
 - ・ 過加重検出装置等
- ② 主索の損傷状況の確認
- ・ 主索の損傷状況は、ロープテスター（素線断線を検出・記録する装置）により実施する。
- ③ エレベーターピット内等の確認
- ・ ピット、昇降路等における残材、工具類等の不要な残置物の有無。
- ④ 機器類の設置・固定状態
- ・ 機器類の設置及び固定が良好であること。

2 機構の完成検査

検査員は、設計図書及び計画通知に記載されている各項目について、下記の通り書類及び現場確認検査を行うこととする。

- ・ 書類の検査
受注者による社内検査結果について、検査判定日時、検査項目及び検査判定結果を、別添報告書を提出させ確認する。
- ・ 主事検査に関する確認
エレベーター工事完成検査試験成績表及び検査報告書を提出させ、内容の確認を行う。
- ・ 現地の検査・確認
検査員は、実際にエレベーターに乗車し、乗り心地等の運転状況の確認した上で、完成検査チェックシート（様式4）に基づき、必要な事項について確認を行うものとする。

— 終わりに —

本要領は、使用開始以降に利用者の皆様が安全で安心して乗車できる建物の設備機器として、又、維持管理の支障とならないよう、施工時点において受注者と連携を強化して、エレベーターの運行停止を伴う事故などの発生を未然に防止するべく、日頃から現場監理の徹底に努めることが求められています。

そこで、各チェックシートを用いて適切な時期に点検・記録を行い、その結果を総主任及び関連工事受注者に報告し確認を受ける『報告・連絡・相談』の体制を整えると共に、本要領に定めのない事項であっても、品質向上や事故防止を行う上で必要と思われる事項については、適時、点検及び確認を行い、記録を残すことが重要です。

工事着手前、工事履行中及び完成検査の段階で本チェックシートを活用して頂けるよう、皆様のご協力をお願い致します。

以 上

《様式1》

工事着手前のチェックシート

工事件名 : エレベーター設備工事
 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
 点 検 日 令和 年 月 日
 受 注 者 名 _____
 現場代理人 _____

■ 下記項目の確認が整ったので報告致します。

設計図書の整合

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	建築平面詳細図等の有無	有 無		
2	承諾図（施工図）の有無	有 無		
3	計画通知提出図の有無	有 無		

エレベーター仕様の確認事項

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	駆動方式の確認	良 否		
2	停止箇所の確認	良 否		
3	積載荷重の確認	良 否		
4	制御方式の確認	良 否		
5	操作内容の確認	良 否		
6	速度の確認	良 否		
7	動力・照明用電源の確認	良 否		
8	電動機容量の確認	良 否		
9	防犯窓有無の確認	良 否		
10	トランク有無の確認	良 否		

関連工事設計及び付加仕様の確認事項

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	昇降行程寸法の確認 (発注図 m)	良 否		承諾 (施工図) (m)
2	昇降路全高寸法の確認 (発注図 m)	良 否		承諾 (施工図) (m)
3	オーバーヘッド寸法の確認 (発注図 m)	良 否		承諾 (施工図) (m)
4	ピット深さ寸法の確認 (発注図 m)	良 否		承諾 (施工図) (m)
5	中間ビーム有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
6	中間パネル有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
7	敷居持出し有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
8	24V インターホン使用有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
9	視覚障害者対策有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
10	地震管制運転有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
11	各階切替タイマー有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
12	自動通報装置有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
13	停電時自動着床装置有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
14	火災管制運転有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
15	フェッシャープレート有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)
16	福祉型付加有無の確認 (発注図 有 無)	良 否		承諾 (施工図) (有 無)

関連工事との確認事項

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	電源電圧 400V 使用有無の確認	良 否		
2	集中監視盤有無の確認	良 否		
3	監視カメラ有無の確認	良 否		
4	遮煙扉有無の確認	良 否		
5	三方枠の形状の確認	良 否		

その他の確認項目があれば、下記に記載願います。

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
		良 否		
		良 否		
		良 否		
		良 否		

※1 電子印又は記名でも可

上記における項目及び協議内容に相違がないことを確認する。

建築工事 監理技術者 _____

〃 主任監理員（建築） _____

主任監理員（機械） _____

総 主 任（機械） _____

《様式2》

工事履行中のチェックシート

第 回 点検日 令和 年 月 日

現場代理人

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	納入機器資材の管理方法及び養生等が適切に施されている	良 否		
2	作業スペースの安全対策、機器資材及び工具類の管理が適切に行われている	良 否		
3	開口部の養生は、適切な方法で開口部全面が覆われている	良 否		
4	シャフト内作業足場の安全対策、制限過重の厳守・安全帯の使用等が適切になされている	良 否		
5	機器資材等の搬入・取込に時には、安全確認・機器資材への養生が適切に行われている	良 否		納入機材は鋼材検査証明書と整合していることを確認する
6	火気使用を伴う作業の安全対策及び養生が確実に実施されている	良 否		レールブラケット溶接作業 三方枠溶接作業等
7	機器資材の取付は、専用工具の使用や飛来落下対策が適切に行われている	良 否		
8	ロープ掛けは、ワイヤーの点検及び確認が適切に行われている	良 否		作業前後に損傷箇所が無いことを確認
9	かごパネルの組立て作業中の電源管理が適切に行われている	良 否		組立て作業中は電源を切る。
10	試運転調整の作業は、リモコン操作の合図と確認が適切に行われている	良 否		

※1 電子印又は記名でも可

主任監理員（機械）

総主任（機械）

《様式3》

仮使用後のチェックシート

点検日 令和 年 月 日

現場代理人 _____

NO	項 目	チェック	確認印 ※1	備 考
1	素線の破断や傷が無いこと	良 否		
2	素線の伸びは基準値内であること	良 否		

主任監理員（機械） _____

総主任（機械） _____

《様式4》

完成検査チェックシート（非常用エレベーターを除く）

点検日 令和 年 月 日

現場代理人 _____

■ 意匠関係

項目	内容	結果
かご・乗場	設計図書（承認仕様）と合っているか	良 否
	傷、汚れが無い	良 否
	釦（スイッチ）類に傷が無い	良 否
	ランプ切れ、光モレ、光ムラが無い	良 否

■ 機能動作関係

項目	内容	結果
昇降路	非常止め装置の作動確認 ※無不可の状態を確認すること	良 否
	着床階減速装置の作動確認 かごを安全に減速停止させることができること	良 否
	上部・下部リット（ファイナル）スイッチは強固に取付られており、確実に作動する取付位置にあること	良 否
乗場	乗場のスイッチ及び戸自閉装置の作動確認 戸の開閉装置は良好に作動すること	良 否
	乗場位置表示及び呼びボタン操作に伴うかごの着床が正確であること	良 否
	かご内と外部との非常連絡装置は正常であること	良 否
かご上	かご上運転スイッチは強固に取付られており作動状態が良好であること	良 否
	ロープ、レール及びブラケットの取付は強固であり、変形又は摩耗が認められないこと また、ロープはロープテスターを用いた点検の結果に問題がないこと	良 否
	乗場戸のロック及びスイッチの作動状態が確実であること	良 否
	昇降機に直接関係の無い配管・配線などが無いこと	良 否
	昇降路内に不要なボルトなどの突起物が無く、且つ、損傷防止措置が施されていること	良 否
ピット内	ピット内に漏水が無く、残材・工具類などが残置されていないこと	良 否

項 目	内 容	結 果
	緩衝器の取付は強固であり、機能は良好に維持されていること	良 否
	かごが最上階に停止している状態で、つり合い重りと緩衝器との距離が確保できていること	良 否
かご内	かご扉の作動状態が良好であること	良 否
	各種スイッチの作動状態が良好であること 運転・休止・呼び釦・戸開閉釦・インターホンの釦	良 否
	インジケータの取付及び表示状態が良好であること	良 否
	乗場とかごとの着床レベル差は±20mm（福祉型仕様の場合は±15mm）以内であること（全階床確認）	良 否 ()
	出入口の床先とかごとの水平距離は 30mm 以内であること（全階床確認）	良 否 ()
	かご床先と昇降路壁面との隙間が12.5cm 以下であること	良 否
	過加重検出装置の作動状態が良好であること	良 否
	走行中に異常音や振動が無いこと	良 否
	福祉型仕様にあつては、光電式検出装置の作動が良好であること	良 否

■ 品質管理関係

受電盤・附属盤 その他機器	端子の締付け、配線の損傷、アース線の布設状態が良好であること	良	否
制御盤	フラットケーブルの接続、コネクタの挿入具合、配線整理状況及び清掃状態が良好であること	良	否
ブレーキ	ブレーキカバーの損傷、ディスクとライニングの摺りより及び油の飛散が無いこと	良	否
その他全般	固定方法、取付部の締付け、損傷状態が無く良好な状態となっていること	良	否

※盤類の中の配線が他の機材等に挟まれた状態となっていないか確認すること。
また、接続部の緩みや破損が無いことを確認すること。

■ 付加機能動作確認

付加機能	設計図書に記載されている付加機能の仕様について動作確認を行うこと	良	否
------	----------------------------------	---	---

■ その他

騒音測定	騒音測定結果が基準値内であること ※騒音測定結果を提出すること	良	否
関連工事	関連工事の設置状態（昇降路内頂部のフック等）が良好であること	良	否

主任監理員（機械）

総主任（機械）

令和 年 月 日

マシンルームレス型エレベーター設備に関する
完成検査用チェックシート（報告）

現場代理人 _____

	確 認 項 目	判 定	備 考
かご室内で行う検査	出入口の床先とかごの床先との水平距離は	良 否	適正寸法 (以下)
	かごのドア・スイッチの作動状態は良好であること	良 否	
	外部に連絡する装置の作動状態は良好であること	良 否	
	着床状態に異常が無いこと	良 否	
	かごの戸が開いている状態で、ドアゾーンを超えて走行しようとした場合、かごを自動的に停止させる装置が確実に作動することとする。	良 否	
かご上で行う検査	頂部すき間、又は、機器頂部すき間の寸法が確保されていること	良 否	適正寸法 (以上)
	かご上の安全スイッチの作動状態が良好であること	良 否	
	調速機ロープの取付けが確実であること	良 否	
	上部リミットスイッチ類の取付けは強固で、取付位置及び作動が適確であること	良 否	
	主索端部の固定は適格であること	良 否	
	主索は、ほぼ均等な張力を受けていること	良 否	
	ロープ損傷検出器（ロープテスタ）の検査結果が良好であること	良 否	
	つり合ロープの取付状態は適確か。また、ロープは均等な張力を受けていること	良 否	
	レール及びブラケットの取付状態は強固であり、著しい錆、変形又は摩耗が無いこと	良 否	
	扉のロック及びスイッチの取付状態は強固であり、作動状態が確実であること	良 否	
	扉のガイドシューの取付状態は強固であり、その取付状態が適切であること	良 否	
	昇降路内には昇降機以外の配管、配線等が無いこと	良 否	
乗り降りの際に、人又は物が挟まれる危険のない構造となっていないこと	良 否		

	確 認 項 目	判 定	備 考
	かご及びつり合おもりのガイドシューの取付けは強固でかつ取り外れない措置が施されていること	良 否	
	つり合おもりの固定状態は適切であること	良 否	
	昇降路内に不要なボルト、鉄線等の突起物がないこと	良 否	
	かご枠材相互の締付状態は、良好であること	良 否	
	綱車及びそらせ車の取付けは良好であり、主体部にひび割れがないこと	良 否	
ピットで行う検査	ピットに漏水がなく清潔であること	良 否	
	下部リミットスイッチ類の取付けは強固で、確実に作動する取付位置にあり、その作動状態が適確であること	良 否	
	緩衝材や緩衝器の取付けは強固で、その機能は良好に維持されていること	良 否	
	移動ケーブルの取付けは強固で、かご昇降時に損傷のおそれがないこと	良 否	
乗り場で行う検査	乗り場の戸に変形がなく、戸の開閉が確実であること	良 否	
	戸閉め安全装置の作動は良好であることとする。	良 否	
	乗り場呼びボタンを操作したとき、かごはその階に正確に到着すること	良 否	
	かご内と外部の所定の場所との非常連絡装置は正常であること	良 否	
	乗り場位置表示器がある場合の表示は正確であること	良 否	
駆動装置	かご又はつり合おもりが緩衝器に衝突した場合においても、かご及びつり合おもりが駆動装置に触れないものとする。	良 否	
	駆動装置の取付けは確実で、かつ、転倒しない措置が施されていること	良 否	
	駆動装置の運転状態は良好で異常な発熱、振動や異音がないこと	良 否	
	制動機の取付けは確実で、動力遮断の際、かごを安全に減速停止させることができること	良 否	
	綱車にはひび割れがなく、通常運転時、主索との間に著しいすべりがないこと	良 否	
	綱車、そらせ車又は巻胴は、主索が外れないように措置されていること	良 否	
	受電盤・主開閉器は、安全かつ容易に操作できること	良 否	
	制御盤及びその他の制御装置の取付けは強固で、かつ、転倒しない措置が施されていること	良 否	

	確 認 項 目	判 定	備 考
	盤内の各機器の作動は良好であること	良 否	
	絶縁抵抗は回路ごとに規定に適合していること	良 否	
	接地線が確実に接続されていること	良 否	
調 速 機	調速機の取付けは確実で、かつ、転倒しない措置が施されていること	良 否	
	調速機の作動状態は速度計を用いて作動速度を測定し、適合していること	良 否	
	非常止め装置の作動状態は良好であること。また、機械装置及び調速機ロープに損傷を受けていないこと	良 否	

■その他、特別な仕様による確認項目が有る場合に記入する

	確 認 項 目	判 定	備 考

■チェック項目に不具合が確認された後の対策と完了確認

不具合項目	対 策 方 法	完了確認日	確認者

主任監理員（機械）

総主任（機械）

令和 年 月 日

機械室型ロープ式エレベーター設備に関する

完成検査用チェックシート（報告）

現場代理人 _____

	確 認 項 目	判 定	備 考
機械室で行う検査	主索、調速機ロープ、階床選択機のスチールテープなどが機械室床の貫通部分と接触していないこと	良 否	
	機械室には、所要の設備以外のものを設置し又は置いていないこと	良 否	
	照明及び換気は適切であり、室温は原則として40℃以下に保たれるようになっていること	良 否	
	出入口は鍵付戸とし、施錠装置は良好であること	良 否	
	非常用エレベーターの機械室は、専用昇降路以外の部分と防火区画されていること	良 否	
かご室内で行う検査	出入口の床先とかごの床先との水平距離は	良 否	適正寸法 (以下)
	かごのドア・スイッチの作動状態が良好であること	良 否	
	外部に連絡する装置の作動状態が良好であること	良 否	
	着床状態に異常がないこと	良 否	
	かごの戸が開いている状態で、ドアゾーンを超えて走行しようとした場合、かごを自動的に停止させる装置が確実に作動すること	良 否	
	非常用エレベーターは、中央管理室と連絡する電話装置の作動が良好であること	良 否	
	非常用エレベーターは、非常の用に供する装置[非常運転灯、一次消防スイッチ及び二次消防スイッチ]の作動状態が良好であること	良 否	
かご上で行う検査	頂部すき間、又は、機器頂部すき間の寸法が確保されていること	良 否	適正寸法 (以下)
	かご上の安全スイッチの作動状態が良好であること	良 否	
	調速機ロープの取付けが確実であること	良 否	
	上部リミットスイッチ類の取付けが強固で、取付位置及び作動が適確であること	良 否	

	確 認 項 目	判 定	備 考
	主索端部の固定は適格であること	良 否	
	主索は、ほぼ均等な張力を受けていること	良 否	
かご上で行う検査	ロープ損傷検出器（ロープテスタ）の検査結果が良好であること	良 否	
	つり合ロープの取付状態は適確であること又、全てのロープは均等な張力を受けていること	良 否	
	レール及びブラケットの取付状態は強固であり、著しいさび（錆）、変形又は摩耗が認められないこと	良 否	
	扉のロック及びスイッチの取付状態は強固であり、作動状態が確実であること	良 否	
	扉のガイドシューの取付状態は強固であり、その取付状態が適切であること	良 否	
	昇降路内には、昇降機設備以外の配管、配線などがないこと	良 否	
	各出入口の敷居下部は、乗り降りの際に人又は物が挟まれる危険のない構造であること	良 否	
	非常用EVには、かご上の各電気装置に水除けカバー、水抜き孔等が設けられていること	良 否	
	非常用エレベーターは、電線管、ボックス類に水がたまらない構造となっていること	良 否	
	かご及びつり合おもりのガイドシューは取付けが強固で、固定状態も適切であること	良 否	
	昇降路内に不要なボルト、鉄線などの突起物がないこと	良 否	
	かご枠材相互の締付状態は、良好であること	良 否	
ピットで行う検査	ピットに漏水がなく清潔であること	良 否	
	下部リミットスイッチ類の取付けは強固で、取付位置及び作動状態が適確であること	良 否	
	緩衝材や緩衝器の取付けは強固で、著しいさび（錆）、腐食などがないこと	良 否	
	移動ケーブルの取付けは強固で、かご昇降時に損傷のおそれがないこと	良 否	
	非常用エレベーターのピットには水に浮くものがないこと	良 否	
	非常用エレベーターは、最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、各消防運転用に切り離されること	良 否	
乗り場で行う検査	乗り場の戸のスイッチ及び施錠の動作状態は良好であること	良 否	
	乗り場の戸に変形がなく、戸の開閉が確実であること	良 否	
	乗り場呼びボタンを操作したとき、かごはその	良 否	

	確 認 項 目	判 定	備 考
	階に正確に到着すること		
	非常用エレベーターには、避難階又はその直上階の乗降ロビーにかごを呼び戻す装置が取り付けられてあり、その作動が良好で、かつ、適確であること	良 否	
	非常用エレベーターには、各階に非常用標識及び表示灯が設けられていること	良 否	
室 中 央 管 理	呼び戻しキースイッチを操作すると、かごは直ちに避難階に直行し待機すること	良 否	
	非常運転灯は、非常運転に供されているときに点灯し、点灯時は赤色であること	良 否	

	確 認 項 目	判 定	備 考
線 受電盤・主開閉器、 制御盤、 電気配管及び配	受電盤・主開閉器は、安全で容易に操作ができる位置に設置されていること	良 否	
	制御盤及びその他の制御装置の取付けは強固で、かつ、移動及び転倒しない措置が施されていること	良 否	
	盤内の各機器の作動は良好であること	良 否	
	絶縁抵抗は各回路ごと規定に適合していること。また、その検査は、開閉器又は過電流遮断器で区切ることのできる電路であること	良 否	
	接地線が確実に接続されていること	良 否	
	非常用エレベーターの場合には、予備電源が設けられていること	良 否	
	非常用エレベーターは、非常用に供しているとき、他のエレベーターの影響を受けないこと	良 否	
駆動装置及び制動機	駆動装置の取付けは確実に、かつ、移動及び転倒しない措置が施されていること	良 否	
	駆動装置の運転状態は良好で異常な発熱、振動や異音がないこと	良 否	
	制動機の取付けは確実に、動力遮断の際、かごを安全に減速停止させることができること	良 否	
	綱車にはひび割れがなく、通常運転時、主索との間に著しいすべりがなく、かつ、綱車、それら車又は巻胴は、振動によって主索が外れないように措置されていること	良 否	
	綱車、それら車又は巻胴は、振動によって主索が外れないように措置されていること	良 否	
負荷試験	定格電圧及び定格周波数の下で速度及び電流を測定した結果は良好であること ・ 無負荷の場合 ・ 定格積載量の 100%の負荷を載せた場合 ・ 定格積載量の 110%の負荷を載せた場合	良 否	
調速機	調速機の取付けは確実に、かつ、移動及び転倒しない措置が施されていること	良 否	
	調速機の作動状態は速度計を用いて作動速度を測定し、規定値に適合していること	良 否	
非常止め装置	無負荷で、かごを下降中に調速機のキャッチを作動させ、停止させた後に下降させる操作を行い、その後、綱車が回転しても、かごが下降しないこと	良 否	
	機械装置及び調速機ロープにはなんらかの損傷を受けていないこと	良 否	
	非常止めは、左右両側とも均等に作用していること	良 否	

注) その他、特別な仕様による確認項目が有る場合に記入する

	確 認 項 目	判 定	備 考

チェック項目に不具合が確認された後の対策と完了確認

不具合項目	対 策 方 法	完了確認日	確認者

主任監理員（機械）_____

総主任（機械）_____

■ 参考資料

荷重試験の作動確認

項目	積載荷重を載せない場合 積載荷重の 110% を載せた場合	積載荷重の 100% を載せた場合
速度	設計図書に記載された速度の 12 5% 以下	上昇の際の速度が設計図書に記載さ れた速度の 90% 以上 105% 以下
電流	電動機定格電流値の 120% 以下	電動機定格電流値の 110% 以下

調速機の作動確認

種類	定格速度 45m/min 以下のもの	定格速度 45m/min を超えるもの
過速スイッチ	63m/min 以下で切れ、自己保 持すること	定格速度の 1.3 倍以下で切れ、自己持すること
キャッチ	過速スイッチが切れると同時に又は切 れた後に作動し、且つ、下降方 向の速度が 68m/min 以下で作 作動すること	過速スイッチが切れた後作動し、且つ、下 降方向の速度が定格速度の 1.4 倍以下 で作動すること

※定格速度：設計図書に記載された速度で、設計積載荷重 100% の負荷を載せて上昇する場合の毎分最高速度をいう。

非常止め装置の作動確認

無負荷（作業関係者を除く）でかごの下降中に調速機のキャッチを作動させ、かごをいったん停止させて後、更に、かごを下降させるように巻上げ機を操作する。綱車が回転しても、かごが下降しなくなることによって、非常止め装置が作動したことを確認する。

頂部すき間の関係寸法確認

定格速度 m/min	45 以下	45 を超え 60 以下	60 を超え 90 以下	90 を超え 120 以下
頂部すき間 m	1.2 以上	1.4 以上	1.6 以上	1.8 以上

※計算式による場合は、この限りではない。

ピット深さ寸法確認

定格速度 m/min	45 以下	45 を超え 60 以下	60 を超え 90 以下	90 を超え 120 以下
ピット深さ m	1.2 以上	1.5 以上	1.8 以上	2.1 以上

業務用空調機器等の諸元情報〔フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)における第一種特定製品〕

工事件名	〇〇団地第1期第1住宅衛生設備工事
団地・号楼	(建設時) 〇〇団地第1期第1住宅
	(管理名称) コンフォール〇〇△号楼
受注者	株式会社 〇〇〇

使用場所	設置場所	機器名称	メーカー	室外機 型番	製造番号	設置 年月日	定格出力 (kW)	フロン種	充填量 (kg)	室内機台数 (台)	設置場所	室内機型番	製造番号	設置年月日	能力		備考
															冷房 (kW)	暖房 (kW)	
(例)																	
防災 センター	1階 室外機置場	空冷ヒートポンプ バックステージエアコン	〇〇〇〇	〇〇〇 〇	〇〇〇〇	令和〇年 〇月〇日	1.7	HFC	130	2	防災センター (2-1)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和〇年 〇月〇日	3.0	2.2	
											防災センター (2-2)	〇〇〇〇	〇〇〇〇	令和〇年 〇月〇日	3.0	2.2	

水質基準項目一覧表

図面特記に水質検査を行う旨記載がある場合の、必要な検査対象となる水質基準項目は以下のとおりとする。

5項目	9項目	22項目	23項目	番号	水質基準項目	基準値
	1 ▲	1 ●	1 ●	1	一般細菌	1 mL の検水で形成される集落数が 100 以下
	2 ▲	2 ●	2 ●	2	大腸菌	検出されないこと
		3 ●	3 ●	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
		4 ●	4 ●	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01mg/L 以下
		5 ●	5 ●	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
		6 ●	6 ●	21	塩素酸	0.6mg/L 以下
		7 ●	7 ●	22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
		8 ●	8 ●	23	クロロホルム	0.06mg/L 以下
		9 ●	9 ●	24	ジクロロ酢酸	0.04mg/L 以下
		10 ●	10 ●	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下
		11 ●	11 ●	26	臭素酸	0.01mg/L 以下
		12 ●	12 ●	27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L 以下
		13 ●	13 ●	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/L 以下
			14 ●	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
		14 ●	15 ●	30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
		15 ●	16 ●	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
	3 ▲	16 ●	17 ●	38	塩化物イオン	200mg/L 以下
	4 ▲	17 ●	18 ●	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/L 以下
	5 ▲	18 ●	19 ●	47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
1 ●	6 ▲	19 ●	20 ●	48	味	異常でないこと
2 ●	7 ▲	20 ●	21 ●	49	臭気	異常でないこと
3 ●	8 ▲	21 ●	22 ●	50	色度	5 度以下
4 ●	9 ▲	22 ●	23 ●	51	濁度	2 度以下
5 ●				目 16	残留塩素	1mg/L 以下

以上

水質検査検体について

修繕項目	団地名	対象棟数	着工前		仮設管切替時		本設管切替時		工事完了時				備考
			公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	22項目	公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	23項目	公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	22項目	公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	22項目	公立の保健所又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関 9項目	23項目	
	〇〇団地										4		記載例
	△△団地										1		記載例
合計											0	5	記載例

[簡易な水質検査記録表]

<専用部分>

検査項目	水質基準	住戸番号				
		101	102	103	104	
水の色(※1)	5度以下					
濁り(※2)	2度以下					
臭い	異常でないこと					
味	異常でないこと					
残塩(※3)	0.1mg/L以上					
水質検査日						

<共用・屋外部分>

検査項目	水質基準	住戸番号				
		〇〇系統	〇〇系統	〇〇系統	〇〇系統	〇〇系統
水の色(※1)	5度以下					
濁り(※2)	2度以下					
臭い	異常でないこと					
味	異常でないこと					
残塩(※3)	0.1mg/L以上					
水質検査日						

注) 水質基準は水道法第4条第2項に基づく水質基準(厚生省令第69号)による

※1、2. 水の色、濁りについては、目視とし、無色・透明の表現とする。

※3. 遊離残留塩素は水質基準適否に含まないが、0.1mg/L(専用・共用)又は0.2mg/L(屋外)を確保できていること。

月次報告書 ○月分

主任監督員	監督員
※1	※1

工事名			
業者名		現場代理人氏名	
原請負代金額	円	前払代金額	円
変更請負代金額	第1回	変更後の 総請負代金額	円
	第2回		
	第3回		
原工期	自 至	変更工期	自 至
指定部分(原)		指定部分(変)	

月 進捗状況報告				※ 提出月、毎月末確定の進捗状況、他。
前回	今月	遅延日数	記事(遅延理由、その他備考)	
計	画	実		
施				
%	%	%	日	
設計変更の有・無	あり	なし		

月 検査予定報告						※ 提出月の翌々月の検査予定報告。		
検査種類回数	出来型(%)	検査希望日	建築	電気	機械	土木	造園	請求金額
	%							

計算式

月～月 支出予定報告					
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬
月	検査内訳(種類・回数)	出来型(%)	検査希望日	請求金額	支払予定 上旬 中旬 下旬

※1 電子印又は記名でも可

令和 年 月 日

請求予定書

団地・地区	契約番号

工事等名

現時点での契約金額 円

現時点での工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記工事等の支払い請求につきまして、 令和 年 月 日 において
以下の通り予定しています。

予定	回数	受領(予定)年月旬	受領(予定)金額	支出データベース番号
既・予定	前金	旬	円	
既・予定	中間 前払	旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定		旬	円	
既・予定	完成	旬	円	
総計			円	

受注者 住所

氏名 現場代理人

- ・金額等は作成時点で契約、支払が完了しているものを記入してください。
- ・変更契約による予定、見込みの金額等は記入しないでください。
- ・あくまで「予定」ですので、今後変更しても構いません。
- ・変更が生じたら速やかに監督員事務所にこれを提出してください。
- ・前回提出から**変更が生じた部分は赤色のアンダーライン**を引いてください。
- ・受領予定まで2ヶ月を切ったからの5千万円以上の予定変更は認められない場合があります。

工期延長願

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

受注者 住 所
氏 名

印 ※ 1

.....(工事等名).....

請負契約書第 条により、下記の通り工期の延長を願います。

記

- 1 (工事名)
- 2 原 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
原内工期 至 令和 年 月 日
- 3 変更希望工期 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
変更内工期 至 令和 年 月 日
- 4 延長理由 別添のとおり
- 5 工程表 別添のとおり

以 上

※ 1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※ 2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

施工体制に関する事項について

1 施工体制台帳等の提出等

- (1) 建設業法第24条の7第1項に該当する工事の受注者は、工事着手までに同項及び建設業法施行規則第14条の2、4及び6に掲げる事項を記載した施工体制台帳等を作成後、その写しを監督員に提出するものとする。この当該施工体制台帳等を提出するにあたっては、次の事項を記載又は添付する。また、記載事項に変更が生じた場合は、その都度、監督員に提出するものとする。
 - イ 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
 - ロ 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）、及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
 - ハ 1次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
 - ニ 提出様式は「施工体制台帳様式例」を参考とする。
- (2) 施工体制台帳に添付する請負契約書については、受注者が当事者となった下請負契約以外の下請契約（2次以下の下請契約）についても、請負代金の額が明示されたものとする。
- (3) 建設業法に基づく再下請通知書が下請負人から提出された場合、当該再下請負通知書に、下請契約の請負代金の額が明示された請負契約書を添付させるものとする。
- (4) 受注者は、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を監督員に求められた場合は、速やかに、これに応じるものとする。
- (5) 受注者は、建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

2 社会保険等未加入建設業者について

- (1) 社会保険等未加入建設業者の排除

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合において、次の各号に掲げるいずれかの届出の義務があり当該義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、下請契約（二次以下の下請契約を含む。）の相手方としてはならない。

 - 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (2) 特例措置
 - イ 上記(1)にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合において、特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。なお、その際、受注者は当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を記載した書面（以下、「特別事情申請書」という。）を速やかに発注者の求めに応じて提出しなければならない。なお、二次下請負契約以下の下請負人にあつては、特別事情申請書に代えて、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するように書面で通知した日から発注者の指定する期間内に未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認できる書類の提出とすることができる。
 - ロ イの場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(3) 罰則

受注者が、上記(1)及び(2)イに違反している場合、又は、上記(2)イに定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず受注者が上記(2)ロに定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、次の各号に掲げる違約罰を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合、受注者が当該社会保険等未加入業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人（二次以下の下請負人）が社会保険等未加入建設業者であった場合、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(4) 通報

施工体制台帳を通じて、受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結している事実を確認した場合、発注者は国土交通省建設業担当部局に当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報する。（二次以下の下請契約を含む。）

(5) 工事成績評定

上記(3)及び(4)に加え、受注者に対して指名停止措置及び工事成績評定点の減点を行うものとする。

3 外国人建設就労者の受入について

受注者は「外国人建設就労者受入事業に関する告示」、「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」及び「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」並びに「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準-」の内容を遵守することにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることとし、以下に留意する。

- (1) 受注者は当該建設工事に従事する全ての受入建設企業に対し、直接の契約関係にある下請け企業に指示し、又は協力させ、これを統括する或いは直接の契約関係にある下請企業がその規模にかんがみて明らかに指導等実施困難であると認められる場合には、直接指導を行う等の取組みを講じる。
- (2) 施工体制台帳等により下請負人の外国人建設就労者の従事の状況を確認すると共に、受入建設企業の管理指導員から外国人建設就労者建設現場入場届出書による報告があった場合、その記載内容と実際の受入状況の整合性に加え、以下の内容を確認する等して、適正監理計画に基づいた外国人建設就労者の受入れが行われるよう、受入れ企業を指導する。
 - イ 「1.建設工事に関する事項」のうち「施工場所」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「就労場所」の範囲内にあるかどうか。
 - ロ 「2.建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「従事させる業務」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる業務の内容」の範囲内にあるかどうか。
 - ハ 「2.建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「現場入場の期間」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる期間（計画期間）」の範囲内にあるかどうか。
- (3) 受注者は受入建設企業が雇用する外国人建設就労者について、上記(1)及び(2)の役割及び責任が新たに生じることを理由として、その現場入場を妨げてはならない。

以 上

【会社名】 _____
 【事業所名】 _____

建設業の許可	大臣 特定 工業業	大臣 特定 工業業	大臣 特定 工業業	大臣 特定 工業業	大臣 特定 工業業
	知事 一般	知事 一般	知事 一般	知事 一般	知事 一般
許可	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
許可	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号

工事名称及び住所	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
発注者名	大臣 特定 知事	大臣 特定 知事	大臣 特定 知事
住所	大臣 特定 知事	大臣 特定 知事	大臣 特定 知事
工期	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所整理記号等	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外
	元請契約	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	下請契約			

発注者の監督員名	権限及び意見 申出方法
監督員名	権限及び意見 申出方法
現場代理人名	権限及び意見 申出方法
監督技術者名	資格内容
専門技術者名	専門技術者名
	資格内容
	担当
	工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

(記入要領)
 1 この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書(様式例-2)を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として使用する。
 2 上記は、自社に限り記載して使用する。発注者との請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書の写しを添付することにより記載を省略できる。また、右側の(下請負)に関する事項)においても、下請負契約書の記載事項と一致している項目については、その契約書の写しを添付することにより記載を省略できる。ただし、別添契約書の写しは記載する。
 3 監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
 4 専門技術者には、土木・建築一式工事を実施する場合等その工事に含まれる専門工事を施工する場合に必要となる専門技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
 5 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
 ① 各保険の適用を受ける営業所については、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合「適用」を受け、営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
 ② 元請契約には元請契約に係る営業所について、下請契約には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には「同上」に記載すること。
 ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
電話番号	
TEL	
工事名称及び工事内容	
工期	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

建設業の許可	大臣 特定 工業業	大臣 特定 工業業	大臣 特定 工業業	大臣 特定 工業業	大臣 特定 工業業
	知事 一般	知事 一般	知事 一般	知事 一般	知事 一般
許可	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
許可	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	事業所整理記号等	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外
	元請契約	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	下請契約			

現場代理人名	権限及び意見 申出方法
監督員名	権限及び意見 申出方法
現場代理人名	権限及び意見 申出方法
監督技術者名	資格内容
専門技術者名	専門技術者名
	資格内容
	担当
	工事内容

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---

(記入要領)
 1 主任技術者・専門技術者の記入要領
 ① 主任技術者・専門技術者の資格(該当するものを選んで記入する。)
 ② 経験年数(以下に該当するもの)
 1) 大学卒[指定学科]3年以上の実務経験
 2) 高校卒[指定学科]5年以上の実務経験
 3) その他 10年以上の実務経験
 ③ その他の場合
 1) 建設業法「技術者認定合格証明書」
 2) 建築士法「建築士免許証」
 3) 技術士法「技術士登録証」
 4) 電気工事士法「電気工事士免許状」
 5) 電気事業法「電気主任技術者免許状」
 6) 消防法「消防設備士免許状」
 7) 職業能力開発促進法「技能検定合格証明書」
 ※「健康保険等の加入状況の記入要領」
 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の適用を受ける営業所等を記載すること。
 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合「適用」を受け、営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※「健康保険等の加入状況の記入要領」
 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の適用を受ける営業所等を記載すること。
 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合「適用」を受け、営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○印を付けること。
 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

※「建設業法施行規則第14条の2第1項に係る添付書類」
 1 建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職階、社会保険等の加入等の状況、被共済者(被退共等)であるか否かの別、安全衛生に関する教育を受けているときはその内容、建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格が分かる書類を添付すること。
 ※「外国人建設就労者・技能実習生の従事状況の記入要領」
 1 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の技能実習の在留資格を決定されたもの(以下「外国人技能実習生」といふ。))が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 2 回帰別表第1の5の表の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」といふ。))が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 3 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格を決定されたもの(以下「特定技能外国人」といふ。))が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

※「建設業法施行規則第14条の2第1項に係る添付書類」
 1 建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職階、社会保険等の加入等の状況、被共済者(被退共等)であるか否かの別、安全衛生に関する教育を受けているときはその内容、建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格が分かる書類を添付すること。
 ※「外国人建設就労者・技能実習生の従事状況の記入要領」
 1 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の技能実習の在留資格を決定されたもの(以下「外国人技能実習生」といふ。))が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 2 回帰別表第1の5の表の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(以下「外国人建設就労者」といふ。))が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 3 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格を決定されたもの(以下「特定技能外国人」といふ。))が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)

(再下請負通知書様式)

直近上位の
 注文者名 _____ 【報告下請負業者】
 現場代理人名 _____ 〒 _____
 (所長名) _____ 住所 _____

TEL _____
 FAX _____

元請名称 _____ 会社名 _____
 _____ 代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容		
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	注文者との 契約日
建設業の 許可	施工に必要な許可業種 大臣 特定 一般 工事業 知事 一般 大臣 特定 一般 工事業 知事 一般	許可番号 第 号 第 号
健康保険等 の 加入状況	健康保険 加入・未加入・適用除外	厚生年金保険 加入・未加入・適用除外
	健康保険 加入・未加入・適用除外	厚生年金保険 加入・未加入・適用除外
	健康保険 加入・未加入・適用除外	厚生年金保険 加入・未加入・適用除外

監督員名 権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 ※専門技術者名 資格内容 担当工事内容
現場代理人名 権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 ※専門技術者名 資格内容 担当工事内容
※主任技術者名 資格内容	安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 ※専門技術者名 資格内容 担当工事内容

- 2 再下請負契約がある場合は《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請負書類は《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
- ① 契約書、注文書、請書等 ② 下請基本契約書
- 3 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式例-2に準じて再下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
- 4 この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
- 5 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。
- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について、下請契約の「同一」と記載すること。同一の営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、「同一」と記載すること。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名
住所	
電話番号 TEL	
工事名称 及び 工事内容	
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
	注文者との 契約日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種 大臣 特定 一般 工事業 知事 一般 大臣 特定 一般 工事業 知事 一般	許可番号 第 号 第 号	許可(更新)年月日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
健康保険等 の 加入状況	健康保険 加入・未加入・適用除外	厚生年金保険 加入・未加入・適用除外	雇用保険 加入・未加入・適用除外
	健康保険 加入・未加入・適用除外	厚生年金保険 加入・未加入・適用除外	雇用保険 加入・未加入・適用除外

現場代理人名 権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 ※専門技術者名 資格内容 担当工事内容
※主任技術者名 資格内容	安全衛生責任者名 安全衛生推進者名 雇用管理責任者名 ※専門技術者名 資格内容 担当工事内容

一号特定技能外国人の 従事状況(有無)	有	無	外国人建設従事者の 従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有	無
※ 主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を 付すこと。 1 主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を 付すこと。 2 専門技術者には、土木・建築一式工事施工の場合等で、その工事 に含まれる専門工事施工するために必要な主任技術者を記載す る。(一式工事の主任技術者が、専門工事の主任技術者としての資格を 有する場合に専門技術者を兼ねることができる) 複数の専門工事施工するために、複数の専門技術者を要する場合 は、適宜欄を設けて全員を記載する。								
3 主任技術者の資格(該当するものを選んで記入する。) ① 経験年数による場合 1) 大学卒[指定学科]18年以上の実務経験 2) 高校卒[指定学科]15年以上の実務経験 3) その他 10年以上の実務経験 ② 資格等による場合 1) 建設業法「技術検定合格証明書」 2) 建築士法「建築士登録証」 3) 技術士法「技術士登録証」 4) 電気工事士法「電気工事士免状」 5) 電気事業法「電気主任技術者免状」 6) 消防法「消防設備士免状」 7) 職業能力開発促進法「技能検定合格証明書」								

- ※「健康保険等の加入状況の記入要領」
- 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。
- 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
- 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- ※《建設業法施行規則第14条の4第1項に係る添付書類》
- 1 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 2 外国人建設従事者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 3 特定技能外国人が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

作業員名簿

別添4

事業所の名称
・現場ID
所長名

本簿面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のため元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

() 年 月 日(作成)

元請
確認欄

年 月 日

提出日

()次会社名
・事業者ID

一次会社名
・事業者ID

番号	ふりがな		職種	※	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度		雇入・職長 特別教育	教育・資格・免許		入場年月日	
	氏名	技能者ID			年齢	雇用保険	年金保険	雇用保険	技能講習	免許		受入教育 実施年月日	年 月 日	年 月 日	
					年 月 日									年 月 日	年 月 日
					歳									年 月 日	年 月 日
					年 月 日									年 月 日	年 月 日
					歳									年 月 日	年 月 日
					年 月 日									年 月 日	年 月 日
					歳									年 月 日	年 月 日
					年 月 日									年 月 日	年 月 日
					歳									年 月 日	年 月 日
					年 月 日									年 月 日	年 月 日
					歳									年 月 日	年 月 日
					年 月 日									年 月 日	年 月 日
					歳									年 月 日	年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。
 (現) …現場代理人 (作) …作業主任者 (注) 2.) (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
 (主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
 (留) …外国人技能実習生 (外) …外国人建設就労者 (1特) …1.男特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められないので、複数の選任としなければならぬ。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒によい。
 (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
 (注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
 (注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
 (注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
 (注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
 (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
 (注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例：登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
 (注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

現 場 代 理 人 届

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

受注者 住所

氏名

印 ※1

(工事等名)
.....

上記の工事等について、下記のとおり定めたので、請負契約書第 条第
項に基づき届けます。

記

1 氏 名

2 学 歴

3 職 歴

4 取得資格

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担 当 者(会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先(電話番号) 1 :
連絡先(電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、
本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個
人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

主任(監理)技術者届

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

受注者 住所

氏名

印 ※1

(工事等名).....

上記の工事等について、下記のとおり定めたので、請負契約書第 条第 項に基づき届けます。

記

1 氏 名

2 学 歴

3 職 歴

4 取得資格

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

専 門 技 術 者 届

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

殿

受注者 住所

氏名

印 ※ 1

(工事等名).....

上記の工事等について、下記のとおり定めたので、請負契約書第 条第 項に基づき届けます。

記

1 氏 名

2 学 歴

3 職 歴

4 取得資格

※ 1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

※ 2 連絡先（電話番号） 1 : _____

連絡先（電話番号） 2 : _____

※ 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※ 2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

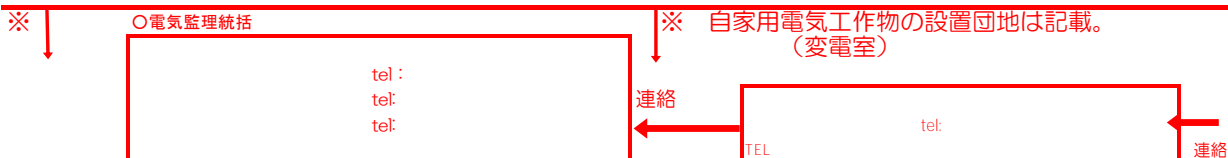
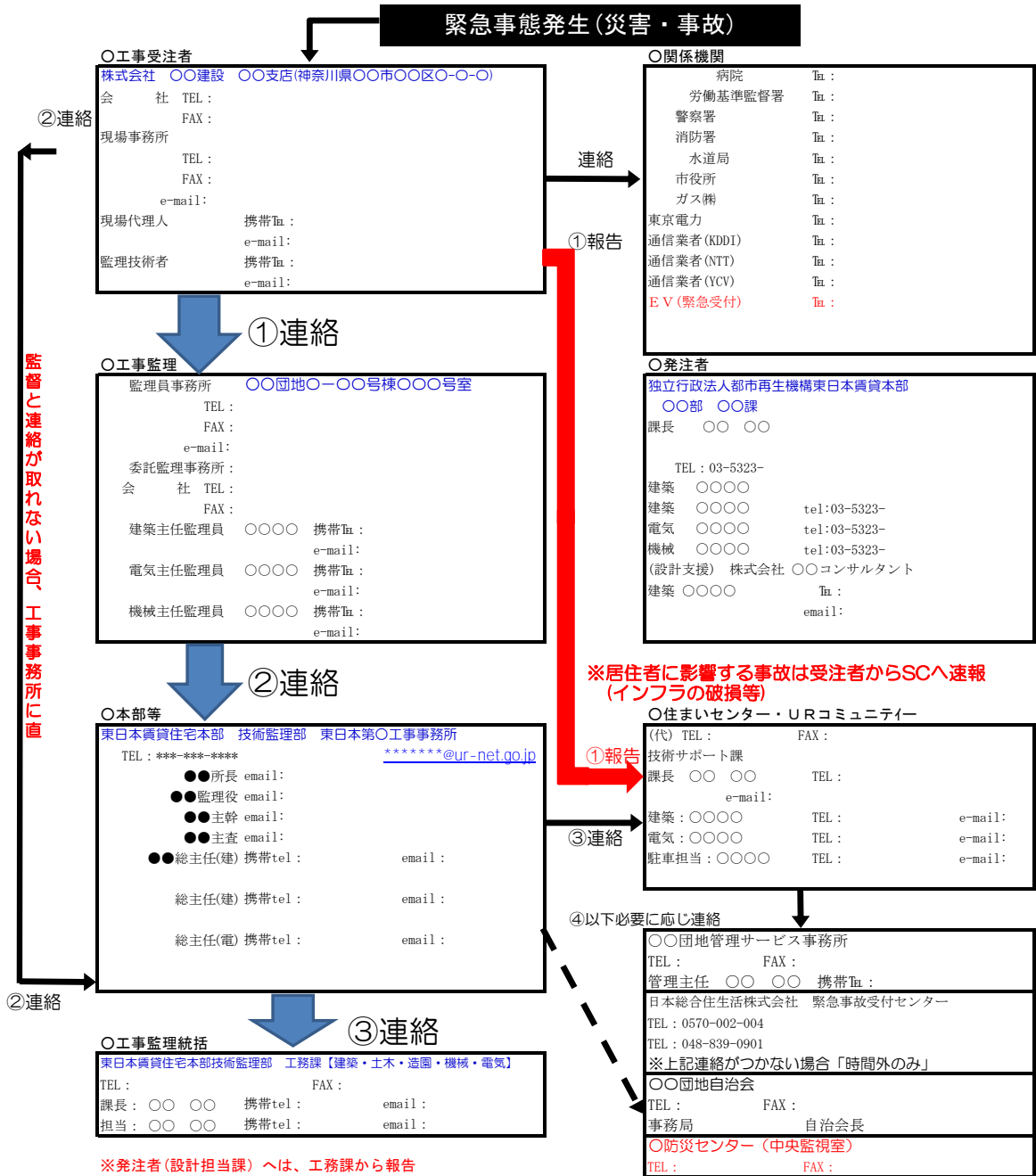
- 1.メール送信の場合はパスワードを設定すること。
- 2.受注者事務所内の掲示場所は代理人の執務室のみとする。
- 3.工事中現場での事故及び災害(地震、台風、洪水等)の被害状況の連絡体制は、原則、下表のとおり報告する。
- 4.上記3連絡順位は↓を最優先とする。(○数字は連絡順位を示す。)
- 5.団地内に自家用電気工作物(変電室)がない団地は、下表※以下は記載不要です。

取扱注意
令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

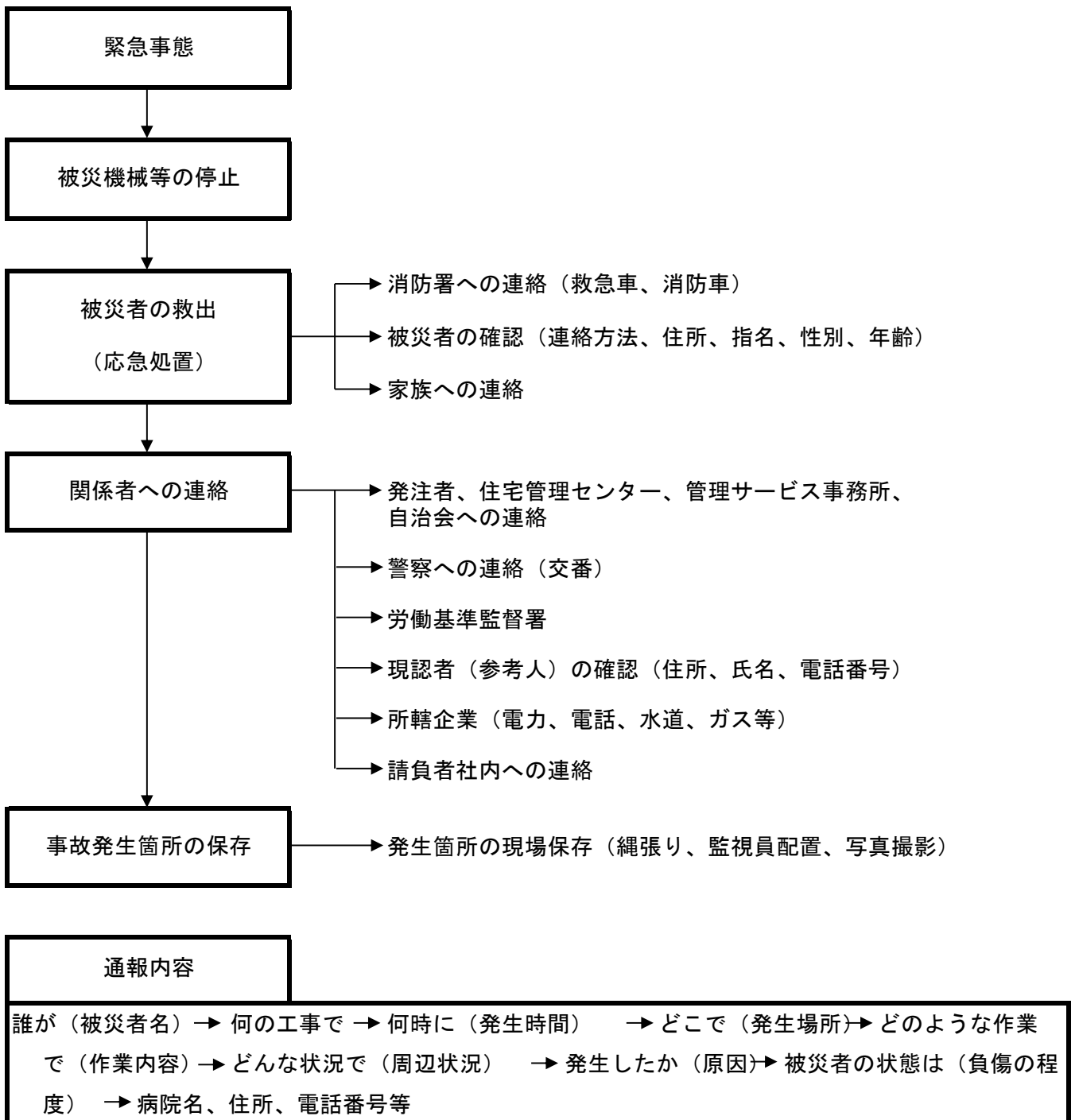
緊急連絡体制

工事件名	: ○〇団地他1団地外壁修繕その他工事
工事場所	: 神奈川県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇
工事対象	: ○〇団地、○〇団地
工事期間	: 令和2年5月1日 ~ 令和3年5月10日
発注者	: 東日本賃貸住宅本部 ○〇部 ○〇課
工事監理	: 東日本賃貸住宅本部 技術監理部 東日本第3工事事務所
受託監理事務所	: (株)〇〇設計事務所
工事受注者	: (株)〇〇建設 ○〇支店

保全工事の例
(新築工事については、)



緊急時の措置としては、2次災害の防止、被災者の救出、関係者への連絡及び事故原因の究明であり、慌てることなく下図のフローにしたがって措置すること。



保全工事共通仕様書「重点監督項目」の追加項目

建築	
重点監督項目	監督内容
【一般共通事項】	
2 安全対策の確認	<p>下線部分を追記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働安全衛生法その他の関係法令等に従い、災害及び事故の防止に努めていることを確認する。 ○ 「手摺り先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置を確認する。<u>(足場設置の際も、給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類が、養生及び足場部材で塞がれていないか確認する。)</u> ○ 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類の養生に関する養生指導会の資料を確認する。 ○ 養生指導会を受講した証明である「腕章等」を作業員が着用していることを確認する。 ○ 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類が養生で塞がれていないか確認する。 ○ 危険物貯蔵所、材料置場、建作業員施設、仮設材仮置き場の位置、規模、構造等を確認する。
中層E V設置工事、耐震改修工事	
仮設工事	
敷地状況、境界石の位置 隣地との高低差 建築物等位置・高さ ベンチマークの設置状態、位置 安全通路・足場設置 山留計画	<p>境界杭の確認（必要に応じ、関係者の立合いを受け境界確認書の作成） 隣地との高低差を確認（主要出入口部の取り合い確認） 境界と建築物（既存建物を含む）等位置・高さの確認 ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認（移動、沈下防止対策） 安全通路計画の確認 足場設置計画の確認 山留計画の確認</p>
コンクリートの撤去、補修及び目荒し工事	
コンクリートの撤去 コンクリートの補修及び目荒し工事	<p>使用機材の確認 撤去範囲の確認 既存鉄筋の状況確認 既存躯体（改修部分）の寸法確認 既存躯体の不良箇所及びその補修状況を確認 目荒し範囲及び目荒し程度の施工状況を確認</p>
土工事	
支持地盤（直接基礎の場合） 試験杭 既製コンクリート杭及び鋼杭（材料） 場所打ちコンクリート杭地業（材料） 杭の荷重試験 地盤の荷重試験 杭の位置（施工後の偏芯量）	<p>床付け面の確認（かく乱又は盛土されていない地盤であること） 支持地盤の確認（地耐力試験報告書） 地盤条件・施工上の留意事項の確認 工事施工者の施工体制（元請と下請の役割分担）の確認 杭の支持層への到達等に係る技術的判断、施工記録の確認方法、施工記録が確認できない場合の代替手法等の確認 杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ及び施工状況の確認 施工結果報告書の確認 製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外観（割れ・傷）の確認 杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ） 鉄筋（規格・種類・径・品質証明） コンクリートの規格確認（受入確認） 荷重時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認 荷重時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認 杭芯の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認（位置測定図、補強要領書等）</p>

鉄筋工事	
鉄筋、スパーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋 (材料) 圧接継手 (試験) 配筋	鉄筋の規格、種類、径の確認 品質証明の確認 (規格証明書、タグプレート、ロールマーク) 外観の確認 (ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ) 配筋状況の確認 (施工範囲全体を見回わって出来形及び出来栄えを確認) 加工寸法等の確認 (種類、径、長さ、折り曲げ等) あばら筋の加工形状の確認 (接合する部材の寸法を考慮) 組立の確認 (結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等) あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認 継手の確認 (位置、長さ、方法) 定着の確認 (位置、長さ、方法、余長、フック) 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認 スパーサーの確認 (形状、位置、間隔) 差し筋の位置と長さ
あと施工アンカー工事	
あと施工アンカー工事	鉄筋の規格、種類、径の確認 品質証明の確認 (規格証明書、タグプレート、ロールマーク) 接着剤等の認証証明の確認と使用量の確認 施工資格者の確認 鉄筋探査等の調査結果の確認 ゲージ及びピッチを計測確認 穿孔深さ、穴の清掃状況及び固着状況を確認 テストハンマーによる打音検査で固着状況を確認 引張試験機による引張強度の確認
コンクリート・型枠工事	
コンクリートの受入れ、供試体採取 コンクリートの打込み コンクリートの仕上がり 型枠 (施工)	指定コンクリートであることの確認 (種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度) 圧縮強度用供試体の採取確認 (テストピースの採取) 打継ぎ面の処理確認 (仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去) 不良箇所 (ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の有無確認 不良箇所 (ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の補修確認 主要墨、部材断面、建入れの確認
無収縮モルタル及びグラウト工事	
無収縮モルタル及びグラウト工事	無収縮モルタル及びグラウトの圧縮強度の確認 スリーブ接合のグラウト充填確認 無収縮グラウトのコンシステンシーの確認
鉄骨工事	
鋼材 工場製作 現場受入れ 溶接部の試験	鋼材の確認 (規格、材質、種類、断面寸法、品質証明) 溶接状態の確認 溶接検査の確認 寸法の確認 製品の接合部確認 (溶接) 溶接部の外観確認 (アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足、突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ブローホール、溶け込み不足、割れ、スラグ巻き込み) 溶接部の内部確認 (超音波探傷試験) (ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み) 不合格となった溶接部の補修

ボルト接合	高力ボルト接合部の確認（摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法）
鉄骨建方	普通ボルト接合部の確認（ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法） アンカーボルトの確認（位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ） 建方精度の確認（柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度）
PC 工法による工事	
PC 工法（施工）	取付け金物の溶接後の外観、超音波探傷試験の確認 スリーブ接合のグラウト充填確認
耐震スリット設置工事	
耐震スリット設置工事	既存構造体（梁・柱等の位置）及びスリット新設位置を確認 既存壁の切断、耐火材の確認、シーリング及び仕上がり状態を確認

電 気		重点監督項目		
重点監督項目	監督内容			
	時 期	対 象	方 法	
「LED 照明器具トレーサビリティ情報管理に関すること」	(1) 情報管理者通知	受注者から発注者への通知時	通知書	選定業者の選定要件確認及び通知書類内容確認
	(2) 情報管理者の決定通知	発注者から受注者への通知時	決定通知書	決定情報管理者の確認
	(3) 製品情報・設置情報の入力データ	入力データの提供都度	入力データ登録書（照明器具の種別毎に全数量の5%以上）	入力データ登録書の内容が現地と合っているか確認
	(4) シールの貼り付け状況	施工完了時	照明器具の種別毎に全数量の5%以上	照明器具への個別 IDシールの貼り付け状況の確認

以 上

参考1

平成 29 年 8 月 1 日

UR 都市機構 東日本賃貸住宅本部 技術監理部

くさび緊結式足場の採用基準

【採用基準】

1 採用条件

下記（１）～（６）に示す項目を全て満たすことを条件とする。

- （１） 受注者自らが足場の安全管理に責任を持ち対応する^{※1} こと。
- （２） 一般社団法人 仮設工業会の承認制度により、承認を受けた足場^{※2} であること。
- （３） 設置する足場の最高高さが 45m 以下であること。
- （４） 組立完了直後、元請による足場点検^{※4} を行い、その後、速やかに、第三者^{※3} による足場点検を 1 回以上実施すること。なお、第三者による点検は、足場を設置する建物が複数棟ある場合、打って替えの足場を除き、まとめて 1 回の点検としてもよい。
- （５） 労働基準監督署へ足場設置届を提出し、許可を受けていること。足場設置届が不要な場合は、第三者による足場設置届出書と同等の検討を行い、必要な強度の確保等が確認できること。（ただし、集会所・ポンプ室等の小規模な建物の仮設足場は除く）
- （６） 採用する足場材料メーカーが取得した承認制度の仕様に適合していること。

※特殊な組み方（狭小部分等でやむを得ず一側足場を設置する場合、梁枠等を使用する場合、上階からブラケット等を使用して拡幅する場合、跳ね出し荷取りステージを設置する場合等）を用いることで承認制度の仕様から外れる場合は、採用する足場材料メーカーの技術支援部門等による強度計算検討を実施し、必要な補強を行うなど安全性が検証されていることを条件に仕様への適合に同等と取り扱う。

2 確認事項

工事受注者は、下記（１）～（２）に示す項目について、具体的かつ明確に確認が実施できる資料を監督員へ提出し、承諾を受けること。

- （１） 足場の設置計画等について
 - ① 機構の現場説明書（外部仮設足場等）に記載する事項を満たしていること。
 - ② 採用する足場材料メーカーが取得した、一般社団法人 仮設工業会の承認制度（組立基準、使用基準等）で規定する事項を遵守していること。
 - ③ 一般社団法人 仮設工業会が定める「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準（ビル工事用くさび緊結式足場の組立て及び使用基準）」（一般社団法人 仮設工業会 平 26. 12. 1 付）に適合していること。
 - ④ 高さ 31m を超える場合の措置^{※5} が適切に実施されていること。
 - ⑤ 受注者自らが足場の維持管理・点検を適切に実施することが確認できること
（始業前足場点検に関する計画や参考2の「くさび緊結式足場点検表（参考）」等を用いた点検計画等）

(2) 設置場所について

- ① 原則、足場設置場所が、平坦かつ強固な敷地であること。
- ② 上記によらない場合は、強度検討等の上、根絡み補強・筋違追加等の必要な補強を行うこと。

3 許可手続きについて

くさび緊結式足場の採用については、着工前に「報告・協議書」により機構の承諾を受けることで、許可することとする。なお、承諾フローについては、**参考3**のくさび緊結式足場採用に関する承諾フローを参照されたい。

【添付する資料】

- ① 仮設工業会の承認制度の承認証（根拠データ含む）
- ② 仮設足場施工計画書
《監督員及び現場代理人は、仮設足場施工計画書が承認制度の仕様に適合しているか確認すること。承認制度から外れた特殊な組み方を行う部分がある場合は、使用を予定する足場メーカーの技術支援部門から資料を提出させ、強度計算による安全性を確認すること。》
- ③ 第3者の点検実施計画書
- ④ 足場設置届（写）
- ⑤ 足場カタログ
- ⑥ その他、監督員が必要と判断する資料

以 上

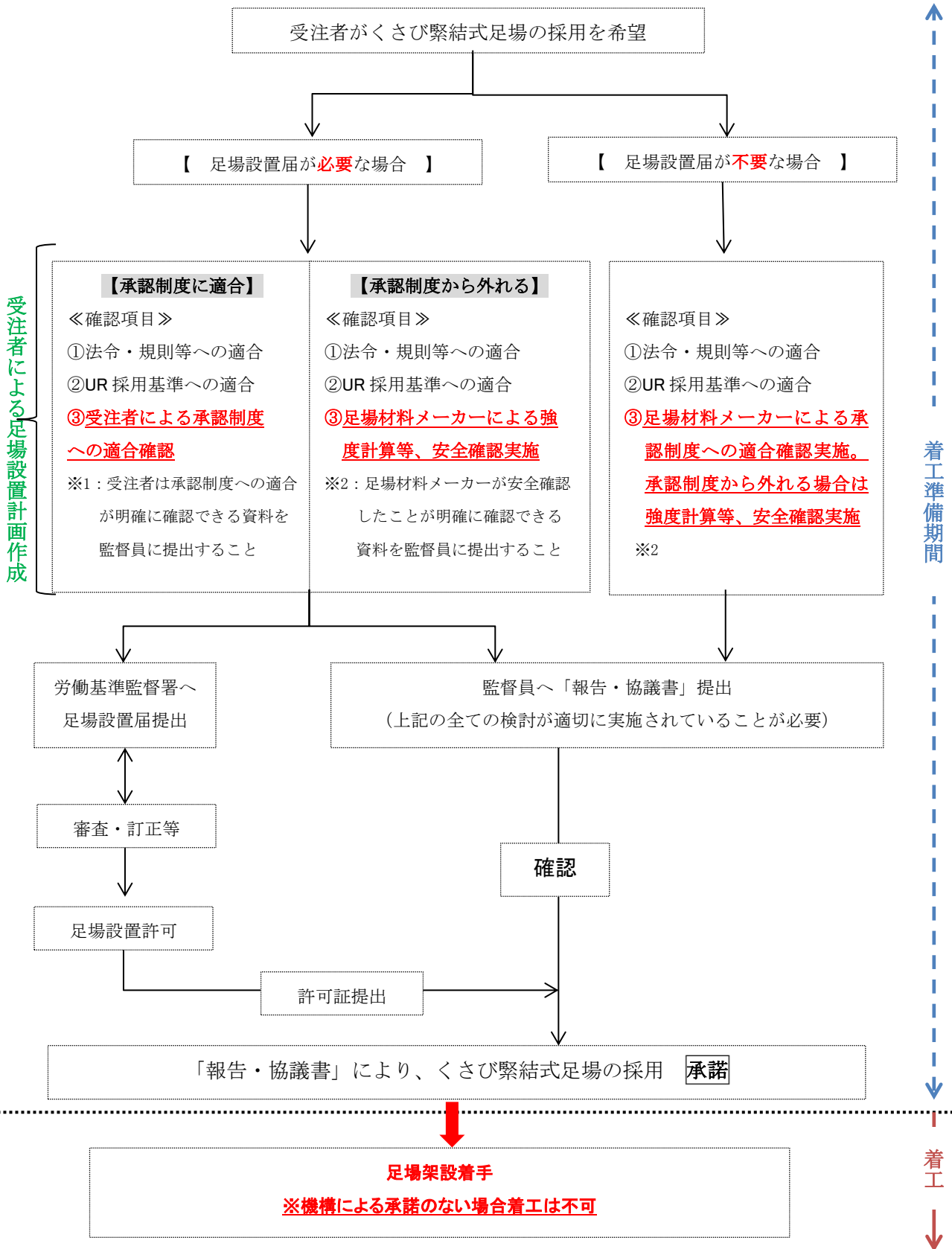
【補足説明・注意事項】

- ※1 機構において、受注者自らが「足場の安全管理に責任を持ち対応する」との定義は、
「受注者自らかつ使用する足場材料メーカーの技術支援部門による足場の強度計算を適切に実施し、その安全性を受注者自らの責任において確認すると共に、組立完了後も解体が完了するまでの期間、適切な維持管理を行うことを店社として約すること」を示す。
- ※2 機構においては、一般社団法人 仮設工業会の承認制度にて承認証を受けている足場は下記の①～③の性能をすべて満たしていると判断している。なお、現在、仮設工業会の承認を取得しているくさび緊結式足場は、「次世代足場」と称される新型のくさび緊結式足場のみである。
- ① 緊結部分に有効なロック機能を有していること
 - ② 壁つなぎ機能を有していること
 - ③ 手すり先行工法等のガイドラインに適合する足場であること
- ※3 「第三者」とは、全国仮設安全事業協同組合や、採用する足場材料メーカー（受注者とは資本関係を有しないこと）の技術支援部門を想定する。
- ※4 第三者による足場の点検は、足場設置届にて検討し許可を受けた足場図面記載内容と現場が合致しているかの確認を重点的に実施すること。
- ※5 高さ 31mを超える場合の措置とは、労働安全衛生規則：第 571 条第 1 項 3 号の規定を示す。
《条文》
建地の最高部から測って 31mを超える部分の建地は、鋼管を 2 本組とすること。
ただし、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重をいう。）が当該建地の最大使用荷重（当該建地の破壊に至る荷重の 2 分の 1 以下の荷重をいう。）を超えないときはこの限りではない。
- ※6 両側巾木の取り扱いについて
機構は現場説明書により「枠組み足場以外の場合」は“両側巾木”を求めているところ。しかしながら、承認制度では全てのメーカーにおいて“片側巾木”により承認されている。そのため、技術監理部運用としては、両足をついている場合（二側の場合）は承認制度の仕様に適合していると同等とみなす。ただし、特殊な組み方を用いる場合は採用する足場材料メーカーの技術支援部門等により両側巾木を想定した強度計算等を適切に実施し、安全性を検証すること。

以 上

くさび緊結式足場採用に関する承諾フロー

《受注決定以降のフロー》



参考2

平成29年7月版 東日本賃貸住宅本部
技術監理部 工務課

くさび緊結式足場 点検表

分類	点検項目	No	点検内容	組立後 現場 代理人	監督員	現場 代理人	定期点検等 現場 代理人	解体前 現場 代理人	備考
基礎	基礎の状態 敷板、転角 ジャッキベース 固定状況 支柱と ジャッキベース	1	地盤は安定した状態にあるか(目視による)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2	地面上に建てる場合、敷板、転角を使用しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3	ベースは敷板、転角の範囲に適切に固定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4	ジャッキベースのレベルは正しいか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5	支柱は正しくジャッキベースに差し込まれているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6	ジャッキハンドルの支柱下端の間に遊びはないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		7	敷板にジャッキベースを斜止めしない場合に、転がらみは、直角2方向に設けられているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		8	外足場の支柱の間隔は、桁方向1,829mm以下、梁方向1,219mm以下か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		9	支柱の抜け止めが施されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		10	地上第一の布は、2,000mm以下に設置されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
滑動防止	支柱の間隔 支柱の接続 布材等	11	布材などの設置位置は、各メーカーの基準通りか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		12	設置位置は、指定通りか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		13	取り付け部は、正しく固定されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		14	くさびは正しく打ち込まれているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		15	くさびの緩みはないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		16	作業床の幅は、400mm以上か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		17	指定通りの幅の床付き布わくが隙間なく設置されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		18	つかみ金具の外れ止めはロックされているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		19	床材間の隙間は、30mm以下か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		20	先行手すり、または、手すり等及び中さん等が設けられているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
作業床	手すり 床付き布わく 手すり、中さん 幅木等	21	足場の側面に幅木が設置されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		22	幅木(150mm以上)及びステップなど またはこれらと同等以上の機能を有する設備を設置しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		23	メッシュネット等を設置している場合は、風荷重を計算し、 その結果に基づいて足場に必要補強等が施されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		24	防護欄及び支柱材又はつり材を取付けた位置の足場に、全スパン壁つなぎを設置しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		25	壁つなぎは各メーカーの基準通りの間隔で設置されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		26	建地の最高部から測って、31mを超える地上までの緊締部付支柱は2本組となっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		27	または建地の下部に作用する設計荷重が、当該建地の最大使用荷重を超えていないか確認しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		28	階段開口部の手すり種など、安全に昇降できる昇降設備が設けられているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		29	30 昇降階段、階段開口部には手すり及び中さんが設置されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		30	梁棒を用いた開口部の大きさは、幅3スパン以下、高さ3層以下か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
昇降設備	階段など 梁棒等	31	梁棒を支持する支柱から、外方に1スパン以上足場が設置されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		32	梁棒の両端支持部は、壁つなぎが設けられているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		33	設置は、各メーカーの基準通りになっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		34	下層の建地間隔が上層の建地間隔の60%以上であり、かつ、全層間で1回までとなっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		35	拡幅した層の上部及び下部の階間側の全スパンに壁つなぎを設置しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		36	壁つなぎは、専用部材の組立で、各メーカーの基準通りになっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		37	開口部等の緊締部の恐れがあるが所に、手すり及び安全ネット等が設置されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		38	最大積載荷重が表示されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		39	支柱は垂直に組み上がっているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		40	著しい変形や破損のある不良部材を使用していないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
開口部	拡幅 壁つなぎ 基準の確認 一側足場 緊締部防護工 表示 支柱 不良部材	41	部材の組み立ては正しいか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		42	組立図通りに部材の配置、取付が行われているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		43	隣隣の現場説明書(外部仮設足場等)に記載する事項を満たしているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		44	足場の最高高さは、45m以下であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		45	受注者自身が足場の維持管理・点検を適切に実施することが確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		46	足場の最高高さは、45m以下であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		47	足場の最高高さは、45m以下であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		48	足場の最高高さは、45m以下であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		49	受注者自身が足場の維持管理・点検を適切に実施することが確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		50	受注者自身が足場の維持管理・点検を適切に実施することが確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
最終確認	組立図 足場高さ その他	51	現場代理人は、くさび緊結式足場の組立、使用中及び解体前に足場の点検を実施し、本チェックリストを使って監督員の確認を受けること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		52	組立図は、現場代理人だけでなく、監督員も足場の確認を行うこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		53	定期点検等は、現場の状況及び工期などにより、現場代理人が適切な点検回数を定めること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		54	※チェックリストは、原則、高さ45m以下のくさび緊結式足場に適用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		55	※防音ハネル及び防音ネット等を設置する場合は、水平方向(桁行及び梁間)及び鉛直方向(足場自重が増える)の検封が行われているか確認すること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		56	※チェックリストの他に検封が必要と考えられる項目がある場合は、足場材料メーカーの技術支援部門などに必ず確認をおこなうこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		57	現場代理人は、くさび緊結式足場の組立、使用中及び解体前に足場の点検を実施し、本チェックリストを使って監督員の確認を受けること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		58	組立図は、現場代理人だけでなく、監督員も足場の確認を行うこと	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		59	定期点検等は、現場の状況及び工期などにより、現場代理人が適切な点検回数を定めること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		60	※チェックリストは、原則、高さ45m以下のくさび緊結式足場に適用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【チェックリストについて】

現場代理人は、くさび緊結式足場の組立、使用中及び解体前に足場の点検を実施し、本チェックリストを使って監督員の確認を受けること
 組立図は、現場代理人だけでなく、監督員も足場の確認を行うこと
 定期点検等は、現場の状況及び工期などにより、現場代理人が適切な点検回数を定めること
 ※チェックリストは、原則、高さ45m以下のくさび緊結式足場に適用する。
 ※防音ハネル及び防音ネット等を設置する場合は、水平方向(桁行及び梁間)及び鉛直方向(足場自重が増える)の検封が行われているか確認すること
 ※チェックリストの他に検封が必要と考えられる項目がある場合は、足場材料メーカーの技術支援部門などに必ず確認をおこなうこと

品質管理体制届

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

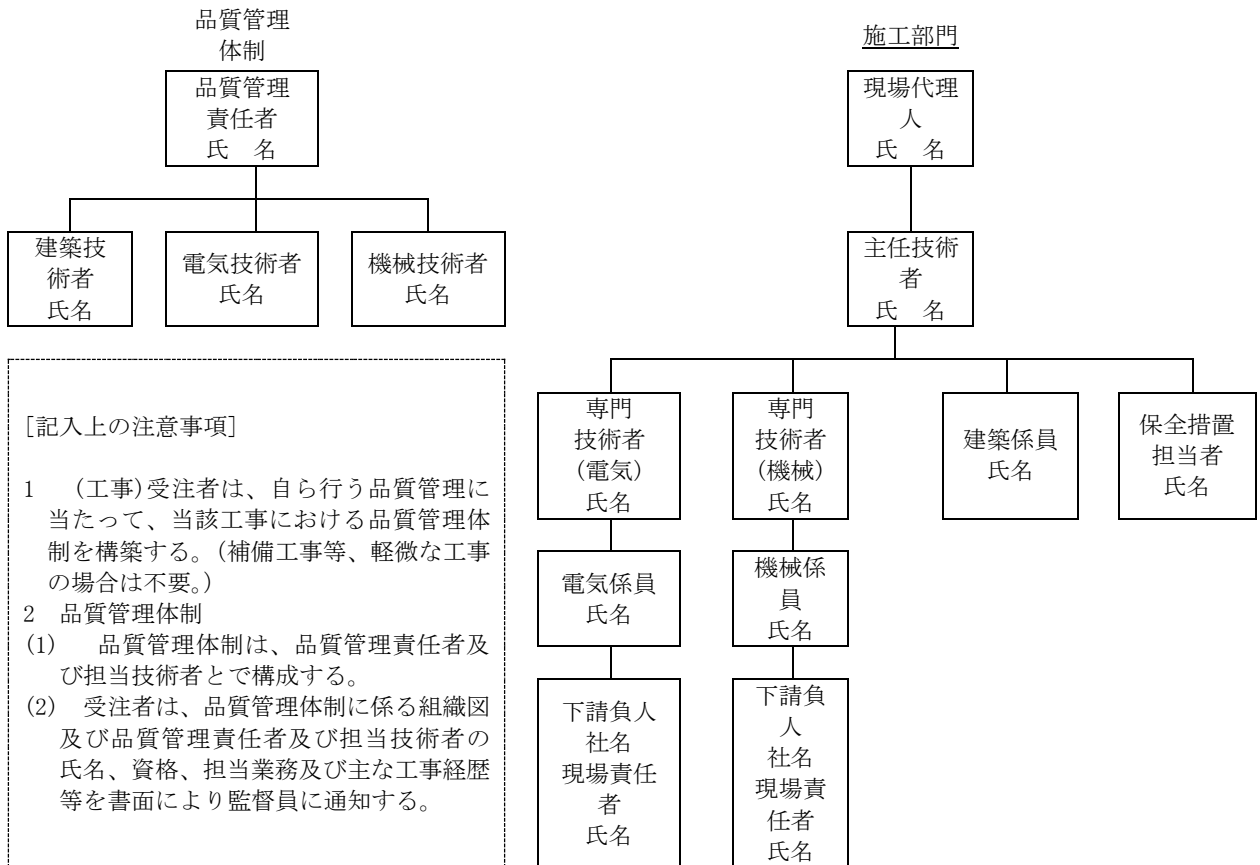
〇〇〇〇本部 本部長 〇〇 〇〇 殿

受注者 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印 ※1

工事名 〇〇〇〇団地建設工事

上記工事について、下記のとおり品質管理体制を決定したので届けます。



※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : _____

※2 連絡先 (電話番号) 1 : _____

連絡先 (電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

特に報告を求める事項

1. 「特に報告を求める事項」について

- (1) 「特に報告を求める事項」は表-1 から表-3 に示す内容をいう。
- (2) 本紙に記載なき事項については下記によるほか、対象工事の設計図書等によること。
- ・ 工事監理ガイドライン
 - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書
 - ・ 公共建築工事標準仕様書
- (3) 「複数監督員が行う事項」とは、表-1 から表-3 のうち「複数確認」の欄に「○」の付いた監理項目をいう。

表-1：建築工事

区分	監理項目	確認内容	複数確認
2 仮設工事	敷地状況、境界石の位置	境界杭の確認（必要に応じ、関係者の立合いを受け境界確認書の作成）	
	隣地との高低差	隣地との高低差を確認（主要出入口部の取り合い確認）	
	建築物等位置	境界と建築物等位置の確認	
	ベンチマークの設置状態、位置	ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認（移動、沈下防止対策）	
3 土工事	支持地盤（直接基礎の場合）	床付け面の確認（かく乱又は盛土されていない地盤であること）	○
		支持地盤の確認（地耐力試験報告書）	○
4 地業工事	試験杭	地盤条件・施工上の留意事項の確認	○
		工事施工者の施工体制（元請と下請の役割分担）の確認	○
		杭の支持層への到達等に係る技術的判断、施工記録の確認方法、施工記録が確認できない場合の代替手法等の確認	○
		杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ及び施工状況の確認	○
		施工結果報告書の確認	○
	既製コンクリート杭及び鋼杭（材料）	製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外觀（割れ・傷）の確認	○
		杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ）	○
	場所打ちコンクリート杭地業（材料）	鉄筋（規格・種類・径・品質証明）	○
		コンクリートの規格確認（受入確認）	○
	杭の荷重試験	荷重時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認	○
	地盤の荷重試験	荷重時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認	○
杭の位置（施工後の偏心量）	杭芯の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認（位置測定図、60mm以上の偏心は補強要領書等）	○	

区分	監理項目	確認内容	複数確認
5 鉄筋工事	鉄筋、スパーサー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋 (材料)	鉄筋の規格、種類、径の確認	○
		品質証明の確認 (規格証明書、タグプレート、ロールマーク)	○
	圧接継手 (試験)	外観の確認 (ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ・曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ)	
	配筋	配筋状況の確認 (施工範囲全体を見回って出来形及び出来栄を確認)	○
		加工寸法等の確認 (種類、径、長さ、折り曲げ等)	○
		あばら筋の加工形状の確認 (接合する部材の寸法を考慮)	○
		組立の確認 (結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等)	○
		あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認	○
		継手の確認 (位置、長さ、方法)	○
		定着の確認 (位置、長さ、方法、余長、フック)	○
		貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認	○
		スパーサーの確認 (形状、位置、間隔)	○
		差し筋の位置と長さ	○
6 コンクリート・型枠工事	コンクリートの受入れ、供試体採取	指定コンクリートであることの確認 (種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度)	○
		圧縮強度用供試体の採取確認 (テストピースの採取)	○
	コンクリートの打込み	打継ぎ面の処理確認 (仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去)	○
	コンクリートの仕上がり	部材断面の寸法、平坦さの確認 (仕上げ二次部材又は設備等の納まり上の要求、等)	○
		部材位置、開口部位置、目地位置の確認 (仕上げ二次部材又は設備等の納まり上の要求、等)	○
		不良箇所 (ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の有無確認	○
		不良箇所 (ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の補修確認	○
型枠 (施工)	主要墨、部材断面、建入れの確認		
7 鉄骨工事	鋼材	鋼材の確認 (規格、材質、種類、断面寸法、品質証明)	○
	工場製作	溶接状態の確認	○
	現場受入れ	製品の接合部確認 (溶接)	○
	溶接部の試験	溶接部の外観確認 (アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足、突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ブローホール、溶け込み不足、割れ、スラグ巻き込み)	
		溶接部の内部確認 (超音波探傷試験) (ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み)	
		不合格となった溶接部の補修	
	ボルト接合	高力ボルト接合部の確認 (摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法)	○
		普通ボルト接合部の確認 (ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法)	○

区分	監理項目	確認内容	複数 確認
	鉄骨建方	アンカーボルトの確認（位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ）	○
		建方精度の確認（柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度）	○
9 防水工事	アスファルト防水（施工）	下地の確認（下地補修）	
		ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	○
		押えコンクリート目地の確認	
	改質アスファルトシート防水（施工）	下地の確認（下地補修）	
		ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	○
		押えコンクリート目地の確認	
	合成高分子系ルーフィングシート防水（施工）	下地の確認（下地補修）	
		ルーフィング張りの確認（端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け）	○
		施工後の確認（充填、硬化、接着）	
	外壁からの雨漏れの有無の確認	漏水箇所の有無確認	○
11 タイル工事	外壁タイル（施工）	タイル浮きの有無確認	
		外観の確認（割れ、欠け、目地の通り、平たんさ）	
	外壁タイルの接着力（引張接着強度）	接着力試験結果の確認（試験結果報告書）	
12 木工事	先行住宅（材料及び施工）	釘、ビスピッチの確認	
		軸組取付け間隔の確認	
		下地補強材の確認	
		軸組検討会チェックシートの確認	
13 屋根及びとい工事	長尺金属板葺・化粧スレート葺及び厚形スレート葺き・粘土瓦葺（施工）	下葺きの確認（重ね合わせ）	○
		各部の納まりの確認（留付け間隔、棧木の取付け）	
14 金属工事	先行住宅（材料及び施工）	ビスピッチの確認	
		軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認	
		下地補強材の確認	
		軸組検討会チェックシートの確認	
16 建具工事	先行住宅（材料及び施工）	組立、作動状態の確認	
		軸組検討会チェックシートの確認	
17 カーテンウォール工事	カーテンウォール工事の施工計画	施工計画書の確認	
18 塗装工事	先行住宅（材料及び施工）	軸組検討会チェックシートの確認	
20 内装工事	先行住宅（材料及び施工）	断熱範囲の確認	
		乾式遮音二重床下地材の固定状況の確認	
		軸組及び仕上検討会チェックシートの確認	
21 部品・その他工事	先行住宅（材料及び施工）	固定状況の確認	
		軸組検討会チェックシートの確認	
22 PC工法による	PC工法（施工）	取付け金物の溶接後の外観、超音波探傷試験の確認	

区分	監理項目	確認内容	複数 確認
る工事		スリーブ接合のグラウト充填確認	

表-2：電気設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 電力設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	接地極の埋設	接地極の埋設方法の確認（接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証）
	高圧ケーブルの接続及び端末処理	高圧ケーブルの接続及び端末処理の確認
	屋外灯・埋設物等施工及び関連工事との取合い	屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部（ハンドホール内含む）の防水処理方法及びケーブル敷設状況	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験	抵抗値の計測確認及び作動状況の確認
3 受変電設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	受変電設備の試験	各種試験計測の確認
4 電力貯蔵設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
5 発電設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定	各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認

区分	監理項目	確認内容
6 情報設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	テレビアンテナの位置	テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証
	テレビ・FM 共同受信設備のテレビ画像品位及び音質	ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	情報設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	インターホンオートドアロック設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認
	LAN 設備の試験調整及び外部接続	各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認
7 防災設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	防災設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
8 中央監視制御設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	構造試験及び性能試験	各種試験の計測確認

表-3 : 機械設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 衛生器具設備工事	機器の据付け・設置状況	据付け状態、管との接続状態、水量調整の確認
3 給水設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
4 排水・通気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	排水、通気設備の排水導通試験	配管内に管径に適したテストボールを投入し、配管端部からボールが排出することを確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
5 給湯設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置、転倒防止措置の確認
6 消火設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
7 ガス設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い等の確認	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
10 暖冷房設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
11 換気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工（隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態））及び関連工事との取り合いの確認
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認
13 エレベーター設備工事	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認

「特に報告を求める事項」に係る通知

総括監督員 ○○ ○○ 殿

令和 年 月 日

受注者
氏名 現場代理人

工事名 ○○○○団地建設工事

上記工事について、別紙のとおり決定したので通知します。

別紙：「特に報告を求める事項」に係る監理方法について

別紙

○ 「特に報告を求める事項」に係る管理方法について

- ・ 受注者は工事着手に先立ち下記の項目に係る立会確認等の方法、時期、頻度及び作成する品質管理記録等工事関係書類の内容等について監督員に通知する。
- ・ 通知した内容に基づき作成される工事関係書類の提出を監督員より求められた場合は、これに応じること
なお、工事関係書類の提出の時期、頻度等については工事の着手に先立ち監督員と協議の上、決定する
- ・ 通知した内容に基づき実施される工事的目的物の施工について、監督員が立会い確認（目視、計測等）を実施する場合、その方法及び頻度等について工事の着手に先立ち監督員と協議の上、決定し、これに応じること

1) 建築工事

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成（保管）する品質管理記録等書類
2 仮設工事	敷地状況、境界石の位置	境界杭の確認（必要に応じ、関係者の立合いを受け境界確認書の作成）		
	隣地との高低差	隣地との高低差を確認（主要出入口部の取り合い確認）		
	建築物等位置	境界と建築物等位置の確認		
	ベンチマークの設置状態、位置	ベンチマーク、仮ベンチマークの維持管理を確認（移動、沈下防止対策）		
3 土工事	支持地盤（直接基礎の場合）	床付け面の確認（かく乱又は盛土されていない地盤であること） 支持地盤の確認（地耐力試験報告書）		
	試験杭	地盤条件・施工上の留意事項の確認		
4 地業工事		工事施工者の施工体制（元請と下請の役割分担）の確認		
		杭の支持層への到達等に係る技術的判断、施工記録の確認方法、施工記録が確認できない場合の代替手法等の確認		
		杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ及び施工状況の確認 施工結果報告書の確認		

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類
	既製コンクリート杭及び鋼杭(材料)	製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示、外観(割れ・傷)の確認		
	場所打ちコンクリート杭地業(材料)	杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ) 鉄筋(規格・種類・径・品質証明) コンクリートの規格確認(受入確認)		
	杭の載荷試験	載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認		
	地盤の載荷試験	載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力の確認		
	杭の位置(施工後の偏心量)	杭芯の位置測定、位置ずれに伴う補強要領等の確認(位置測定図、60mm以上の偏心は補強要領書等)		
5	鉄筋、スベーパー、溶接金物、貫通孔補強鉄筋(材料)	鉄筋の規格、種類、径の確認 品質証明の確認(規格証明書、タグプレート、ロールマーク)		
	圧接継手(試験)	外観の確認(ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ)		
	配筋	配筋状況の確認(施工範囲全体を見回わって出来形及び出来栄を確認) 加工寸法等の確認(種類、径、長さ、折り曲げ等) あばら筋の加工形状の確認(接合する部材の寸法を考慮)		
		組立の確認(結束、鉄筋位置、本数、最小かぶり厚さ、鉄筋主筋相互のあき、帯筋間隔等) あばら筋間隔、鉄筋の水平度と垂直度の確認		
		継手の確認(位置、長さ、方法) 定着の確認(位置、長さ、方法、余長、フック) 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強確認 スベーパーの確認(形状、位置、間隔) 差し筋の位置と長さ		
6	コンクリート・型枠工事	指定コンクリートであることの確認(種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度)		

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類
7 鉄骨工事		圧縮強度用供試体の採取確認(テストピースの採取)		
	コンクリートの打込み	打継ぎ面の処理確認(仕切り型枠、止水処理、清掃、レイタンスの除去)		
	コンクリートの仕上がり	部材断面の寸法、平坦さの確認(仕上げ二次部材又は設備等の納まり上の要求、等)		
		部材位置、開口部位置、目地位置の確認(仕上げ二次部材又は設備等の納まり上の要求、等)		
		不良箇所(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の有無確認		
		不良箇所(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)の補修確認		
		型枠(施工)	主要墨、部材断面、建入れの確認	
		鋼材	鋼材の確認(規格、材質、種類、断面寸法、品質証明)	
		工場製作	溶接状態の確認	
		現場受入れ	製品の接合部確認(溶接)	
		溶接部の試験	溶接部の外観確認(アンダーカット、ピット、オーバーラップ、割れ、クレーター、溶接ビード面形状、スラグ除去不良、すみ肉の脚長不足、突合せの余盛不足、突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ、ブローホール、溶け込み不足、割れ、スラグ巻き込み)	
	9 防水工事		溶接部の内部確認(超音波探傷試験) (ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み)	
ボルト接合		不合格となった溶接部の補修 高力ボルト接合部の確認(摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回りの有無、ナット回転量、ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法) 普通ボルト接合部の確認(ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法)		
鉄骨建方		アンカーボルトの確認(位置、定着長さ、固定、養生、柱底均しモルタルの厚さ) 建方精度の確認(柱の倒れ、スパン長さ、梁の湾曲、接合部精度)		
アスファルト防水(施工)		下地の確認(下地補修)		

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類
	ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)	ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)		
	改質アスファルトシート防水(施工)	押えコンクリート目地の確認 下地の確認(下地補修)		
	合成高分子系ルーフィングシート防水(施工)	ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け)		
	外壁からの雨漏れの有無の確認	押えコンクリート目地の確認 下地の確認(下地補修)		
11	タイル工事	ルーフィング張りの確認(端部・立上り・ドレン回り、押え金物の取付け) 施工後の確認(充填、硬化、接着) 漏水箇所の有無確認		
	外壁タイル(施工)	タイル浮きの有無確認 外観の確認(割れ、欠け、目地の通り、平たんさ)		
	外壁タイルの接着力(引張接着強度)	接着力試験結果の確認(試験結果報告書)		
12	木工事	釘、ビスピッチの確認 軸組取付け間隔の確認 下地補強材の確認 軸組検討会チェックシートの確認		
13	屋根及びとい工事	下葺きの確認(重ね合わせ) 各部の納まりの確認(留付け間隔、栈木の取付け)		
14	金属工事	ビスピッチの確認 軽量鉄骨天井、壁下地の取付け間隔の確認 下地補強材の確認 軸組検討会チェックシートの確認		
16	建具工事	組立、作動状態の確認 軸組検討会チェックシートの確認		
17	カーテンウォール工事	軸組検討会チェックシートの確認 施工計画書の確認		

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類
18 塗装工事	先行住宅(材料及び施工)	軸組検討会チェックシートの確認		
20 内装工事	先行住宅(材料及び施工)	断熱範囲の確認 乾式遮音二重床下地材の固定状況の確認 軸組及び仕上検討会チェックシートの確認		
21 部品・その他 工事	先行住宅(材料及び施工)	固定状況の確認 軸組検討会チェックシートの確認		
22 PC工法による 工事	PC工法(施工)	取付け金物の溶接後の外観、超音波探傷試験の確認 スリールブ接合のグラウト充填確認		

2) 電気設備工事

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類
2 電力設備工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認		
	接地極の埋設	接地極の埋設方法の確認(接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証)		
	高圧ケーブルの接続及び端末処理	高圧ケーブルの接続及び端末処理の確認		
	屋外灯・埋設物等施工及び関連工事との取合い	屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認		
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認		
	外壁貫通部(ハンドホール内含む)の防水処理方法及びケーブル敷設状況	材料及び施工方法の確認		
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認		
	電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験	抵抗値の計測確認及び動作状況の確認		
	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認		
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認		
3 受変電設備工事	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認		
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認		
	受変電設備の試験	各種試験計測の確認		
4 電力貯蔵設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認		
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認		

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類
5	発電設備工事	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認	
		機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認	
		共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	
		防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認	
		外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認	
		機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認	
		現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定	各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認	
		先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	
		テレビアンテナの位置	テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証	
		テレビ・FM 共同受信設備のテレビ画像品位及び音質	プースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認	
6	情報設備工事	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認	
		外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認	
		機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認	
		情報設備の総合動作	全設備の動作状況の確認	
		インターホンオートドロック設備の総合動作	全設備の動作状況の確認	
		防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度)の確認	

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類	
7 防災設備工事	LAN 設備の試験調整及び外部接続	各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認			
	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認			
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認			
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認			
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認			
	防災設備の総合動作	全設備の作動状況の確認			
	8 中央監視制御設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認		
		防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認		
		外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認		
		機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認		
	構造試験及び性能試験	各種試験の計測確認			

3) 機械設備工事

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類
2 衛生器具設備工事	機器の据付け・設置状況	据付け状態、管との接続状態、水量調整の確認		
3 給水設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工(隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態))及び関連工事との取り合いの確認		
	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認		
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認		
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認		
4 排水・通気設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工(隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態))及び関連工事との取り合いの確認		
	排水、通気設備の排水導通試験	配管内に管径に適したテストボールを投入し、配管端部からボールが排出することを確認		
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認		
	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工(隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態))及び関連工事との取り合いの確認		
5 給湯設備工事	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認		
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認		
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置、転倒防止措置の確認		
	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工(隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態))及び関連工事との取り合いの確認		
6 消火設備工事	水圧試験	配管に所定の水圧を加え、配管及び接続部に漏水のないことの確認		
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認		

区分	監理項目	確認内容	立会い等確認の方法、時期、頻度及び確認結果の記録方法	作成(保管)する品管理記録等書類
7 ガス設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い等の確認	配管等の施工(隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態))及び関連工事との取り合いの確認		
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認		
10 暖冷房設備工事	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工(隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態))及び関連工事との取り合いの確認		
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認		
11 換気設備工事	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認		
	先行住宅、共用部分の配管等の施工及び関連工事との取り合い	配管等の施工(隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・支持・接合状態・機器接続状態))及び関連工事との取り合いの確認		
	機器の据付け・設置状況	据付け位置、アンカーボルト取付け、固定支持金物、防振措置の確認		
	貫通部処理	防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認		
13 エレベーター設備工事	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度)の確認		

工事概要書

令和 年 月 日

1	工事名称	契約番号		対象・対象外	
2	工事場所	低入札	総合評価方式		
3	工期	(指定部分)			
	当初工期				
	変更工期				
4	受注者	現場代理人			
		監理技術者			
		専門技術者(電気)			
		専門技術者(機械)			
		品質管理責任者			
5	工事監理	事務所【所長】	【監理役】	【主幹】	【造園】
		主任【建築】	【電気】	【機械】	
		管理技術者			
		建築主任監理員			
		建築監理員			
		電気主任監理員			
		機械主任監理員			
6	請負金額 及び 受領済金額	当初請負金額	前払い金		
		第1回設計変更	第1回中間払い		
		変更請負金額	既受領済金額	(税込)	
7	契約内容等	建設工事一式： 【総合評価方式】… 別途工事：			
8	下請負業者				
9	建物概要	構造・階数	計		
		階数(階)			
		最高高さ(m)			
		最高軒高(m)			
		建築面積(m ²)			
		延床面積(m ²)			
		住戸数(戸)			
10	構造概要	新築工事版			
11	仕上概要	外部	床	外壁	仕上げ裏
			屋根	床	壁
		内部	天井		
12	検査関係	都市機構	指導	中間	完成
			市		
		住宅性能機関			
13	入居関連	各検討会	設計	軸組	仕上
		モジュール公開	全戸公開	点検	入居
		戻り(予定)			

検査カルテ実施要領

- 指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書 (カルテA)
- 住戸・共用部・施設・外構等検査カルテ (カルテB)
- 住戸・共用部検査カルテ (カルテC)
- 施設・外構等検査カルテ (カルテC)

	<p>【 注意事項 】</p> <p>他工事との取り合い部分は、未済となる恐れが多いことから、他工事の未済等についても記録し、該当受注者への連絡ミスがないよう留意する。</p>
<p>『指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書』(カルテA)は、契約毎に作成する。 なお、他工事との取り合い等による他工事での手直し事項についても記録し、その旨を該当受注者に通知する。</p> <p>(1) 『指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書』(カルテA)は、契約毎に作成する。 なお、他工事との取り合い等による他工事での手直し事項についても記録し、その旨を該当受注者に通知する。</p> <p>(2) 『住戸・共用部検査カルテ』(カルテB・C)の手直し事項及び処理状況の管理は、「指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査」での指摘等を含め、受注者がおこなう。</p> <p>(3) 手直し事項の記録は、内容の軽重にかかわらず、全て記録する。</p> <p>(4) 指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査及び監理者(以下「総主任・監督員等」をいう。)確認の際、検査員等は『住戸・共用部検査カルテ』を基に、社内検査等前段階の検査での手直し事項並びに処理状況を現地で確認する。</p> <p>(5) 万一、再検査においても未済等があり、その手直しが点検確認時以降になる場合、受注者は『住戸・共用部検査カルテ』を基に、住戸及び共用部毎の未済等リストを作成し監理者に提出する。 監理者は点検確認に際し、所轄の住宅管理センターと協議の上、入居者にその旨を通知すること。</p> <p>(6) 『住戸・共用部検査カルテ』は『使用部分・一部完成・完成検査完了報告書』と共に検査完了後、検査調査書に添えて「東日本賃貸住宅本部工務検査部検査チーム」まで提出する。ただし、『指導・中間検査完了報告書』については当該工事事務所保管とする。なお、写しは点検確認補修完了までの間、監理者が管理すること。</p> <p>以上</p>	

(注)検査カルテ実施要領の書式作成に当たってはA3版とする。

(カルテA)

指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書 (建築・電気・機械・土木・造園)

	所長	監理役	主幹	総主任
	※1	※1	※1	※1
工事名	種別	賃貸	監督方式	一般
受注者	監理・主任・専門・責任			
監理者	主任監督員		印 現場代理人	
	総主任		監理員	

工事種別	検査年月日	受注者 社内検査	監理者検査	機構検査員検査	備考
建築工事	年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
	再検査年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
電気設備工事	年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
	再検査年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
機械設備工事	年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				
	再検査年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	検査日				

(注) 1. この報告書は「検査カルテB・C」の表紙として「検査調書」に添付して提出する。ただし、「指導・中間検査報告書」については工事事務所に保管すること。

2. 検査を複数回行った場合は、検査員名は総括検査員とする。

3. 受注者の社内検査員については、役職名を併記する。

4. 検査の日数が2日以上にわたる場合は、最終日を記載する。

5. この報告書用紙を使用の対象業種は建築・電気・機械・土木・造園・ガス・エレベーター・テレビアンテナ等の単独工事及び複合の建築・電気・機械等の工事とする。

6. 監理者欄の総主任・主任監督員・監理員の氏名は前記5)に関する工事業種の担当者を記載する。

7. 冒頭の「指導・中間・使用部分・一部完成・完成検査完了報告書」、「種別の賃貸・分譲」及び「監督方式の一般・重点」並びに「(建築・電気・機械・土木・造園)は該当するものを【 】で記する。但し、受注者欄に示す、監理→専門技術者、主任→主任技術者、専門→専門技術者、責任一品管理責任者は該当に○をしるし、氏名を記入する。

8. 書式作成にあたってはA3版とする。

※1 電子印又は記名でも可

建設リサイクル法に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について

1. 建設リサイクル法の対象工事

本工事は、特定建設資材を用いた建築物等にかかる解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下「対象建設工事」という。）であるため、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

また、契約当初においては対象建設工事でない場合であっても、契約変更後に対象建設工事となる場合は、そのことが判明した時点で速やかに建設リサイクル法に基づき適正な措置を講ずる。

2. 建設リサイクル法第12条及び第13条の手続き

受注者は、契約書等の提出（入札（見積）心得書第16条）前に、建設リサイクル法第12条に基づき、発注担当課に対し、**説明書**（別添様式1）及び工程の概要を示す資料を提出し、説明を行うものとする。

説明書の別紙「2. 解体工事に要する費用」及び「4. 再資源化等に要する費用」は、請負金額に含まれる受注者の見積金額を記載すること。

受注者は、建設リサイクル法第13条に基づく「分別解体の方法、解体工事に要する費用、その他主務省庁で定める事項を記載した書面」として、**説明書の別紙**を、請負契約書に添付することとする。

また、契約変更により前述の「別紙」に記載されている内容に変更が生じる場合は、「別紙」に変更内容がわかるように記載のうえ、契約変更時に変更請負契約書に添付する。

3. 建設リサイクル法第11条の手続き

受注者は、工事着手7日前に「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた**別表イ〔再生資源利用計画書〕**に対象となる特定建設資材のみ記入する。また、**別表ロ〔再生資源利用促進計画書〕**には対象となる特定建設資材廃棄物のみ記入し提出すること。

4. 建設リサイクル法第18条の手続き

受注者は、建設リサイクル法第18条に基づき、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、**再資源化報告書**（別添様式2）、「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた〔再生資源利用実施書〕及び〔再生資源利用促進実施書〕を、監督員に提出すること。

5. 受注者が行うべき事項（法第12条第2項）の確認

受注者は、その請け負った工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第12条に基づき提出した説明書について、書面で告知すること。また、告知した書類の写しを、監督員へ提出すること。

※再生資源作成方法は、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施）書の作成方法等」を参照すること。

※参考：建設リサイクル法

	誰が	何を	別添様式	どうする
法12条	受注者	説明書（様式1）、工程、 図面	様式1	発注担当課へ提出し、説明。
法13条		説明書（様式1の別紙）	様式1の別紙 1	契約書に添付する。 （変更契約時も）
法11条		再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	様式 様式	着手7日前に記入。
法18条		再資源化報告書、 再生資源利用実施書、 再生資源利用促進実施書	様式 様式 様式	分別解体等・再資源化等が完了した時、監督に提出。
法12条 第2項		説明書	様式	下請に対し告知し、その写しを監督に提出。

別添様式 1

説明書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

① 別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)

別紙1・別表1 (建築物に係る解体工事)

別紙2・別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別紙3・別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事 (土木工事等))

② 工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する)

欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

(別紙1)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(注)「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

_____円(税抜き)

(注)・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費)

_____円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

(別紙2)

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

(注)・「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。
・作業内容は特定建設資材の使用の有無を記入する。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費）

_____ 該当なし _____

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費）

_____ 円（税抜き） _____

(注)・運搬費を含む。

(別紙3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

(注)・「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。
 ・作業内容は特定建設資材の使用の有無を記入する。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注)・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

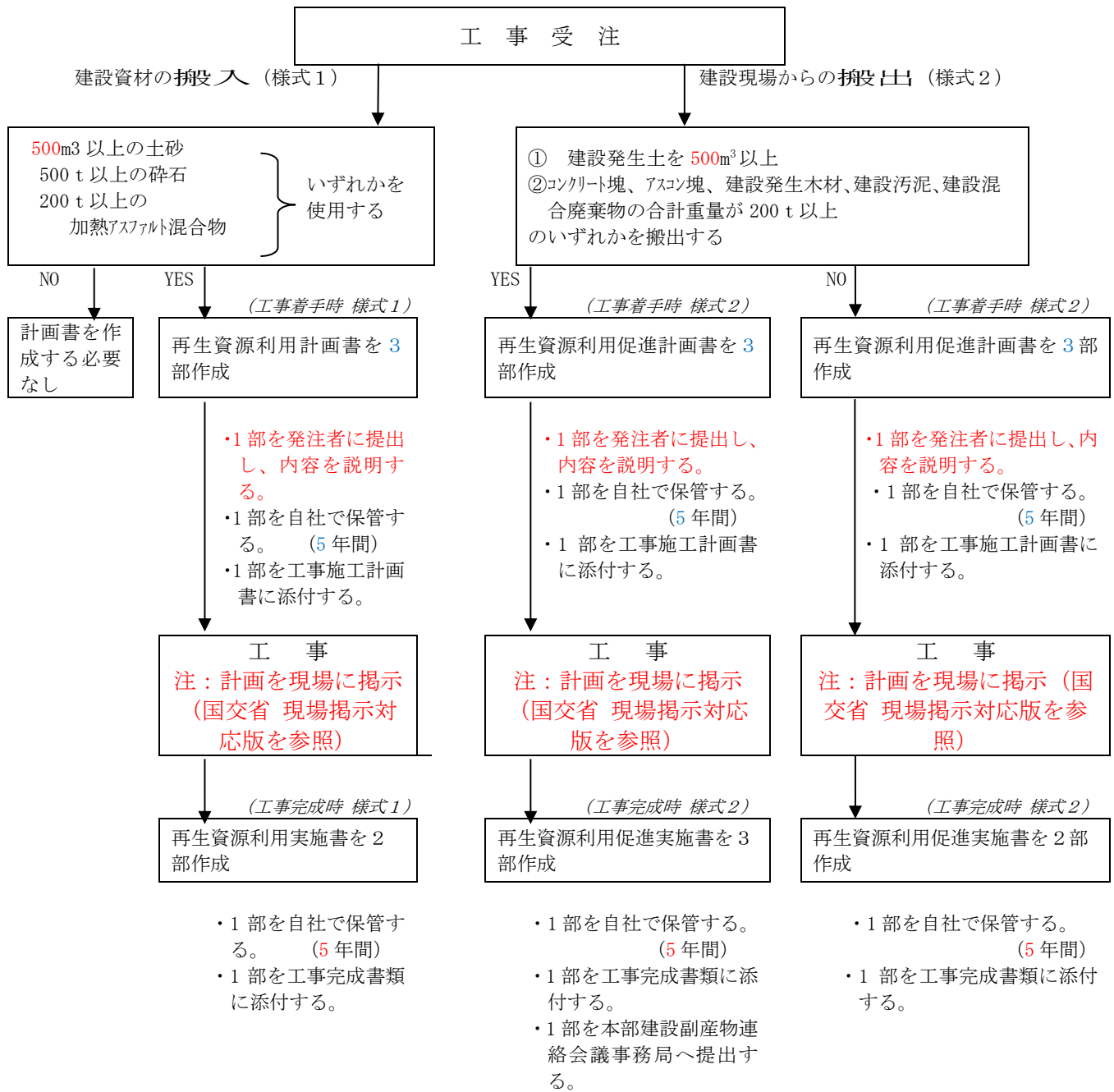
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注)・運搬費を含む。

再生資源利用〔促進〕計画書（実施）書の作成方法等

所定の入力システムにて作成しデータにより提出するものとする。



注：上記の条件に該当した場合は調査表に示された全品目について、量の多少にかかわらず全て記入する。

注 ①上記の条件に該当した場合は、調査表に示された全品目について、量の多少にかかわらず全て記入する。
②様式2だけ記入対象の場合でも、様式1の「1. 工事概要」の部分を必ず記入する。

別添様式 2

再資源化報告書

令和 年 月 日

(発注者)

_____ 様

氏名 _____

(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 円(税抜き)
(直接工事費)

6. その他の資料

再生資源利用実施書

再生資源利用促進実施書

別表1

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約__m その他()	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		<input type="checkbox"/> ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表2

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数___年、棟数___棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約___m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約___m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
	その他			
工程ごとの作業内容	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	()			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別表3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 ____年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 ____m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 ____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

No. 3

令和●度 建設副産物利用促進実績集計表(工事件名別)

建設廃棄物																						
建設混合廃棄物 (土中から発生した廃棄物)							その他の建設廃棄物(単品)の合計															
搬出工事用							搬出工事用															
発生量	現場外搬出量 (計)	再生資源化施設等への搬出量	削減量 + 最終処分量	削減量 (焼却施設での焼却など)	最終処分量	現場外搬出量 (計)	現場内利用	減量化量	発生量	現場内利用	現場外搬出量 (計)	再生資源化施設等への搬出量	削減量 + 最終処分量	削減量 (焼却施設での焼却など)	最終処分量	再生資源利用率 (%)	再生資源利用率 促進率 (%)	オンサイト利用率 (%)	再生資源利用率 促進率 (%)	再資源化・削減率 (%)	再資源化率 が低い(95%未満)理由	
																						④=①
ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	
①	④=①	⑤	④-⑤	⑦	⑧=④-⑤-⑦	②	③	①	②	④=①-②	⑤	④-⑤	⑦	⑧=④-⑤-⑦	②	③	①	②	(②+③+⑤)/①	(②+③+⑤)/①	(②+③+⑤)/①	
	0		0	0	0	6				6	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	0		0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

建設発生土搬出のお知らせ

令和 年 月 日

_____ 殿

会 社 名 : _____

現場代理人名 : _____ 印

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工事発注機関名	
工事監督職員又は担当者名	
連絡先機関・電話番号	TEL :
工事受注業者名	
担当者名・電話番号	氏名 : TEL :
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	
建設発生土の土質、土量	土 質 : 搬出量 : m ³

※提出先自治体にて様式がある場合は、その様式を使用しても構わない。

残土処分計画書

1 工事件名		
2 工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
3 受注者名		
4 現場代理人		
項目		内容
対象	土質・数量(地山)	m ³
処分地に係る件	所在地(捨土距離)	
	管理者氏名	
	管理者住所	
	管理者電話番号	
	地目	
	関連法令に対する許可番号	
	処分費	円/台
	処分地の条件	

(備考)

- ・工事現場と処分地の関係の分かる図面を添付のこと。
- ・この計画書を2部作成し、1部は設計担当課へ、1部は工事完成書類にファイルすること。

残土処分調書

1 工事件名		
2 工期		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3 受注者名		
4 現場代理人		
項目		内容
対象	土質・数量(地山)	m ³
運搬業者等	運送業者名	
	代表者氏名	
	電話番号	
処分地に係る件	所在地	
	管理者氏名	
	管理者住所	
	管理者電話番号	
	地目	
	処分量(地山)	m ³
	関連法令に対する許可番号等	※
	処分費	円/台

(備考)

- ・工事現場と処分地の関係の分かる図面を添付のこと。
- ・この調書は2部作成し、1部は設計担当課へ、1部は工事完成書類にファイルすること。
- ・運搬経路及び距離を明記すること。
- ・※欄には、関係法令名称、適用条項、担当行政庁担当部門名、許可番号等を明記すること。
なお、許可番号の記載されている書類の写も添付すること。

■建築物その他の施設の解体工事におけるアスベスト含有建材の撤去、運搬及び処分等についての特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、石綿（アスベスト）含有建材を使用する建築物その他の施設の解体工事に適用する。

2. 適用範囲

施工にあたっては、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」、その他自治体の関連条例等、アスベスト処理に関する諸法令を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工すること。

3. 事前調査（書面・目視）

- (1) 受注者は、本工事対象の建築物その他の施設において、解体を行う全ての建材（ガラス・金属・木材等のみで構成され、石綿が含まれていないことが明らかなものを除く）については、当該作業の着手前に、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく事前調査（書面・目視）を実施し、石綿含有の有無を確認し、結果を監督員に報告すること。なお、事前調査は有資格者が行うこと。
- (2) 書面調査においては、既存建築物等の設計図書（仕上表や特別共通仕様書等）や使用材料報告書などを基に製品の特定を試み、特定された場合はメーカーが公表している情報等の資料と照合し、石綿含有の有無を確認すること。
- (3) 目視調査においては、設計図書と現地に異なる点がないか確認すること。また、可能な範囲で建築材料に印字されている製品情報を調べる。なお、工事着手前の事前調査が困難な箇所がある場合には、監督員と協議すること。
- (4) 受注者は、事前調査（書面、目視）の結果について、書面で監督員に報告すること。事前調査結果報告書の作成にあたっては、厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」（以下、「厚生労働省・環境省マニュアル」という。）を参照すること。また、一部の建材について事前調査を行わず、石綿を含有するものとみなして取り扱おうとする場合は、監督員と協議すること。

4. 事前調査（分析調査）

- (1) 上記3の事前調査（書面・目視）によって石綿含有の有無が判断できない建材がある場合には、分析調査計画書（案）を作成し、監督員の確認を受けた上で分析調査を実施すること。
- (2) 建築物の分析調査については、必要な知識を有する者に行わせること。採取箇所は湿らせてから採取を行い、採取後は粉じんが飛散しないように補修を行うこと。
- (3) 石綿含有の有無にかかわらず、分析結果を書面で監督員に報告すること。
- (4) 上記3の書面・目視調査及び分析調査の結果については、石綿使用の有無に関わらず、「石綿事前調査結果報告システム」により所管の労働基準監督署及び都道府県等（以下「行政等」）に報告すること。また、事前調査結果等については解体工事場所等に掲示すること。掲示内容及び掲示場所については、大気汚染防止法、石綿障害予防規則及び行政等の指導による。
- (5) 事前調査の結果、解体等工事に当たり特定粉じん排出等作業が伴うことが判明した場合は、

特定粉じん排出等作業実施届出書添付資料を作成の上、監督員に提出すること。

5. 作業計画

- (1) 石綿含有建材の解体作業の着手前に、作業計画書（案）を策定し、監督員の確認を受けた上で行政等に内容確認を行い、結果を監督員に報告すること。特定粉じん排出等作業については、特定粉じん排出等作業実施届出後 14 日後以降に施工可とする。
- (2) 従事する作業員については、下記の通り。
 - 1) 受注者は、「石綿障害予防規則」第 19 条に基づき「石綿作業主任者」を選定し、資格証明書及び工事経歴書の写しを作業計画書に添付する。
 - 2) 従事する作業者は、6 ヶ月以内に特殊健康診断（特定化学物質障害予防規則第 39 条）を受診したものとし、その内容を作業計画書に添付する。
 - 3) 受注者は、従事する作業員に対して、事前に「石綿障害予防規則」第 27 条に基づく特別教育を行い、その実施内容を監督員に報告する。
- (3) 受注者は、石綿のばく露防止対策や石綿粉じんの飛散防止対策を関係労働者や周辺住民に周知するため、その実施内容を作業現場の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 受注者は、石綿含有建材等の撤去に伴う周辺住民等の不安を解消するため、設計担当者と協議のうえ、石綿含有建材の除去作業を説明するお知らせを作成し掲示する。（別図参照）

6. 作業上の遵守事項

- (1) 石綿含有建材を撤去する場合は、「アスベスト含有建材撤去作業における環境濃度測定について」により、環境濃度測定を行う。
- (2) アスベスト含有建材の除去作業
 - 1) 吹付けアスベスト及びアスベストが使用されている保温材・耐火被覆材等の除去作業は、次の方法により解体又は改修工事に先がけて行う。
 - イ 除去作業を行う場所は、プラスチックシート等（壁等の場合 0.08mm 以上、床の場合 0.15 mm 以上の厚さのビニールシートなどをいう、以下同じ。）で覆うなどして、周辺と隔離する。
 - ロ 隔離した区画の出入口には、前室、洗身室及び更衣室を設ける。
 - ハ 隔離した区画及び前室は、アスベストの飛散を防ぐことのできるフィルター（日本工業規格 Z4812 に規定する超高性能微粒子フィルター及びこれに準じたものをいう。）の付いた換気装置によって換気し、常時負圧を保つ。
隔離した区画及び前室を負圧に保ち、その日の作業開始前に隔離した区画及び前室の負圧状態を点検する。
隔離した区画及び前室の負圧が確認できない場合は、集じん・排気装置の増設等の措置を行う。
集じん・排気装置の排気口で、漏えいの有無を点検する。
異常が認められた場合は直ちに作業を中止し、装置の補修等の措置を行う。
除去作業員には、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク、防護メガネ及び保護衣等を着用させる。
 - ニ 除去作業は、アスベスト部分を湿潤化した後に行い、アスベストが残留しないように注意する。
 - ホ アスベスト含有材料を湿潤化するために行う散水その他の措置によりアスベストを含ま

む水を排出するときは、ろ過処理その他の適切な処置を行う。

- へ アスベスト含有材料を除去した部分には、飛散防止剤を散布する。
- ト 除去作業に使用した工具及び資材等は、付着したアスベストを取り除いた後、当該作業区画の外へ搬出する。また、着用した保護衣等は、付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合はアスベスト等の廃棄物と同等の措置を行う。
- チ 隔離の措置を講じた際には、あらかじめ、石綿等の粉じんの飛散を抑制するため、隔離された作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化（飛散防止剤の散布）した後でなければ、隔離の措置を解いてはならない。
- リ 隔離に使用したプラスチックシート等は、真空掃除機等で清掃した後、飛散防止剤を散布し、作業区画内の空気の除じんを十分行った後に取り外す。
- ヌ 区画した作業区域には、「アスベスト等の取り扱い作業員以外立入禁止」の表示を行う。
- ル 作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「アスベストを取り扱う作業場であること、アスベストの人体に及ぼす影響、アスベスト等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」等の掲示を見やすい場所に行う。

2) 建物内部アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。

- イ アスベスト成形板の除去は、内装及び外装建具等の撤去に先がけて行う。
- ロ 除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所や換気扇枠等で、粉じんが外部に飛散する恐れがある箇所をプラスチックシート等で塞ぐ。
- ハ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。
- ニ 除去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
- ホ 除去作業員には、粉じんマスク、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。また、着用した作業衣等は付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合はアスベスト等の廃棄物と同等の措置を行う。
- へ 除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び片付けを十分に行う。
- ト 区画した作業区域には、「アスベスト等の取り扱い作業員以外立入禁止」の表示を行う。
- チ 作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「アスベストを取り扱う作業場であること、アスベストの人体に及ぼす影響、アスベスト等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」の掲示を見やすい場所に掲示する。

3) 建物外部アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。

- イ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」で、できる限り原型のまま除去する。
- ロ 除去作業は、アスベスト成形板を散水又は飛散防止剤等の散布により、常に湿潤な状態として行う。
- ハ 除去作業中には、粉じんマスク、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。作業衣等は、付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合はアスベスト等の廃棄物と同等の措置を行う。
- ニ 除去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存し

ないよう、清掃及び片付けを十分に行う。

- ホ 区画した作業区域には、「アスベスト等の取り扱い作業員以外立入禁止」の表示を行う。
- ヘ 作業場には、「禁煙・飲食禁止」、「アスベストを取り扱う作業場であること、アスベストの人体に及ぼす影響、アスベスト等の取り扱いの注意、使用すべき保護具」等の掲示を見やすい場所に行う。

4) 煙突用アスベストセメント円筒の除去作業は、次の方法により行う。

- イ 除去作業は、外部への騒音漏れ防止のため、開口部の撤去に先がけて行う。
- ロ 除去工法は、別図に示すとおり屋上排気孔よりシャフトを挿入し、排気孔内部から超高压水によりアスベストセメント円筒を除去する工法とする。
- ハ 除去作業前に監督員に施工計画書を提出する。その際、超高压水の性能を示す資料を添付する。
- ニ 除去の確認はすべての箇所について行い、ビデオ等に記録し監督員に提出する。監督員による除去の確認が行われた後、建物を解体する。

5) アスベストセメント管（排水管及び給水管）の撤去作業は、次の方法により行う。

- イ アスベストセメント管の撤去に当っては、原則としてアスベストセメント管の切断は避け、継ぎ手部で取り外すことを原則とする。やむを得ず、アスベストセメント管の切断等を行う場合には、管に散水するなど湿潤状態にしてアスベスト粉じんの発散を防止する。また、作業に当っては、アスベストセメント管の切断等の作業において発散したアスベスト等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を準備する。
- ロ 除去作業中には、粉じんマスク、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。作業衣等は、付着した粉じんを除去した後に区画外へ搬出するか、又は処分する場合はアスベスト等の廃棄物と同等の措置を行う。
- ハ アスベストセメント管の撤去等の作業を行うときは、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨の表示を行う。

※ 「手ばらし」とは、アスベスト成形板の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破碎して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業を行う。

※ 「粉じんマスク」（呼吸用保護具）及び保護衣（作業衣）等の対象物別の仕様は、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会）」による。

※ 「真空掃除機」は、ヘパ（HEPA）フィルター（超高性能微粒子フィルター）付とする。

(3) 解体工事によって発生した廃材の集積・運搬

1) 吹付けアスベスト及びアスベスト保温材の廃材

イ 除去された廃材は、次のいずれかの方法でアスベストの飛散防止を図る。

- (イ) 十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。
- (ロ) 固形化する。

ロ 運搬するまでの保管は、特別管理産業廃棄物保管基準に従うほか、次による。

- (イ) 保管は、保管施設で行い、アスベストが飛散しないようにする。
- (ロ) 保管施設には、周囲を囲いを設け、見やすい場所にアスベストの保管場所であること及び保管する廃棄物の種類（廃アスベスト等）並びに特別管理産業廃棄物管理者の氏

名と連絡先を表示する。

(ハ) アスベスト廃棄物に他の物が混入するおそれがないよう仕切りを設ける。

ハ 収集運搬は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者が特別管理産業廃棄物収集・運搬基準に従い、他の廃棄物と混合する恐れのないように他のものと区別して収集し運搬する。

2) アスベスト成形板、アスベスト排水管、アスベスト給水管及び超高压水により粉砕除去しない煙突用アスベストセメント円筒の廃材

イ 作業において、破砕された廃材は湿潤化のうえ、丈夫なビニール袋（厚 0.15 mm以上）に入れる等、飛散防止の処置をする。

ロ 運搬するまで現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め他の内装材と区別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止の措置をする。また、保管場所には、非飛散性アスベスト廃棄物の保管場所であることの表示を行う。

ハ 収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業者が行い、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなどの飛散防止を講じるとともに、運搬途中に振動等で破損しないようにする。

3) 超高压水により粉砕除去した煙突用アスベストセメント円筒の廃材

イ 破砕したアスベストセメント円筒は、バキューム車で吸引し、沈殿槽等で濾過したあと丈夫なビニール袋（厚 0.15 mm以上）に入れる等、飛散防止の処置をする。なお、沈殿槽の上水は水質試験を行ない、規定値以下であることを確認のうえ処分する。

ロ 運搬するまでの保管及び収集・運搬については、上記 2.4 (1) ロ及びハによる。

(4) 工事現場の清掃、廃棄物の処理

工事の終了時は、工事現場及びその周辺にアスベスト含有材料の破片その他のアスベストを含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を行う。

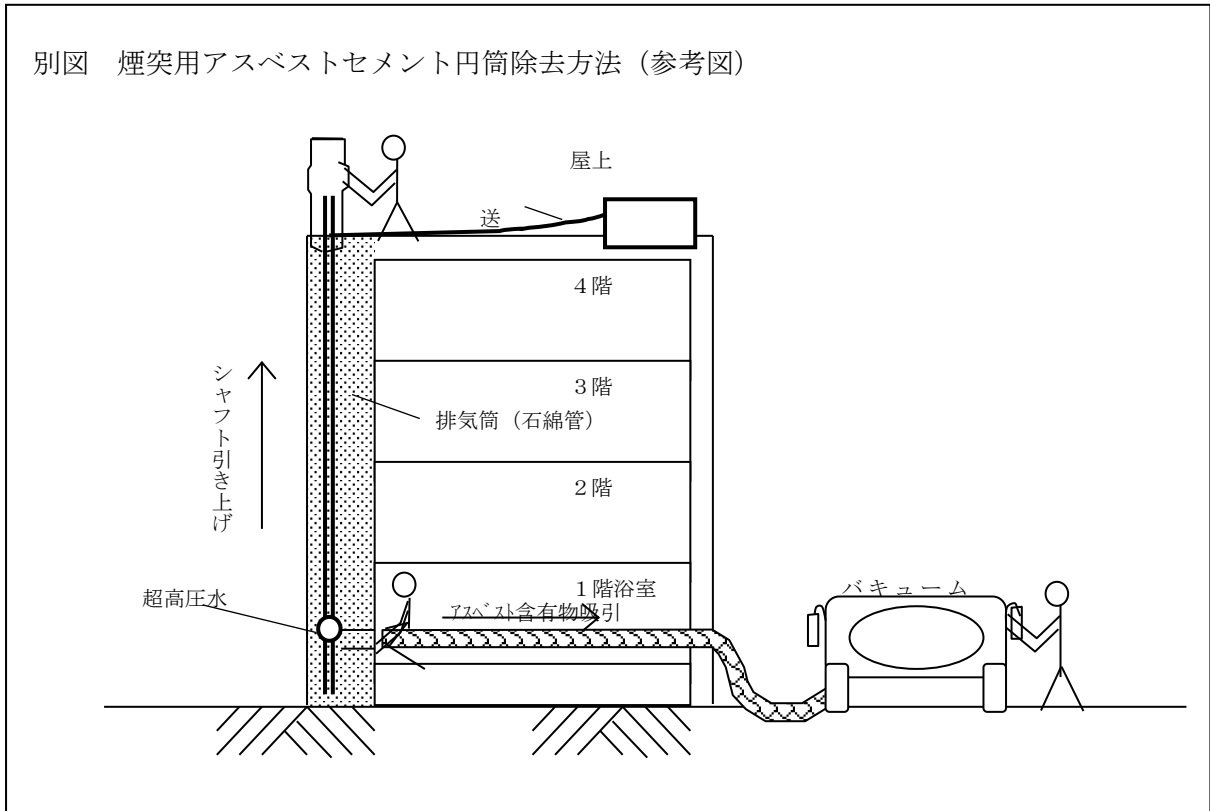
また、アスベスト含有材料の破片その他のアスベストを含有するくず及び他の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ほか関係諸法令に定めるところにより処理する。

7. 作業結果報告

石綿含有建材の撤去の完了後、作業記録を作成し、監督員に報告すること。また、別紙に示す「アスベスト成形板等の処理完了報告書」を作成し、監督員に提出する。

以 上

別図 煙突用アスベストセメント円筒除去方法 (参考図)



建築物等の解体等の工事に関するお知らせ(案)

平成〇〇年〇月
UR都市機構〇〇支社

サイズA3予定

当工事では、住宅の一部に使用されている非飛散性アスベスト含有建材の撤去を、建物の解体に先立って実施しております。
(飛散性の吹付アスベストは使用しておりません。)作業にあたっては、労働安全衛生法などの関係法令を遵守し、実施しております。
非飛散性アスベスト含有建材の撤去について

○住戸間隔て板



住戸間の隔て板を原形のまま、破損なく撤去します。
(撤去後はビニル袋に入れて密封し、処分場へ搬出します。)

○台所周り



住戸内を密閉し、部材を湿潤にした上で、手作業で撤去します。
(撤去後はビニル袋に入れて密封し、処分場へ搬出します。)

参考

今回工事で撤去する実物の写真とその撤去方法について記載すること

○浴室まわり



浴室内を密閉し、部材を湿潤にした上で、手作業で撤去します。
(撤去後はビニル袋に入れて密封し、処分場へ搬出します。)

○石綿管



浴室の排気管として使用されていた石綿管は、屋上より高圧水で切削し、下階でハキュームにより吸引します。その後セメントを混合して固化した後、処分します。



◇連絡先◇

UR都市機構〇〇〇〇工事事務所 担当 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

アスベスト含有建材撤去作業における環境濃度測定について

本工事においてアスベスト含有建材の撤去作業がある場合は、撤去作業前及び作業中において、環境濃度測定を実施し、結果を官途引に報告すること。なお、測定場所及び測定箇所数については次のとおりとする。

作業前 ○○箇所（場所は監督員の指示による。）

作業中 ○○箇所（隣地との境界付近において。）

作業後 ○○箇所（場所は監督員の指示による。）

測定は、作業環境測定法により認定された第三者試験機関が行うものとし、施工計画書に記載し、測定実施前に監督員に報告すること。

アスベスト除去における環境濃度測定回数について

（平成 17 年度第 8 回基盤企画会議 180324 確認済み）

アスベスト成形板等撤去、運搬および処分作業における環境濃度測定については、現場説明書において作業前・中・後に実施することとしたが、その測定場所及び測定箇所数については以下のとおりとし、機構として統一した観点で適切にアスベストの飛散状況を監視していくものとする。

- ・吹付け面積が 15 m²以上の吹付け材及び 500 m²以上の保温材等にあつては、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第 123 条 2 及び同施工規則第 59 条を準用する。
- ・吹付け面積 15 m²未満の吹付け材、500 m²未満の保温材等及び成形板等にあつても上記条例を順守するものとするが、作業中の測定回数については、原則 1 回とする。

（石綿の飛散の状況の監視）

条例第 123 条 2 石綿を含む建設材料（以下「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項（以下この節において「遵守事項」という。）に従って工事を施工し、及び規則で定めるところにより石綿の飛散の状況について監視を行わなければならない。

施工規則第 59 条 条例第 123 条第 2 項の規定による石綿の飛散の状況についての監視は、別表 13 に掲げる工事の区分に応じ、同表に掲げる監視の方法によるものとする。

別表 13 (抜粋)

測定時期	測定位置	測定回数	測定方法
作業前	工事の場所の敷地の境界線のうち、換気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設 <u>の周辺4方向の場所</u>	それぞれ1回以上	大気汚染防止施行規則(昭和46年厚生省・通商産業令第1号)第16条の2及び第16条の3第1号の規定に基づき環境庁長官が定める石綿に係る濃度の測定法の例による。
作業中		それぞれ1回以上(アスベスト除去作業の工程が6日を超える場合には当該期間の6日ごとに1回以上、2区画以上の区画にわたって行われる場合、 <u>区画ごとに1回以上</u>)	
作業後		それぞれ1回以上	

(解説)

アスベスト濃度の測定は、施行区画の隔離状態、換気、集じん等による飛散防止の程度を把握するために、アスベストの飛散の状況が確認しやすい場所において測定を実施することにより、飛散防止方法の改善に資するとともに当該工事に伴う工事現場周辺へのアスベストの飛散状況を監視するものである。

施工区画の隔離状態、換気、集じん等による飛散防止の程度を把握するためのものことから、測定地点は原則として当該工事現場の敷地境界線であるが、境界線から施工区画が離れた位置にあるような場合、当該工事現場について立入禁止区域として設定した境界とする。

測定法は、「石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法」(平成元年12月27日環境庁告示第93号)による。

測定機関は、労働省・都道府県労働基準局に登録されている作業環境測定機関とする。

測定結果は、次の事項について記録し、3年間は保存しておくものとする。

- ① 工事の名称、場所、機関
- ② 測定条件(使用した測定器具、分析器具、測定時の気温、湿度、風向及び風速等の測定結果に影響を与える諸条件)
- ③ 測定結果(測定日時、測定地点、測定条件、測定値等)

東京都環境局ホームページ (<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>) より

以 上

アスベスト成形板等の処理完了報告書

工事名称		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		住所 〒 (〒)						
工期				社名 (〒)						
受注者		住所 〒 (〒)		氏名						
現場代理人		住所 〒 (〒)		氏名						
ア ス ベ ス ト 成 形 板 等 の 処 理 体 制	建物解体業者	(1)	住所 〒 (〒)	区分	アスベスト処理の完了確認	確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3	
		(2)	住所 〒 (〒)	処理工程		確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3	
		(1)	住所 〒 (〒)	事前調査		確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3	
	アスベスト成形板等撤去業者	(2)	住所 〒 (〒)	撤去			確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3
		(1)	住所 〒 (〒)	集積			確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3
		(2)	住所 〒 (〒)	保管			確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3
	収集運搬業者	(3)	住所 〒 (〒)	積込み			確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3
		(1)	住所 〒 (〒)	*2 処分			確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3
		(2)	住所 〒 (〒)				確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3
	最終処分業者	(3)	住所 〒 (〒)				確認日	確認日	確認印 ※3	確認印 ※3

※1：完了確認は、処理が完了した時点で行うものとするが、工程の都合で区分ごと（号棟ごと）に確認する必要がある場合は、区分ごととする。
 ※2：処分の完了確認は、マニフェストのE票で行うこと。また、その写しを添付すること。
 ※3 電子印又は記名でも可。

■保全工事における石綿（レベル3建材）対応についての特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、全ての保全工事（平成 18（2006）年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手した建築物又は工作物を除く）を対象とする。石綿含有建材を使用した建築物その他施設の解体工事を行う場合は、**様式-06 発生材**「建築物その他の施設の解体工事におけるアスベスト含有建材の撤去、運搬及び処分等についての特記仕様書」による。

2. 法令等の順守

施工にあたっては、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」、その他自治体の関連条例等、石綿処理に関する諸法令を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工すること。

3. 事前調査（書面・目視）

(1) 受注者は、本工事対象の建築物又は工作物について、本工事で切断・破断・穿孔・研磨・かき落とし等の作業（「以下、「切断等作業」という。）を行う全ての建材（ガラス・金属・木材等のみで構成され、石綿が含まれていないことが明らかなものを除く）については、当該作業の着手前に、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく事前調査（書面・目視）を実施し、石綿含有の有無を確認し、結果を監督員に報告すること。なお、事前調査は有資格者が行うこと。

なお、機構が保有する事前調査結果等は現場説明書第 4 章 6 項（1）を参照すること。

(2) 受注者は、発注者が保有する当該建築物等の設計図書等の資料（建設当時の図面（仕上表含む）、工事共通仕様書、特別共通仕様書、マイクロ図（仕上表等）、使用材料報告書、確認済証、既往の事前調査結果等）を必要に応じて監督員より入手すること。

(3) 書面調査においては、既存建築物等の設計図書（仕上表や特別共通仕様書等）や使用材料報告書などを基に製品の特定を試み、特定された場合はメーカーが公表している情報等の資料と照合し、石綿含有の有無を確認すること。

(4) 目視調査においては、設計図書と現地に異なる点がないか確認すること。また、可能な範囲で建築材料に印字されている製品情報を調べる。なお、工事着手前の事前調査が困難な箇所がある場合には、監督員と協議すること。

(5) 石綿を含有する可能性のある主なレベル 3 建材の具体例は、次に示すとおり。

- ・ 外壁等の仕上塗材、フィラー、モルタル
- ・ 屋根防水のルーフィングやスレート
- ・ 床のシートや P タイルと接着剤
- ・ 天井や壁のボード類、バルコニー隔板、サイディング
- ・ シーリング、ガスケット、パッキン類
- ・ ダストシュート・煙突等の天蓋
- ・ 上下水道管の石綿セメント円筒等

(6) 受注者は、事前調査（書面、目視）の結果について、書面で監督員に報告すること。事前調査結果報告書の作成にあたっては、厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく

露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」(以下、「厚生労働省・環境省マニュアル」という。)を参照すること。また、一部の建材について事前調査を行わず、石綿を含有するものとみなして取り扱おうとする場合は、監督員と協議すること。

(7) 事前調査の結果、レベル1、2の存在が判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

4. 事前調査(分析調査)

- (1) 上記3の事前調査(書面・目視)によって石綿含有の有無が判断できない建材がある場合には、分析調査計画書(案)を作成し、監督員の確認を受けた上で分析調査を実施すること。
- (2) 建築物の分析調査については、必要な知識を有する者に行わせること。
- (3) 分析調査は、定性分析(JIS A 1481-1)により行うこと。
- (4) 分析用サンプルは、建築物・工作物ごとに、作業対象の建材について、同一と考えられる材料の範囲ごとに採取することを基本とする。外壁等仕上塗材及び長尺塩ビシート等の試料採取箇所については、特記仕様書を参照すること。仕上塗材に関しては層別に分析することとし、サンプルは表面から下地調整剤まで層状を保ったまま採取すること。
- (5) 石綿含有の有無にかかわらず、分析結果を書面で監督員に報告すること。
- (6) 上記3の書面・目視調査及び分析調査の結果については、石綿使用の有無に関わらず、「石綿事前調査結果報告システム」により所管の労働基準監督署及び都道府県等(以下「行政等」)に報告すること。また、事前調査結果等については切断等作業の工事場所等に掲示すること。掲示内容及び掲示場所については、大気汚染防止法、石綿障害予防規則及び行政等の指導による。

5. 作業計画

- (1) 石綿含有建材の切断等作業の着手前に、作業計画書(案)を策定し、監督員の確認を受けた上で行政等に内容確認を行い、結果を監督員に報告すること。
- (2) 作業計画書(案)における作業基準は、以下を基本とすること。

1) 「仕上塗材」

極力、隔離養生としない方針を基本とする。具体例は次のとおり。

事前調査により仕上塗材への石綿含有が確認された対象部位については、対象作業の別により以下①～③の対応とし、厚生労働省・環境省マニュアルの記載内容に留意すること。

① 電気グラインダー等による除去の場合

原則として、湿潤化及び隔離養生(負圧不要)と同等以上の措置とみなすことができる以下を全て満たす電動工具※を使用すること。

- ・集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・集じん装置はHEPA フィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
- ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm³(作業環境の石綿管理濃度)を下回ることが示されていること

※上記基準は厚生労働省・環境省マニュアルによる。

② 電気グラインダー等以外による除去

湿潤化が求められるため、原則として以下より作業に適した工法を選定すること。

- ・水洗い工法

- ・集じん装置付き高圧水洗工法
- ・手工具ケレン工法（水による湿潤又は剥離剤併用）
- ・超音波ケレン工法（水による湿潤又は剥離剤併用）

③ 穿孔等作業

仕上塗材面における穿孔、穴あけ作業に使用する工具は以下より作業に適した工具を選定すること。

- ・水循環式無振動ドリル
- ・ダイヤモンドコアドリル（湿式）
- ・集じん装置付きハンマドリル、振動ドリル※

※HEPA フィルタを有した集じん装置とする他、対応内容については行政等に確認すること。また、必要に応じて②の方法により仕上塗材を除去した後に穿孔すること。

2) 「成形板等」(けい酸カルシウム板第1種以外)

湿潤化のうえ、原形のまま取り外す。

3) 「けい酸カルシウム板第1種」(天井ボード等)

隔離養生（負圧不要）の上、湿潤化して原形のまま取り外す。

4) 「床シート」「床タイル」及びその他の建材

個別に、極力、隔離養生としない方向で作業基準を検討し、立案する。

(3) 作業計画書（案）に記載するその他の内容は、下記に示す通り。

1) 作業関係

- ① 作業計画通りの施工
- ② 作業完了後の有資格者による確認・清掃
- ③ ふた付きの切りくず用容器
- ④ 作業場所への関係者以外立入禁止表示
- ⑤ 呼吸用保護具の使用
 - ・隔離なしで、成形板等を原形のまま取り外す場合、仕上塗材を電動工具を用いずに除去する場合は、RS2 または RL2 以上を使用
 - ・隔離なしで、石綿含有建材の破碎、切断等を行う場合：RS3 または RL3 以上を使用
 - ・隔離内部で、成形板等を切断する場合や仕上塗材を電動工具により除去する場合：電動ファン付き PL3 または PS3 以上を使用
- ⑥ 作業衣・保護衣の着用
 - ・隔離なしでは作業衣（通勤衣と区別し、作業時だけ着る服。表面が平滑で粉じんが付着しにくいもの）を着用
 - ・隔離内部ではフード付き保護衣（JIS T 8115）を着用
- ⑦ 廃材・切りくずの「石綿含有産業廃棄物」としての処分
（参考：レベル1は「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物））

2) 体制・書類関係

- ① 石綿作業主任者の選任
- ② 特別教育の実施、3年保存
- ③ 発注者への事前調査結果の報告、保管
- ④ 行政等への事前調査結果の届出・保存（2022年4月より義務化）
- ⑤ 作業計画の関係労働者への周知

- ⑥ 公衆及び労働者の見やすい位置への掲示
- ⑦ 発注者への作業終了後の報告
- ⑧ 作業の記録、保管
- ⑨ 下請負人への説明
- ⑩ 下請負人への指導
- ⑪ 健康診断、労基報告、40年保管

6. 作業結果報告

石綿含有建材の切断等作業または除去等作業の完了後、作業記録を作成し、監督員に報告すること。

7. 調査結果の引継ぎ

分析調査の結果について、「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」を棟別に作成すること。当該報告書には分析調査の結果を示す報告書等を添付し、工事引渡し書類（一括書類）に格納すること。報告書の作成要領は「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書の作成及び提出方法の手引き」による。

8. その他

この特記仕様書に使用されている用語については、厚生労働省・環境省マニュアルの「3 用語の定義」を参照すること。

以 上

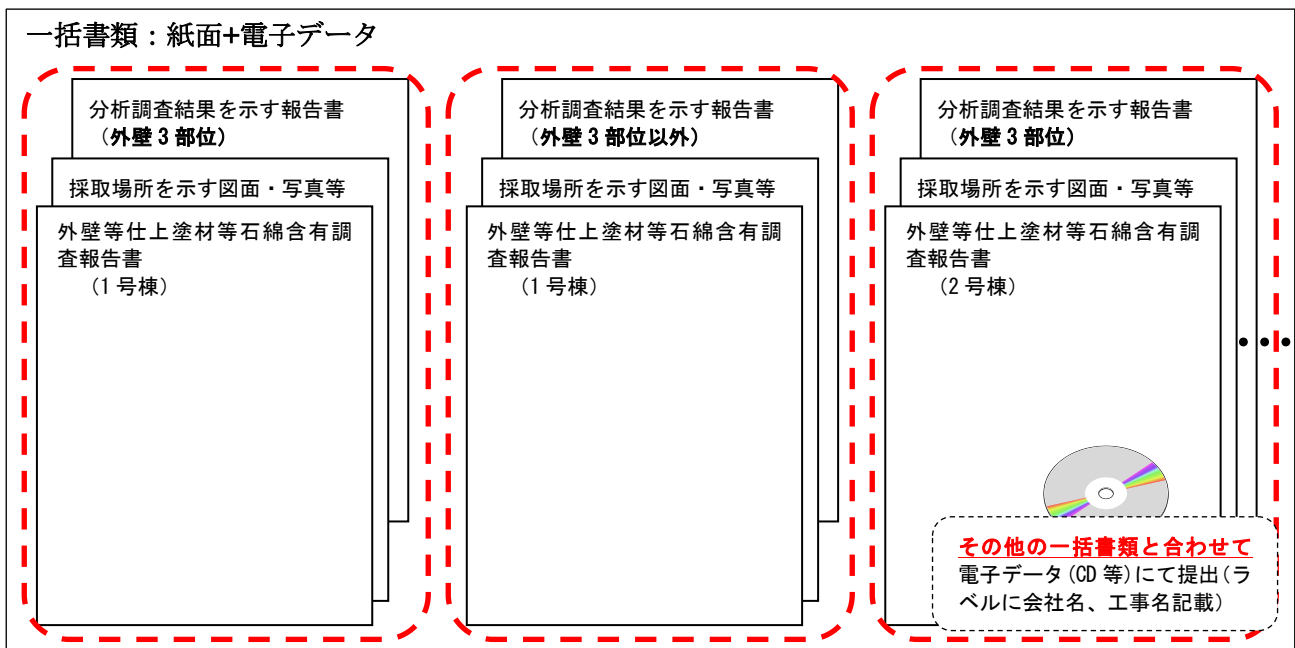
■外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書の作成及び提出方法の手引き

1 資料作成要領

- (1) 分析調査結果を示す報告書は、①外壁の3部位(外壁・上裏・階段室内壁)の調査結果、②外壁の3部位以外の調査結果の2つに分けること。
- (2) 「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」は棟毎に1枚作成すること。同じ棟で①外壁の3部位(外壁・上裏・階段室内壁)、②外壁の3部位以外のどちらも調査している場合は、同じ内容で2部用意すること。

2 提出用資料セット方法

一括書類とは別に、電子データのみを納めたCD等を1部提出すること。



+

電子データ

上記赤点線枠で囲んだ単位を1つのPDFとしてデータ化し、CD等に格納して1部提出すること。データ名称は下記の通りとする。

★データ名称

外壁3部位のPDF : 団地コード(※1)_団地名_号棟番号_3部位

外壁3部位以外のPDF : 団地コード(※1)_団地名_号棟番号_3部位以外

※1 団地コードは、「外壁等仕上塗材等石綿含有調査報告書」のExcelデータ内を確認すること。



図1 PDFデータイメージ



図1の内容のみを格納して電子データ(CD等)にて提出(ラベルに会社名、工事名記載)

以上

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 殿

外壁等仕上塗材等石綿含有調査結果 報告書

アスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。

(会社名)
(担当者)

■ 調査場所・調査期間

団地名	
号棟	
試料採取日	
調査期間	

■ 事前調査実施者

所属	
氏名	
資格名等※1	
連絡先 (Tel)	

■ 分析調査実施者

施設名	
分析者氏名	
資格名等	
連絡先 (Tel)	

■ 分析方法

定性分析	
定量分析 ※2	
備考	

■ 調査部位及び分析結果

部位	定性分析 結果	石綿の種類 (有の場合)	定量分析結果 (石綿含有率 (%))	備考
外壁				
バルコニー上裏				
階段室腰壁				
その他 ()				
その他 ()				

※1 令和5年10月1日以降、資格保有者による調査（書面調査、現地での目視調査）が義務化

分析機関による報告書、試料採取場所を示した図面、試料採取時の写真を添付すること。

令和●年●月●日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部 殿

外壁等仕上塗材等石綿含有調査結果 報告書 (記入例)

アスベスト有無に関する調査結果は、下記に記載した通りであることを報告いたします。

(会社名) ○○株式会社 ○○支店
(担当者) ○○ ○○

■ 調査場所・調査期間

団地名	●●団地	棟ごとに1枚ずつ 作成すること
号棟	●-●●-●●号棟	
試料採取日	令和○年○月○日	
調査期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日	

■ 事前調査実施者

所属	○○株式会社 ○○支店
氏名	○○ ○○
資格名等※1	一般建築物石綿含有建材調査者 (登録番号) ○○○○
連絡先 (Tel)	○○-○○○○-○○○○

■ 分析調査実施者

施設名	○○センター
分析者氏名	○○ ○○
資格名等	公益社団法人日本作業環境測定協会 Aランク認定分析技術者
連絡先 (Tel)	○○-○○○○-○○○○

■ 分析方法

定性分析	JIS A 1481-1
定量分析 ※2	JIS A 1481-4
備考	

■ 調査部位及び分析結果

部位	定性分析結果	石綿の種類 (有の場合)	定量分析結果 (石綿含有率 (%))	備考
外壁	有	クリソタイル	0.21%	本工事で撤去等を行った場合は 備考欄に記入
バルコニー上裏	有	クリソタイル	0.16%	
階段室腰壁	有	クリソタイル	0.19%	
その他 (共用廊下床シート)	有	クリソタイル	- (調査せず)	床シート張替を実施
その他 (成形版)	有	クリソタイル	- (調査せず)	全撤去

※1 令和5年10月1日以降、資格保有者による調査(書面調査、現地での目視調査)が義務化

分析機関による報告書、試料採取場所を示した図面、試料採取時の写真を添付すること。

契約不適合等に関する事項について

1 「契約不適合等に関する覚書」の交換

工事請負契約書（以下「請負契約」という。）第 41 条に規定する「契約不適合等に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。なお、住棟内 LAN 設備は、「住棟内 LAN 設備の契約不適合等受付体制の通知」に基づき取扱うものとする。

●本工事に新築工事を含む場合、以下を適用する。

2 契約不適合責任の特例

工事目的物に契約不適合がある場合は、工事請負契約書第 41 条（契約不適合）によるほか、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成 11 年法律 81 号）により、「住宅の構造耐力上主要な部分等」についての契約不適合期間は 10 年とする。なお、「住宅の構造耐力上主要な部分等」とは、以下の部分である。（同法施行令（平成 11 年政令第 64 号））

(1) 構造耐力上主要な部分

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの。

(2) 雨水の浸入を防止する部分

- イ 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠及びその他建具。
- ロ 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分。

3 契約不適合責任の履行資力確保措置

(1) 「建築」工事受注者は（設備等工事の場合不要）、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成 19 年法律第 66 号）に基づき、当建物全てに係る契約不適合責任の履行のための資力確保措置として保険への加入又は保証金の供託を行うこととする。

(2) 建築工事受注者は、資力確保措置の方法に応じ、以下の書面を監督員に提出する。

- イ 保険とする場合にあっては、当該工事に係る住宅瑕疵担保責任保険への契約申し込み後速やかに、保険契約申込書又はその写し。
- ロ 供託とする場合にあっては、当該工事着工までに、供託する予定の供託所を記載した書面。
- ハ 受注者が同法に定める供託建設業者の場合、当該工事請負契約を締結するまでに、その時点における供託所の所在地その他住宅建設瑕疵担保保証金に関し省令で定める事項を記載した書面。

以 上

(別添様式第1号) (イ) (ハ)

契約不適合等に関する覚書

独立行政法人都市再生機構を発注者とし、を受注者とし
 て、年 月 日締結した工事 (以
 下「工事」という。)の工事請負契約書(以下「請負契約書」という。)第41条に規定
 する契約不適合及び工事請負契約において特約する保証基準(以下「契約不適合等」と
 いう。)に関し、発注者及び受注者は、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

- 1 発注者及び受注者は、請負契約書第31条第4項又は第5項に規定する目的物の引渡しに当たり、それぞれ契約不適合等処理担当責任者を定め、別紙様式1により相互に通知するものとする。発注者と受注者のいずれか一方が契約不適合等処理担当責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 発注者の契約不適合等処理担当責任者は、技術監理担当部長又は工事に係る住宅及び施設を管轄するエリア経営センター所長又は住宅管理センター所長とし、受注者の契約不適合等処理担当責任者は、工事の請負契約を締結する事業所に常駐し、かつ、契約不適合等処理の実務を担当する組織上の責任者として契約不適合等に関する業務を行う者とする。
 なお、受注者は、住棟内LAN設備については、請負契約書第31条第4項又は第5項に規定する目的物の引渡しに当たり、別紙様式1-2によりその受付体制を発注者に通知するものとする。
- 3 発注者の契約不適合等処理担当責任者は、補修箇所が契約不適合等に該当すると認めた場合は、別紙様式2により、受注者の契約不適合等処理担当責任者に契約不適合等の補修を請求するものとする。
- 4 受注者の契約不適合等処理担当責任者は、前項の請求を受けたときは、直ちに、現地を確認するものとする。この場合において、契約不適合等の件数等から、発注者が必要と認めたときは、受注者は、受注者の契約不適合等処理担当責任者を一定期間現地に常駐させるものとする。
- 5 受注者は、請負契約書第52条第6項(受注者の故意又は重大な過失による契約不適合)を除く契約不適合等については、受注者の指定する者に代行させることができるものとする。この場合において、受注者の指定する者は、発注者の定める資格を有する者とするものとする。
- 6 受注者は、前項の規定に基づき補修を代行させようとするとき、代行させようとする者について、あらかじめ、発注者の承認を得て、代行に関する契約を締結し、その旨を別紙様式3により、請負契約書第31条第4項又は第5項に規定する目的物の引渡しに当たり、発注者に届け出るものとする。

7 受注者は、前項の代行に関する契約が解除され、又は代行者が契約不適合等の補修を中止する場合には、直ちに、その旨を発注者に申し出るものとする。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
会社名
氏 名 印

受注者 住 所
会社名
氏 名 印

(受託事業の場合 (契約不適合請求権を委託者に譲渡))

契約不適合等に関する覚書

〇〇市（以下「委託者」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「受託者」という。）との間で締結した「〇〇〇〇の委託〇〇協定書」に基づき、受託者と〇〇（以下「受注者」という。）との間で締結した工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）第 41 条に規定する契約不適合担保及び工事請負契約において特約する保証基準（以下「契約不適合等」という。）に関し、委託者、受託者及び受注者は次に掲げる事項について、覚書を締結する。

なお、工事請負契約書第 41 条における受注者への契約不適合の補修又は損害賠償の請求に関する特約は委託者に帰属する。

- 1 委託者、受託者、及び受注者は、請負契約書第 31 条第 4 項又は 5 項に規定する目的物の引渡しに当たり、それぞれ契約不適合等処理担当責任者を定め、〔別紙様式 1〕により通知するものとする。いずれか一方が契約不適合等処理担当責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 受注者の契約不適合等処理担当責任者は、工事の請負契約を締結する事務所に常駐し、かつ、契約不適合等処理の実務を担当する組織上の責任者として契約不適合等に関する業務を行う者とする。
- 3 委託者の契約不適合等処理担当責任者は、補修箇所が契約不適合等に該当すると認めた場合は、〔別紙様式 2〕により、受注者の契約不適合等処理担当責任者に契約不適合等の補修を請求するものとする。
- 4 受注者の契約不適合等処理担当責任者は、前項の請求を受けたときは、直ちに、現地を確認するものとする。この場合において、契約不適合等の件数等から、委託者が必要と認めたときは、委託者は、委託者の契約不適合等処理担当責任者を一定期間現地に常駐させるものとする。
- 5 受注者は、請負契約書第 52 条第 6 項（受注者の故意又は重大な過失による契約不適合）を除く契約不適合等については、受注者の指定する者に代行させることができるものとする。この場合において、受注者の指定する者は、委託者の定める資格を有する者とするものとする。
- 6 受注者は、前項の規定に基づき補修を代行させようとするときは、代行させようとする者について、予め、委託者の承認を得て、代行に関する契約を締結し、その旨を〔別紙様式 3〕により請負契約書第 31 条第 4 項に規定する目的物の引渡しに当たり、委託者に届け出るものとする。
- 7 受注者は、前項の代行に関する契約が解除され、又は代行者が契約不適合等の補修を中止する場合には、直ちに、その旨を発注者に申し出るものとする。
- 8 契約不適合等の対応において、受託者は委託者からの要請を受け、委託者の支援を行う事ができる。

(受託事業の場合 (契約不適合請求権を委託者に譲渡))

この覚書交換の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(委託者) 委託者

住所

氏名

印

(受託者) 受託者・工事発注者

住所

氏名

印

(受注者) 工事受注者

住所

氏名

印

(別紙様式1)(ハ)

※ 正副2部作製すること。

年 月 日

契約不適合等処理担当責任者の通知

殿

印 ※1

年 月 日付で交換した「契約不適合等に関する覚書」第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 工事名称
- 2 工 期
- 3 契約不適合等処理担当責任者

氏 名

連絡先

以 上

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、**※1**の本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(別紙様式1-2)(ハ)

年 月 日

住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制の通知

殿

(受注者……………)

印 ※1

年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第2項の規定に基づき、住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制を下記のとおり通知します。

記

1 工事名称

2 工 期

3 住棟内LAN設備の契約不適合等受付体制

- ① 連絡を受けた時点からおおむね3時間以内に、現地確認を行います。
- ② 機構の営業時間外の時間において、機構の指定したインターネット接続事業者からの連絡を受けた場合、対応します。
- ③ ①、②により対応ができない場合、機構の指定したインターネット接続事業者が臨機の処置を必要と判断し、処置することを承諾します。

担当部署名

連絡先 月～金 9:00～17:00 電話番号 00-0000-0000

上記以外 電話番号 00-0000-0000

以 上

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号)1 : _____

連絡先(電話番号)2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(別紙様式2)(ハ)

年 月 日

契約不適合等補修請求書

契約不適合等処理担当責任者

殿

契約不適合等処理担当責任者

独立行政法人都市再生機構 支社

印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約第41条に規定する契約不適合又は工事請負契約において特約する保証基準に該当すると認められるので、 年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第3項の規定により、下記の補修期限までに補修するよう請求します。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添のとおり
- 3 補修期限 年 月 日

以上

(別紙様式3)(ハ)

年 月 日

契約不適合等の補修の代行に関する契約について

独立行政法人都市再生機構
支社長 殿

住 所
会社名
代表者名 印

下記工事の契約不適合等に関しては、 年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第6条の規定に基づき、別紙のとおり と、契約不適合等の補修の代行に関する契約を締結したので、お届けします。

つきましては、覚書の範囲内における契約不適合等と機構が認められたものについては、直接 に契約不適合等の補修の請求をお願いします。

なお、これにより生じる一切の問題について、異議の申立てをしないことを念のため申し添えます。

記

- 1 工事名称
- 2 代行期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
- 3 代行者 住 所
氏 名
連絡先

以 上

(別添様式第2号) (ハ)

年 月 日

契約不適合等補修請求書

契約不適合等処理担当責任者

殿

契約不適合等処理担当責任者

独立行政法人都市再生機構 支社

印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約第41条に規定する契約不適合又は工事請負契約において特約する保証基準に該当すると認められるので、 年 月 日付けで交換した「契約不適合等に関する覚書」第3項の規定により、下記の補修期限までに補修するよう請求します。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添のとおり
- 3 補修期限 年 月 日

以上

(別添様式第3号)(ハ)

年 月 日

契約不適合等補修に関する申入れ書

契約不適合等処理担当責任者 殿

契約不適合等処理担当責任者

独立行政法人都市再生機構 支社

印

下記の補修事項は、 年 月 日付けで貴殿と当機構との間で締結した工事請負契約（以下「請負契約」という。）第41条第1項ただし書（契約不適合の履行の追完に過大な費用を要するとき。請負契約において特約する保証基準において同様の規定がある場合はこれを含みます。）に規定する契約不適合と認められますので、当機構で補修することとしました。

つきましては、補修完了後、当該補修に要した費用を請求することとしましたので、あらかじめ御了承ください。

このことにつき、異議のある場合は、請負契約第41条又は請負契約書において特約する保証基準の規定に基づき、速やかに、貴殿において補修されるよう申し入れます。

記

- 1 工事名称
- 2 補修事項 別添「 」による。
- 3 補修期限 年 月 日

以 上

(別添様式第4号) (イ) (ハ)

年 月 日

契約不適合等補修成績考査表

団 地 名			
工 事 件 名			
請 負 業 者			
契約不適合等処理方法・責任者		直轄・代行：	氏 名
契約不適合責任期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
対 象 概 要	工 法・階 数 棟 数・戸 数	(在 来 ・ P C) 棟	階建 戸
考 査 項 目			評 価
(1) 補修工事処理状況度			
(2) 入居者対応			
(3) 契約不適合等処理業務への協力度			
(4) そ の 他 ()			
(平 均 点)			
評 定 者 (担当者)		(直 轄 ・ 委 託 :)	
(注) 評価は5点法で記入し、評価の平均は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位を記入する。			
総 合 判 定	技術監理担当部長 殿 年 月 日 契約不適合等の補修について、不可と認められるので、報告します。 住まいセンター所長		
	不可 の具 体的 理由		
支社(本部)長 殿			年 月 日
契約不適合等の補修について、不可と認められるので、報告します。 技術監理担当部長			

(注) エリア経営センターにおいて使用する場合、「住まいセンター」とあるのは、「エリア経営センター」として使用するものとする。

契約の保証に関する事項について

1 落札者は、工事請負契約書の提出とともに、以下(1)から(4)のいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 契約保証金に係る契約保証金収納報告票・提出書

イ 契約保証金収納報告票・提出書は、「収納金取扱銀行等」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従うこと。

ハ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、工事請負契約書第50条第6項の規定により機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ニ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の払戻しを求める旨の契約保証金払戻請求書を提出すること。なお、払戻しする契約保証金には、利息を付けないものとする。

(2) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の受け入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には、「〇〇本部長〇〇〇〇」と記載するように申し込む。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込む。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とする。

へ 保証期間は、工期を含むものとする。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を

変更する場合等の取扱いについては、契約担当課の指示に従う。

リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、金融機関等から支払われた保証金は、工事請負契約書第 50 条第 6 項の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当課から保証書の返還を受け、銀行等に返還する。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「〇〇本部長〇〇〇〇」と記載するように申し込む。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込む。

ニ 保証金額は、一般競争入札によった工事請負契約にあっては請負代金額の 10 分の 3 以上、その他の工事請負契約等にあっては請負代金額の 10 分の 1 以上（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3 以上。）とする。

ホ 保証期間は、工期を含むものとする。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当課の指示に従う。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、保険会社から支払われた保証金は、工事請負契約書第 50 条第 6 項の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込む。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「〇〇本部長〇〇〇〇」と記載されるように申し込む。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込む。

ホ 保険金額は、一般競争入札によった工事請負契約にあっては請負代金額の 10 分の 3 以上、その他の工事請負契約等にあっては請負代金額の 10 分の 1 以上（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3 以上）とする。

へ 保険期間は、工期を含むものとする。

ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当課の指示に従う。

チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、保険会社から支払われた保険金は、工事請負契約書第 50 条第 6 項の規定により都市機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 (1)の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当役の認める措置を講ずることができる。

当該措置について、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する方法とする。

※電子証書等 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス 電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報 電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当役等に確認し、指定された手順を踏むこと。

- 3 1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(1) 工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合。

(2) ガス事業会社とガス工事請負契約を締結するとき。

○ 前払金の保証について

前払金（中間前払金を含む）の保証に係る保証証書の寄託について、原則、受注者は、電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁

的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。)を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当役に提供し、契約担当役は、当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する方法とする。

以 上

契約保証金収納報告票・提出書

金額	
工事件名	

令和 年 月 日

上記の金額を保証金として提出します。

独立行政法人都市再生機構
殿

住 所 _____

【振 込 者】 _____

商号または名称 _____

代 表 者 _____

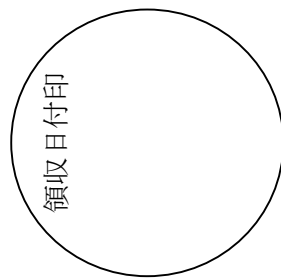


都市再生機構

印 鑑

〔注〕 契約保証金の払戻し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

上記工事請負契約等の
締結に当たり、上の金
額を受領しました。



② (振込者 機構用)

契約保証金払戻請求書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
殿

住 所

商 号

代表者

印

〇〇〇団地建 工事の完成に伴い、下記契約保証金の払い戻しを請求します。

金 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

振 込 銀 行	預金の種別	口 座 名	口 座 番 号

別紙1

令和 年 月 日

建設業退職金共済制度の取り扱い

建設業退職金共済制度の掛金収納書届

(新規・追加)

都市再生機構

殿

受注者名

印

工 事 名 :

工 事 場 所 :

契 約 金 額 :

工 期 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

<理由等記載欄>

- (1) 受注者は、勤労者退職金共済機構の行う建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入し、同機構の発行する発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を掛金収納書届（別紙1）に添付し、原本を契約担当チームに、写しを監督員にそれぞれ提出すること。
- (2) 前項の掛金収納書届は、工事請負契約締結後1ヶ月以内に提出すること。ただし、工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を添付できない場合は、掛金収納書届の理由等記載欄にその理由及び共済証紙の購入予定時期を記入し提出すること。
- (3) 受注者は、前項ただし書きによる場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を掛金収納書届（追加）に添付し、工事完成時まで、原本を契約担当チームに、写しを監督員にそれぞれ提出すること。なお、追加購入をしなければ、掛金収納書届（追加）の理由等記載欄にその理由を記入し提出すること。
- (4) 受注者は、契約担当チーム又は監督員から共済証紙の購入状況を把握するために必要な資料の提出を求められた場合、これを提出すること。
- (5) 共済証紙の購入については、必要な枚数を購入すれば十分であることから、建退共制度の対象労働者及びその就労予定日数を的確に把握すること。的確な把握が困難な場合において、勤労者退職金共済機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」を参考とする際は、「労働者延べ就労予定数」の7割が、建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に（対象工事における労働者の建退共制度加入率）／（70%）を乗じた値を参考とすること。
- (6) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。
- (7) 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すること。
- (8) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合に、同下請業者から、建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への添付等の事務の委託があった場合には、受注者は、できる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (9) 受注者は、同機構から、工事現場に建退共制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合、これに協力すること。

以上

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建設共の被共済者であると仮定して算出したものである。したがって、これを実際に活用する際には、下記に、「[対象工事における労働者の加入率(%) / (70%)]を乗じた値を参考とすること。
 (注) 総工事費とは、請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

総工事費	工事種別										
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の 土木	住宅 ・同設備	非住宅 ・同設備	設備	屋外の 電気等	機械器具 設置
1,000 ~ 9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000	4.8/1000	3.2/1000	2.5/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ~ 49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000	2.9/1000	3.0/1000	1.9/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ~ 99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000	2.7/1000	2.5/1000	1.6/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ~ 499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000	2.2/1000	2.1/1000	1.2/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000	1.1/1000

施工計画・技術提案の履行に係る覚書

独立行政法人都市再生機構 年 月 日締結した 総合評価方式の施工計画・技術提案の履行に関し、発注者及び受注者は、次に掲げる事項について、覚書を交換する。

- 1 発注者が評価した施工計画・技術提案は別紙（様式1）のとおりとする。
- 2 発注者は、周辺の状況の変化等により、施工計画・技術提案の全部又は一部について、実施することが不適切と判断した場合は、受注者に文書による通知（様式2）の上、当該の実施を中止又は停止することができるものとする。その場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、中止又は停止に伴い、受注者に損害が発生した場合の費用は発注者の負担とする。
- 3 受注者は、工事の着工に先立ち、施工計画・技術提案に関して具体的な施工方法及び履行の確認方法並びに時期等を明示した施工計画書（チェックシート（様式3）含む）を発注者の監督員に提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微なものは、監督員と協議の上、その一部を省略することができるものとする。
- 4 受注者は、現場や周辺状況等受注者の責によらない理由により施工計画・技術提案を履行できない場合を除き、施工計画・技術提案について上記施工計画書に基づき確実に実施するものとし、発注者は、上記施工計画書に基づきその履行を確認するものとする。
- 5 受注者の責によらない理由により、施工計画書に基づき施工計画・技術提案の内容を実施できない状況となった場合又は施工計画書に記載された内容（数量又は実施範囲等）のとおり実施できない場合は、その理由等を発注者の監督員に書面（様式4）及び内容を修正した施工計画書を提出し、承諾を得るものとする。発注者は判断の結果を書面（様式5）により提出するものとする。
- 6 発注者は、受注者が上記5の手続きを行わずに施工計画書に基づく施工計画・技術提案の内容を実施しなかった場合は、1項目につき5点、また、未実施についての発注者による指摘後、受注者が施工計画書に基づき施工計画・技術提案の内容を実施した場合は、1項目につき1点、工事成績評定点を減ずることとし、項目数に関わらず最大20点を減ずることができるものとする。
- 7 発注者は、受注者が上記5の手続きを行わずに工事目的物本体の一部となっている技術提案（タイプC・タイプD）の内容を実施しなかった場合は、当該請負契約の債務不履行として、その内容に応じ工事の契約解除及び契約解除に伴う損害賠償請求を行うことができるものとする。
- 8 受注者が施工計画・技術提案を実施しないことが工事目的物の瑕疵に該当する場合、甲は工事請負契約書に基づき、瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償を請求できるものとし、工事成績評定においては、上記6とは別に減点できるものとする。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

以上

以 上

別 紙
(様式1)

「施工計画」(及び技術提案)において機構が評価した項目

工事件名： 工事

受注者：

評価項目	評価した内容
品質管理に係る施工計画	
工事現場における環境配慮への取組み	

以 上

(様式2)

令和 年 月 日

殿

独立行政法人都市再生機構

当機構が評価した「施工計画」(及び技術提案)の中止(又は停止)について(通知)

施工計画・技術提案の履行に係る覚書2に基づき、以下の提案について履行を中止(又は停止)するよう通知します。

速やかに、以下の提案について履行の中止(又は停止)を行い、その状況について監督員の確認を受けてください。本通知にもかかわらず履行を中止(又は停止)しない場合は、工事成績評定における減点対象となります。

なお、当該提案の中止(又は停止)については、当機構の判断によるものであり、当該提案の中止(又は停止)に基づく請負代金の減額変更は行いません。

工事件名：

評価項目	中止(又は停止)の理由
品質管理に係る施工計画	
工事現場における環境配慮への取組み	

以上

(様式3)

総括監督員 (氏名)
 検査員 (氏名)
 主任監理員 (氏名)
 監理員 (氏名)

施工計画（及び技術提案）に係る実施状況の確認書（チェックリスト）

工事件名：

受注者：

評価項目	評価した内容	実施確認 予定時期	主任監理員		総括監督員 確認	成績評定 減点	実施状況の考察
			実施確認	未実施の 指摘			
品質管理に係る施工計画							
工事現場における環境配慮への取組み							
						合計	⇒最終減点⇒

※1 未実施の指摘については、別途文書により受注者に指示するものとする。

※2 未実施（一部実施の場合も含む）の場合は5点減点、指摘後実施の場合は1点減点、最大減点は20点減点

以上

(様式4)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
殿

機構により評価された「施工計画」(及び技術提案)の中止(又は停止)について(依頼)

施工計画・技術提案の履行に係る覚書5に基づき、以下の提案について履行の中止(又は停止、若しくは内容変更)を依頼します。

工事件名：

評価項目	中止(又は停止)の理由
品質管理に係る施工計画	
技術提案工事現場における環境配慮への取組み	

(添付書類)

施工計画書 一式

以上

(様式5)

令和 年 月 日

殿

独立行政法人都市再生機構

「施工計画」(及び技術提案)の中止(又は停止)依頼について(回答)

令和 年 月 日付で依頼いただきました「機構により評価された「施工計画」(及び技術提案)の中止(又は停止)について(依頼)」について以下のとおり回答いたします。

なお、当該提案の中止(又は停止)については、当機構としても適当であると判断できることから、当該提案の中止(又は停止)に基づく減額変更は行いませんが、提案履行の中止(又は停止)依頼を承諾しない項目について、貴社の判断で中止(又は停止)した場合は、工事成績評定における減点対象となります。

工事件名：

評価項目	中止(又は停止)の理由	回答	回答の理由
品質管理に係る施工計画			
工事現場における環境配慮への取組み			

以上

様式一 1

公共事業労務費調査・賃金調査票

【令和3年10月調査】

調査対象月

10月

※ 7 週休2日 種類 ※ 8 週休2日 実注方式 ※ 9 週休2日 実注方式 ※ 10 調査方式 ※ 11 CCUS 工事

事業所の任意保険加入状況 雇用保険 健康保険 厚生年金 20 21 22 法定福利費の内訳明細 見積書 内訳書 23 24 年間所定労働日数 25 26 27

※ 7 週休2日 種類 ※ 8 週休2日 実注方式 ※ 9 週休2日 実注方式 ※ 10 調査方式 ※ 11 CCUS 工事

事業所の任意保険加入状況 雇用保険 健康保険 厚生年金 20 21 22 法定福利費の内訳明細 見積書 内訳書 23 24 年間所定労働日数 25 26 27

※ 7 週休2日 種類 ※ 8 週休2日 実注方式 ※ 9 週休2日 実注方式 ※ 10 調査方式 ※ 11 CCUS 工事

工事名 工事請負者名(元請) 名称 住所 TEL 調査票作成者氏名 賃金支払事業主建設業許可番号 12 13 許可() 第 14 15 16 17 18 19 号

工事施工地名及びコード番号 都道府県 2 3 4 5 6 ※ 発注機関 発注者名 発注機 園立氏

調査対象月 10月 日から 10月 日まで 賃金計算期間 10月 日まで 上記期間の賃金支払日 元請・下請の 1 0

<様式一1>

※ 発注機関名称

※ 工事番号

1 許可番号はつづめてお願いします

Table with columns: 番号, イニシャル, 給与形態, 年齢, 経験年数, 労働日数, 労働時間, 有給休暇, 基本日額, 基本給, 出来高給, 賃金(通算によるもの), 臨時の給与(賞与等)の計, 年間の労働日数, 実物給与, 法定福利費控除額(被保険者(本人)負担額), 雇用保険, 健康保険, 年金保険, ※チャック用

※ 備考 ○所定労働日数: 日/月 ○所定労働時間: 時間 分/日 ○就労形態: 週 体制 ○変形労働時間制: 1年間・()ヶ月一計算式は欄外へ記載 ○有給制度: 有・無 ※調査員氏名

(注) 1. ※印欄は、発注機関の調査員が記入する欄ですので、記入する必要はありません。 2. 本調査は、公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料とするために実施するものであり、上記及びその理解の促進以外の目的に使用することはありませんので、正確なデータを提出されるようご協力をお願い申し上げます。 3. 本調査の目的をよくご理解していただき、ご記入をお願いします。

※ 書類等の不備状況 調査票への記入事項の根拠となる資料がありませんでした。 所定労働時間が40時間以内であることを確認ができませんでした。 様式07その他_05(新保共)労災保険加入確認書

(中間) 前払金請求書

金 円

 うち消費税率〇% 消費税額 金 円

ただし、.....の請負代金額.....円の /10 以内

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
 氏 名

印 ※1

登録番号 T0000000000000

独立行政法人都市再生機構

殿

振込銀行名	預金の種別	口座名	口座番号

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
 担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1 ：
 連絡先（電話番号）2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

備考 1 金額は、アラビア数字で記載のこと。
 2 中間前金払の場合は、「中間前払金請求書」とすること。

中間前金払認定請求書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
殿

受注者 住所
氏名

印

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、認定を請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

以 上

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期			
日 付			
月 別	予 定 工 程 　 % () は 工 程 変 更 後	実 施 工 程 　 %	備 考
(記事欄)			

(添付)

- ・ 工程表 (工期1/2以上、進捗額が契約額の1/2以上を示す工程表)
- ・ 「認定通知書」送付用封筒 (切手貼付)

総主任	主 任 監 理 員	監 理 員
※ 1	※ 1	※ 1

現 場 代 理 人	監 理 (主任) 技 術 者
※ 1	※ 1

※ 1 電子印又は記名でも可。

工事請負契約書第 19 条の 2 に基づく V E 提案について

工事請負契約書 19 条の 2 に基づく V E 提案については、以下による。

1 V E 提案の定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づく、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料及び施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2 V E 提案に求める範囲

- (1) V E 提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等の変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

※ 当該工事においては、総合評価方式の評価項目「施工計画」のうち「生産性向上に資する取組」において機構が評価する提案の履行による契約工期の変更に係る提案をいう。

- (2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。

- イ 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更等を伴う提案
- ロ 工事請負契約第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
- ハ 提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

3 V E 提案書の提出

- (1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合には、次に掲げる事項を V E 提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。なお、V E 提案がない場合においても、その旨（検討項目を明記）を報告するものとする。（**別紙**参照）

- イ 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
- ロ V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工条件等を含む。）
- ハ V E 提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠
- ニ 発注者が別途発注する関連工事との関係
- ホ 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
- ヘ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

- (2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

- (3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、契約工期末日又は内工期末日から起算して 35 日前までに、V E 提案書を、発注者に提出できるものとする。なお、提案の回数は 1 回を原則とする

- (4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と

比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

※ 契約工期の変更について機構内部又は関係者との協議が整わない場合は提案を受け付けられないことがあるので、内工期（指定部分）の設定を行う等の代替案についても検討を行い、予め機構担当者との協議すること。この場合、内工期（指定部分）以外の部分は保全措置期間となるので予め了承のこと。

※ 同一工区内における別契約工事等の履行に支障となる提案は、関係者との調整結果等により受け付けられない場合がある。

5 提案の採否の通知

VE提案の採否については、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6 VE提案を採用した場合の設計変更等

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行うものとする。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは請負代金額を変更するものとする。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

7 提案内容の活用と保護

VE提案については、提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、ほかの工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8 責任の所在

発注者がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

以 上

別紙

VE提案書

独立行政法人都市再生機構 ○○本部等
 本部長等 ○○ ○○ 殿

受注者
 住 所
 氏 名

印

工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき VE 提案書を提出いたします。

工事件名 : 契約締結日 :		連絡者 氏 名 : TEL : FAX :
VE 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式 - 1 の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。		
番号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円
概 算 低 減 額 合 計		

番号		項目内容	
(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比			
<p>【現状】</p> <p style="text-align: center;">略図等</p>		<p>【改善案】</p> <p style="text-align: center;">略図等</p>	
(2) 提案理由			
(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）			
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）			
(その他)			

番号		項目内 容	
----	--	----------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) VE提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

報告者：〇〇 〇〇

事故報告書							
事故等の種類※1	①労働災害 ②負傷公衆災害 ③もらい事故 ④物損公衆災害 ⑤その他			工事事務所名	〇〇工事事務所		
				工事監理者	〇〇設計事務所 (主任監理員:〇〇 〇〇)		
発生の日時	〇月〇日 00:00頃	天候	晴れ	発生場所	〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇〇		
工事件名	〇〇〇〇団地建設その他工事			履行期間	始:H00.00.00 至:H00.00.00	請負金額	000,000(千円)
受注者名	(株)〇〇〇〇建設			現場代理人名 (連絡先)	〇〇 〇〇 000-0000-0000		
監督業務受注者	(株)〇〇〇〇建築設計事務所			主任監理員名 (連絡先)	〇〇 〇〇 000-0000-0000		
工事等の概要	対象工事の概要を簡潔に記載						
事故等の内容	氏名 (イニシャル)	年齢	性別	職業	所属	死・傷等病名と その程度	入院先等
	R. H	00	男	とび工	(株)〇〇建設	〇〇部骨折 (全治〇ヶ月)	〇〇〇〇病院
	発生日時、概要、被害者の有無、公衆災害の有無、近隣施設又は隣地への被害の拡大の有無等を簡潔に記載						
受注者との関係	元請・下請 ()の社員 その他() ※被害者があった場合、関係を記載						
事故等発生当時の状況	事故発生時から報告までを時系列ごとに簡潔に記載						
事故等の原因	発生した事象の原因を分析して簡潔に記載 (人的要因、自然現象、工事の特性等発生原因の分析)						
事故等処理状況及び対応措置	時系列ごとに対応、措置内容を記載 ・被害者があった場合の応急処置、対応 ・インフラ等に被害があった場合の対応及びお客様への応急措置 ・関係諸官庁への報告状況及び指導等の有無 ・復旧予定時刻(完了時刻)及び明日以降の予定						
事故発生箇所に係る施工計画または施工要領の概要	発生した事故・事象が工事に起因する場合に記載する … 該当する工事に係る施工計画書及び施工要領書に記載されている作業手順、安全管理の方法や作業場の安全確認方法を確信した上で本件事故発生要因を分析 → 計画で行うべきとしていた事項と実際行われていた事項の比較・分析を行い事故の発生要因を分析する ※第1報では不要だが初動対応が落ち着いた段階で工事再開に向けて速やかに検証を行うこと						
事故発生箇所に係る工事監理方針	発生した事故・事象が工事(監理)に起因する場合に記載する … 該当する工事に係る作業手順及び完全に關する工事監理方法の確認 → 施工内容に対し行うこととなっていた工事監理の内容と実際の工事監理の相違点等を分析する ※第1報では不要だが初動対応が落ち着いた段階で工事再開に向けて速やかに検証を行うこと						
再発防止策	施工計画等及び工事監理の計画と実態の差異を把握し、再発防止に向けて講ずべき措置を確立し、工事事務所、必要に応じて工務グループへ報告を行う ※周知徹底、厳格化等の表現上の措置にとどまらず具体的に防止策を策定する						
監督官庁等の動向	・第三者、作業員に死傷者がいた場合には容体確認を優先するとともに、労働基準監督署、警察署等関係部署との動向について記載する ・関係諸官庁の動向により、社会性が高いと判断される場合には至急、監督員を経て本部等へその旨の報告を行う						

※ 個人情報が含まれないよう記載する。

※1 事故の分類

- ①労働災害：工事作業が起因して工事関係者が死傷 / ②負傷公衆災害 工事作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷
 ③もらい事故：第三者の行為が起因して工事関係者が死傷
 ④物損公衆災害：工事作業が起因して当該工事関係者以外の第三者の資産に損害 / ⑤その他：上記に該当しない事故・不具合等

事故データベースに登録する事故報告書の提出対象事故について

SASセンター（建設事故報告センター）への登録は、次に掲げる事故が発生した場合とする。

※ これら事故の分類に関する判断は、工務課で行うものとする。その他の事故については、特に工務課の指示が無い限り事故データベースへ登録する事故報告書を提出する必要は無い。

事故の分類	事故の定義	出典その他
労働災害（工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下工事区域という）において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業（工事共通仕様書の総則「1.2.8 交通安全管理」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業、以下輸送作業という）が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは<u>休業4日以上</u>の負傷をいう。</p> <p>※ 工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>※ 隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>	<p>負傷の<u>休業4日以上</u>とは労働安全衛生規則第97条による。</p> <p>作業員の通勤途上の交通事故に関しては、労働災害の適用を受ける、いわゆる労働災害には該当するが、工事事務防止の観点から外れているため、事故報告書作成対象外とする。</p>
もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは<u>休業4日以上</u>の負傷をいう。</p>	<p>輸送作業中のもらい事故は、交通事故の要因が大きいため、事故報告書作成対象外とする。</p>
死傷公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう<u>第三者の負傷とは休業4日以上若しくはそれに相当する負傷</u>をいう。</p>	<p>公衆災害の物損事故に関しては、輸送車両によるブロック塀の損傷といった事故は事故報告書作成対象外とする。また、水道管の損壊といった事故は、第三者の死傷に繋がる可能性が低いと判断されるものについても事故は事故報告書作成対象外とする。</p>
物損公衆災害（工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故であって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。</p>	
軽微な事故	<p>休業4日未満の負傷、また当事者の資産に損害が生じた事故であって、大事故に繋がる恐れのある事故、または安全面で再発防止等の必要があり、受注者に対する指導が必要と思われる事故。</p> <p>作業員の不注意等による軽微な事故は除く。</p>	

投入マテリアル量の集計について

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(略称：環境配慮促進法)(令和16年6月2日公布)に基づく「環境報告書」作成のための事業活動(工事施工)に係る環境負荷物質等の集計について、受注者は、以下の要領に従って集計表を作成し、監督員に提出する。

1 集計品目

受注者の工事及び現場事務所(下請け業者の現場事務所も含む)における環境負荷物質等の集計は、下記の品目を対象とする。

- ① 電気使用量
- ② ガス使用量(プロパンガスと都市ガスの種別ごと)
- ③ 灯油使用量
- ④ 上下水道使用量

2 作成方法

集計にあたっては、**様式編-07 その他**「令和○年度【工事単位】マテリアル入力シート(受注者入力用)」(以下、集計表という。)に必要事項を入力する。入力にあたり、各品目供給機関(電力会社、ガス会社等)発行の伝票等を用い月毎の使用量を集計する。

※1 建築工事受注者等が幹事工区として一括清算している場合は、建築工事受注者等が一括清算している使用量を記入する。また、その場合の一括清算している建築工事受注者等以外の工事受注者(別途都市機構から受注している同現場の工事受注者)は「幹事工区による」と集計表の備考欄に記載し、使用量は「0」と記入する。

(受注者間の負担割合で按分し、自社分の使用量を算出する手間を省くため。)

※2 都市機構監督員事務所の負担がない(幹事工区の受注者でない)場合は、「負担なし」と集計表の備考欄に記載する。

3 提出方法

作成した集計表は監督員に確認の上、指定された媒体に保存し、監督員に提出する。工期が当年度内に終了するものは工期末に、工期が数年度にまたがる場合は、年度単位で集計し提出する。

4 その他の留意点

集計表に入力される方は、以下の点に留意されたい。

- ・1つの工事に対し1つの工事単位入力シートを作成する。
- ・入力が終了したら【別名保存】し、工事名がわかる名称で保存する。
- ・工事名、事務所名、支社名等の入力欄は正確に入力する。

以上

バルコニー点検

外壁修繕その他におけるバルコニー点検と工事完了報告書への記載事項の確認

1. バルコニー点検対象住棟の確認

下記(a)～(e)を除く住棟の、下記(f)～(k)を除くバルコニーを点検する。

(a)	昭和52年度以降に管理開始した住棟
(b)	建替事業着手団地の住棟
(c)	PC、HPC工法の住棟
(d)	増築住棟(BOX住棟を除く(*1)。)
(e)	過去3年以内にバルコニー点検を実施した住棟
(f)	連続バルコニーの各戸に物置形態のRC造の壁があるバルコニー(*2)
(g)	ベイバルコニー
(h)	バルコニー無し
(i)	鉄筋位置を正常に保持させるため特殊スペーサーを使用しているバルコニー(調査対象開始年度:47～50年度)
(j)	片持ち梁を有するバルコニー
(k)	過去に支柱方式、逆梁方式及びブラケット方式で補強したバルコニー

[注] (*1)BOX住棟の増築部分は、PC工法建物であることから、点検対象外とする。
 (*2)隔て板がRC壁形態の場合を含む。

2. 工事完了報告書(引継ぎ、保存用)への記載事項

- ・バルコニー・手摺点検チェック表

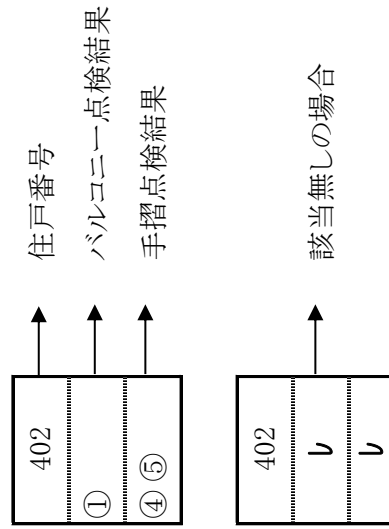
以上

〇〇〇団地バルコニー・手摺点検チェック表

〇〇号棟

506	505	504	503	502	501
406	405	404	403	402	401
306	305	304	303	302	301
206	205	204	203	202	201
106	105	104	103	102	101

※凡例



バルコニー点検票

バルコニー点検項目

	点検内容	非安全性の判定の目安
①	バルコニー基部に明らかに構造亀裂と認められるものが相当長さにわたって発生しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・亀裂巾：0.2mm以上（名刺1枚の厚さ程度） ・亀裂長：バルコニー長さの1/2以上
②	バルコニーの隔板と躯体との間に隙間が生じ、ボルト取付け部に異常が発生しているもの（隔板バルコニー手摺側についても点検）	<ul style="list-style-type: none"> ・隔板取付ボルトが外れかかっているものがある
③	コンクリート袖手摺基部と躯体壁との間に亀裂及び隙間が生じているもの。	<p>〔鋼製枠手摺〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すり取付ボルトがはずれかかっているもの 〔コンクリート手すり〕 ・コンクリート手摺壁面基部の亀裂が上下に貫通しているもの

バルコニー・腰窓手すり点検項目

	点検内容	非安全性の判定の目安
④	腐食、変型、欠損の有無及び取付状態の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・取付ボルトの破損又は滅失しているもの ・取付ボルトの腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの ・支持部、コンクリート脚部等のひび割れが生じ、脱落又は転倒の恐れがあるもの
⑤	大平板等、目隠し材の欠損等の有無及び取付状態を点検	<ul style="list-style-type: none"> ・目隠しパネルが破損しているもの ・大平板等、目隠し材が脱落のおそれがあるもの
⑥	手すり子の取付状態を点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ボルトナットに緩みがあり、締め直しが必要なものであるもの ・手すり子が脱落の恐れがあるもの

令和 年 月 日

〇〇団地〇〇工事 施工完了確認表

工事件名：

対象団地：

対象住棟：〇〇号棟

施工部位：玄関扉内側、配管塗装

上記部位作業の完了及び注意事項の説明を下表のとおり確認しました。

501	502	503	504	505	506
印	印	印	印	印	印
401	402	403	404	405	406
印	印	印	印	印	印
301	302	303	304	305	306
印	印	印	印	印	印
201	202	203	204	205	206
印	印	印	印	印	印
101	102	103	104	105	106
印	印	印	印	印	印

印 = 監理員又は管理主任

- ※ 書式は参考とする
- ※ 確認の日付けを記載する
- ※ 居住者の印は受領しない

借用鍵の管理方法について

工事に際し各種鍵を借用する場合、紛失等に対する影響範囲が大きいため、以下の管理方法を原則とし、団地実態に合わせて、受注者～監督員間にて事前に運行等について確認し、紛失等が無いよう、管理を徹底すること。

1 管理責任者の選任

受注者は借用鍵の責任者（以下、管理責任者という）を受注者の社員から定め、監督員へ報告すること。（管理責任者は原則、現場代理人とする）。

2 種類別の留意事項

(1) 空家内覧用共通鍵（「空家修繕後」の玄関扉補助錠）及び共用部（給水施設は除く）の鍵

① 管理責任者又は受注者社員が各団地の管轄サービス事務所、団地管理連絡員等から必要の都度借用し、原則、借用当日返却すること。（借用当日に返却が出来ない場合は「4 当日返却できない場合」による。）

② 又貸し・複製は禁止とし、開錠・施錠の確認は、管理責任者又は受注者社員自ら行うこと。

③ 内覧時間と重ならない様、工事日程等の調整を行うこと。

(2) 空家工事管理用共通鍵（「空家修繕中」の玄関扉補助錠）

① 空家等工事業者が管理するものであるため、原則、発注者から受注者への貸し出しは行わない。

② 当該鍵が必要な場合は、受注者は空家等工事業者と鍵の開閉及び工事日程等の調整を行うこと。（空家等工事業者の連絡先等については、管轄の住まいセンターへ確認すること。）

3 キーボックス・借用簿の整備

(1) 借用鍵については、鍵付きの収納箱（キーボックス等）に格納し厳重に管理すること。（壁面への固定や鍵付きの机内等で保管し、外部に持ち出しができない措置を講じること。）

(2) 借用鍵の管理簿を受注者現場事務所内に整備し、鍵を持ち出す場合は持出し者名、持出し日時、返却日時等を管理簿に記載すること。（参考様式「借用鍵貸出簿」）

4 当日返却できない場合

(1) 鍵の借用は必要最小日数（最大1か月間）とし、鍵の借用期間を延長する場合、一旦鍵の返却を行い、改めて鍵借用の手続きを行うこと。

(2) 借用した鍵の返却については原則対面（ポストへの投函返却は原則禁止）で行うものとする。また、長期休暇期間は休暇前に一旦鍵を返却すること。

(3) 事前に各団地の管轄サービス事務所、団地管理連絡員等に内覧予定を確認し、内覧時間と重ならない様、工事日程等の調整を行うこと。

5 鍵を紛失した場合

(1) 監督員他全ての関係者に速やかに報告し、防犯措置を講ずること。

(2) 鍵紛失の影響範囲における防犯措置（鍵の交換等）に要する費用を、紛失した原因者に請求することになる為、鍵の取扱い・保管について厳重に管理すること。

以 上



令和〇年 〇月 〇日

〇〇団地 〇号棟 に
お住まいの皆様へ

独立行政法人 都市再生機構

工事完了(耐震分類変更)のお知らせ

当機構の業務につきましては、平素よりご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、当団地〇号棟につきましては、〇〇団地耐震改修工事（又は〇〇団地外壁修繕工事その他工事に係る耐震改修工事）を無事完了することができました。工事中は騒音・振動等のご迷惑をお掛けしました。皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

なお本工事により当団地〇号棟の耐震性能が当初の分類〇から分類Ⅳとなったことをお知らせ致します。

※工事件名が「〇〇団地外壁修繕工事その他工事」のように耐震改修の記載が無い場合

なお本工事に含まれる耐震改修工事完了の結果、当団地〇号棟の耐震性能が当初の分類〇から分類Ⅳとなったことをお知らせ致します。

※改修前の分類を記載

記

1 対象棟：〇〇団地〇号棟

2 工事完了後の耐震性能：Ⅳ（耐震改修が不要な建物）

[お問い合わせ先]

◇建物の耐震性については◇

東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 保全企画課





電話番号：03-5323-2611

※営業時間は、午前10時～12時/午後1時～午後5時（土・日・祝日及び年末年始を除く）

街に、ルネッサンス



晴雨表 (様式例)

月		令和 年 月															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
日	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
天候		晴	雨	曇	晴後雨												
																	
	平均気温	25	21	23	24												
	最高気温	29	24	25	28												
	最低気温	21	19	20	20												
平均湿度	27	65	36	45													
備考 (工事への 影響等)		防水工 事 中止															
月		令和 年 月															
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
日	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
天候																	
	平均気温																
	最高気温																
	最低気温																
平均湿度																	
備考 (工事への 影響等)																	

風速記録 (様式例)

		令和 年 月														
月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
平均 風速 (m/s)	曜日	2.3	3.7	1.1												
	8:00~9:00	3.5	5.9	0.8												
	9:00~10:00	0.8	8.8	3.3												
	10:00~11:00	1.1	11.2	2.9												
	11:00~12:00	0.2	8.8	1.2												
	12:00~13:00	2.1	5.1	0.7												
	13:00~14:00	2.4	3.4	1.5												
	14:00~15:00	5.7	4.9	3.6												
	15:00~16:00	3.5	2.5	4.8												
	16:00~17:00	1.9	3.3	1.9												
17:00~18:00	2.4	5.8	2.5													
一日平均	8.2	13.5	5.4													
最大風速(m/s)																
備考(工事への影響等)			午前中 強風により 一時ゴンドラ 作業中断													
月		令和 年 月														
日		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
平均 風速 (m/s)	8:00~9:00															
	9:00~10:00															
	10:00~11:00															
	11:00~12:00															
	12:00~13:00															
	13:00~14:00															
	14:00~15:00															
	15:00~16:00															
	16:00~17:00															
	17:00~18:00															
一日平均																
最大風速(m/s)																
備考(工事への影響等)																

受水槽等（コンクリートを除く）に関する保証書

1 保証の対象とする工事

(1) 工事名

(2) 引渡し日 令和 年 月 日

2 保証期間

保証期間は、工事請負契約書第 31 条第 4 項または第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）に規定する引渡しの日から 5 年間とします。

3 保証内容

保証責任者は、本工事で設置した受水槽、高置（高架）水槽及びし尿浄化槽（槽を支持する架台を含む。）（以下「受水槽等」といいます。）に漏水が発生した場合は、工事請負契約第 41 条に規定する契約不適合の有無に関わらず、無償で当該部分を補修し漏水を防止するとともに、漏水により建物に生じた損傷を補修します。ただし、当該の漏水が重要でなくかつ補修に過分の費用を要するときは、発注者の承諾のうえ、補修に代え損害の賠償を行います。

なお、漏水が工事請負契約第 41 条に規定する契約不適合に該当する場合、発注者から本保証責任によらず同契約第 41 条の規定に基づく契約不適合担保責任を求められたときは異議なく応じます。

4 適用の除外

漏水が次の事項に該当する場合は、保証責任者は保証責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変その他不可抗力によるもの。
- (2) 使用者の管理不十分、使用上の不注意その他使用者の責めに帰すべき事由によるもの。
- (3) 第三者の故意又は過失によるもの。
- (4) 引渡後に使用者が行う修繕、増改築、模様替え等に起因するもの。
- (5) 本工事以外の関連工事の不備に起因するもの。

上記の通り保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)

住所

会社名

代表者

印

(メーカー)

住所

会社名

代表者

印

独立行政法人都市再生機構
本部長

本部
殿

屋根断熱施工に関する保証書
(コンクリート・ブロック工法用)

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
団地名
施工場所
施工面積 (㎡)
- 3 工法名
- 4 指定工法メーカー仕様名称
- 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容
(1) 補修保証の責任は、受注者と断熱工事施工者及び指定工法メーカーといたします。
(2) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から 10 年間といたします。
(3) 補修保証期間中に断熱材押さえ層及び断熱材の飛散・破損等が発生した場合には、受注者及び断熱工事施工者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で断熱材押さえ層及び断熱材の補修手直しを行います。
(4) 補修保証期間中に、本工事が原因で、建物及び人体等に対し損害・損傷をあたえた場合は、その損害を保証いたします。
8. 保証条件
(1) 屋根断熱工事に関しては、責任施工といたします。
(2) 建物のある所在地における気象庁観測データの瞬間最大風速が 6.1 m/s 以下である場合といたします。
(3) 建物の高さが 1.5 m 以下である場合といたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(断熱施工者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(指定工法メーカー)
住所
社名
代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

屋根断熱施工に関する保証書
(7スアット成形板工法用)

- 1 工事名 (契約工事名)
- 2 施工箇所
団地名
施工場所
施工面積 (㎡)
- 3 工法名
- 4 指定工法メーカー仕様名称
- 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容
(1) 補修保証の責任は、受注者と断熱工事施工者及び指定工法メーカーといたします。
(2) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から 10 年間といたします。
(3) 補修保証期間中に断熱材押さえ層及び断熱材の飛散・破損等が発生した場合には、受注者及び断熱工事施工者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で断熱材押さえ層及び断熱材の補修手直しを行います。
(4) 補修保証期間中に、本工事が原因で、建物及び人体等に対し損害・損傷をあたえた場合は、その損害を保証いたします。
8. 保証条件
(1) 屋根断熱工事に関しては、責任施工といたします。
(2) 建物のある所在地における気象庁観測データの瞬間最大風速が 6.1 m/s 以下である場合といたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(断熱施工者)
住所
社名
代表者

(代表社印)

(指定工法メーカー)
住所
社名
代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

屋根防水施工に関する保証書

1 工事名 (契約工事名)
 2 施工箇所
 団名 棟
 号 施工面積 (㎡)
 3 工法名
 4 工法メーカー仕様名称
 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
 7 保証内容

- (1) 屋根防水施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と防水施工者及び補修保証連帯保証人の連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から10年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、受注者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該漏水に伴い建物に生じた損傷を補修いたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)

住所
 社名
 代表者

(代表社印)

(防水施工者)

住所
 社名
 代表者

(代表社印)

(補修保証連帯保証人)

住所
 社名
 代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

外壁複合補修施工に関する保証書
 (総合工専用)

1 工事名 (契約工事名)
 2 施工箇所
 団名 棟
 号 施工面積 (㎡)
 3 工法名
 4 メーカー仕様名称
 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
 7 保証内容

- (1) 外壁複合補修施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と複合補修施工者及びメーカーの連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から10年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に、剥落、落下及びこれに起因して第三者に損害が発生したときは、受注者は当該箇所の無償補修及び第三者に対する賠償の責めを負うこととします。ただし、その原因が天災または地盤沈下等その他の不可抗力による場合はこの限りではありません。なお、賠償責任保険に加入していることを申し添えます。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)

住所
 社名
 代表者

(代表社印)

(防水施工者)

住所
 社名
 代表者

(代表社印)

(補修保証連帯保証人)

住所
 社名
 代表者

(代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

バルコニー床防水施工に関する保証書

1 工事名 (契約工事名)
 2 施工箇所
 団地名 _____ 号棟 _____ 号室 (別紙添付とする。)
 3 施工面積 (㎡)
 4 指定工法メーカー仕様名称
 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
 7 保証内容

- (1) バルコニー床防水施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と防水施工者及びメーカーの連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から5年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、受注者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該建物に生じた損傷を補修いたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日 (受注者)
 住所
 社名
 代表者 (代表社印)
 (防水施工者)
 住所
 社名
 代表者 (代表社印)
 (メーカー)
 住所
 社名
 代表者 (代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

階段室床防水施工に関する保証書

1 工事名 (契約工事名)
 2 施工箇所
 団地名 _____ 号棟 _____ 号室 (別紙添付とする。)
 3 施工面積 (㎡)
 4 指定工法メーカー仕様名称
 5 完成年月日 (引渡日) 令和 年 月 日
 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
 7 保証内容

- (1) 階段室床等防水施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、受注者と防水施工者及びメーカーの連帯責任とします。
 (3) 補修保証期間は、完成年月日 (引渡日) から5年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、ノンスリップ部分からの漏水等受注者の責任でないことがあきらかである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該建物に生じた損傷を補修いたします。
 (5) 防水材の変褐色(黄変)は、免責といたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日 (受注者)
 住所
 社名
 代表者 (代表社印)
 (防水施工者)
 住所
 社名
 代表者 (代表社印)
 (メーカー)
 住所
 社名
 代表者 (代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

バルコニー床シート張り工事の関する漏水保証書 (床シート張り+防水工法+塗膜防水)

- 1 工事名(契約工事名)
- 2 施工箇所
 団地名
 施工場所
 施工面積 (㎡)
- 3 工法名
- 4 メーカー仕様名称
- 5 完成年月日(引渡日) 令和 年 月 日
- 6 補修保証終了年月日 令和 年 月 日
- 7 保証内容
 (1) バルコニー床シート張り施工に関しては、責任施工といたします。
 (2) 補修保証の責任は、以下に記載する責任範囲において受注者との連帯責任とします。
 ①床材施工者 : 床材部の施工上の不備に起因する不具合
 ②床材製造所 : 床材部使用部材の品質上の欠陥に起因する不具合
 ③防水材施工者 : 塗膜防水部の施工上の不備に起因する不具合
 ④防水材製造所 : 塗膜防水部使用部材の品質上の欠陥に起因する不具合
 (3) 補修保証期間は、完成年月日(引渡日)から5年間といたします。
 (4) 補修保証期間中に漏水があった場合は、受注者の責任でないことがあらかからである場合のほか、無償で補修手直しを行い、漏水を防止するとともに当該漏水に伴い建物に生じた損傷を補修いたします。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
 住所
 社名
 代表者
 (防水施工者)
 住所
 社名
 代表者
 (ビニル床施工者)
 住所
 社名
 代表者
 (防水材製造所)
 住所
 社名
 代表者
 (ビニル床材製造所)
 住所
 社名
 代表者

独立行政法人都市再生機構〇〇〇本部
 〇〇〇本部長 〇〇 〇〇 殿

植栽工事に関する保証書

1 保証の対象とする工事

(1) 工事名(契約工事名)

(2) 引渡日 令和 年 月 日

2 保証期間

保証期間は、工事請負契約書第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)に規定する引渡しの日から1年間とします。

3 処理担当責任者

氏名 _____

4 保証内容

受注者は、本工事で植栽した樹木類及び地被類(一年生草本類は除く。以下「植栽」という。)が枯死、枝条枯損、樹形不良などとなった場合は、無償で対象植栽の植え替えを行います。

また、当該現象が工事請負契約書第41条に規定する契約不適合に該当する場合は、発注者から本保証責任によらず同条の規定に基づき契約不適合責任を求められたときは、異議なく応じるものとします。

5 適用の除外

次の事項に該当する場合は、受注者は枯補償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変その他不可抗力によるもの。(地震、水害、雪害、凍結等)
- (2) 引渡後の管理上の不注意その他発注者の責めに帰すべき事由によるもの。
- (3) 第三者の故意又は過失によるもの。
- (4) 引渡後に発注者が行う工事等に起因するもの。
- (5) 本工事以外の工事の不備に起因するもの。

上記のとおり保証いたします。

令和 年 月 日

(受注者)
 住所
 社名
 代表者
 (代表社印)

独立行政法人都市再生機構〇〇支社
 〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

新築工事版

保存書類・引継書類リスト

【分類】
 必要書類及び形式
 A:紙+PDFデータ
 B:PDFデータのみ
 C:紙のみ

No	項目	内容	保存書類	引継書類
1	工事概要・使用材料、 ライフライン等	工事概要書	A	A
		配置図	A	A
		引継説明資料	A	A
		工事関係書類(引継用)受領書	C	C
		使用材料報告書(居室の内装以外に係る材料)	A	A
		使用材料報告書(居室の内装に係る材料)	A	A
		使用材料報告書(屋外工事)	A	A
		機材の品質証明等(評価書等)	B	
		色彩計画書	A	A
		下請業者一覧表	A	A
		鍵及び工具等明細書	A	A
		備品・補修材等リスト	A	A
		保証書	A	A
		電気申込書	A	A
		共用電気メーター設置場所位置図/メーター番号・お客様番号一覧	A	A
		水道申込書	A	A
		共用水道メーター設置場所位置図/メーター番号・お客様番号一覧	A	A
		ガス申込書	A	A
		共用ガスメーター設置場所位置図/メーター番号・お客様番号一覧	A	A
		住戸メーター最終指針一覧表(電気・水道)	A	A
2	契約書等	契約書・変更契約書	A	A
		瑕疵等に関する覚書	A	A
		瑕疵補修の代行に関する契約について	A	A
		瑕疵処理担当者届等	A	A
		瑕疵処理連絡先一覧表	A	A
		工事カルテ(発注時、変更時、完了時)	A	
		施工計画・技術提案の履行に係る覚書	A	
		施工計画に係る実施状況の確認(チェックリスト)	A	
		主任技術者(主任技術者)届	A	
		現場代理人届	A	
		品質管理責任者・担当技術者届	A	
		専門技術者届	A	
		品質管理体制届	A	
		施工体系図	A	A
		施工体制台帳	B	
		(契約)工程表	A	
3	業務打合せ・施工記録等 (施工記録等(共通)) (施工記録等(建築))	実施工程表	A	
		疑義報告・協議書(四連報告書)	A	A
		軽微な変更に係る協議結果(協議記録書)	A	
		「特に報告を求める事項」に係る通知	A	
		近隣及び第三者との折衝記録	A	A
		境界杭移動等記録簿	A	A
		境界杭復元確認済証明書	A	A
		地下埋設物等の打合せ記録	A	A
		工事監理基準チェックシート	A	A
		住戸・共用部カルテ	B	
		近隣家屋等調査報告書	B	B
		建物沈下及び傾斜測定結果	B	B
杭の載荷試験報告書	B			
試験杭施工報告書	B			
既製杭の杭打ち報告書	B			
場所打ちコンクリート杭の杭打ち報告書	B			
圧接継手の試験結果報告書	B			
特殊な鉄筋継手の検査結果報告書	B			
コンクリート施工計画報告書	A			
コンクリート施工結果報告書	A			
鉄骨工場製作における検査成績書	B			
溶接部の検査成績書(外観検査・超音波探傷試験)	B			
高力ボルト締付け記録	B			
タイルの打診及び接着力試験報告書	B			
鉄筋及び鉄骨ミルシート	B			
工事別施工計画書	B			

新築工事版

保存書類・引継書類リスト

【分類】
 必要書類及び形式
 A:紙+PDFデータ
 B:PDFデータのみ
 C:紙のみ

No	項目	内容	保存書類	引継書類
3	(施工記録等(電気))	その他書類	B	
		機材の試験成績表	B	
		一般電力設備工事の試験成績表	B	
		受変電設備工事の試験成績表	B	
		電力貯蔵設備工事の試験成績表	B	
		発電設備工事の試験成績表	B	
		通信・情報設備工事の試験成績表	B	
		中央監視制御設備工事の試験成績表	B	
		現地総合試験の報告書	B	
		アンテナ設置に係る測定及び報告書	B	
		テレビ受信点調査報告書	B	
		防災設備総合運動試験成績書(防災センター)	A	A
		電気設備設置届出書(副本)	A	A
		自家用電気工作物に関する引継書類	A	A
		テレビ協同視聴設備(有線TV)関連書類	A	A
		TV総合調整データ(写)	A	A
		テレビ電波受信障害防除に関する引継書類	A	A
		電気絶縁・設置抵抗測定表・配電盤類試験表	A	A
	(施工記録等(機械))	その他書類	B	
		通水試験成績書	B	
		ポンプの試験成績書	B	
		電動機の試験成績書	B	
		ポンプ機器類騒音測定結果書	B	
		通湯試験・機器作動試験結果表	B	
		追焚配管の水圧試験成績表	B	
		暖房配管の水圧試験成績表	B	
		暖房システムの総合調整の試験結果書	B	
		換気扇の試験成績表	B	
		EV試験成績書	B	
		ポンプ・ボイラー類性能表	A	A
水圧・水質検査試験結果表	A	A		
放熱・送排風・冷凍・空調機類性能表	A	A		
(施工記録等(屋外))	その他書類	B		
	材料業者一覧表	A	A	
	出来形管理図及び管理表	A	A	
4	その他必要と思われる書類	その他必要と思われる書類	B	
		法令等に基づく届出チェックリスト	A	
		建設リサイクル法関連書類	A	
		電子マニフェスト受渡確認表(一覧表)	B	
		産業廃棄物管理表(マニフェスト)	B	
		建設副産物処理計画書	A	
		建設副産物処理実施結果報告書	A	
		残土処分計画書及び調書	A	
		化学物質の室内濃度測定	A	A
		長期使用製品安全点検制度対象機材リスト	A	A
		長期使用製品安全表示制度対象機材リスト	A	A
5	工事写真、完成図等	施工写真	A	
		建物完成図	A	A
		屋外完成図	A	A
別冊	住棟LAN工事関係書類	機器試験成績表・機器製作図(完成図)	A	A

新築工事版

保存書類・引継書類リスト

【分類】
 必要書類及び形式
 A:紙+PDFデータ
 B:PDFデータのみ
 C:紙のみ

No	項目	内容	保存書類	引継書類
	行政確認・検査書類		A	A
		計画通知・建築確認書	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		建築物検査済証	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		建設住宅性能評価書	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		エレベーター確認済証	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		消防設備等に関する届出書	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		防火対象物使用届出書	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		消防設備設置届出書	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		消防・保健所等検査済証	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		道路・土地等使用申込・許可書	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		電柱供架承諾書	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		防災設備集中管理計画届出	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
		名義変更書	B (鑑の写しのみ)	A(鑑原本) C(図面)
No	項目	内容	保存書類	引継書類
	取扱説明書等			
		機器等取扱説明書	C	C
No	項目	内容	保存書類	引継書類
	電子データ(DVD等)			
		・保存書類 ・引継書類	左記の関係書類 データ式	左記の関係書類 データ式

住棟内LAN設備(工事関係書類)作成要領

(別紙1)

凡例 : ◎ (原本) ○ (写し)

No.	書類名称	部数		住まいセンター	統括管理会社	工事事務所	現地ラック	備考
		原	写	引継用 (正)	貸与用 (正)	保存用 (正)	保存用 (副)	
1	完成図(システム系統図・平面図・住戸内配線系統図等)	1	3	◎ パンフレット	○ パンフレット	○	○	パンフレットは2部作成する
2	LAN設備機器構成図	1	3	◎	○	○	○	
3	使用材料報告書及び機器シリアル番号表	1	3	◎	○	○	○	
4	LAN設備試験成績表	1	1		○ ケーブル 試験を除く		◎	
5	試験確認書	1	2	◎	○		○	
6	LAN設備各種機器設定表	1			◎ FD等でも可			
7	LAN設備工事施工体制表	1	3	◎	○	○	○	
8	緊急連絡体制表(契約不適合期間)	1	3	◎	○	○	○	
9	住棟内LAN設備居住者用取扱説明書	1	2	◎	○		○	
10	機器類取り扱い説明書	1					◎	
11	鍵及び工具等(備品含)引渡書	1		◎				
12	工事関係書類(引継用)受領書	1	1	○		◎		
13	工事関係書類(貸与用)借用書	1	1	◎		○		
14	その他必要書類等	1	3	◎	○	○	○	

(注1) No.10において、各機器に付属する取り扱い説明書(機器マニュアル等)が、CD-ROMの場合については、印刷を行わずCD-ROMをラック内(製本内)に保管する事で可とする。

(注2) No.13において、統括管理会社への貸与については、工事事務所から統括管理会社に直接貸与することが出来ることとする。但し、統括管理会社の借用書(住宅管理センター所長宛)は住宅管理センターの工事関係書類(引継用)に綴じ込むこととする。

(注3) パッチコードの納め方は、「パッチコード」という一枚紙と共に「住戸設備機器等取扱説明書用クリアブック」に収納することとする。また、パッチコードには住戸番号表示を行うこととする。

工事関係書類の取扱い(電気設備補足)

保存書類目録(その1)

I 管理に必要な書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
I-1	工事請負(変更)契約書(写)表紙のみ		○	
I-2	完成図	★	○	★DXFまたはJWWおよびPDF
I-3	使用材料報告書、品質確認報告書	★	○	
I-4	製作図(最終版)	★	○	各盤類、発電設備など
I-5	証明書、計算書	★	○	耐風圧計算書、発電設備等
I-6	取扱い説明書	★	○	写しても可
I-7	申込み書等	★	○	東電、NTT申込(変更)
I-8	アンテナ設置に関する報告書	★	○	必要な場合のみ
I-9	住棟内LAN設備関係書類	★	○	必要な場合のみ

II 工事状況を確認するための書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
II-1	「契約不適合」に関する覚書	★	○	
II-2	契約保証金請求書		○	
II-3	保証書に係る領収書		○	
II-4	工事に関する届	★	○	現場代理人届 主任技術者(監理技術者)届 専門技術者届 契約工程表
II-5	下請負人届け	★	○	
II-6	施行体制台帳及び施行体系図	★	○	
II-7	監督員決定通知書		○	
II-8	施工計画書	★	○	施工要領書、技術提案覚書(写)、履行確認書類含む
II-9	電気主任技術者との協議書		○	
II-10	協議記録		○	報告・協議書・協議記録書
II-11	受注者が行う監理項目	★	○	監理基準、重点監理日誌、監理体制届等
II-12	工事写真	★	○	
II-13	実施工程表	★	○	
II-14	各工事の試験成績表	★	○	各工事種別
II-15	現地総合試験の報告書・試験報告書	★	○	必要な場合のみ
II-16	工事完了一覧表	★	○	住戸内工事のみ
II-17	CORINSに基づく工事加庁および受領書(写)		○	
II-18	「瑕疵」処理担当責任者の通知	★	○	
II-19	トレーサビリティ情報	★	○	必要な場合のみ
II-20	その他必要と思われる書類			
	(1)自治会等説明資料	★	○	
	(2)掲示ビラ、投函チラシ等	★	○	
	(3)監督員等検査記録		○	
	(4)付属品及び予備品等一覧表		○	
	(5)鍵及び工具引渡書及び受領書		○	
	(6)各種保証書		○	原本は「その2」添付
	(7)組立保険証・労災保険書		○	
	(8)産業廃棄物処理等関係書類		○	
	(9)工事中仮設の官公署等申請書類		○	
	(10)自火報受信機等音声情報	★	○	
(11)その他		○		

III 建築基準法、消防法等の各種申請書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
III-1	官公署届出等の関係書類	★	☆	建築主事・消防関係申請書 電波管理局、航空局届出など (工事中仮設の申請等除く)

※ ファイルはI・II・IIIでそれぞれ分冊とし、電子データは、まとめてI書類の1冊目に添付する。

※ 目録は必要項目に○をし、項目は削除しない。

引継書類目録 その2 (引継用)

番 号	書 類 名	その2	備 考
2-1	工事請負(変更)契約書(写)表紙のみ	○	
2-2	「瑕疵」処理担当責任者の通知	○	
2-3	完成図等	○	
2-4	使用材料報告書、品質確認報告書	○	
2-5	工事完了一覧表	○	住戸内工事のみ
2-6	取扱い説明書	○	
2-7	工事に関する届	○	現場代理人届 主任技術者(監理技術者)届 専門技術者届 契約工程表
2-8	下請負人届け	○	
2-9	各工事の試験成績表	○	各工事種別
2-10	現地総合試験の報告書	○	必要な場合のみ
2-11	アンテナ設置に関する報告書	○	必要な場合のみ
2-12	住棟内LAN設備関係書類	○	必要な場合のみ
2-13	官公署届出等の関係書類	○	「その1」Ⅲ分類書類の写
2-14	申込み書等(原本)	○	東電、NTT申込(変更)
2-15	その他必要と思われる書類 (1)自治会等説明資料 (2)掲示ビラ、投函チラシ等 (3)監督員等検査記録 (4)付属品及び予備品等一覧表 (5)鍵及び工具引渡書及び受領書(原本) (6)各種保証書(原本) (7)自火報受信機等音声情報 (8)その他	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※産業廃棄物マニフェスト等は、「その2」書類には不要

※電子データは、「その1」書類と同じものを添付する。複数冊の場合は1冊目。

※2-14、2-15(5)、2-15(6)以外は写しで可。

保存書類・引継書類注意事項

完成図	データは.pdf及び.dxf形式とし、印刷時に文字、図面、印影等が明確に確認できるものとする。
	完成図には、案内図不要。(地図データを添付した電子データは、データ量が過大になる傾向にあるので削除する。)
	照明器具、インターホン設備、防犯カメラ設備、テレビ共同受信設備及び防災設備の各主要機器は、姿図又は系統図の凡例にメーカー名及び型番を記載する。
工事写真	データはJPEG方式とし、画素数(ピクセル)640×480(推奨)以上1280×1024以下となる様、撮影前に設定し、1枚が1Mbps以下となる様配慮する。
	保全工事共通仕様書の工事写真撮影要領に沿って、監督員に確認し、必要写真のみ完成図書に添付する。
製作図	JISマーク表示品、消防等各機関検定表示品、認定品、公共施設用照明器具は添付不要。
	エレベーター改修の製作図は不要。(監督員の指示を仰ぐこと)
	開閉器盤等の内、メーカー既成品でない受注生産品や照明器具製作図を添付する。
証明書・計算書	屋外灯等の耐風圧計算書や発電設備の各種計算書、ばい煙等の製造者証明書を添付する。
	製造者発行書類で管理上必要な書類は、証明書、計算書の項目に添付する。
自火報受信機等音声情報	火災時に受信機等が、発する音声情報について、設定した内容を記載した紙を添付する。試験時等に録音した音声(WAV又はmp3)を電子情報として、CD-ROMに添付する。

保存用

〇〇〇工事事務所					
所	長	監	理	役	主

〇〇団地(建替)〇〇住宅建設工事

【 建物名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇 】

〇〇建設株式会社

用 途
戸 数

集合住宅
〇〇〇戸

着 工 令 和 年 月 日

完 成 令 和 年 月 日

監 理 株式会社 〇〇設計事務所

格納 ファイル番号	大分類	中分類	書類名	引継	データ	チェック欄
1 / 1	1 契約関係書類	①	契約書一式	●	●	
		②	変更契約書	●	●	
		③	契約不適合等に関する覚書	●	●	
		④	契約不適合等処理担当責任者の通知	●	●	
	2 施工体制関係	①	施工体系図	●	●	
		②	下請業者一覧	●	●	
	3 使用材料関係	①	材料業者一覧	●	●	
		②	使用材料報告書	●	●	
		③	材料カタログ	●	●	
	4 引渡関係	①	工事概要書・配置図	●	●	
		②	色彩計画書(カラー)	●	●	
		③	法令等に基づく届出チェックリスト	●	●	
		④	バルコニー点検表	●	●	
		⑤	原設計図(A4両面)(データはA3)	●	●	
		⑥	設計変更図(A4両面)(データはA3)	●	●	
	5 保証関係	①	バルコニー床防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	
		②	塗膜防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	
		③	外壁目地防水工法施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	
		④	屋根防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	
	6 申し送り事項	①	工事取止め住戸一覧	●	●	

※保存書類としての紙とデータの区別をしています、完成検査等の検査時には最低限の書類となります工事によって必要があれば追記等必要となります

保存書類一覧

様式 00保全_05(保_共)保存書類 引継書類リスト(保全工事版)

格納 ファイル番号	大分類	中分類	書類名	紙	データ	引継	チェック欄
1 / ◎	1 契約関係書類 ※保存書類としての紙とデータの区別をしています、完成検査等の検査時には最低限の書類となります工事によって必要があれば追記等必要	①	契約書一式	●	●	●	
		②	変更契約書	●	●	●	
		③	着工日通知書(フレックス工期適用の場合)	●	●	-	
		④	契約不適合等に関する覚書	●	●	●	
		⑤	契約不適合等処理担当責任者の通知	●	●	●	
		⑥	工事カルテ(発注時、竣工時)	●	●	-	
		⑦	現場代理人届・監理技術者届	●	●	-	
		⑧	監督員決定通知書	●	●	-	
		⑨	業務委託決定通知書	●	●	-	
		⑩	契約工程表	●	●	-	
		⑪	実施工程表	●	●	-	
2 / ◎	2 検査関係	①	検査カルテA	●	●	-	
		②	検査カルテB	●	●	-	
		③	検査カルテC	●	●	-	
2 / ◎	3 発生材関係	①	建設リサイクル通知書	●	●	-	
		②	再生資源利用計画書	●	●	-	
		③	再生資源利用促進計画書	●	●	-	
		④	再生資源利用実施書	●	●	-	
		⑤	再生資源利用促進実施書	●	●	-	
		⑥	電子マニフェスト受渡確認表(一覧表)	●	●	-	
		⑦	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	-	●	-	
		⑧	石綿調査報告書・アスベスト処理完了報告書	●	●	-	
3 / ◎	4 施工体制関係	①	施工体系図	●	●	●	
		②	施工体制台帳	-	●	-	
		③	下請業者一覧	●	●	●	
3 / ◎	5 使用材料関係	①	材料業者一覧	●	●	●	
		②	使用材料報告書	●	●	●	
		③	材料カタログ	●	●	●	
		④	機材の品質証明等(評価書等)	-	●	-	
		⑤	材料使用量チェックシート/出荷証明書	-	●	-	
3 / ◎	6 協議・報告書関係	①	軽微な変更に係る協議結果(ワンレス)	●	●	-	
		②	報告・協議書(四連報告書)	●	●	-	
		③	業務打合せ記録簿(定例会議議事録等)	-	●	-	
4 / ◎	7 保全工事関係 (試験報告書等) ※工事内容によるため工事に必要な報告書等を追記する	-	7 保全工事関係リスト(目次)	●	●	-	
		①	シーリング材簡易接着性試験報告書	-	●	-	
		②	シーリング混練採取試験報告書	-	●	-	
		③	既存塗膜付着力試験報告書	-	●	-	
		④	既存塗膜クロスカット試験(外壁塗装)報告書	-	●	-	
		⑤	グリスポンプストローク注入量測定試験報告書	-	●	-	
		⑥	モルタル厚試験報告書	-	●	-	
		⑦	混練注入材硬化確認試験報告書	-	●	-	
		⑧	注入後引張試験報告書	-	●	-	
		⑨	エポキシ樹脂浸透範囲試験報告書	-	●	-	
		⑩	塗布量試験報告書	-	●	-	
		⑪	高圧洗浄水圧水量確認報告書	-	●	-	
		⑫	既存塗膜付着力試験報告書	-	●	-	
		⑬	プライマー付着力(クロスカット)試験報告書	-	●	-	
		⑭	ウレタン塗膜厚試験報告書	-	●	-	
		⑮	タイル洗浄試験施工報告書	-	●	-	
		⑯	既存アンカーピン引張強度試験報告書	-	●	-	
		⑰	フィラー付着力試験報告書	-	●	-	
⑱	アンカーピン引抜強度試験報告書	-	●	-			
5 / ◎	8 引渡関係	①	工事概要書・配置図	●	●	●	
		②	施工計画書(各種)	-	●	-	
		③	色彩計画書(カラー)	●	●	●	
		④	法令等に基づく届出チェックリスト	●	●	●	
		⑤	バルコニー点検表	●	●	●	
		⑥	原設計図(A4両面)(データはA3)	●	●	●	
		⑦	設計変更図(A4両面)(データはA3)	●	●	●	
5 / ◎	9 保証関係	①	バルコニー床防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	●	
		②	塗膜防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	●	
		③	外壁目地防水工法施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	●	
		④	屋根防水施工に関する保証書・対象範囲図	●	●	●	
6 / ◎ 7 / ◎	10 工事写真	①	工事写真(対象号棟)	●	●	-	
②		工事写真(対象号棟)	●	●	-		
1 / ◎ 2 / ◎	別冊	①	施工計画・技術提案の履行に係る覚書	●	●	-	
②		施工計画に係る実施状況の確認(チェックリスト)	●	●	-		
	11 申し送り事項	①	工事取止め住戸一覧	-	●	●	

住棟内LAN設備(工事関係書類)作成要領

(別紙1)

凡例 : ◎ (原本) ○ (写し)

No.	書類名称	部数		住まいセンター 引継用 (正)	統括管理会社 貸与用 (正)	工事事務所 保存用 (正)	現地 ラック 保存用 (副)	備考
		原	写					
1	完成図(システム系統図・平面図・住戸内配線系統図等)	1	3	◎ パンフレット	○ パンフレット	○	○	パンフレットは2部作成する
2	LAN設備機器構成図	1	3	◎	○	○	○	
3	使用材料報告書及び機器シリアル番号表	1	3	◎	○	○	○	
4	LAN設備試験成績表	1	1		○ ケーブル 試験を除く		◎	
5	試験確認書	1	2	◎	○		○	
6	LAN設備各種機器設定表	1			◎ FD等でも可			
7	LAN設備工事施工体制表	1	3	◎	○	○	○	
8	緊急連絡体制表(契約不適合期間)	1	3	◎	○	○	○	
9	住棟内LAN設備居住者取扱説明書	1	2	◎	○		○	
10	機器類取り扱い説明書	1					◎	
11	鍵及び工具等(備品含)引渡書	1		◎				
12	工事関係書類(引継用)受領書	1	1	○		◎		
13	工事関係書類(貸与用)借用書	1	1	◎		○		
14	その他必要書類等	1	3	◎	○	○	○	

(注1) No.10において、各機器に付属する取り扱い説明書(機器マニュアル等)が、CD-ROMの場合については、印刷を行わずCD-ROMをラック内(製本内)に保管する事で可とする。

(注2) No.13において、統括管理会社への貸与については、工事事務所から統括管理会社に直接貸与することが出来ることとする。但し、統括管理会社の借用書(住宅管理センター所長宛)は住宅管理センターの工事関係書類(引継用)に綴じ込むこととする。

(注3) パッチコードの納め方は、「パッチコード」という一枚紙と共に「住戸設備機器等取扱説明書用クリアブック」に収納することとする。また、パッチコードには住戸番号表示を行うこととする。

工事関係書類の取扱い(電気設備補足)

保存書類目録(その1)

I 管理に必要な書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
I-1	工事請負(変更)契約書(写)表紙のみ		○	
I-2	完成図	★	○	★DXFまたはJWWおよびPDF
I-3	使用材料報告書、品質確認報告書	★	○	
I-4	製作図(最終版)	★	○	各盤類、発電設備など
I-5	証明書、計算書	★	○	耐風圧計算書、発電設備等
I-6	取扱い説明書	★	○	写しでも可
I-7	申込み書等	★	○	東電、NTT申込(変更)
I-8	アンテナ設置に関する報告書	★	○	必要な場合のみ
I-9	住棟内LAN設備関係書類	★	○	必要な場合のみ

II 工事状況を確認するための書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
II-1	「契約不適合」に関する覚書	★	○	
II-2	契約保証金請求書		○	
II-3	保証書に係る領収書		○	
II-4	工事に関する届	★	○	現場代理人届 主任技術者(監理技術者)届 専門技術者届 契約工程表
II-5	下請負人届け	★	○	
II-6	施行体制台帳及び施行体系図	★	○	
II-7	監督員決定通知書		○	
II-8	施工計画書	★	○	施工要領書、技術提案覚書(写)、履行確認書類含む
II-9	電気主任技術者との協議書		○	
II-10	協議記録		○	報告・協議書・協議記録書
II-11	受注者が行う監理項目	★	○	監理基準、重点監理日誌、監理体制届等
II-12	工事写真	★	○	
II-13	実施工程表	★	○	
II-14	各工事の試験成績表	★	○	各工事種別
II-15	現地総合試験の報告書・試験報告書	★	○	必要な場合のみ
II-16	工事完了一覧表	★	○	住戸内工事のみ
II-17	CORINSに基づく工事加付および受領書(写)		○	
II-18	「瑕疵」処理担当責任者の通知	★	○	
II-19	トレーサビリティ情報	★	○	必要な場合のみ
II-20	その他必要と思われる書類			
	(1)自治会等説明資料	★	○	
	(2)掲示ビラ、投函チラシ等	★	○	
	(3)監督員等検査記録		○	
	(4)付属品及び予備品等一覧表		○	
	(5)鍵及び工具引渡書及び受領書		○	
	(6)各種保証書		○	原本は「その2」添付
	(7)組立保険証・労災保険書		○	
	(8)産業廃棄物処理等関係書類		○	
	(9)工事用仮設の官公署等申請書類		○	
	(10)自火報受信機等音声情報	★	○	
(11)その他		○		

III 建築基準法、消防法等の各種申請書類

番号	書類名	データ化	その1	備考
III-1	官公署届出等の関係書類	★	☆	建築主事・消防関係申請書 電波管理局、航空局届出など (工事中仮設の申請等除く)

※ ファイルはI・II・IIIでそれぞれ分冊とし、電子データは、まとめてI書類の1冊目に添付する。

※ 目録は必要項目に○をし、項目は削除しない。

引継書類目録 その2 (引継用)

番 号	書 類 名	その2	備 考
2-1	工事請負(変更)契約書(写)表紙のみ	○	
2-2	「瑕疵」処理担当責任者の通知	○	
2-3	完成図等	○	
2-4	使用材料報告書、品質確認報告書	○	
2-5	工事完了一覧表	○	住戸内工事のみ
2-6	取扱い説明書	○	
2-7	工事に関する届	○	現場代理人届 主任技術者(監理技術者)届 専門技術者届 契約工程表
2-8	下請負人届け	○	
2-9	各工事の試験成績表	○	各工事種別
2-10	現地総合試験の報告書	○	必要な場合のみ
2-11	アンテナ設置に関する報告書	○	必要な場合のみ
2-12	住棟内LAN設備関係書類	○	必要な場合のみ
2-13	官公署届出等の関係書類	○	「その1」Ⅲ分類書類の写
2-14	申込み書等(原本)	○	東電、NTT申込(変更)
2-15	その他必要と思われる書類 (1)自治会等説明資料 (2)掲示ビラ、投函チラシ等 (3)監督員等検査記録 (4)付属品及び予備品等一覧表 (5)鍵及び工具引渡書及び受領書(原本) (6)各種保証書(原本) (7)自火報受信機等音声情報 (8)その他	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※産業廃棄物マニフェスト等は、 「その2」書類には不要

※電子データは、「その1」書類と同じものを添付する。複数冊の場合は1冊目。

※2-14、2-15(5)、2-15(6)以外は写しで可。

保存書類・引継書類注意事項

完成図	データは.pdf及び.dxf形式とし、印刷時に文字、図面、印影等が明確に確認できるものとする。
	完成図には、案内図不要。(地図データを添付した電子データは、データ量が過大になる傾向にあるので削除する。)
	照明器具、インターホン設備、防犯カメラ設備、テレビ共同受信設備及び防災設備の各主要機器は、姿図又は系統図の凡例にメーカー名及び型番を記載する。
工事写真	データはJPEG方式とし、画素数(ピクセル)640×480(推奨)以上1280×1024以下となる様、撮影前に設定し、1枚が1Mbps以下となる様配慮する。
	保全工事共通仕様書の工事写真撮影要領に沿って、監督員に確認し、必要写真のみ完成図書に添付する。
製作図	JISマーク表示品、消防等各機関検定表示品、認定品、公共施設用照明器具は添付不要。
	エレベーター改修の製作図は不要。(監督員の指示を仰ぐこと)
	開閉器盤等の内、メーカー既成品でない受注生産品や照明器具製作図を添付する。
証明書・計算書	屋外灯等の耐風圧計算書や発電設備の各種計算書、ばい煙等の製造者証明書を添付する。
	製造者発行書類で管理上必要な書類は、証明書、計算書の項目に添付する。
自火報受信機等 音声情報	火災時に受信機等が、発する音声情報について、設定した内容を記載した紙を添付する。試験時等に録音した音声(WAV又はmp3)を電子情報として、CD-ROMに添付する。

参考

保全措置計画書

工事件名 ○○○団地建設工事

令和○○年○月○日

株式会社○○○建設

現場代理人 ○○ ○○

保全計画概要

1. 工 事 名 称 : ○○○団地建設工事
2. 保 全 期 間 : 令和○○年○○日～令和○○年○月○日
3. 保全措置担当者 : 株式会社 ○○○建設
4. 作 業 内 容
 - ① 養生カーテンの取り付け（保全措置終了後も残置）
 - ② 日曜日、祝祭日を除き、15日に1回、開口部を2時間以上開放し室内及びバルコニー等の点検を行う。尚、当該日が雨天の場合は「室内の清掃」を行う。
 - ③ 日曜日、祝祭日を除き、5日に1回、建物周辺の巡回、点検を行う。尚、巡回は朝夕の各1回、1日2回とする。
5. 実 施 予 定 日 : 別紙
6. 保全措置報告書 : 保全措置作業日ごとに作業状況等について、
保全報告書を作成し、監督員に提出する。
7. 事 故 等 の 報 告
 - ① 暴風雨等により住宅等建物に被害の生じる恐れがある場合は、必要な措置とその結果を速やかに監督員に連絡する。
 - ② 住宅建物等に損害、故障その他異常があった時又は、緊急事故が発生した場合は必要な措置を取り、その結果を速やかに監督員に報告する。
8. そ の 他 : 保全措置期間終了前に清掃を行う
9. 連 絡 先 : 株式会社○○○建設
TEL : ○○○-○○○-○○○○

保全措置実施計画・報告書

●室内換気、建物周辺の巡回と点検予定日
○建物周辺の巡回と点検予定日

○月				○月				○月			
日	曜	計画	実施	日	曜	計画	実施	日	曜	計画	実施
				1	水	○		1	金		
				2	木			2	土		
				3	金			3	日		
4	水	●		4	土			4	月		
5	木			5	日			5	火	○	
6	金			6	月			6	水		
7	土			7	火	●		7	木		
8	日			8	水			8	金		
9	月			9	木			9	土		
10	火	○		10	金			10	日		
11	水			11	土			11	月	●	
12	木			12	日			12	火		
13	金			13	月	○		13	水		
14	土			14	火			14	木		
15	日			15	水			15	金	○	
16	月	○		16	木			16	土		
17	火			17	金	○		17	日		
18	水			18	土			18	月		
19	木			19	日			19	火		
20	金	●		20	月			20	水		
21	土			21	火			21	木	○	
22	日			22	水			22	金		
23	月			23	木	●		23	土		
24	火			24	金			24	日		
25	水			25	土			25	月		
26	木	○		26	日			26	火		
27	金			27	月			27	水	●	
28	土			28	火						
29	日			29	水	○					
30	月			30	木						
31	火										

	日祭日以外の日数	計画日数	実施日数
●室内換気、建物周辺の点検	〇〇日間	6日間	
○建物周辺の点検		9日間	

保全措置報告書

工事名称				受注者名	
年 月 日	天 候	管 理 者 数		記 載 者	
令和 年 月 日		人	延 人		
換気					
巡回					
その他					
年 月 日	天 候	管 理 者 数		記 載 者	
令和 年 月 日		人	延 人		
換気					
巡回					
その他					

鍵及び工具等引継書

団 地 名 : _____

工 事 名 : _____

棟番号	号棟	戸
号棟	戸	計 戸

上記工事の鍵及び工具等を、別添目録及び明細のとおり引継ぎます。

令和 年 月 日

引 渡 者

印 ※1

受 領 者

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

※2 連絡先（電話番号）1 : _____

連絡先（電話番号）2 : _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

換気扇風量測定要領

1 測定箇所

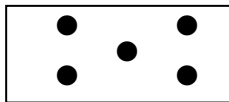
換気扇風量の測定場所は本工事における換気扇の設置場所部分で下記の場所とする

- ① 台所（レンジフード）
- ② 洗面所
- ③ 便所
- ④ 浴室
- ⑤ 洗面所・便所
- ⑥ その他換気扇の設置場所

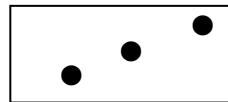
2 測定方法

監督員と協議の上、次の要領で測定を行うことを標準とする

- ① 換気扇を予備運転（10～15分）を行った後に測定を行う（急速換気、常時小風量換気を切り替えた場合も同様）
- ② 給気を確保した状態で風速測定を行う
- ③ 測定用ダクト（下図参照）を換気扇側吸込み口に押し付け測定を行う
- ④ 測定点は各個所5または3ポイントとする。（下図参照）



レンジフード、単独扇の場合



バス乾及び副吸込口の場合

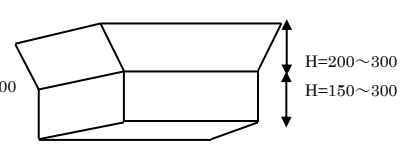
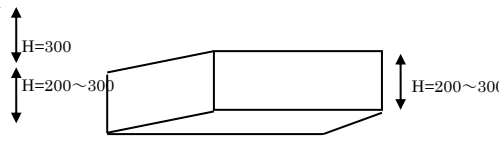
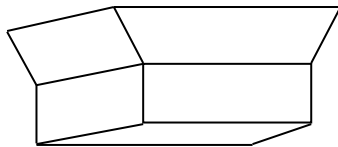
3 測定用ダクトの大きさ

- | | |
|------------|--------------------------|
| ① レンジフード | グリル開口部に合わせ、断面積を絞る（300□） |
| ② 水廻り(単独扇) | グリル開口部に合わせる |
| ③ バス乾、副吸込口 | グリル開口部に合わせ、断面を絞る（100□程度） |
| ④ その他単独扇 | グリル開口部に合わせる |

レンジフード (①)

水廻り単独扇 (②)、 その他単独扇 (④)

バス乾、副吸込口 (③)



※下部開口部は 300 mm×300 mm

※グリル開口部に合わせる

※下部開口部は 100 mm×100 mm程度

4 測定器

熱式風速計


5 測定結果

- ① 各測定箇所において測定した風速の平均値を風速（m/s）とする
- ② 測定した平均風速に断面積を乗じ換気風量（m³/h）を求める
- ③ 常時小風量換気の測定結果においては各部の測定風量の合計が全体設計風量を満足すればよいものとする
- ④ 設計風量に対して風量測定結果が過大にならないように換気扇風量を調整すること


以 上

住宅用メンテナンスフリー消火器貼付用シール標準様式

工事受注者は住宅用メンテナンスフリー消火器に下記のシールを貼付のこと

都市再生機構			No.
設置年月	令和	年	月
注 意 事 項			
<p>1. この消火器は、法令に基づき機構が設置する住宅用消火器です。 この消火器の保管は、この住宅にお住まいの方にさせていただきます。 なお、所定の設置場所を動かさないようお願いします。</p> <p>2. 時々、消火器の圧力計を確認してください。針が緑色の範囲内であれば正常です。針が緑色以外を指していた場合は下記までご連絡ください。</p> <p>3. この消火器は、消火剤の再充填はできません。この消火器を住戸内の失火等により使用した場合、破損等した場合は下記までご連絡ください。 なお、その場合の新しい消火器への交換については、その実費を負担させていただきます。</p> <p>4. 機構では、上記設置年月から概ね5年後に消火器の取替えのため、住戸内への立ち入り等を行いますので、その際はご協力をお願いします。</p>			
		<p>都市再生機構 管理業務受託者 ●●住まいセンター TEL</p>	

工事関係車両表示 (ステッカー詳細図)

○○○○工事 工事関係車両 No.○○	1 5 0 以上
○ ○ 株 式 会 社	
連絡先 ○○○-○○○○-○○○○	
都市機構許可車両	
 UR都市機構	
300 以上	

- ・連絡先、電話番号を記入すること。
- ・ステッカーには通し番号を記載し、工事受注者者にて工事関係車両の管理を行うこと。
- ・表示内容は監督員と協議すること。

工事表示板等の記入要領



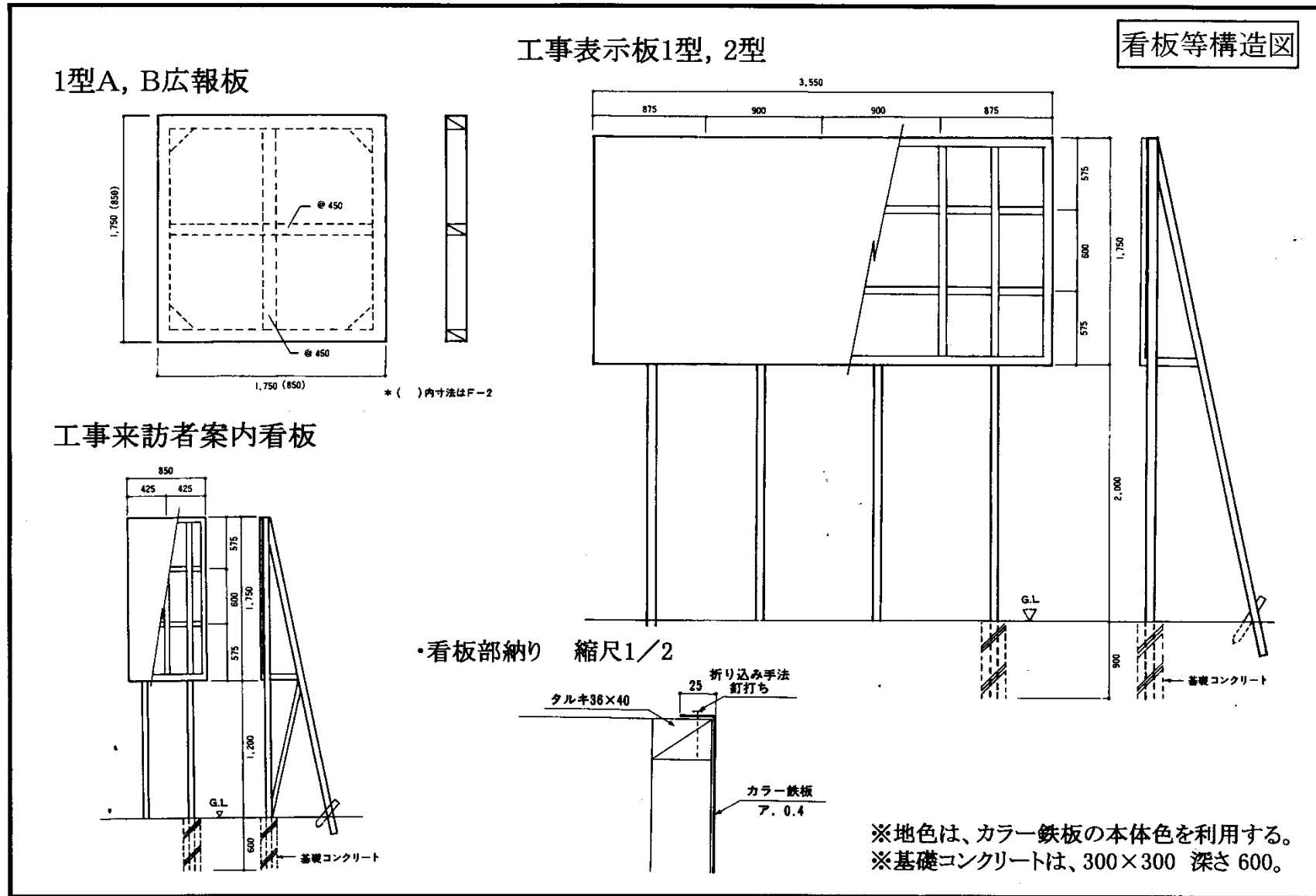
UR都市機構

	アーバンレッド	アーバンブルー
印刷カラーチップ	DIC/F66(フランスの伝統色)	TOYO/CF0932または、DIC255(近似色)
分解色	C40% M100% Y40% BL20%	C100% M80% Y30%

- ※1 書体及び色彩は都市機構所定のものとする
- ※2 団地名称を記入する
- ※3 賃貸・分譲の別を記入する
- ※4 都市計画名及び事業名称を記入する

工事看板等仕様

	工事表示板 1型、2型 3,550×1,750	工事表示板 3型 1,750×850	工事表示板 4型 3,550×1,750	1型A 広報板 1,750×1,750	1型B 広報板 850×850	2型A～E 広報板 1,750×3,550	工事来訪者 案内看板 850×1,750
構造	看板等構造図 による	工事来訪者案内 看板に準ずる (柱材不用)	工事表示板1型、 2型に準ずる (柱材不用)	看板等構造図 による	看板等構造図 による	工事表示板1型、 2型に準ずる (柱材不用)	看板等構造図 による
柱材	90×90 杭：長さ600						90×90
看板板	木骨タルキ枠組 36×40 カラー鉄板 0.4mm OP 仕上						



工事表示板等設置箇所数一覧

数値は設置箇所数


種 別	(イ) 団地	-	(ハ) 一般市	-	(ホ) 再開発	-
工事表示板 1 型	1					
〃 2 型	1					
〃 3 型	1		1		1	
〃 4 型					1	
1 型 A 広報板 1750×1750	1					
1 型 B 〃 850×850			1		1	
2 型 B 〃			1			
2 型 D 〃					1	
団地内制札板(製作数)	建設戸数×9%		建設戸数×9%		建設戸数×9%	
施工会社表示板	1		1		1	

工事表示板3型

都市機構のUR賃貸住宅

独立行政法人 都市再生機構 □□支社

工事名称
 工事期間 自 令和□年□月□日 至自 令和□年□月□日
 設計
 工事監理
 施工

※1  UR都市機構


1.750

850

工事表示板4型

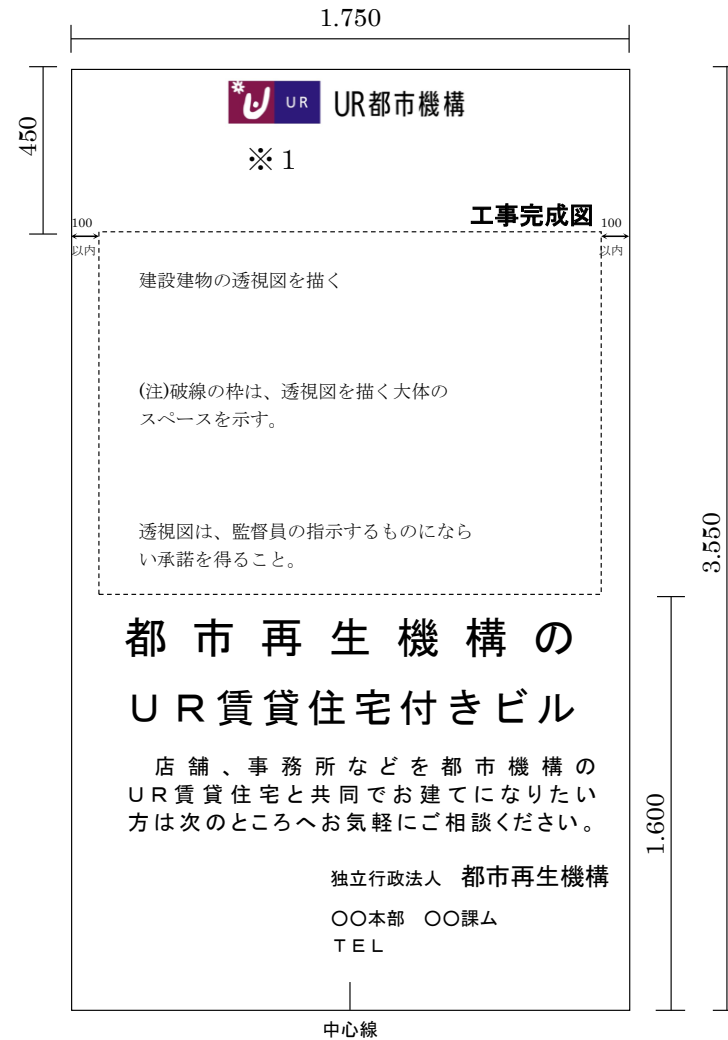
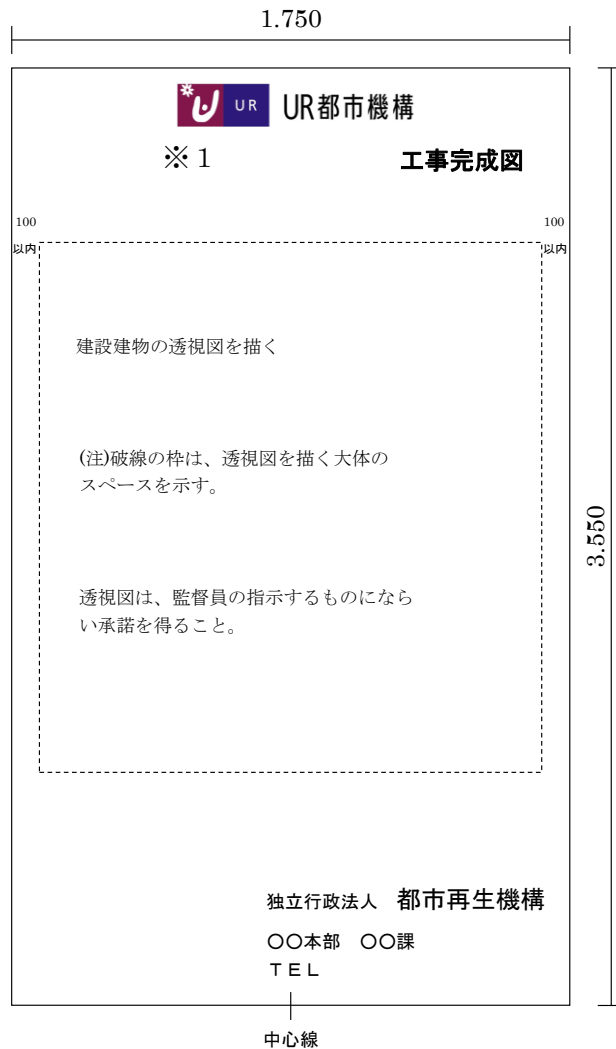
□□都市計画
 □□地区第□種市街地再開発事業
 施行者 独立行政法人 都市再生機構 □□支社
 関係行政機関 □□県
 □□市(郡・区)

工事名称 市街地再開発事業施設建築物□～□棟建築工事
 工事期間 自 令和□年□月□日 至自 令和□年□月□日
 再開発コーディネーター
 設計監理
 施工業者

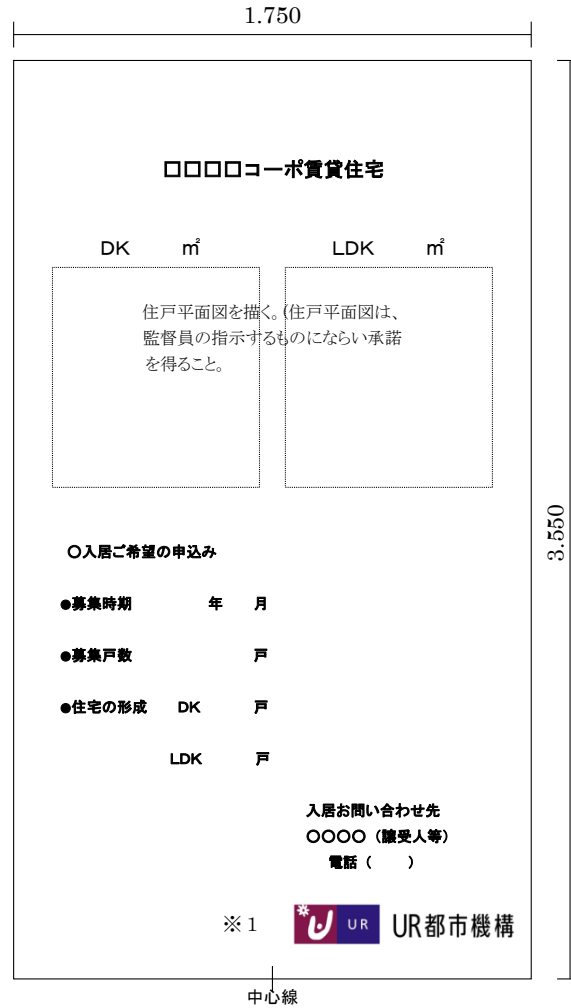
※1  UR都市機構

3.550

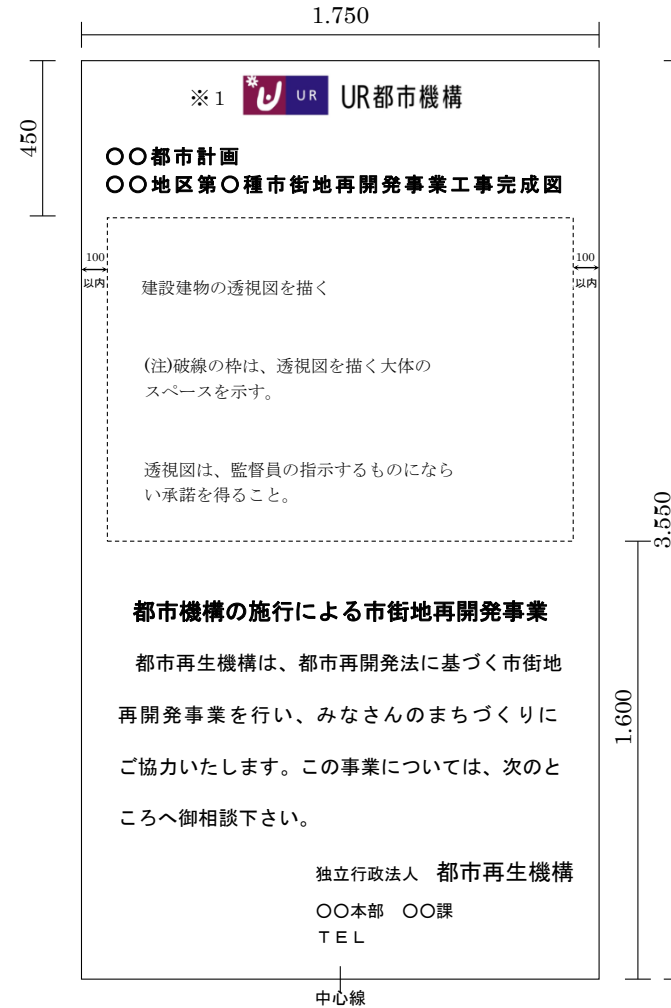
1.750



2型C広報板(民営賃貸用分譲住宅等の場合)



2型D広報板(市街地再開発事業の場合)



850×1.750 縮尺 1/10

※1  UR都市機構

御来場のお客様へ

当建物は現在工事中であります。建物概要、募集時期等について御案内いたしますので、ぜひ下の都市機構工事事務所へお立寄り、お問い合わせください。

独立行政法人 都市再生機構

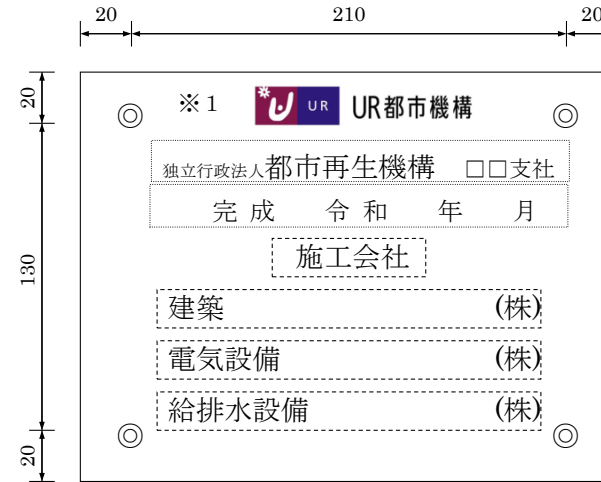
〇〇支社〇〇工事事務所

☎〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

案内板



施工会社表示板



- (1) 工事完成後、建築、電気及び機械の施工会社等を記した施工会社名等を記した施工会社名表示板を各棟妻側腰部分に1箇所設置する。
- (2) 表示文字は、丸ゴシックの掘込とする。(色は黒)
- (3) 文字数の増減による金額の変更は行わない。
- (4) アクリル系合成樹脂板は、透明(厚8mm)とする。
- (5) 文字の掘込は裏掘も可とする。(掘込深さは2mmとする)
- (6) 他穿孔式アンカー6φ(鉄製ユニクロメッキ)により取り付ける。
- (7) 周囲は、面取りとする。
- (8) 建設工事の場合の施工会社名は、当該工事を直接請け負う業社名(元請負業者)のみ記入する。

工事成績採点の細目別運用表(1/3)

評価項目	細目	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
施工技術	キーワード 評価	■ 技術固有の難しさへの対応 <input type="checkbox"/> 1、工種及び工法の特異性 <input type="checkbox"/> 2、新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 <input type="checkbox"/> 3、その他（理由： ）	<ul style="list-style-type: none"> ・施工場所や構造物の特異性に対処するための新技術、新工法を採用した工事 ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事等 ・特殊な設備システムを採用した工事
		■ 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 4、湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） <input type="checkbox"/> 5、軟弱地盤、支持地盤の状況 <input type="checkbox"/> 6、工事用道路、作業スペース等の制約 <input type="checkbox"/> 7、雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> 8、その他（理由： ）	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や巡回等に制約を受けた工事 ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 <input type="checkbox"/> 9、地中埋設物等の地中内の作業障害物 <input type="checkbox"/> 10、工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 <input type="checkbox"/> 11、周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 12、周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> 13、生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約 <input type="checkbox"/> 14、現道上で特に交通規制及びその処理が伴う作業 <input type="checkbox"/> 15、騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 <input type="checkbox"/> 16、その他（理由： ）	<ul style="list-style-type: none"> ・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ・工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工制限を受けた工事 ・工事に先立ち又は施工中で、観測、調査等の結果に基づき、工法変更等を行った工事 ・環境対策が工程に大きな影響を与える工事 ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事 ・酸欠・有毒・可燃性ガス等の対象が必要な工事。地上・水面から10m以上（10m以下）での工事 ・工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事
		■ 施工現場での対応 <input type="checkbox"/> 17、災害等での臨機の処理 <input type="checkbox"/> 18、施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 <input type="checkbox"/> 19、その他（理由： ）	<ul style="list-style-type: none"> ・特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 ・外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
		■ 施設固有の難しさへの対応 [造園工事適用] <input type="checkbox"/> 20、総合空間整備 <input type="checkbox"/> 21、水施設 <input type="checkbox"/> 22、生態的施設・植栽 <input type="checkbox"/> 23、その他（理由： ）	<ul style="list-style-type: none"> ・日本庭園 ・大規模な自然石積み ・自然育成施設 ・調整池や河川との兼用施設 ・プール等の水施設 ・大規模な循環装置を有する流れ ・自然育成植栽 ・灌漑組み等の高度な水施設 ・噴水等の水施設 ・ビオトープ
		■ その他 <input type="checkbox"/> 24、その他、施工及び工法等に優れた技術力及び能力として、評価すべき事項（理由： ）	【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・その他、施工及び工法等の優れた技術及び能力として、評価する技術。
			評点： 点 ※ ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。

※1 施工技術とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な施工技術力を要する必要があった技術の評価するものである。なお、評価は「5、創意工夫」との二重評価はしない。

※2 施工技術は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に簡単な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5、創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

工事成績採点の細目別運用表(2/3)

評価項目	細目	創意工夫キーワード一覧（創意工夫が多くみられるリスト）	具体的内容
創意工夫 【軽微なもの】	キーワード 評価	<p>■準備・片付け関係で、施工性・品質・安全性・作業環境について、次ぎの点で配慮したこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 1、測量・位置出しにおける工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 2、現地調査方法の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 3、その他（理由：_____）</p>	
		<p>■施工関係で、施工性・品質・安全性・作業環境について、次ぎの点で配慮したこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 4、施工に伴う器具・工具・装置類の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 5、工場加工製品等を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫及びリサイクルに対する積極的な取り組み</p> <p><input type="checkbox"/> 6、土工事・地業工事、鉄骨建方、コンクリート工事等の施工関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 7、部材、機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 8、仮排水、仮道路、迂回路等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 9、運搬車輛・施工機械等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 10、支保工、型枠工、足場工及び仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に關係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 11、施工管理及び品質向上等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 12、プレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 13、その他（理由：_____）</p>	
		<p>■品質関係について、次の点で配慮したこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 14、集計ソフト等の活用と工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 15、躯体工事の品質管理の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 16、材料の検査試験に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 17、施工の検査試験に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 18、品質記録方法の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 19、その他（理由：_____）</p>	
		<p>■安全衛生関係で、施工性・品質・安全性・作業環境について、次ぎの点で配慮したこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 20、安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）</p> <p><input type="checkbox"/> 21、安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング</p> <p><input type="checkbox"/> 22、現場事務所、労働者宿舍等の移住空間及び設置等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 23、粉塵等防止策や作業中の換気等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 24、供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 25、作業環境低減等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 26、ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 27、その他（理由：_____）</p>	
		<p>■施工管理関係について、次の点で配慮したこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 28、出来形管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 29、工事計画書及び写真記録等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 30、出来形、品質との計測関係等の工夫、及び集計、管理図等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 31、CAD、施工管理ソフト、度量管理システム等の活用</p> <p><input type="checkbox"/> 32、その他（理由：_____）</p>	
		<p>■その他 <input type="checkbox"/> 33、その他（理由：_____）</p>	
		<p>採点： _____ 点</p> <p>・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</p> <p>・該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。</p>	【創意工夫の詳細評価】

※1 創意工夫においては、「4. 施工技術」の評価項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。

※2 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本評価項目でも再評価する。

※3 創意工夫は、「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に簡単な工夫ではあるが非常に役立つ軽微なもの」を評価する。

工事成績採点の細目別運用表(3/3)

評価項目	細目	評価対象事例	具体的な内容
社会性等	地域への貢献等	<input type="checkbox"/> 河川等の環境保全を具体的に実施した。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に応報活動や現場見学等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 災害時に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。	

※1 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、具体的事例を提出する。

工事写真に関する事項について

- 1) 受注者は、「工事写真撮影要領」、に基づき、工事写真を撮影し監督員に提出する。
- 2) 屋外工事について本要領に記載無き項目については、「基盤整備工事共通仕様書・施工関係基準（令和2年度版）」の「土木工事施工管理基準」及び「造園工事施工管理基準」による。
- 3) 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の①から④の全てを実施することとする。
 - ①対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、工事写真撮影要領の2「撮影用看板」の写真撮影用看板に示す項目（工事名、撮影者、撮影年月日、撮影場所、撮影工種、撮影内容、受注者）の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」(<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html> 記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照のこと。ただしこの使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
 - ②デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、①の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、工事写真撮影要領の2「撮影用看板」の写真撮影用看板に示す項目（工事名、撮影者撮影年月日、撮影場所、撮影工種、撮影内容、受注者）とする。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
 - ③小黑板情報の電子的記入の取扱い

デジタル工事写真については、その信憑性を考慮し工事写真の編集は認めないが、小黑板情報の電子的記入については、写真編集には該当しない。
 - ④小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

以上

工事写真撮影要領

1 撮影対象、内容及び枚数

工事写真は、監督員が指示する箇所その他、工事の施工が設計図に基づき、適正に行われたことを確認するため、別に定める仕様により写真撮影を行う。また、個人情報保護法に基づき適切な処理を行う。

2 撮影用看板

工事写真の撮影方法は、**別紙1**を標準とする写真撮影用看板を使用する。(撮影年月日を記載する。)

3 工事写真の点検、整理等

工事写真の点検および整理方法は、次によるものとする。

- (1) 工事写真の保管方法は**別紙2**を参考とする。
- (2) アルバムの余白に説明を添える。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、撮影位置図、平面図、構造図等の説明図等を添付する。
- (4) 写真はデジタルカメラ撮影を標準とし、撮影内容が明確に確認できるようカラープリントしたものをアルバムに使用する。なお、不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、操作性も低くなるので、適切な有効画素数を設定する。

【参考】工事写真に必要とされるデジタルカメラ等の仕様

仕様項目	内容
総画素数	130 万画素以上
記録画素数	1280×960 以上
ファイル形式	JPEG
圧縮率	1/1 > 圧縮率 ≥ 1/10 程度

4 撮影対象及び撮影頻度

標準的な工事写真の撮影対象及び撮影頻度については**別紙3**「標準撮影対象及び撮影頻度」による。

5 提出時期及び提出部数

- (1) 監督員または検査員が提示を求めたときは、速やかにこれに応じる。
- (2) 工事完成後、紙媒体、電子データを監督員に提出する。(部数は監督員の指示による。)

別紙1 写真撮影用看板（標準）

工事名		撮影者	
撮影年月日		撮影場所	
撮影工種 撮影内容			
420			
受注者			
600			

別紙2 工事写真の保管例 1/2（紙媒体）

○表紙の例

●	工事写真 No. 00
●	収録内容 工事名 _____ 団地名 _____ 工期 _____ 受注者名 _____ 工事監理者名 _____

○レイアウトの例

●		撮影年月日 _____ 工種 _____ 仕様 _____ _____ _____
●		撮影年月日 _____ 工種 _____ 仕様 _____ _____ _____
		撮影年月日 _____ 工種 _____ 仕様 _____ _____ _____

別紙 1 写真撮影用看板（標準）

工事名	〇〇〇〇〇〇〇工事	撮影者	〇〇 〇〇
撮影年月日	令和〇年〇月〇日	撮影場所	〇棟 3階 〇号室 洋室
撮影工種	金属工事		
撮影内容	<p>軽量鉄骨下地 壁スタッドピッチ確認 @ 4 5 0</p>		
受注者	株式会社 〇〇〇〇建設		

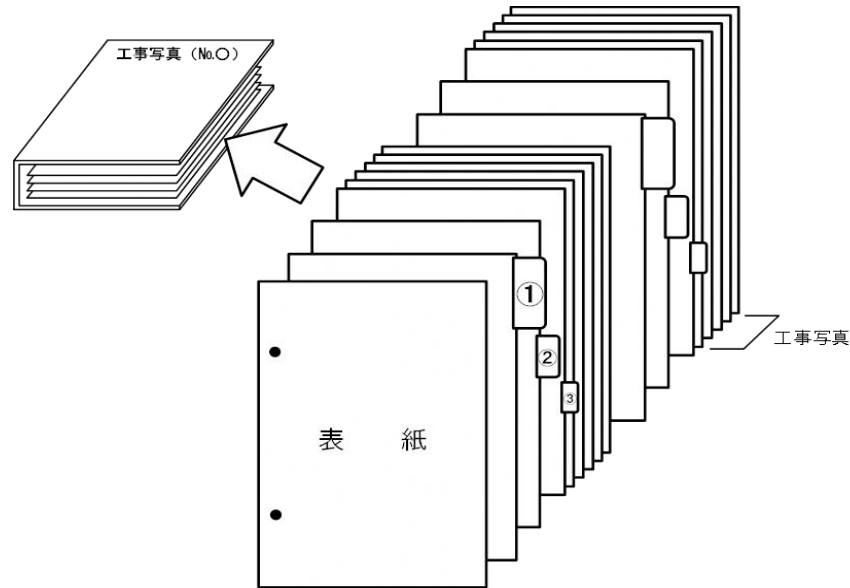
60

420

別紙2 工事写真の保管方法 1/2 (紙媒体)

■ 紙媒体の保管方法 ■

以下を参考とする。



・ ファイル

A4 版のチューブファイルとし、背表紙には収録内容が判断できるようにファイル名を明記する。

・ 紙媒体のセット方法

表紙を先頭に付箋を付けながら工事写真を保管していく。

・ 付箋の付け方

①工種名 (例：鉄筋工事)、②場所 (例：3 階立上り)、③部位 (例：3 階柱) が判断できるように3~5 段階とする。なお、付箋を付ける紙は白紙とし、写真を掲載している紙には付箋を付けないこと。

・ 表紙 (作成する場合) の例

工事写真 ^① (No.3)	
収録内容	鉄筋工事、型枠工事 ^②
工事名	○○○○○○○工事 ^③
団地名	○○○○○○○団地 ^④
工期	平成年月日～平成年月日 ^⑤
受注者名	㈱○○○建設 ^⑥
工事監理者名	㈱○○○設計事務所 ^⑦

- ① ファイルNo.を記載する。
- ② ファイルに収録してある工種名を記載する。
- ③ 工事名を正確に記載する。
- ④ 団地名を正確に記載する。複数工区が存在する場合、工区名も記載する。
- ⑤ 契約工期を記載する。
- ⑥ 工事受注者名を記載する。
- ⑦ 工事監理者名を記載する。個人名ではなく企業名でよい。

・ 工事写真の例

① 写真	撮影年月日 工種 仕様 ④
写真	撮影年月日 工種 仕様
写真	撮影年月日 工種 仕様

- ① 写真を貼付ける。※カラー印刷
- ② 撮影年月日を記載する。※和暦で記載する。
- ③ 工種を記載する。
- ④ 仕様を記載する。
(鉄筋工事の例：A 棟 3 階柱 C5 主筋 確認 5×5)
(内装工事の例：A 棟 3 階 101 号室 洋室 LGS スタッド@確認 @450)
※棟、階数、部屋名、撮影したもの、撮影した仕様を記載すること。

別紙2 工事写真の保管方法 2/2 (電子データ版)

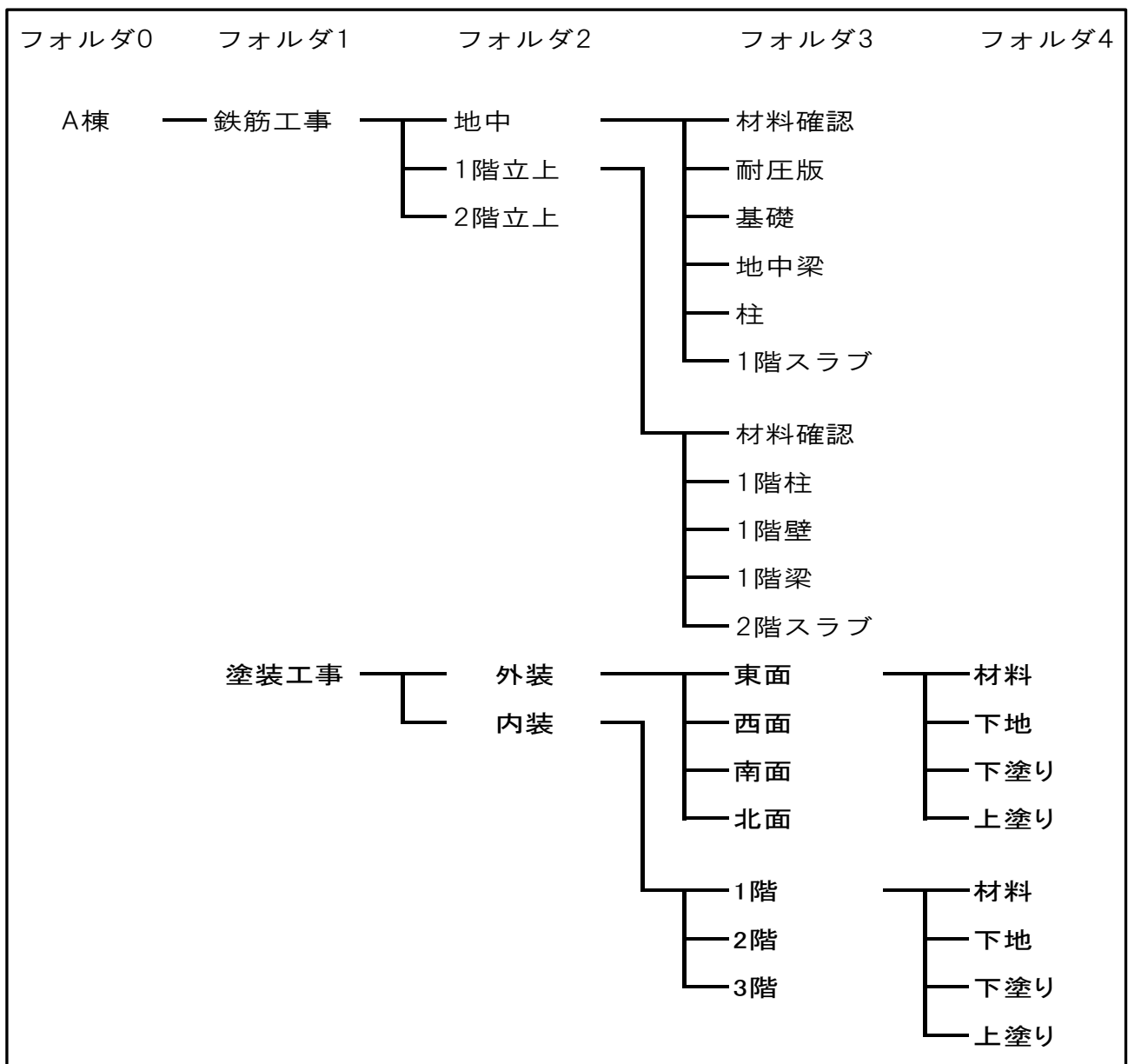
■ 電子データの保管方法 ■

○ 電子データ媒体はPDF形式とする。

・工事記録に紙媒体で保管するものと同一のものをPDF版として保管すること。(JPEG形式等の写真データのみ保管は認めない。)

○ 整理方法

・写真データの整理は以下を参考とし、フォルダを分けて(PDFのしおり機能を代用しても良い。)工種、場所、部位毎(3~5段階程度)に整理し、確認が容易にできるよう工夫すること。(紙媒体の保管とフォルダ(PDFしおり)と揃えること。)



別紙 3

建築工事の標準撮影対象及び撮影頻度

1 建築工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等		材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準	
一般事項	着工前の敷地	敷地の状況(全景)		着工前	撮影位置を変え4枚程度	
		敷地の状況(道路境界)		着工前	必要箇所数	
		近隣建物の状況		着工前		
	施工	技能士、技能資格者の確認		施工中	全員	
		施工の検査等		検査中	適宜	
	検査	工事検査及び技術検査状況		検査中	適宜	
工事関係表示標識灯の掲示状況		着工前	適宜			
工事現場管理	発生材の処理状況		施工中	適宜		
	養生(既存施設部分、工事目的物の施工済部分)		施工中	適宜		
仮設工事	敷地境界		敷地境界標識、境界杭の状況	着工前	全箇所	
	縄張り	縄張りの状況(全景)		施工中	撮影位置を変え2枚程度	
		縄張りの検査状況(検査状況)		検査中		
	ベンチマーク	ベンチマーク及び仮ベンチマークの養生状況		施工中	全箇所	
		ベンチマークの検査状況		検査中		
	遺方		遺方の検査状況	検査中	撮影位置を変え2枚程度	
足場その他指定仮設		指定仮設の状況(仮囲い)	完了時	撮影位置を変え4枚程度		
土工事	根切り	根切りの寸法・計上等の計測状況(根切り底)		計測時	根切りレベル毎	
		支持地盤の確認状況(土質、レベル)		確認時		
	埋設物等及び障害物	障害物の形状寸法等		発見時	適宜	
		障害物の処理状況		処理後		
	排水		排水設備の状況	施工中	全箇所	
	埋戻し及び盛土		埋戻し土・盛土の土質	着工前	材種毎	
			埋戻しの状況	施工中	段階毎	
			締固めの状況(段階的な埋戻しがわかるもの)	施工中	段階毎	
	建設発生土		集積・積込・搬出・処理状況	施工中	堆積前、堆積後各1枚	
	山留め	材料	材料		搬入時	材種毎
			シート/パイル打込み状況		施工中	
施工		親杭建込み状況		搬入時	各棟1箇所	
		切張りの施工状況		施工中		
		切張り土圧計測		施工中		
		切張り・乗入構台設置状況		施工中		
		山留め撤去後の状況	措置後			
地業工事	一般事項		杭心位置の測定状況、心出し	測定時	符号毎	
			試験杭の立会い状況	検査中	試験杭毎	
	既製コンクリート杭地業	材料	材料(既製コンクリート杭)		搬入時	符号毎
			材料(杭の品質)		搬入時	
		施工	杭頭の処理状況		施工中	符号毎
			杭心確認状況		施工中	
			掘削(プレボーリング)		採取時	
			掘削(支持地盤の確認)		採取時	
			試験掘削立会い状況		立会時	
			建込み(杭のセット状況)		施工中	
			建込み(建込み確認状況)		施工中	
			現場継手(現場溶接状況)		施工中	
			根固め(根固め液の調合)		施工中	
			根固め(根固め液の計量)		測定時	
			根固め(根固め液注入状況)		施工中	
			根固め(根固め液サンプル採取状況)		施工中	
			根固め(根固め液検査状況)		検査中	
	出来形(杭心のずれ測定)		測定時			
	杭頭補強筋		施工中			
	鋼杭地業	材料(鋼杭)		搬入時	符号毎	
		材料(杭の品質)		搬入時		
		材料(杭の先端補強)		施工中		
		建込み(建込み状況)		施工中		
		現場継手(溶接準備状況)		施工中		
		現場継手(溶接準備状況)		検査時		
		費入量測定状況		測定時		
	場所打ちコンクリート杭地業	杭の心出し(逃げ心)		施工中	符号毎	
杭の心出し(杭心のセット状況)		施工中				
掘削(スタンドパイプ)		施工中				
掘削(スタンドパイプの建込み状況)		施工中				
掘削(掘削径の測定)		測定時				
掘削(支持層深さ確認試験)		検査時				
掘削(試験掘削時の支持地盤の土質状況)		試験中				
掘削(孔壁測定)		測定時				
スライム処理状況		施工中				
鉄筋(断面方向の配筋状況)		施工中				
鉄筋(長手方向の配筋状況)		施工中				
鉄筋(継手の状況)		施工中				
コンクリート打設(トレミー管セット)		施工中				
コンクリート打設(コンクリート試験)		採取時				
コンクリート打設(コンクリート打設状況)		施工中				
コンクリート打設(コンクリート打設完了)		完了時				
余盛状況		完了時				
杭頭の処理状況		施工中				
砂利、砂及び捨てコンクリート地業	締固め(締固め状況)		施工中	各棟1箇所		
	出来形(計測状況)		検査時			

建築工事の標準撮影対象及び撮影頻度

1 建築工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準	
地業工事	砂利、砂及び捨てコンクリート地業	形状・寸法(大きさ、深さの確認ができるもの)	計測時	各棟1箇所	
		出来形(計測状況)	計測時		
		防湿シート(重ね幅施工状況)	施工中		
		防湿シート(梁際のみ込み施工状況)	施工中		
鉄筋工事	材料	鉄筋のラベル	搬入時	規格、径毎	
		鉄筋のロールマーク	搬入時		
	加工及び組立	加工場等での集積保管状況	保管中	各棟、各階の各部位番号毎	
		基礎配筋状況	計測時		
		耐圧盤配筋状況	計測時		
		柱脚配筋状況	計測時		
		柱配筋状況	計測時		
		梁主筋定着状況	計測時		
		地中梁配筋状況	計測時		
		大梁配筋状況	計測時		
		小梁配筋状況	計測時		
		梁貫通孔補強状況	計測時		
		壁配筋状況	計測時		
		壁開口補強状況	計測時		
		スラブ配筋状況	計測時		
		屋根スラブ隅部補強状況	計測時		
	スラブ開口部補強状況	計測時			
	スベアー設置状況	計測時			
	配筋検査状況	検査時			
	ガス圧接	圧接面の状況	施工前	ロット毎	
		圧接端面の状況	施工前		
		圧接状況	施工中		
		圧接部の外観検査	検査時		
圧接部の超音波探傷試験		検査時			
試験片抜き取り後の補強状況		施工中			
機械式継手	施工状況	施工中	ロット毎		
	不良箇所の修正状況	完了時	適宜		
溶接継手	施工状況	施工中	ロット毎		
	溶接部の試験	検査時	適宜		
コンクリート工事	型枠	材料	型枠用合板、表示マーク	搬入時	材種毎
		加工、組立	子墨出し	施工中	コンクリート打設回毎
			組立の確認	検査時	
			組立の確認(通り確認)	検査時	
			デッキプレート取付け状況(スラブせき板)	施工中	
		コーン穴理め処理	検査時		
	型枠縮付け金物の	縮付け金物の頭処理	除去時		
	打込みの準備	鉄筋の養生状況	施工中	材種毎	
		鉄筋の養生状況	施工中		
		ルーフトレイン・スリーブ等の取付け(固定)状況	施工中		
		打込み前の清掃状況	打設前		
	試験	打込み前の散水状況	施工中	コンクリート打設回毎	
		配管ルート全体の保持状況	施工前		
		打込み準備状況	施工中		
		受入れ検査状況(フレッシュコンクリートの試験)	採取時		
	打込み、締固め	テストピースの養生状況	養生中	試験回毎	
		打込み・締固めの状況	施工中	コンクリート打設回毎	
	打継ぎ、養生	タンピング状況	施工中		
		こて押さえ状況	施工中		
	品質管理、打込み後の確認等	打継ぎ状況	完了時	適宜	
		散水その他の養生状況	施工中		
		豆版、空洞、コールドジョイント、有害なたわみ、ひび割れ等	確認時		
	鉄骨工事	材料	コンクリート出来形状況	検査時	各棟、各階部位毎
原版受入れ検査(建築基準法又はJISの認定確認)			搬入時	材種毎	
型鋼受入れ検査(建築基準法又はJISの認定確認)			搬入時		
工作一般		耐火被覆材(表示マークの確認)	搬入時		工場毎
		テープ合わせ	施工前		
		現寸、型板検査	検査時		
		開先の加工状況	完了時		
		製作状況	施工中		
		製品検査状況(脚長の計測状況)	検査時		
		製品検査状況	検査時		
		製品検査状況(超音波探傷試験)	検査時		
		仮組状況	施工中		
		受入れ検査(製作精度)	受入れ時		
錆止め塗装		施工前			
高力ボルト接合		材料(建築基準法又はJISの認定確認)	搬入時	材種毎	
		材料(張力確認試験)	搬入時		
		摩擦面の処理、錆の状況	縮付け前		
		縮付け機器の確認状況	確認時		
		一次締めめの状況	一次締め後		
		マーキングの状況	一次締め後		
		本締めめの状況	施工中		
溶接接合		縮付け検査	検査時	各節毎	
		材料(溶接材、表示マークの確認)	搬入時		

建築工事の標準撮影対象及び撮影頻度

1 建築工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準	
鉄骨工事	溶接接合	材料(保管状況)	保管中	材種毎	
		溶接準備	施工中		
		開先形状確認状況	確認時	符号毎	
		現場溶接状況	施工中		
		有害物の除去、母材の状況	施工中		
		超音波探傷試験	検査時	試験毎	
			浸透探傷試験		検査時
	検査状況(外観試験)	検査時			
	スタッド溶接	溶接機の確認状況	施工時	機材毎	
		スタッドボルト検査状況	検査時	各棟各階1箇所	
	アンカーボルト	ボルトの形状・寸法	搬入時	種別毎	
		ボルトの保持及び埋込み状況	施工中		
	無収縮モルタル	材料(無収縮モルタル)	搬入時	材種毎	
		無収縮モルタル塗り(柱底均しモルタル)	施工中	各棟1箇所	
	建方	建込み状況	施工中	各節毎	
		建入れ直し状況	施工中		
		建入れの計測状況	計測時		
		建入れの検査状況	検査時		
		仮ボルトの締め付け状況(ボルト、材の密着等)	仮締完了時		
	耐火被覆	材料(耐火被覆材)	搬入時	材種毎	
張付け状況(耐火被覆材)		施工中			
こて押さえ状況		施工中			
引張試験		検査時			
かさ比重試験採取状況		施工中			
厚さ確認ピン		施工中			
厚さ測定状況	測定時	各棟各階1箇所			
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	コンクリートブロック	材料	材料	搬入時	材種毎
		施工	縦造方の状況	検査時	施工箇所毎
			ブロック積み状況	施工中	
	ALCパネル	材料	目地押え(モルタル及びコンクリートの充填状況)	施工中	各棟各階1箇所
			ALCパネル	搬入時	
			接着材	搬入時	
			補修材	搬入時	
		施工	目地材	搬入時	
			取付け金物	搬入時	
			取付け金物の施工状況	施工中	
			パネルの建込み状況	施工中	
	押出成形セメント板工事	材料	取付け金物の表面処理状況	施工中	各棟各階1箇所
		工法	取付け状況	施工中	
	防水工事	アスファルト防水	材料	プライマー	搬入時
アスファルト				搬入時	
アスファルトルーフィング				搬入時	
アスファルトフェルト				搬入時	
断熱材				搬入時	
下地			材料の表示マーク	搬入時	施工前
			下地の乾燥状況	施工中	
			下地材の防錆処理	施工中	
ルーフィング張り			出隅・入隅部の状況	施工中	施工箇所毎
			プライマー塗り	プライマー塗りの施工状況	
		断熱防水	アスファルトの溶融	施工中	
			コンクリート打継箇所	施工中	
			張付け状況	施工中	
張付け状況(重ね幅)			施工中		
防水層の保護、伸縮調整		立上り状況	施工中	施工箇所毎	
		ドレン回り増張り状況	施工中		
		断熱材の敷込み	施工中		
		保護層等の材料	搬入時		
合成高分子ルーフィングシート防水	材料	伸縮調整目地の施工状況	施工中	施工箇所毎	
		防水層押え(溶接金網の敷込み)	施工中		
	施工	立上り部の押え	施工中		
		通気口の確保状況	施工中		
		アスファルト防水施工票	完了時		
		シート	搬入時		材種毎
プライマー、接着剤	搬入時				
塗膜防水	材料	プライマー塗り	施工中	施工部位毎	
		接着剤塗布	施工中		
	施工	張付け状況(平場)	施工中		
		張付け状況(立上り部)	施工中		
シーリング	材料	主材、プライマー	搬入時	材種毎	
		通気緩衝シート	搬入時		
	施工	塗布状況	施工中		
シーリング	材料	使用量の確認	完了時	各階施工部位又は面毎	
		シーリング用材料	搬入時		
	施工	練混ぜ状況	施工中		
		下地の清掃状況	施工中		
バックアップ材又はボンドブレーカー	バックアップ材又はボンドブレーカーの施工状況	施工中	各階施工部位又は面毎		
	プライマー塗布状況	施工中			

建築工事の標準撮影対象及び撮影頻度

1 建築工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等		材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準		
防水工事	シーリング	施工	充填状況	施工中	各階施工部位又は面毎		
		試験	接着性試験の状況	試験中	試験回毎		
石工事	材料	施工	石	搬入時	材種毎		
			裏込めモルタルの充填状況	施工中	種別、工法毎		
			床下地の施工状況	施工中			
			壁下地ごしらえの状況	施工中			
			壁受け金物の取付け状況	施工中			
壁取付け状況	施工中						
タイル工事	材料	施工	タイル	搬入時	材種毎		
			タイルの裏足	搬入時			
			目地材	搬入時			
			ユニットタイル用マスク	搬入時			
	水廻しの状況		下地モルタルの検査状況	壁タイル張付け状況	水廻しの状況	施工中	各階施工部位又は面毎
					下地モルタルの検査状況	施工中	
					壁タイル張付け状況	施工中	
					床タイル張付け状況	施工中	
					壁タイル目地詰め状況	施工中	
					床タイル目地詰め状況	施工中	
伸縮調整目地の施工状況	検査時	先付けタイル施工状況	伸縮調整目地の施工状況	検査時	種別、工法毎		
			先付けタイル施工状況	検査時			
タイル型枠先付け	検査	打診検査の実施状況	打診検査の実施状況	検査時	試験回毎		
			タイル接着力試験の実施状況	検査時			
タイル接着力試験結果	検査時		タイル接着力試験結果	検査時			
木工事	材料	施工	木材の搬入検査状況	搬入時	材種毎		
			木材の含水率測定状況	測定時			
			木材保存剤	搬入時			
			防虫処理剤	搬入時			
	諸金物・アンカーボルトの設置状況		防霉・防虫処理状況	床組の施工状況	諸金物・アンカーボルトの設置状況	施工中	各棟各階1箇所
					防霉・防虫処理状況	施工中	
					床組の施工状況	施工中	
					壁組の施工状況	施工中	
枠組の施工状況	断熱材、吊戸棚等の固定状況	施工中	枠組の施工状況	施工中			
			断熱材、吊戸棚等の固定状況	施工中			
屋根及びとい工事	材料	施工	といの材質、規格	搬入時	材種毎		
			ルーフトレン	搬入時			
			保温筒	搬入時			
	屋根の施工状況(留付けピッチ、重ね幅等の判るもの)		防火区画を貫通する箇所への穴埋め施工状況	屋根の施工状況(留付けピッチ、重ね幅等の判るもの)	施工中	各棟1箇所	
				防火区画を貫通する箇所への穴埋め施工状況	施工中		
鋼管製といの施工状況	といの防露状況	施工中					
金属工事	一般事項	あと施工アンカー	引き抜き耐力確認試験	確認時	各棟各階1箇所		
			表面処理	アルミニウム表面処理状況		施工中	
			鉄鋼の垂鉛めっき	垂鉛めっき処理状況		確認時	
			溶接ろう付けその他	溶接ろう付けの施工状況		施工中	
	軽量鉄骨天井下地	材料	施工	軽量鉄骨天井下地	搬入時	材種毎	
				付属金物	搬入時		
		野縁の間隔		補強の状況	野縁の間隔	施工中	各棟各階1箇所
					補強の状況	施工中	
	溶接部分の錆止め施工状況	材料	軽量鉄骨壁下地	溶接部分の錆止め施工状況	施工中	各棟各階1箇所	
				スタッド	搬入時		
	ランナー	搬入時					
	補強材料	搬入時					
補強取付け金物	施工	壁スタッド間隔	補強取付け金物	搬入時	各棟各階1箇所		
			壁スタッド間隔	施工中			
			振れ止め間隔	施工中			
			出入口の補強状況	施工中			
建入れ確認状況	確認時						
カーテンボックス	取付け状況	施工中	各棟各階1箇所				
笠木	材料	取付け状況	笠木	搬入時	材種毎		
			取付け状況	施工中	各棟各階1箇所		
			取付け状況	施工中	各棟各階1箇所		
タラップ	材料	取付け状況(見え隠れ部分の施工状況)	タラップ	搬入時	材種毎		
			取付け状況(見え隠れ部分の施工状況)	施工中	各棟各階1箇所		
左官工事	モルタル塗り		下地状況	施工中	各棟各階1箇所		
			下塗り施工状況	施工中			
			中塗り施工状況	施工中			
			上塗り施工状況	施工中			
	仕上げ塗材仕上げ	材料	施工器具	仕上げ塗材	搬入時	材種毎	
				施工器具	施工前	器具毎	
	軽量骨材仕上げ塗材	材料	練混ぜ状況	軽量骨材仕上げ塗材	施工中	各棟各階1箇所	
				練混ぜ状況	施工中	材種毎	
吹付け施工状況	仕上げ塗厚さ確認状況	確認時	吹付け施工状況	施工中	各棟各階1箇所		
			仕上げ塗厚さ確認状況	確認時			
建具工事	材料	施工	製品受入れ検査	搬入時	各階、建具種別毎		
			下枠モルタル詰め状況	施工中			
			建入れ測定状況	施工中			
			アンカー施工状況	施工中			
			枠回りのモルタル詰め状況	施工中			
			塗装素地ごしらえ	施工中			
錆止め塗装状況	施工中						

建築工事の標準撮影対象及び撮影頻度

1 建築工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等		材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準	
建具工事	施工		網入りガラスの小口防錆処理状況	施工中	各階、建具種別毎	
			ガラス厚さ確認状況	確認時		
			ガラスのはめ込み状況	施工中		
			重量シャッター塗装状況	施工中		
カーテンウォール工事	施工		型材・鉄筋検査状況	検査時	各棟各階1箇所	
			部材取付け用金物の施工状況	施工中		
			製品の検査	検査時		
			取付け状況	施工中		
塗装工事	材料		塗装(錆止め塗料)	搬入時	材種毎	
			塗料(合成樹脂エマルションペイント)	搬入時		
			材料の使用量確認状況	施工後		
	施工		素地ごしらえの状況(モルタル面)	施工中	各棟各階仕上げ又は面毎	
			素地ごしらえの状況(ボード面パテかい)	施工中		
			素地ごしらえの状況(吸込み止め状況)	施工中		
			錆止め塗料塗りの状況(工場塗装を含む)	施工中		
			見隠れ部の塗装状況	施工中		
			モルタル面下塗り状況(塗装回数)	施工中		
			モルタル面塗装状況	施工中		
鋼製建具塗装状況	施工中					
内装工事	下地		下地の乾燥状況	施工中	各棟各階1箇所	
	ビニル床シート	材料		ビニル床シート	搬入時	材種毎
				接着剤(ビニル床シート張り)	搬入時	
		施工		仮敷き状況	施工中	材種毎
				接着剤塗布状況	施工中	
				張付け状況	施工中	
				溶接状況	施工中	
				溶接後のカット状況	施工中	
		表面仕上げ状況	施工中			
	ビニル床タイル	材料		ビニル床タイル	搬入時	材種毎
				接着剤(ビニル床タイル張り)	搬入時	
		施工		接着剤塗布状況	施工中	材種毎
				張付け状況	施工中	
	カーベット敷き	材料		カーベット	施工中	材種毎
				接着剤	搬入時	
	畳敷き	材料		畳	搬入時	材種毎
				張付け状況	施工中	
	せっこうボードその他	材料		せっこうボード	搬入時	材種毎
				せっこうボード系接着材	搬入時	
		施工		張付け用接着材の間隔	施工中	材種毎
				建入れ確認状況	施工中	
				下張り施工状況	施工中	
ジョイント下塗り状況				施工中		
ジョイントテープ張り				施工中		
研磨紙ずり				施工中		
壁紙張り		材料		壁紙	搬入時	材種毎
				接着剤	搬入時	
	施工		下地処理材	搬入時		
		壁紙張り施工状況	施工中	材種毎		
天井仕上げ	材料		ボード	搬入時	材種毎	
			接着剤	搬入時		
施工		下張り施工状況	施工中	材種毎		
		天井仕上げ張り施工状況	施工中			
断熱・遮音・吸音	材料		吸音材	施工中	材種毎	
			グラスウール充填状況	搬入時		
			遮音壁施工状況	施工中		
	施工		上張り施工状況	施工中	種別毎	
			吸音材留付けピン	施工中		
			張付け状況	施工中		
ユニット及びその他工事	フリーアクセスフロア	材料	材料(規格・寸法)	搬入時	種別毎	
			施工状況	施工中		
	ユニット類	施工	スライディングウォール取付け状況	搬入時	種別毎	
			ホワイトボード取付け状況	施工中		
	トイレブース	材料	材料(規格・寸法)	搬入時	種別毎	
			施工状況	施工中		
	階段滑り止め	材料		滑り止め	搬入時	材種毎
				階段滑り止め取付け状況(接着剤塗布)	施工中	
		施工		階段滑り止め取付け状況(穴あけ)	施工中	
	ブラインド	材料		材料(規格・寸法)	搬入時	種別毎
				施工状況	施工中	
	カーテン	材料		材料(規格・寸法)	搬入時	種別毎
				施工状況	施工中	
	プレキャストコンクリート	材料(工場)		PC板の配筋ピッチ、径	施工中	材種毎2箇所
				部材断面配筋状況	施工中	
		材料		取付け金物の表面処理状況	施工中	各階各部1箇所
	施工		取付け状況	施工中		
間知石積み	施工		裏込めコンクリート、裏込め透水層の施工状況	施工中	種別毎	
敷地境界石標	施工		設置位置の確認状況	確認時	種別毎	
その他	材料		材料(規格・寸法)	搬入時	種別毎	
			施工状況	施工中		

建築工事の標準撮影対象及び撮影頻度

1 建築工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等		材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準	
排水工事	材料		材料	搬入時	種別毎	
		施工		掘削状況・深さ		施工中
			根切り底の状況	施工中		
			山留の状況	施工中		
排水工事	施工		排水管・柵・ふた・グレーチング等の施工状況	施工中	種別毎	
			埋戻しの状況	施工中		
			通水試験状況	検査時		
舗装工事	路床	材料	材料	搬入時	種別毎	
		施工		締固めの施工状況		施工中
				締固め後の高さの計測状況		施工中
				支持力比試験の状況		検査時
	路盤	材料	材料	搬入時		
		施工		各層の敷均し厚さ(回数が判るもの)		施工中
				締固め後の高さ及び厚さの計測状況		施工中
	アスファルト舗装		締固め度の検査状況	検査時		
		材料	材料	搬入時		
		施工		アスファルト乳剤の散布状況		施工中
				アスファルト混合物の敷均し状況(敷均し温度)		施工中
			アスファルト混合物の締固め状況	施工中		
		切取り検査の状況・厚さ	検査時			
	コンクリート舗装	材料	材料	搬入時		
		施工		溶接金網の施工状況		施工中
				コンクリートの打設状況		施工中
				目地の施工状況		施工中
			厚さ検査の状況・厚さ	検査時		
	カラー舗装	材料	材料	搬入時		
		施工	施工状況	施工中		
透水性アスファルト舗装		試験状況	検査時			
	材料	材料	搬入時			
	施工		施工状況	施工中		
		試験状況	検査時			
排水性アスファルト舗装	材料	材料	搬入時			
	施工	施工状況	施工中			
		試験状況	検査時			

別紙 3

電気設備工事の標準撮影対象及び撮影頻度

2 電気設備工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準	
一般事項	改修工事	事前確認	改修範囲の事前確認状況 整頓の事前確認状況(機器と開閉器等の対照、回路、配線、制御回路等)	着工前	適宜
		非破壊検査	使用機材 調査状況(調査箇所、調査対象設備)	着工前 着工前	材料等種別毎
	撤去工事	対象となる撤去前の配管、機器等の状況	着工前	適宜	
	発生材		産業廃棄物の整理、集積状況	搬出前	産業廃棄物毎
			産業廃棄物の搬出状況	搬出時	
			産業廃棄物の処理場の確認状況 特別管理産業廃棄物の処理保管状況	廃棄時 処理後	適宜
	安全対策	実施状況(安全帯の使用等)	施工中	適宜	
	指定仮設工事		仮設発電機の仕様	搬入時	材料等種別毎
			仮設配線の点検状況	点検時	
			仮設足場の点検状況 高所作業車の仕様、台数	点検時 搬入時	適宜
	工場立会検査	対象機器の規格確認、機能検査状況	検査中	適宜	
	官公署検査	消防署、建築主事検査状況	検査中	適宜	
	接地工事	機材	規格、形状、寸法	搬入時	材料等種別毎
			接地棒の埋設状況	施工中	
		施工	接地銅板の埋設状況	施工中	
			接地棒と接地線の接続状況	施工中	全数 ただしD種設置工事は除く
	測定	接地抵抗測定状況	測定時		
		測定値	測定時		
	スリーブ工事	機材	規格、形状、寸法(防水鋳鉄管)	搬入時	材料等種別毎
			詳細部の寸法(防水鋳鉄管)	搬入時	
施工		取付間隔、取付方法、鉄筋補強状況(防水鋳鉄管)	施工中		
		管口の養生状況	施工中		
		取付間隔、取付方法、鉄筋補強状況(硬質塩ビ管)	施工中	全数	
		取付方法、鉄筋補強状況(自家発電機排気管用)	施工中		
取付間隔、取付方法、鉄筋補強状況(燃料タンク用)	施工中				
インサート工事	機材	規格、サイズ、色区分	搬入時	材料等種別毎	
	施工	取付間隔	施工中	同一(又は類似)工法毎に2箇所程度	
配管工事	機材	金属電線管	電線管の規格、表示マーク	搬入時	材料等種別毎
		合成樹脂製可とう電線管	電線管の規格、表示マーク	搬入時	
		カップリング・コネクタ類	電線管用付属品の規格、表示マーク	搬入時	
		ボックス類	電線管用付属品の規格、表示マーク	搬入時	
	塗装工事	機材	塗料の規格、表示	搬入時	材料等種別毎
		施工	プライマー処理剤の施工状況 塗装の施工状況(塗り回数がかかるもの)	施工中 施工中	
	床埋込配管		ボックス固定、ボンディング、配管結束の施工状況(金属管)	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所
			ボックス固定、配管結束の施工状況(合成樹脂製可とう管)	施工中	
			配管相互の離隔(合成樹脂製可とう管)	施工中	
			立上げ部支持、管端養生の施工状況	施工中	
			スラブ全体の施工状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所
			床貫通枠の施工状況	施工中	
			整頓への立上げ配管支持の施工状況(金属管)	施工中	
			落とし込み配管(合成樹脂製可とう管)	施工中	
	建込配管		管端処理の施工状況(合成樹脂製可とう管)	施工中	
			スイッチ、コンセント用ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所
			スイッチ用ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況	施工中	
			コンセント、電話用ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況	施工中	
			コンセント・テレビ用同一ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況	施工中	
			大型埋込ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況	施工中	
	高所埋込ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況	施工中			
	結露防止対策	機材	結露防止カバーの規格	搬入時	材料等種別毎
		施工	結露防止カバー付ボックスの取付状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所
	埋込盤外箱取付		盤取付仮枠寸法、取付高さ、固定の施工状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所
			箱抜き部分へ盤外箱の取付高さ、固定、配管管端の施工状況 盤外箱取付後のモルタル補修状況	施工中 施工中	
	軽量鉄骨間仕切り配管		高所ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所
			コンセント用ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況	施工中	
通信用ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況			施工中		
スイッチ用ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況			施工中		
盤外箱の取付高さ、固定、配管結束の施工状況			施工中		
壁取付機器の取付高さ、固定の施工状況 高所ボックスの高さ、固定、配管結束の施工状況			施工中 施工中		
木製間仕切り配管	コンセント用ボックスの高さ、固定、配管支持又は固定の施工状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所		
ケーブルラック工事		支持間隔、支持固定の施工状況	施工中	各棟1箇所	
		支持間隔、固定の状況、ボンディングの施工状況	施工中		
バスダクト工事	機材	仕様、定格、寸法	搬入時	材料等種別毎	
	施工	支持間隔、取付の施工状況	施工中	各棟1箇所	
		盤母線端子部接続の施工状況 不可逆性感熱表示ラベルの貼付	施工中 施工中		
二重天井内配管		プルボックスの取付、支持の施工状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
		隠ぺい配管支持材固定、支持間隔の施工状況	施工中		
		プルボックスと配管接続部の施工状況 プルボックスと配管のボンディングの施工状況	施工中 施工中		
壁貫通処理		PF管の防火区画貫通処理の施工状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
		PF管の防火区画貫通処理の認定票 防火区画貫通寸法(施工順序がわかるもの)	完了時 施工中		

別紙 3

電気設備工事の標準撮影対象及び撮影頻度

2 電気設備工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準		
配管工事	壁貫通処理	防火区画貫通部のロックウール充填の施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所		
		防火区画貫通部のプレート取付けの施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中			
		バスタクトの壁防火区画貫通処理(施工順序がわかるもの)	施工中			
配線工事	電線材料	電線類	電線の規格、表示マーク	搬入時	材料等種別毎	
		電線・ケーブル類	電線の規格、表示マーク(拡大版)	搬入時		
			電線・ケーブル類の規格、表示マーク	搬入時		
	電線の接続		シース剥取り状況(施工順序がわかるもの)	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
			絶縁被覆剥取り寸法(施工順序がわかるもの)	施工中		
			電線接続の施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中		
			絶縁処理の施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中		
			耐火、耐熱ケーブル接続の施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中		
			電線接続後の絶縁処理の施工状況	施工中		
			ブルボックス内の電線収納状況	施工中		
	二重天井内配線		支持間隔、他設備との離隔、ケーブル結束状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
			金属管との接触部の養生状況 ボックスの支持状況	施工中		
	ケーブルラック配線		ケーブルの敷設状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
	二重床内配線		ケーブルの敷設状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
			回路の色別表示状況	施工中		
			配線器具の固定状況、回路色別区分	施工中		
			配線器具の固定状況	施工中		
	電力用ビット内配線		ケーブルの敷設状況、回路表示札取付	施工中	各棟1箇所	
	ケーブルの防火区画貫通処理		認定票、壁区画貫通処理施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
			床区画貫通処理施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中		
認定票、床区画貫通処理施工状況(施工順序がわかるもの)			施工中			
壁区画貫通処理施工状況(施工順序がわかるもの)			施工中			
認定票、ビット区画貫通処理施工状況(施工順序がわかるもの)			施工中			
高圧ケーブル端末処理	機材 施工	端末処理材の規格	搬入時	材料等種別毎		
		被覆剥取りの施工状況、寸法	施工中			
		段剥取りの施工状況、寸法	施工中			
		ストレスコーン差込みの施工状況	施工中			
		半導電性テープ巻付け状況	施工中			
		自己融着性絶縁テープ巻付け状況	施工中			
		機器端子への接続の施工状況	施工中			
光ファイバーケーブル		融着接続の施工状況	施工中	各棟1箇所		
		融着接続の端面状況	施工中			
		コネクタ接続の施工状況	施工中			
電熱装置		伝送損失測定状況	測定時	各棟1箇所		
		発熱線の敷設状況(全体)	施工中			
		発熱線の敷設幅、ピッチ(部分)	施工中			
		温度検出部の位置、固定状況	施工中			
		発熱シートの敷設状況	施工中			
機器取付け工事	照明器具の取付け	吊ボルトの取付け、ボックスの指示状況	施工中	器具種別毎		
		吊ボルトの支持点数、間隔、ボックス位置	施工中			
		吊ボルト、ボックスの施工状況	施工中			
		吊ボルトの支持方法、支持点数、間隔、ボックス位置	施工中			
		器具の固定、反射板取付前の施工状況	施工中			
		器具の固定、電線接続状況	施工中			
		端子への電線接続状況	施工中			
	システム天井への機器取付け		器具内配線、端子への電線接続状況	施工中	器具種別毎	
			Tバーの取付状況	施工中		
			器具落下防止対策の施工状況	施工中		
			電源線、接地線の安定器への接続状況	施工中		
			設備プレートの施工状況	施工中		
	ダウンライトの取付け		器具取付け、ケーブル配線の施工状況	施工中	器具種別毎	
	床埋込照明器具の取付け		床埋込ボックス内電源線、接地線の端子への接続状況	施工中	器具種別毎	
			防水、防湿対策の施工状況	施工中		
	HID灯器具の取付け		器具本体、安定器の取付状況	施工中	器具種別毎	
			吊りボルト支持方法、支持点数	施工中		
	配線器具の取付け		コンセントの施工状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
			コンセント電源線、接地線の接続状況	施工中		
			ファンコイルカバー内コンセント用ボックスの施工状況	施工中		
あと施工アンカーボルトの施	機材 施工	アンカーボルト規格(ケミカルアンカー)	搬入時	材料等種別毎		
		穿孔穴の深さ(施工順序がわかるもの)	施工中			
		穿孔穴の径(施工順序がわかるもの)	施工中			
		カプセル挿入状況(施工順序がわかるもの)	施工中			
		ボルト打込の施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中			
埋設深さ(施工順序がわかるもの)	施工中					
機器取付け工事		あと施工アンカーボルトの施	施工	各棟1箇所		
		電極用鉄製ボックス	配管とボックスの接続状況	施工中		
		雷保護設備	接地線用水切り端子材料	規格	搬入時	材料等種別毎
			水切り処理	施工状況	施工中	
			避雷用金物(鉄骨)	鉄骨への溶接の施工状況	施工中	
			避雷用金物(鉄筋)	鉄筋への固定状況	施工中	
		雷保護設備	パラベット部	水切り端子取付状況、引下げ導体接続状況	施工中	各棟1箇所

別紙3

電気設備工事の標準撮影対象及び撮影頻度

2 電気設備工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準	
機器取付け工事	雷保護設備	突針部と支持管の接続	突針部と支持管の規格、接続状況	施工中	各棟1箇所
		突針支持管の取付け(自立基礎)	支持管支持アンカーボルト施工、高さ、間隔	施工中	
		突針支持管の取付け(壁)	支持管支持アンカーボルト施工、高さ、間隔	施工中	
	受変電設備・電力貯蔵設備	基礎ボルト(ボイド入れ)	アンカーボルト位置、ボイド径、取付間隔	施工中	全数
		基礎仮枠	基礎寸法	施工中	材料等種別毎
		アンカーボルト取付け	アンカーボルト長さ、径、取付間隔	施工中	全数
		アンカーボルト埋戻し	モルタルによる埋戻し状況	施工中	
		埋込みベース取付け	アンカーボルト長さ、径、取付状況	施工中	
		機器の搬入	安全対策、搬入状況	搬入時	材料等種別毎
		盤類の据付	ベースへの据付状況	施工中	
変圧器の搬入		安全対策、搬入状況	搬入時		
接地抵抗試験		試験状況	測定時		
継電器特性試験		試験状況	試験時	適宜	
耐電圧試験	安全対策、試験状況	試験時			
絶縁抵抗試験	試験状況	測定時			
発電設備(主燃料槽)	主燃料槽の砂利地業	締固め、敷き均しの施工状況	施工中	全数	
	捨てコンクリート	形状、寸法(大きさ、深さ)	施工中		
	配筋	配筋間隔、施工寸法	施工中		
	防水モルタル	防水モルタルの施工状況	施工中		
	主燃料槽の設置	固定バンドの取付、漏えい検査管の施工状況	施工中		
	乾燥砂の充填	乾燥砂の充填の施工状況	施工中		
発電設備	基礎アンカーボルト(ボイド入れ)	アンカーボルト位置、ボイド径、取付間隔	施工中	全数	
	耐震ストップ、テンプレートの取付け	アンカーボルト、テンプレートの取付状況	施工中		
	基礎の確認	基礎寸法	施工中		材料等種別毎
	機関用基礎アンカーボルトの取付け	基礎アンカーボルトの取付状況	施工中		
	機器の搬入	安全対策、搬入状況	搬入時		
	機器の据付	基礎への据付状況	施工中		
	耐震ストップの取付け	アンカーボルト位置、取付間隔	施工前		
	耐震ストップの取付け	基礎への固定状況	施工中		
	伸縮継手の取付け	配管の固定状況	施工中		
	消音器の断熱、取付け	断熱材の施工状況、防振支持の施工状況	施工中		
	排気管の断熱処理	断熱材の施工状況	施工中		
	排気管と煙突の接続	雨水の浸入防止、ドレンロの設置状況	施工中		
	フート弁の取付け	ストレーナとフート弁の取付状況	施工中		
	燃料小出槽の据付け	基礎への固定状況	施工中		
	圧力試験	試験状況	試験時		適宜
	振動試験	試験状況	試験時		適宜
	負荷試験(ダミー負荷)	安全対策、試験状況	試験時		
	負荷試験(原動機)	試験状況	試験時		
	負荷試験(発電機盤)	試験状況	試験時		
	発電設備(太陽光発電装置)	太陽光アレイ支持架台取付け	基礎への固定状況		施工中
太陽光アレイ取付け		支持架台への固定状況	施工中		
ケーブルの接続		ケーブル接続の施工状況(施工順序がわかるもの)	施工中		
ケーブルの配線		敷設状況、支持架台への結束状況	施工中		
通信・情報設備	サーバー用ラック据付(機材)	規格	搬入時	材料等種別毎	
	サーバー用ラック据付(機材)	固定金具の寸法	搬入時		
	サーバー用ラック据付(施工)	機器ベースの固定状況	施工中	各棟1箇所	
	サーバー用ラック据付(施工)	ラック取付後のラック内機器設置状況	施工中		
	壁掛け時計の取付け	配線接続状況、取付状況	施工中	1棟(30戸標準)の 奇数階で1箇所	
	天井埋込スピーカーの取付け	配線接続状況、取付状況	施工中		
	壁掛けスピーカーの取付け	配線接続状況、取付状況	施工中		
	盤内機器設置	盤内機器設置状況	施工中		
	感知器の取付け	配線接続状況、取付状況	施工中		
	受信機の据付	盤の固定状況	施工中		
	屋外監視カメラの取付け	支持架台の固定状況	施工中	各棟1箇所	
	ループコイルの敷設	敷設位置、間隔	施工中	全数	
	電界強度の測定	測定状況	測定時	適宜	
	テレビアンテナの基礎	アンカーボルト位置、取付間隔	施工中	各棟1箇所	
端末ユニットの出力レベル測定	測定状況	測定時	適宜		
受像画質	確認状況	確認時	適宜		
地中配管	ポリエチレン被覆鋼管の敷設	掘削深さ、敷設状況	施工中	屋外灯は回路毎に道路横断部 及びそれ以外の各1箇所	
	波付硬質ポリエチレン管の敷設	掘削深さ、敷設状況	施工中		
	土の締固め	締固め状況(施工段階ごと)	施工中		
	埋設シートの敷設	埋設深さ、敷設状況	施工中		
	埋戻し	締固め、余盛状況	施工中		
	埋設標の設置	設置位置、表示内容	施工中		
ブロックマンホール、ハンド	材料	規格、寸法	搬入時	材料等種別毎	
	砂利地業	締固め、敷き均しの施工状況	施工中		
	組立て	組立段階の施工状況	施工中		各1箇所
現場打ちマンホール、ハンド	組立て完了	防水対策、管口処理状況	施工中	各1箇所	
	捨てコンクリート	形状、寸法(大きさ、深さ)	施工中		
	配筋	配筋間隔、施工寸法	施工中		
	スリーブ(箱)の取付け	取付位置、寸法	施工中		
現場打ちマンホール、ハンド	スリーブ(配管)の取付け	取付位置、寸法	施工中	各1箇所	
	配管と仮枠	配筋、補強筋、仮枠の施工状況	施工中		
	配管と仮枠(首部)	配筋、補強筋、仮枠の施工状況	施工中		
電柱建柱	鉄蓋枠の取付け	枠の固定状況	施工中	各1箇所	
	掘削	掘入れ深さ	施工中		
電柱建柱	建柱作業	安全対策、作業状況	施工中	各1箇所	
電柱建柱	根かせの取付け	取付方向、深さ	施工中	各1箇所	
高圧負荷開閉器の継電器試験		試験状況	試験時	適宜	

電気設備工事の標準撮影対象及び撮影頻度

別紙 3

2 電気設備工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準	
外構工事	外灯基礎	掘削、砂利地業	掘削深さの確認、締固め、敷き均しの施工状況	施工中	5基に1基、最低1基
		コンクリート製品基礎の据付	据付け状況	施工中	
		コンクリート製品基礎コンクリート打	外灯ポール、ケーブル保護管の施工状況	施工中	
	外灯基礎	現場打ち基礎	基礎寸法(施工手順がわかるもの)	施工中	5基に1基、最低1基
		円筒形基礎(材料)	規格、寸法	搬入時	材料等種別毎
		円筒形基礎の設置	据付状況	施工中	5基に1基、最低1基
ベースプレート用支持金具		規格、寸法	搬入時	材料等種別毎	
ベースプレート用支持金具の取付け		取付位置、固定状況	施工中	5基に1基、最低1基	
ベースプレート式基礎のコンクリート	施工状況	施工中			

機械設備工事の標準撮影対象及び撮影頻度

3 機械設備工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準
一般事項	着工前の現況	敷地状況	着工前	工区毎に1箇所程度
	安全対策	災害防止対策	施工中	
		安全点検	施工中	
	障害物	通行人・車両等	施工中	
		障害物名、寸法、位置	発見時	
	仮設	処理後の状況	処理後	
	発生材	機材置場・加工場	施工中	
分別集積		搬出前		
工事検査	リサイクル先への搬出	搬入時		
	是正前、是正後	検査時	全数	
改修工事	養生	養生前、養生後	施工中	1棟(30戸程度)で2箇所程度
	検査	放射線透過検査	施工中	
	施工	穴開け	施工中	
	撤去工事	撤去前、撤去後	施工中	
	改修施工	衛生器具改修前	施工前	
衛生器具改修中		施工中		
衛生器具改修後		施工後		
スリーブ・インサート工事	機材(スリーブ)	つば付鋼管スリーブ	搬入時	管種毎に1箇所程度
	機材(インサート)	亜鉛鉄板製スリーブ	搬入時	
	施工(インサート取付・梁貫通)	デッキプレート用	搬入時	同一(又は類似)工法毎に2箇所程度
	施工(スリーブ取付)	地中梁貫通	施工中	
	施工(インサート取付)	パイプシャフト床貫通	施工中	
	インサート埋設深さ確認	施工時	施工時	
配管工事	機材(配管材料)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	搬入時	管種毎に1箇所程度
	機材(配管ユニット)	工場加工管	搬入時	
		配管ユニット	搬入時	
	機材(配管継手)	管端防食管継手	搬入時	
		排水鋼管用可とう継手(MDジョイント)	搬入時	
	機材(配管付属品)	管端防食ねじ込み形弁	搬入時	
		ライニング弁	搬入時	
		バタフライ弁	搬入時	
		フレキシブルジョイント(合成ゴム製)	搬入時	
		伸縮管継手(単式)	搬入時	
		ストレーナー	搬入時	
	機材(接合材)	一般用ペーストシール剤	搬入時	
		防食用ペーストシール剤	搬入時	
	機材(雑材料)	テープシール材	搬入時	
	機材(計器その他)	合成樹脂製支持受	搬入時	
	施工(工具)	ブルドン管圧力計	搬入時	
		瞬間流量計	搬入時	
	施工(鋼管ねじ加工)	帯のこ盤	施工前	
		ねじ切り工程	施工時	
	施工(鋼管ねじ接合)	切削油洗浄	施工時	
		ねじの良否確認	施工時	
	施工(鋼管ねじ接合)	ねじ接合作業	施工時	
		管端面取り	施工時	
	施工(鋼管接合)	鋼管ろう付け	施工時	
		管端面取り	施工時	
	施工(ステンレス管加工)	拉管作業	施工時	
		溶接棒	施工時	
	施工(溶接接合)	開先加工	施工時	
		開先確認	施工時	
	施工(配管勾配)	溶接部の検査	施工時	
		シンダー埋設配管の勾配確認	施工時	
	施工(配管支持)	天井配管の勾配確認	施工時	
		天井内配管の支持間隔確認	施工時	
	施工(配管の形鋼振れ止め支持)	ステンレス鋼管及び銅管の支持材	施工時	
		天井内配管の形鋼振れ止め支持	施工時	
	施工(伸縮管継手の固定)	伸縮管継手の固定	施工時	
		MDジョイントの天井配管	施工時	
施工(ねじ部の防錆塗装)	MDジョイントの天井配管	施工時		
	ねじ部の防錆塗装確認	施工時		
施工(耐火二層管)	耐火二層管の天井内配管	施工時		
	ユニット配管	施工時		
施工(機器配管接続)	ユニット配管	施工時		
	タンク廻り配管	施工時		
施工(防火区画貫通部処理)	壁貫通	施工中		
	冷媒配管壁貫通	施工中		
施工(壁貫通部処理)	外壁貫通部防水	施工中		
	リングシールによる防水(参考)	施工中		
試験(水圧試験)	水配管	試験時	全数	
試験(気密試験)	冷媒配管	試験時		
試験(満水試験)	排水配管	試験時		
管内の洗浄		洗浄時		

機械設備工事の標準撮影対象及び撮影頻度

3 機械設備工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準
ダクト工事	機材(ダクト用材料)	矩形ダクト	搬入時	管種毎に1箇所程度
		スパイラルダクト	搬入時	
		スパイラルダクト継手	搬入時	
	機材(フレキシブルダクト)	フレキシブルダクト	搬入時	
		たわみ継手	搬入時	
	機材(ダクト用ガスケット)	ダクト用ガスケット	搬入時	
	機材(ダンパー)	ダンパー	搬入時	
	施工(ダクト接続)	スパイラルダクトの接合	施工時	
		矩形ダクトのシール	施工時	
	施工(ダクト補強)	形鋼補強	搬入時	
施工(ダクト取付け)	矩形ダクトの吊込み	施工時		
施工(防火区画貫通部処理)	防火ダンパーの壁貫通	施工中		
施工(ダンパー取付け)	防火ダンパーの取付け	施工時		
保温・塗装工事	機材(保温材)	ポリスチレンフォーム保温材	搬入時	管種毎に1箇所程度
		グラスウール保温材	搬入時	
		ロックウール保温材	搬入時	
	機材(保温補助材)	紙	搬入時	
		塗料	搬入時	
	施工(保温)	冷温水管	施工中	
給水管		施工中		
排水管		施工中		
機器基礎工事	施工(コンクリート基礎)	コンクリート打設前	施工時	全数
	施工(コンクリート強度の確認)	スランプ確認	搬入時	
	施工(コンクリート基礎)	コンクリート打設	施工中	
		コンクリート打設後	施工中	
施工(あと施工アンカーボルト)	あと施工アンカーボルトの取付け	施工時		
搬入・据付工事	施工(大形機器搬入)	クレーン搬入	搬入時	全数
		機械室内搬入	搬入時	
		熱源機器	搬入時	
	施工(機器据付け)	ポンプ	施工時	
	施工(機器天井取付け)	天井埋込形ファンコイル	施工時	
		送風機	施工時	
	施工(機器据付け)	空気調和機	施工時	
	機材(消火設備用材料)	スプリンクラーヘッド	搬入時	
		スプリンクラー用消火弁	搬入時	
	機材(水中モーターポンプ)	排水用水中モーターポンプ	搬入時	
	施工(タンク)	パネルタンク架台	組立時	
		パネルタンク現場組立	組立時	
	施工(消火ポンプユニット)	消火ポンプユニット据付け	施工中	
	施工(スプリンクラー消火設備)	スプリンクラーヘッド取付け	施工中	
施工(連結送水管消火設備)	放水用格納箱取付け	施工中		
試験(空調ドレン管)	ドレン管通水試験	試験時		
施工(冷媒充填)	真空引き乾燥	施工時		
	冷媒充填	施工時		
屋外・土工事	施工(埋設配管)	給水配管	施工中	同一(又は類似)工法毎に2箇所程度
		給水配管の山砂保護	施工中	
		給水配管の埋設表示テープ	施工中	
		排水配管底部砂敷込	施工中	
	施工(構)	構の基礎	施工中	
		構の布設	施工中	
施工(埋設配管の防食処理)	防食テープ	施工時		
自動制御設備工事	機材(計装用材料)	PF管	搬入時	管種毎に1箇所程度
		プルボックス等	搬入時	
	施工(配管)	配管支持間隔の確認	施工中	
	施工(防火区画貫通部処理)	壁貫通	施工中	
	施工(配管)	温度検出器ボックス取付け	施工時	
		シンダー内計装配管	施工時	
施工(盤類取付け)	ボンド線取付け	施工中		
	自立形自動制御盤取付	施工中		
ガス設備工事	機材(配管材料)	配管用炭素鋼鋼管	搬入時	管種毎に1箇所程度
		配管用炭素鋼鋼管用溶接継手	搬入時	
	機材(配管継手)	ガス漏れ警報遮断弁(LPG)	搬入時	
		緊急ガス遮断弁(都市ガス)	搬入時	
	機材(機器)	防食テープ	搬入時	
		建物導入部の変位吸収管	搬入時	
	機材(配管用雑材料)	絶縁継手	搬入時	
		施工(屋内ガス配管)	床埋設ガス配管	
	施工(機器取付け)	ガスフライヤー	施工時	
		ガス回転釜	施工時	
	施工(溶接接合)	PLP鋼管	施工時	
施工(非破壊検査)	PLP溶接部非破壊検査	検査時		
	埋戻し前	施工中		
施工(屋外ガス配管)	埋設PLP管溶接部の防食	施工時		
	ガス配管埋設表示テープ	施工中		
試験(気密試験)	メーター廻り	試験時		
				全数

機械設備工事の標準撮影対象及び撮影頻度

3 機械設備工事

工事種目又は分類	材料及び施工状況等	材料及び施工状況等の詳細	撮影時期	撮影頻度の標準
し尿浄化槽設備工事	施工(浄化槽設置位置決定)	地縄張り	施工前	全数
	施工(土工事)	根切り工事	施工中	
	施工(地業工事)	砂利地業工事	施工中	
	施工(基礎工事)	捨てコンクリート工事	施工中	
		型枠・配筋工事	施工中	
	施工(据付け工事)	コンクリート打設	施工中	
	施工(埋戻し工事)	ユニット形浄化槽	施工時	
	施工(浄化槽本体)	ユニット形浄化槽	施工時	
試験(水張)	内部部品取付け確認	試験時		
昇降機設備工事	エレベーター	ユニット形浄化槽	試験時	全数
	施工(機械室内機器据付け)	巻上機器据付け	施工時	
	施工(昇降路内機器設置)	ガイドレール等の取付け	施工時	
	試験(絶縁)	リミットスイッチの取付け	施工時	
	試験(負荷)	絶縁抵抗試験	試験時	
	試験(調測機)	負荷試験	試験時	
昇降機設備工事	エスカレーター	調測機試験	試験時	全数
	施工(構造体の据付け)	トラスの据付け	施工時	
	施工(トラスフレームのジョイント)	トラスフレームのジョイント	施工時	
	施工(踏段の取付け)	踏段の取付け	施工時	
	試験(絶縁抵抗)	絶縁抵抗試験	試験時	
機械式駐車場設備工事	施工(支柱の据付け)	支柱の据付け状況	施工中	全数
	施工(ピット内駆動装置の据付け)	駆動装置の据付け	施工中	
	施工(伝動部の取付け)	伝動用チェーンの取付け	施工中	
	試験(作動確認)	作動確認	試験時	
総合調整	試験(着火)	冷温水発生機	調整時	全数
	試験(振動測定)		調整時	
	試験(騒音測定)		調整時	
	試験(温湿度測定)		調整時	
	試験(風量測定)		調整時	

木軸検討会用モデルルーム設営

室名	設え	機器・部品	写真	室名	設え	機器・部品	写真
玄関アルコーブ	表示	室名札 インターホン	写真 ①-1 写真 ①-2	浴室	表示	シャワー 水栓 コールボタン 給湯リモコン 乾燥機リモコン	写真 ⑤
玄関・廊下 仕上表の貼付	表示	下駄箱 上り框 スイッチ・コンセント 分電盤(他の場所に設置の場合も) 照明器具設置位置 電動給気シャッター	写真 ②-1 写真 ②-3	仕上表の貼付 UB詳細図の貼付	設置	ユニットバス 乾燥機用ランドリーパイプ 手摺 照明器具 シャワーフック	
便所 仕上表の貼付	設置	手摺補強下地・手摺 帽子掛け補強下地・帽子掛け			写真 ③-1 写真 ③-2	台所 仕上表の貼付 システムキッチン詳細図 の貼付 床仕上高さの表示	表示
	仮付け	棚板	設置	出入口枠 カウンター 流し台下床土台			
	表示	扉の開き勝手 遮音壁・改造可能壁 点検口 スイッチ・コンセント・コールボタン 照明器具設置位置 換気扇設置位置 紙巻器	設置	出入口枠 手摺補強下地・手摺 タオル掛け補強下地・タオル掛け			表示
洗面脱衣室 仕上表の貼付 床仕上高さの表示	表示	扉の開き勝手 遮音壁・改造可能壁 点検口 通気口 スイッチ・コンセント 照明器具設置位置 換気扇設置位置 洗面化粧台 洗濯パン	写真 ④-1 写真 ④-5	仕上表の貼付 平面詳細図の貼付	設置	出入口枠 カーテンレール スリーブキャップ 出窓カウンター ハンガーボルト(個室も)	
	設置	出入口枠 手摺補強下地・手摺 タオル掛け補強下地・タオル掛け カーテンレール					

凡例 表示…文章・カタログ・テープ等で位置、形状を示す。 設置…設計図通りの機器・部品を実装する。

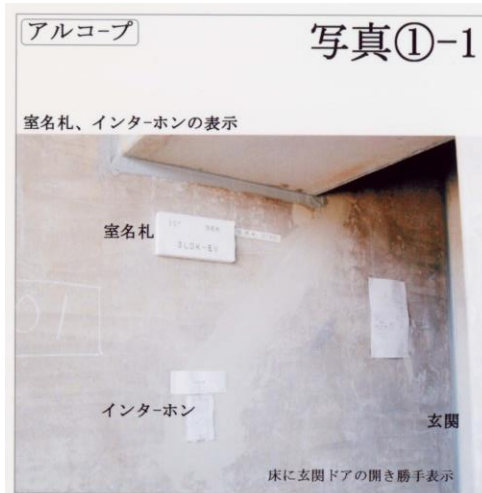
仮付け…機器・部品の代替材を仮付けする。

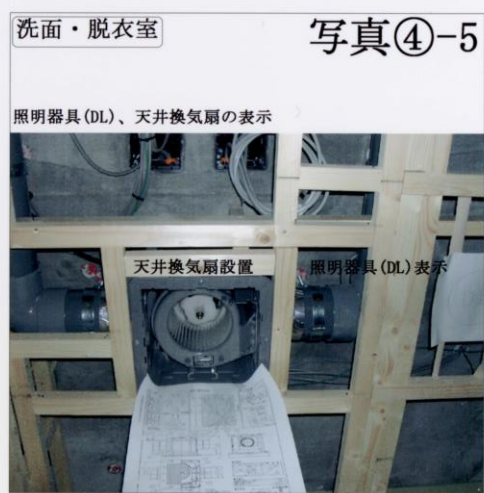
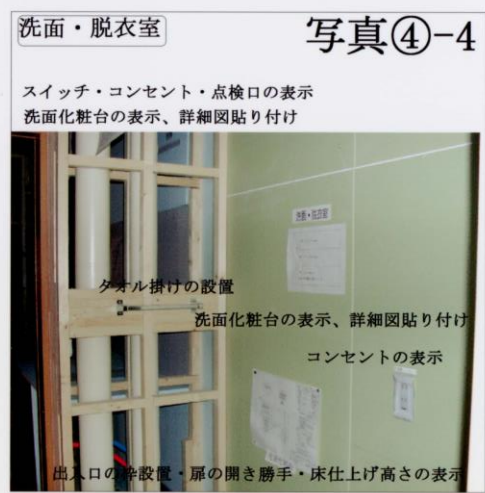
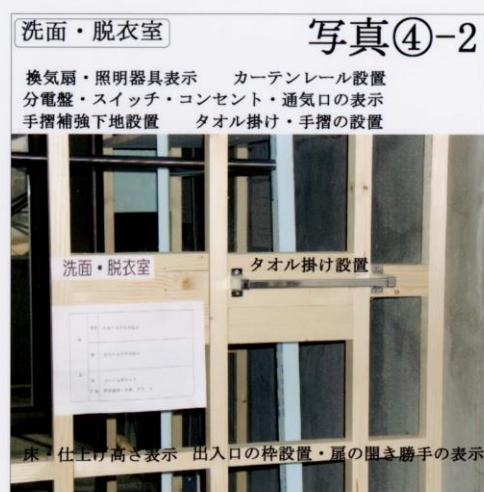
注) 原則として、上記の表示・設置・仮付けと同等以上の設えを行う。

木軸検討会用モデルルーム設営

室名	設え	機器・部品	写真	室名	設え	機器・部品	写真
洋室・和室 仕上表の貼付	表示 設置	扉の開き勝手 幅広付鴨居(和室) エアコン用インサート エアコン用コンセント スイッチ・コンセント・TV・電話 照明器具設置位置 出入口枠 カーテンレール スリーブキャップ 出窓カウンター ハンガーボルト(個室も) 板置下地(和室)	写真 ⑧-1) 写真 ⑧-6				
押入・物入 クローゼット 仕上表の貼付	表示 設置 仮付け	スイッチ・コンセント 照明器具設置位置 ハンガーパイプ 通気口 ヘッダー置場 棚板	写真 ⑨-1) 写真 ⑨-5				
共用廊下	表示	室外機置場 室外機排水溝 スリーブキャップ 換気扇吹出口 花台	写真 ⑩-1) 写真 ⑩-2				
バルコニー	設置 表示	スリーブキャップ 天井インサート 物干し金物 床置室外機	写真 ⑪-1) 写真 ⑪-3				

凡例 表示…文章・カタログ・テープ等で位置、形状を示す。 設置…設計図通りの機器・部品を実装する。 仮付け…機器・部品の代替材を仮付けする。
注) 原則として、上記の表示・設置・仮付けと同等以上の設えを行う。





浴室 写真⑤

ユニットバスの設置・詳細図の貼付
リモコン・シャワー・水栓・コールボタンの表示
乾燥機用ランドリーパイプ・照明・手摺・シャワーフックの設置



台所 写真⑥-1

流し台・吊戸棚・レンジフードの表示
点検口・冷蔵庫置場・スイッチ・コンセントの表示



台所 写真⑥-2

レンジフードの表示
吊戸棚の表示(扉の開き勝手共)表示



居間・食事室 写真⑦-1

開口部枠、出入り口枠、カウンター設置、出入り口扉の開き勝手表示
スイッチ・コンセント・電話ジャック位置表示



居間・食事室 写真⑦-2

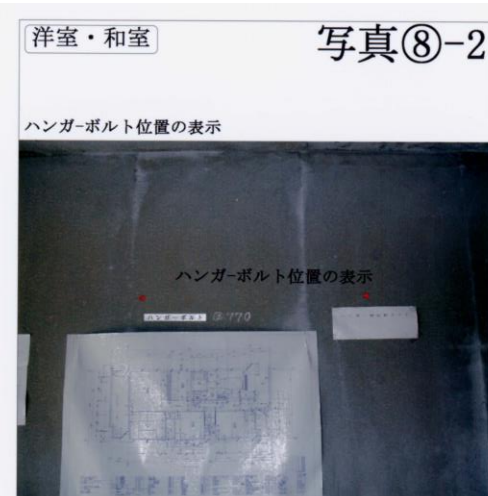
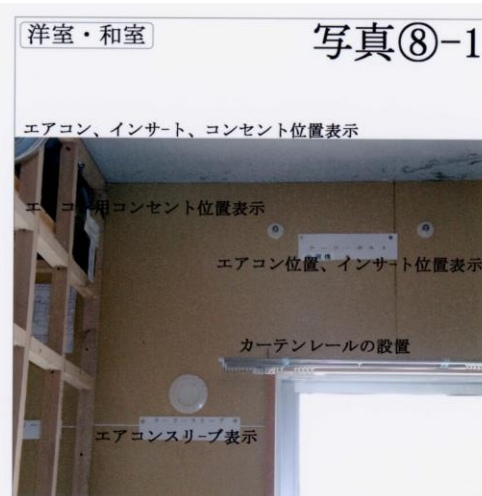
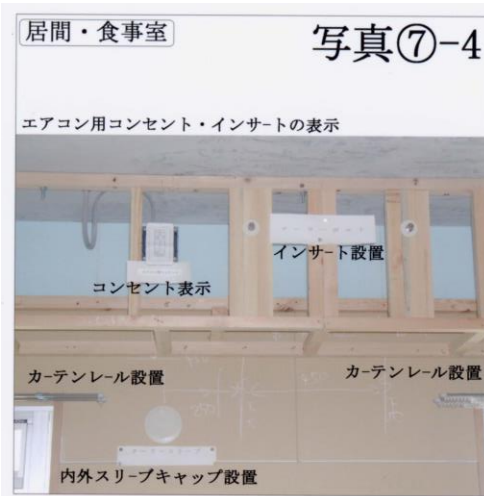
カーテンレールの設置・クラーズリブの表示



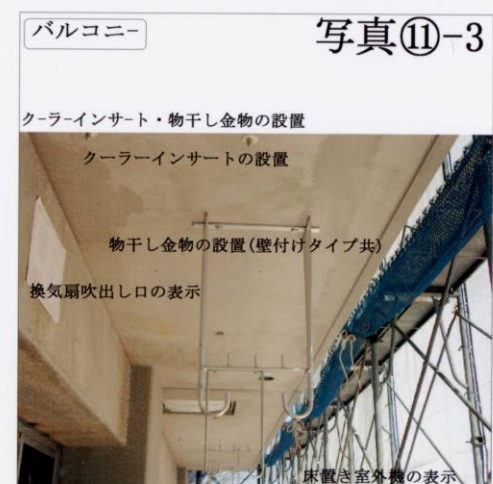
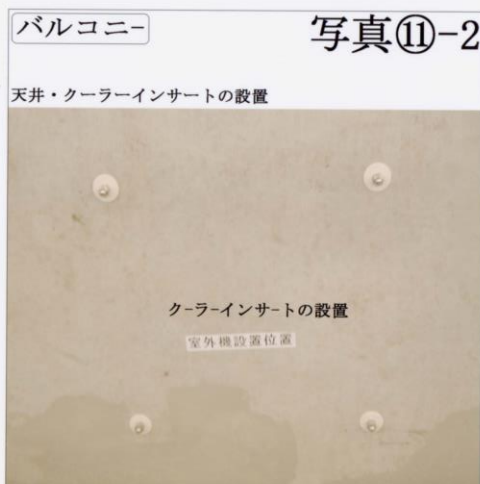
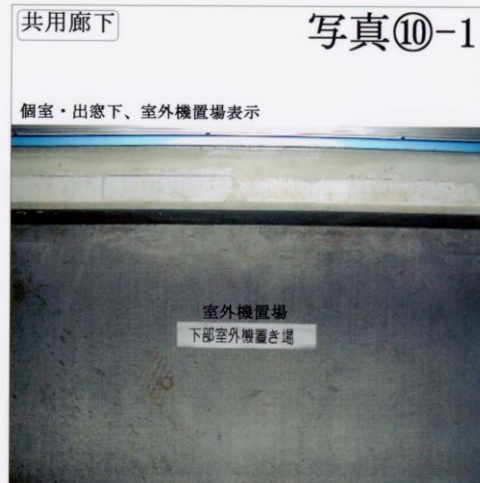
居間・食事室 写真⑦-3

TV・TEL・コンセントの表示









建築物完成写真撮影要領

1 撮影計画

- (1) 外観写真は、建物周辺の整地完了日以降に撮影する。
- (2) 外観写真及び内観写真の撮影位置、カメラアングル等については、事前に発注担当課と協議の上決定する。
- (3) 特別の指定のない場合の撮影箇所及び撮影枚数の標準は別表による。
(共同住宅の新築工事を標準としているため、施設等の場合は別途発注担当者と協議すること。)

2 撮影者

写真の撮影について十分な経験を有するものとし、監督員の承諾を受けた写真専門業者とする。

3 撮影の実施

- (1) 撮影は、次の事項に注意して行う。
 - ・外観写真の撮影は、窓の開放、自動車、人物及びゴミ等の雑物が入らないようにする。
 - ・撮影は、補修及び手直しが完了した後に行う。
 - ・撮影日は、晴天及び融雪後とする。
 - ・ブラインド及びカーテン等は、開放して撮影する。
 - ・内観撮影は、照明をできるだけ点灯しないで撮影する。ただし、自然光の光量不足や作画表現等の理由により点灯する場合は、色の変化や、写真撮影用照明の写り込みに注意して行う。
 - ・工事に含まれない家具等は原則として写さない。
- (2) 写真の色彩は、カラーとする。
- (3) 撮影に使用する機材はデジタルカメラとし、出版物等への使用に適切な解像度を有するものとする。(3000×2000 ピクセル以上を目安とする。)

4 写真の整理

- (1) 写真の大きさは、2L版(127mm×178mm)又はキャビネサイズとする。
- (2) 写真はフォトブックとし、フォトブックは次の仕様とする。
 - ・サイズは巾210mm×高さ297mmとする。
 - ・表紙は、銀塩印画紙(半光沢)マットラミネート加工(ハードカバー)とする。
 - ・用紙は、銀塩印画紙(半光沢)サテン紙とする。
 - ・印刷は、マット印刷とする。
 - ・収納ケースは、PP素材スリーブケースとする。
- (3) フォトブック表紙又は裏表紙には以下を記載する。
 - ・工事名称、工期、受注者、撮影業者、団地(施設)名称、代表写真をインクジェットで記載する。
- (4) 各写真には、写真説明を付ける。

5 撮影原版の整理

- (1) 撮影原版は、提出する完成写真と照合し、電子データとしてCD-ROM等に整理する。
- (2) CD-ROM等には、フォトブックと同様の項目を記載する。

6 写真及び撮影原版の提出

写真及び撮影原版について、完了後速やかに以下記載提出先へ提出する。

<提出先・提出物①>

- (1) 提出先：発注担当課
- (2) 提出物：写真(フォトブック)
影原版(フォトブック掲載写真の電子データ)
- (3) 部数：現場説明書参照

※撮影原版（電子データ）はフォトブックに格納する。

<提出先・提出物②>

(1) 提出先：独立行政法人都市再生機構技術・コスト管理部ストック設計課
完成写真アーカイブ担当宛

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー

電話番号 045-650-8689 FAX 番号 045-650-0666

(2) 提出物：撮影原版（電子データ）

(3) 部数：1部

7 著作権等の取扱い

受注者は、以下事項を満たす写真専門業者を選定・契約し、建築物完成写真を提出すること。

- ・受注者は、当該建築物完成写真に係る著作権（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利をいい、著作権法第27条及び第28条に規定するものを含む。）を著作権者から取得し、発注者に無償で譲渡する。
- ・受注者は、著作者との間で、著作者が当該建築物完成写真に関し著作者人格権（著作権法第2章第3節第2款に規定する権利をいう。）を行使しない旨取り決める。

8 その他

当該建築物完成写真は、UR都市機構が社内・外の広報に無償にて使用するほか、UR都市機構が作成する外部の出版物等にも無償にて使用、関係者に無償配布することを予定している。

以上

別表

完成写真の撮影箇所及び撮影枚数の標準

区分	場所	撮影対象	撮影内容	撮影枚数	
建築工事	外観	本体建物	・各面又は2面を含む全体の外観 ・遠景外観（全景） ・正面エントランス廻りの外観 ・アプローチからの外観	5枚以上	
		付属建物	・各1面又は2面	1枚以上	
		外構	・舗装、植栽、団地の入口	適宜	
	内観	エントランスホール			2枚以上
		共用廊下			適宜
		バルコニー			適宜
		玄関ホール			1枚以上
		主な居室	・居室の種類別（複数型式がある場合は、型式別とする）	種別毎1枚以上	
		電気室		1枚以上	
		機械室		1枚以上	
		その他	・便所、洗面脱衣室、廊下	適宜	
集会所	・居室の種類別	種別毎1枚以上			
電気設備工事	内観	電気室	・機器配置、配線状況等	1枚以上	
		機械室	・機器配置、配線状況等	1枚以上	
	外観	屋上	・機器配置、配線状況等	適宜	
機械設備工事	内観	機械室	・機器配置状況、主配管設備状況	1枚以上	
		便所・洗面所	・衛生機器設置状況等	1枚以上	
		主な居室	・室内設備状況等	種別毎1枚以上	
	外観	屋上	・機器配置、配線状況等	適宜	
		機械機器	・機器配置状況、主配管設備状況	1枚以上	

保全工事マニュアル

安心で安全で、快適な住環境を創出するために



はじめに

独立行政法人都市再生機構の保全工事とは、既存賃貸住宅ストックの機能を良好に保持し、また、その機能の向上を図り、安全で安心で、より快適な住みやすい住まいとするため、住宅や設備などの各部の修繕や改良、団地の住環境の整備などを行うものです。

保全工事は、新規工事と異なり、多くの方々が日常の生活を過ごしている中で行うこととなりますので、お住まいになっている方々の理解と協力がなければ、工事をスムーズに進めることができません。また、団地には、お年寄りや小さな子供たち、いろいろな職業にたずさわっている方、受験を控えている学生さん、そして健康状態など、さまざまな人々がお住まいになっていますので、工事にあたっては、細心の気配りと注意を欠かすことができません。

団地にお住まいになっている方々は、保全工事を発注する機構にとっても、それを監理・施工する工事関係者の皆様にとっても大切なお客様です。

したがって、工事を円滑に行うためには、お客様の安全性の確保、日常生活への配慮、工事内容の事前の周知、作業時間の徹底、工事に伴う騒音、振動、粉塵などの防止対策、工事関係車両の交通安全、工事機械や資材の搬入・搬出・管理、工事場所の整理整頓、作業を行う人の身だしなみや言動など、さまざまなことに対する十分な留意が極めて大切となります。

ちょっとした言動や態度、そして心配りの足らなさが、お客様に不快感・不信感・不安感などをもたらすこととなります。定められた「ルール」を厳守し、あたりまえの「マナー」を適切に実践し、常にお客様の身になった気配りに心がけることにより、お客様からの安心感、信頼感、満足感がいただけるものと信じます。



お客様からのお叱りや苦情への対応、工事災害の未然防止、万が一の場合の迅速な対応、工事の品質の確保などを確実にを行うためには、発注者、元請け業者の方、下請け業者の方、現場での作業を担当する方、監督する方などの工事関係者それぞれが持つべき役割の認識と、相互の理解と協力が不可欠です。

この「保全工事マニュアル」は、保全工事にあたっての注意すべき事項やお客様との接し方などについて、工事関係者の皆様に参考にしていただくため、まとめたもの

のです。

お客様の立場に立ち、円滑かつ品質の高い保全工事を推進するため、より一層の創意工夫を、工事関係者の方々にお願い致します。

最後に、ほうれんそう（報告・連絡・相談）とオアシス（おはようございます。ありがとうございます。しつれいします。すみません。）を忘れずに！！

目 次



はじめに

I 一般事項	5
1 心構え、身だしなみについて	5
(1) 心構え	5
(2) 身だしなみ	5
(3) 言葉づかい	5
(4) 体 調	6
2 お客様への配慮について	6
(1) 団地内や建物共用部での配慮	6
(2) お客様などに対する応答	6
(3) 訪問にあたって	6
II 事前調査・情報収集	6
1 事前調査・情報収集について	7
2 自治会との連携について	7
3 連絡調整会議の開催について	7
III お客様への周知	8
1 工事の事前周知の徹底について	8
2 工事周知文の管理について	8
3 工事着工の連絡について	9
IV 工事監理	9
1 工事中の留意事項について	9
(1) 作業態度	9
(2) 食事・トイレなど	10
2 安全対策について	10
(1) お客様に対する安全管理	10
(2) 作業員に対する安全衛生管理	11
(3) 緊急時の対応	11
3 工事関係車輛について	11
(1) 工事車輛の運行上の注意	11
(2) 工事車輛の駐停車中の注意	11
4 資材・機材の搬入・搬出について	12
(1) 団地内通路等の使用	12
(2) 資材・機材の積み下ろし	12
(3) 資材・機材などの仮置き	12

5 施工管理について	12
(1) 施工体制の把握	13
(2) 工程管理	13
(3) 品質管理	13
(4) 検査	13
6 工事騒音・振動などの対策について	13
(1) 騒音・振動	13
(2) 臭気	14
(3) 粉塵	14
(4) 断水・停電	14
7 工事終了時の留意事項について	14
(1) 清掃、後片付け、搬出	14
(2) 戸締まりと施錠	14
(3) 工事終了時の挨拶	15
(4) 工事周知文の撤去	15
(5) 工事仮設物の撤去	15

おわりに

別紙1 緊急時措置フロー



I 一般事項

1 心構え、身だしなみについて



団地では、多くの家族が集まって共同生活を行っています。快適な生活を営むためには、お互いにルールやマナーを守ることが極めて大切です。保全工事が、このルールやマナーを壊すことがないように、細心の注意と最大の努力を払い、お客様からの理解と協力を得られるよう心がけましょう。

(1) 心構え

保全工事は、多くの人々が日常の生活をしている中での工事であることから、お住まいの方々の理解と協力をいただき、工事が円滑に進むよう着工前、工事中、完成後のそれぞれの段階で、お客様の方や自治会などとのコミュニケーションを大切にしましょう。

作業態度、言動、清掃の不徹底などに対する不信感、不快感などが積み重なって、結果として工事騒音などに対する苦情に発展する場合があります。

保全工事が、大切な社会的資産である既存賃貸住宅ストックを良好に維持管理するために重要なものであることを工事監督員、現場代理人、作業員などの工事関係者それぞれが十分に自覚し、秩序正しく工事が円滑に進むように努めましょう。

(2) 身だしなみ

- ① 服装は、汚れていたり、ボタンがとれていたり綻んだままでは、不潔感や悪い印象を与えることとなるので、清潔な服装や所定の作業服をきちんと着るようにしましょう。暑いからといって、裸になったり、下着姿になったりすることは絶対にやめましょう。
- ② はきものは、必ず作業靴、安全靴にしましょう。サンダルなどは不快感を与え、作業上も危険なのでやめましょう。また、室内にあがるときは、靴下の汚れや破れが目立つので、清潔なものにしましょう。
- ③ 所定の名札、腕章を付け、身分を明らかにし、明るい態度・やわらかな物腰に努め、さわやかな印象を与えるようにしましょう。また、身分証明書、名刺は、常に携帯しいつでも提示できるよう心がけましょう。

(3) 言葉づかい

お客様方との会話は、言葉づかいに気をつけて親切丁寧行いましょう。

また、女性の方や小さな子供に必要以上に話しかけたり乱暴、卑わいな言葉を使って誤解されることのないように注意しましょう。



(4) 体調

お客様のお住まいに訪問したり、作業を行うときは、体調を整えて臨みましょう。二日酔いや寝不足などで体調をくずしての訪問は、お客様に対して大変失礼であり、作業上も大変危険なので注意しましょう。

2 お客様への配慮について

(1) 団地内や建物共用部での配慮

- ① 階段、廊下、アプローチなどの共用部分でお客様とすれ違う際には、道具や資材が邪魔にならないよう、立ち止まってお客様の通行を優先し、軽い会釈を行いましょ。
- ② エレベーターを使用する場合、乗る方が多いときは先に譲りましょ。また、同乗する場合は、道具や資材が邪魔にならないようにまとめ、一言挨拶するなど気をくばりましょ。
- ③ 共用部分において調査や工事などを行っている場合、近くをお客様が通行する際は、作業を一時中止するなどの処置を講じ、必要に応じて「ご迷惑をおかけします。」などの声をかけるように心がけましょ。
- ④ 私語を慎み、工事に必要な会話や携帯電話の使用に際しては大声になることのないよう心がけるとともに、荒々しい態度や言葉づかいに注意ましょ。

(2) お客様などに対する応答について

お客様などからの、質疑に対しては、工事監督員、現場代理人などの責任者が対応するようにましょ。また、応答は場当たりの対応とならないように努め、明朗な態度で、わかり易い説明に心がけましょ。

約束などをした場合には必ずそれを守り、万一内容などに変更が生じた時には、速やかに相手側と連絡をとり、調整を行い理解を得ましょ。

なお、お客様などからの質問や説明を求められた場合には、その応答内容等を記録し、必要に応じて機構の担当者へ速やかに、提出すること。



(3) 訪問にあたって

お客様の住宅へ訪問したときは、ブザーは1回だけ鳴らし、それで応えがなかったら20～30秒待って再度鳴らすようにましょ。長く押し続けたり、たて続けに何度も鳴らすことは厳禁。

玄関先での挨拶は、はっきり、さわやかな挨拶を心がけましょ。また、玄関に入ったら、お客様に不安を与えないように鍵はかけないこと。

II 事前調査・情報収集等

団地の立地状況・特性、お住まいになっている方々の情報、過去における苦情やトラブルの種類と原因、ライフラインの埋設状況、同時に進められている他の

工事の情報などについて事前に把握しておくことは、お客様への対応や円滑な工事の推進に大きく役立ちます。

着工に先立ち、あらかじめ機構の住宅管理センター・管理サービス事務所などから、これらの情報をできるだけ多く収集し、事前に必要な対策を講ずることも大切です。

1 事前調査・情報収集について

- (1) お年寄りや健康状態が思わしくない方、夜間勤務に携わっている方、受験勉強に取り組んでいる方などの情報によっては、工事計画が大きく左右されることがあります。自治会の役員の方や機構の住宅管理センター・管理サービス事務所などから情報を収集しましょう。
- (2) 団地内には、子供の遊び場、店舗など人がたくさん集まる場所や通学路などがあります。工事車両の進入ルートなどを決める場合には、必ず必要な情報です。それらの位置の確認や自治会、学校、幼稚園などとの情報交換も非常に大切です。
- (3) 団地内には、給水管、ガス管、污水管、各種のケーブルなどが縦横に埋設されています。工事により、断水やガス漏れ、停電などの事故を未然に防ぐため、屋外で工事を行う場合には、これらが埋設されている位置の確認は欠かせません。

また、住戸内の工事においても、壁や床に配線・配管類が隠されていますので、事前のチェックが必要です。



2 自治会との連携について

多くの団地には、お客様で組織している自治会があります。

自治会は、お客様や団地に関する多くの情報を持っています。また、自治会報等を通してお客様へいろいろな情報を発信しています。

保全工事を円滑かつ効率的に実施するためには、これらの情報収集と情報発信が極めて大切であり、自治会との良好な連帯を保ち、理解と協力を得ることが不可欠といえます。

お客様や団地に関する情報の収集、お客様への工事に関する周知、仮設事務所・トイレ、工事用駐車場・資材置場等の設置位置の相談など、自治会との連携を積極的に図りましょう。

3 連絡調整会議の開催について

団地内や建物内では、他の工事も同時に行われていることがよくあります。

一度にいろいろな工事が行われると騒音や振動が大きくなったり、工事の時間が長くなったり、お客様に迷惑や不便をかける原因になります。

他の工事の情報を確認し、それぞれの工事発注担当者、現場代理人等による連

絡調整会議を随時行い、工事内容や作業時間などの調整を行いましょう。

Ⅲ お客様への周知

保全工事は、騒音、振動、粉塵、臭気などが発生するため、お客様の日常生活に大きな影響を与えることがあります。

あらかじめ、工事の内容スケジュールなどについて十分な周知を行い、お客様の工事に対する理解と協力を得るよう誠意を持って努め、円滑な工事の進行を図ること。

1 工事の事前周知の徹底について（工事周知文等の掲示等）

- (1) 工事の内容等をお客様に周知するため、あらかじめ、工事周知文を指定された掲示板等に掲示するとともに、必要に応じて関係住戸に配布すること。また、緊急時措置フロー（別紙1）及び緊急連絡体制（書式集 様式編-施工15）並びに施工体制図を作成し、緊急時連絡体制・施工体制図を団地掲示板等に掲示すること。
- (2) 工事周知文には、現場代理人の連絡先及び氏名を必ず明示すること。
- (3) 騒音・振動・粉塵・臭気の伴う工事については、工事の種類、発生期間、時間、頻度などを明示する。なお、必要に応じて関係する住戸には、直接訪問し説明すること。
- (4) 断水や停電等が伴う工事については、影響のある住戸には、事前に連絡すること。
- (5) 住戸内での工事の場合、お客様に立ち会って頂くため、訪問の日時の連絡・確認はしっかりと行うこと。
 なお、約束によりお客様の住戸に訪問した際、留守だった場合には、訪問した旨の挨拶状を投函し、速やかに連絡すること。
- (6) 住戸内の工事周知文には、「外出の際には、必ず施錠の確認をお願いします。」の旨を、必ず明示すること。
- (7) お客様に周知した現場事務所等の連絡先が、外出等で不在になった場合に対応するため、当該連絡先には留守番電話を設置、若しくは電話の転送等の処置をすること。



2 工事周知文の管理について

- (1) 工事周知文（ビラ）は、指定された掲示板の見やすい位置に掲示すること。また、文字は大きくお年寄りにも見やすくすること。
- (2) 掲示板は時折確認して、破れたり、剥がれたり、イタズラ書きされている場合や掲示の内容に変更・追加などがある場合には、速やかに新しいものに貼りかえること。
 また、不必要となった工事周知文は、速やかに撤去すること。
- (3) 工事が完了した場合には、工事周知文を掲示板から確実に撤去すること。
- (4) ビラは、エレベーターかご内、三方枠には、貼らないこと。

(5) ビラは、承認期間の記入された管理主任の確認印を押されたものを貼ること。

3 工事着工の連絡について

工事の着工に先立ち、あらかじめ関係者に工事内容等を説明し、理解と協力を要請すること。

- (1) 工事の着工について、事前に住宅管理センター・管理サービス事務所・管理主任・管理連絡員に連絡すること。
- (2) 自治会があれば、自治会に工事着工の内容などについて説明し、この際、自治会から出た要望などについては、持ち帰り、発注担当者等と協議し、速やかに回答すること。
- (3) 近隣に、診療所、小学校、保育園、幼稚園、商店などがある場合には、住宅管理センターと協議のうえ、必要に応じて個別の説明を行うこと。



IV 工事監理

工事が着工したら、先ずは、お客様の安全確保を第一に考えましょう。

また、工事車両の進行や資材・機材の搬入などについては、日常生活を妨げないように細心の注意を払いましょう。

ここでは、工事に当たっての留意事項についてまとめていますが、特に工事騒音・振動対策についてよく内容を理解、把握して作業を行なって下さい。

1 工事中の留意事項について

(1) 作業態度

- ① 不快感や不信感を与えないよう、きちんとした服装を整えるよう指導しましょう。特に、サンダル履き、靴の踵つぶし、サングラスなどは、お客様に悪い印象を与えるため禁止します。



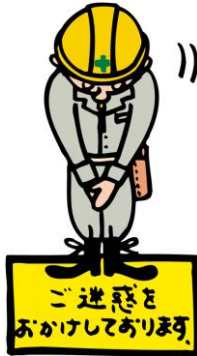
また、作業員の着替え場所を指定して、お客様の眼にふれる場所での着替えは禁止です。

さらに、現場代理人等工事関係者には、腕章、名札などをきちんと身につけるように指導すること。

- ② 作業中の私語はできるだけ慎み、言葉づかいに注意し、お客様、機構、工事請負業者などの悪口や噂話をしないように指導すること。

また、携帯電話の使用にあたっては、大声、横暴な言葉に注意すること。その他、ラジオ等の音量についても十分に気をつけるように指導すること。

- ③ 階段・廊下・通路の通行、エレベーターの乗降りは、お客様を最優先とし、軽く会釈することに心がけること。また、作業中に近くをお客様が通行する場合は、作業の手を一時止め、「ご迷惑をかけております。」と挨拶をするように指導すること。
- ④ 共用部分、屋外で作業にあたっては、工事機械・工具・残材などの整理整頓に心がけ、通行人の安全を最優先とした安全な歩行者路を確保すること。
- ⑤ 工事関係車両の駐停車時においては、環境問題や騒音問題に配慮し、エンジンをかけっぱなしにすることがないように注意すること。特に、作業員などが住棟近くの車内で休憩する場合、真夏・真冬時におけるエアコンの使用については、十分に注意すること。



- ⑥ 休憩時間などの悪ふざけ、真夏時の半裸姿など、お客様に不快な印象を与えないよう指導すること。
- ⑦ 作業員がお客様、自治会などから質問や説明などを求められた場合は、言葉づかいに気をつけて、相手方の言い分を聞いた上で、直接回答を行なうことを避け、後程責任者から回答させる旨の応答をさせることとし、相手方の連絡先を聞き、報告するように指導すること。

(2) 食事・トイレなど

- ① 作業員などが団地内で食事をする場合、住棟前のアプローチなど通行人が頻繁に通る場所を避けるよう指導すること。また、休憩中、大声での会話や携帯電話の使用、ラジオやオーディオの音量に気を付けるように指導すること。
- ② 作業員などが飲食する場合、ゴミ袋を用意させるなど、ペットボトル・缶・袋などは必ず持ち帰るように指導を徹底すること。
- ③ 作業員などのトイレは、仮設トイレを準備するなど、お客様の住戸及び屋外では行わないよう指導を徹底すること。
- ④ 住戸内及び住棟内は禁煙。屋外においては、仮設の喫煙所以外は喫煙しないよう十分指導すること。また、吸い殻の投げ捨てや火の消し忘れにも十分注意すること。



2 安全対策について

(1) お客様に対する安全管理

- ① 居住中の団地内では、予期せぬ怪我や事故が発生する恐れがあります。特に、子供やお年寄りには細心の注意を払う必要があります。例えば、工事車両の徐行運転や停車中の安全対策、階段、廊下、エレベーターなどでの荷物の運搬は短時間に済ませる等。
- ② 使用した共用部分は速やかに清掃・後片付けを行ない自転車などを移動させた場合は元の位置へ戻し、事故防止に努めること。
- ③ 施工中は建物やお客様の個人財産（家具、衣類、植木類）に損害を与えないように注意すること。

例えば、バルコニーや窓廻りでの作業の場合、誤って物や塵を落とさないよう注意するとともに、事前に必ず養生を行ってから作業を実施する等。

- ④ 共用部分での作業中は、資材や工具を置いたまま、作業員が休憩・食事等で現場を離れないようにすること。

(2) 作業員に対する安全衛生管理



工事施工に当っては「建設業法」、「労働安全衛生法」などを遵守し、作業員の労働災害防止に努めること。

例えば、住戸内で接着剤や塗料を使用するときは、窓を開放するなど十分換気をする等。

(3) 緊急時の対応

万が一、事故・災害が発生した場合、現場に居合わせた工事関係者が誰であっても、緊急措置をとれるように、受注者は、工事責任者を含む施工体系図及び緊急連絡体制並びに緊急時措置フロー図を整備し、バックアップ体制を確立するものとするとともに、その内容を団地掲示板等に掲示すること。

なお、万が一災害が起きた場合は速やかに関係部署に報告すると同時に報告書を作成し提出すること。

また、緊急連絡体制及び緊急時措置フロー図については、工事着工前に機構の発注担当者に提出すること。

3 工事関係車両について

工事車両には所定のステッカーをフロントガラス面に表示し、駐停車中は、車のエンジンを停止すること。

(1) 工事車両の運行上の注意



団地内には、小さな子供が遊んでいることが多く、また、いろいろな人が通行しています。交通事故の未然防止のため、団地内における工事車両の走行は最徐行とする。特に、車両前後の人の有無、急発進やバック走行には十分注意すること。

また、団地内への奇抜な改造車などの乗り入れは、厳禁とする。

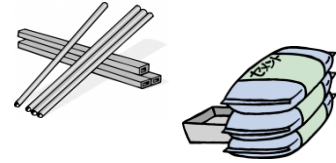
(2) 工事車両の駐停車中の注意

- ① 現場代理人は、工事車両の駐車場所については、管理主任などと協議し、指定すること。指定された場所以外の駐車は、絶対に行わないよう指導すること。なお、路上駐車、芝生や歩道への乗り上げは、お客様などの通行及び他の車の走行に支障をきたすので、厳禁とする。

- ② 資材や機材の積み下ろし等の作業中に、お客様などが通行しようとする時

は作業を中断して、通行を阻害しないよう指導すること。

また、資材の積み下ろし等の作業が終わったら、速やかに指定場所へ工事車両を移動させ、長く停車させないよう指導すること。



4 資材・機材の搬入・搬出について

(1) 団地内通路等の使用

資材・機材の搬入・搬出に当りアプローチ、階段、エレベーター、廊下などの利用に際しては、お客様などを優先し、日常生活に支障のないようにすること。

また、エレベーター使用時は、エレベーター専用養生マットを使用し、搬入・搬出後は、速やかに撤去し、清掃すること

(2) 資材・機材の積み下ろし



資材・機材の積み下ろし作業中は、車輛周辺に安全柵などで安全対策を施し、事故防止に努めること。

また、通路や玄関前には荷物を置かないこと。

(3) 資材・機材などの仮置き

団地内に資材倉庫などを設け仮置きする場合は、事前に管理主任と協議し、指定された場所に設置すること。設置に際しては事故防止のための仮囲い、安全柵、門扉の施錠、暴風対策などの安全対策を十分考慮すること。

5 施工管理について

(1) 施工体制の把握

- ① 工事受注者は、工事着工届と同時に現場代理人届、監理技術者届、専門技術者届を機構の担当者に提出する。
- ② この際、監理技術者については、監理技術者資格証の交付を受けた専任の監理技術者であることの確認を受けること。
- ③ 工事受注者及びその現場代理人は、工事を安全かつ円滑に完成させるために、施工管理体制を確立の上、工事着手前に施工体制台帳、下請契約書、再下請通知書及び施工体系図を発注担当者に提出し、確認を受けること。
- ④ なお、施工体系図は、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げること。
- ⑤ 現場代理人及び監督員は、建設業許可を受けた標識、建設業退職金共済制度適用事業主である旨を明示する標識及び労災保険関係の掲示項目が公衆の見やすい場所に掲示されているか確認すること。
- ⑥ 現場代理人は、工程管理、品質管理及び検査を含め、重点監理項目に従って、社内チェックシートなどを用いて施工管理を行うこと。
- ⑦ また、監督員は、その結果報告を受け必要に応じて、立会い及び確認を行う



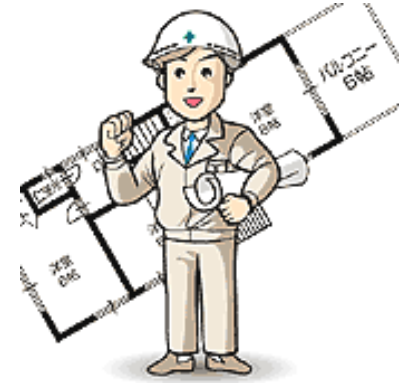
こと。

(2) 工程管理

- ① 監督員は、設計図書及び受注者の施工計画書に基づき、安全かつ無理なく所定の工期に完成するように工事全体の流れを把握すること。
- ② 現場代理人は、実施工程表を作成し、作業項目毎に進捗状況を確認し、監督員に適宜、報告すること。
- ③ 現場代理人及び監督員は、定期的に会議を持ち工事進捗状況等を確認し、設計変更や工期延期が必要な場合は、早めに発注担当者と協議すること。

(3) 品質管理

- ① 監督員は、施工品質を確保するために、「特記仕様書」、「現場説明書」、保全工事共通仕様書、「機材の品質判定基準」などに沿って各種工事、各段階毎に確認すること。
また、現場代理人及び工事作業員に施工内容を周知徹底すること。
- ② 監督員は、主要材料などの確認を現場搬入前に、その材料が設計図書などに適合しているかどうかJISマーク表示などで確認すること。なお、立会い確認ができない場合は使用材料報告書、品質証明書、出荷証明書、写真などにより確認すること。
- ③ 現場代理人は社内チェックシートにより各工種工程毎に施工状況を確認し、監督員に適宜報告すること。



(4) 検査

検査は、検査員が設計図書に基づき、工事が履行されているか確認するが、保全工事では、全ての工程段階での確認は困難なため、監督員が、各工事毎に工事チェックシートにより、現場代理人と協力して確認すること。

完成検査時には、その工事チェックシートと工事写真などを準備し、検査に立ち会うこと。

6 工事騒音・振動などの対策について

保全工事は、多くのお客様が生活している中での工事のため、騒音、振動、臭気・粉塵・断水・停電などを伴う工事については、お客様の生活に影響があるため、特に十分な配慮を行うこと。

また、事前に周知するなど、お客様の理解と協力が得られるように努めること。

(1) 騒音・振動

騒音や振動は、主にコンクリートのはつり、アンカー打ち、道路等の舗装材の撤去、コンクリート工作物の解体等の工事において発生するので、機械や工具は、低騒音・低振動の機種を使用することや作業時間の設定に注意すること。

また、住戸内の作業では窓を締めて行い、必要に応じ防音シートなどを使用し騒音の音量を下げるように十分配慮すること。

(2) 臭気



臭気は、主に塗料・接着剤・防水材等に含まれる溶剤が原因なので、資材の取り扱い、作業時間帯、作業時の風向きなどに注意すること。

なお、作業中はもとより溶剤が揮発中は換気に十分配慮し、必要に応じ換気設備を使用すること

(3) 粉塵

屋外でののはつり、解体作業は、風向きや散水などの飛散防止に十分配慮すること。

また、住戸内での作業については、粉塵対策として作業員は防塵マスクなどを着用し定期的に窓を開けて、換気すること。ただし、窓を開けている間は、作業を中断すること。

(4) 断水・停電

断水・停電を伴う作業は、極力短時間で済む様に工事計画を組むこと。

7 工事終了時の留意事項について

(1) 清掃、後片付け、搬出



① 工事で発生したゴミは、常時袋などに入れ、清掃された状況で次の工程に入るように指導すること。

② 発生残材を場外に処分する場合は、「産業廃棄物及び清掃に関する法律」などを遵守して実施すること。受注者が産業廃棄物の処理を委託する場合、処理業者に「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、委託契約書どおり廃棄物が処理されているかを確認すること。

こと。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による、分別解体及び再資源化により廃棄物の発生抑制に努めること。

③ 発生残材は住戸バルコニー、廊下、階段の踊場から投げ捨てないように指導すること。階下に下ろす時は、階段、エレベーターを利用するように指導するとともに、団地内のゴミ置場には、絶対投棄しないように指導すること。

④ 使用材料や発生残材は廊下や階段への仮置きを避け、通行人の安全を確保するとともに、住戸、階段室、アプローチ、作業ヤード周辺についても清掃を心がけるよう、作業員を指導すること。



(2) 戸締まりと施錠

現場代理人は、一日の作業を終えたときは、住戸内の電気、ガス、水道の元栓などの確認、窓や玄関の施錠の確認を確実にを行うよう指導すること。

また、現場事務所、工事現場や資材置場の仮囲いの出入口の施錠についても確実に確認するよう指導すること。

(3) 工事終了時の挨拶

工事が完了した時は、適宜、工事着手時に連絡した相手方に工事が完了したことを報告し、「ご迷惑をお掛けしました。ご理解ご協力ありがとうございました。」など、工事期間中の協力に対するお礼の挨拶をすること。

(4) 工事周知文の撤去

工事着工時、工事中に掲示板に掲示した工事周知文は、確実に撤去すること。

(5) 工事仮設物の撤去

工事に使用した仮設物（現場事務所・資材置場・仮設トイレ等）は、速やかに撤去すること。

また、現場代理人及び監督員は、現状復旧の状況を確認し、管理主任及び住宅管理センターに報告すること。



おわりに

以上、保全工事を施工するうえで留意すべき事項について細かく記載しましたが、保全工事は、多くのお客様が生活を営んでいる中で行うこととなりますので、「ルール」と「マナー」の遵守と細心の心くばりが必要となります。

安全で安心で、より快適な住環境を創出するため、保全工事の確実な実施にご協力をお願いします。

ほうれんそう（報告・連絡・相談）とオアシス（おはようございます。ありがとうございます。すいません。）を忘れずに！！



安全要求性能水準書 及び 安全遵守事項

UR都市機構

■まえがき

1 安全要求性能水準及び安全遵守事項策定の目的

保全工事の工事作業場内においては、工事監督及び工事受注者に加え、U R 賃貸の居住者、施設利用者等が混在していることから、場内及びその周辺において特段に工事の安全性を確保すべき必要がある。また、居着き工事という特性上、居住者の資産や生活等を脅かさないように配慮した計画を以って工事を実施すべきものでもある。

よって、工事受注者は、機構が定めた当安全要求性能水準及び安全遵守事項に示す事項について、管理方法等を自ら定め、実施するものとする。

2 安全要求性能水準書及び安全遵守事項の構成と位置づけ

当安全要求性能水準書及び安全遵守事項は、機構における保全工事の実施にあたり遵守すべき要綱や指針等から、保全工事の安全性の確保に鑑みた事項により構成したものである。

当安全要求性能水準書及び安全遵守事項は、現場説明書における安全管理に資する事項を補完する位置付けとなるため、工事請負契約図書における現場説明書と同様の優先順位となる。

3 安全要求性能水準及び安全遵守事項の不履行の場合の措置

監督員の指摘があつたにも関わらず、安全要求性能水準及び安全遵守事項を遵守せず事故等不具合が発生した場合は、工事成績評定点の減点を講じる。

4 本書の読み方

本書は章・節・項により分類され記載されている。白色の本文は、建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事安全施工技術指針・建設機械施工安全技術指針・現場説明書・保全工事共通仕様書から安全性について抜粋されたもので、これらを安全要求性能水準とする。

また、各項の緑色の本文は安全要求性能水準を要約し導出された安全遵守事項としてまとめられたものである。

5 外壁修繕工事

外壁修繕工事については、工事受注者は、機構が参考例示する「保全工事安全管理計画書」に基づき、自ら定めた管理方法等をまとめ、監督員の確認を受けるものとする。

工事受注者は、監督員の確認を受けた「保全工事安全管理計画書」に基づき工事を実施するものとする。

なお、監督員が要求性能及び定められた事項を満足していないと判断した場合は、工事受注者へ改善を求め、性能等を満足させるものとする。

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
1. 総則	1. 一般共通事項	2. 事前準備	<p>工事着工前に設計図書等の確認・検討及び現地調査を実施し、適した施工計画書を作成すること。 現地調査及び施工計画書作成については以下に留意すること。</p> <p>【施工計画書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場の立地条件を把握し、工事内容に応じた施工体制、緊急連絡体制を検討し、計画書に記載する。 ライフラインに係る工事は土曜日に作業することのないよう計画する。 工事仮設は原則敷地内に収め、道路占用は行わない。 原則、公道及び敷地内通路等、一般の通行を制限しない工事計画、工法選定を行う。 事前調査に基づいた総合仮設計画、工種別施工計画を作成する。 工事における事故・災害(火災、墜落、転落、飛来・落下、崩壊、倒壊、酸素欠乏症等、熱中症、石綿被害、化学物質関連等)防止のための、安全施工に関する技術的方策を講ずること。 法令に定める建設機械の設置等はあらかじめ必要な計画等の届出を行い、計画書に記載する。 施工条件・現場条件・工事種類・規模の応じて適した工法を選定すること。 気象条件に応じた作業中止に関し、観測方法や指示方法の具体的計画をすること。 施工計画書を変更する場合は、全体の状況を勘案の上、変更すること。 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地中埋設管路の有無を確認する。 不明な場合は、埋設物調査を行う。 工事の進捗状況によって変化する現場作業環境に留意すること。 地域の交通安全のために現場周辺の交通事情調査を行うこと。 <p>事前検討の際の条件と実際の施工条件との相違又は設計変更等、新たに生じた状況等により当初の施工計画に変更が生じる場合は、全体状況を勘案して速やかに是正措置を講ずること。</p>					
			<p>施工者は、建築工事等に先立ち、危険性の事前評価(リスクアセスメント)を通じて、現場での各種作業における公衆災害の危険性を可能な限り特定し、当該リスクを低減するための措置を自主的に講じなければならない。</p>	○				
			<p>施工者は、いかなる措置によっても危険性の低減が図られないことが想定される場合には、施工計画を作成する前に発注者と協議しなければならない。</p>	○				
			<p>工事着手に先立ち、危険性の事前評価(リスクアセスメント)を通じ、公衆災害の危険性を可能な限り特定し、リスク低減措置を講じること。また、いかなる措置によってもリスクの低減が図られないとされた場合は、発注者と協議すること。</p>					
		3. 作業日・時間	<p>工事施工の際に給水施設内に立入る場合は、水道法第21条第1項並びに同施行規則第16条に基づき6ヶ月に1回以上の検便を実施し、検査結果を監督員に報告するとともに、所轄の水道技術管理者宛に立入り許可申請を行うこと。また、常時健康管理に留意すること。</p> <p>作業時間は、原則として日曜、祝日等を除く午前8時30分から午後5時までとし、午前8時から午前8時30分及び午後5時から午後5時30分までは準備又は片付けとする。ただし、止むを得ず作業を継続して実施する必要がある場合には、監督員の承諾を受ける。</p> <p>作業日は、原則お盆期間(8/12～16)、年末年始(12/29～1/7)を除くものとする</p>				○	
			<p>工事の作業時間については、特記によるものとし、居住者の生活に大きな支障を及ぼす時間帯は極力避ける。</p>				○	○
			<p>作業時間は、午前8時30分から午後5時まで、午前8時から午前8時30分及び午後5時から午後5時30分までは準備又は片付けとする。 休日は、日曜・祝日、及び特記仕様書によるお盆期間・年末年始期間とする。</p>					
		4. 休日警備	<p>お盆期間、年末年始の期間中に足場が設置されている場合は、その期間中は警備業法に定める一級検定合格警備員又は、二級検定合格警備員を24時間体制で1名配備し、工事範囲内等を巡回することとし、保安計画(人員体制、配置計画、緊急時の連絡体制及び方法、巡回計画、その他必要事項)を予め監督員に提出し確認を受けること。(後日設計変更処理とする。)</p>				○	
		5. 連絡・体制	<p>施工者は、建築工事等の施工に先立ち、事前に警察、消防、病院、電力等の関係機関の連絡先を明確化し、迅速に連絡できる体制を準備しなければならない。</p> <p>工事期間中において災害または発生した事故は、その内容に関わらず直ちに監督員に報告する。また、様式編-07その他「事故報告書」を作成し、監督員に提出する。</p> <p>受注者は、工事中は現場の安全管理及び作業員の健康管理に十分注意を払うものとし、緊急時の対応等が可能な措置を講じる他、技術者の配置、連絡体制等を整備する。</p> <p>受注者は、工事責任者を含む責任体制及び緊急時連絡体制を様式編-04施工「緊急連絡体制」により、着工前までに監督員及び住まいセンターに報告すること。当該連絡先は、工事に関連する事故等の連絡に使用するものとし、連絡を受けた際には、休日、夜間を問わず対応すること。</p> <p>当該工事が複数団地での工事である場合は、それぞれの団地の工事において、速やかな対応を行えるように、団地毎に責任者(資格は問わない)を配置し、連絡体制を構築するとともに、様式編-04施工「緊急連絡体制」により報告すること。</p> <p>隣接工事をともなう場合は、隣接工事を含む関係機関との連絡体制を確立すること。</p> <p>受注者は、工事責任者を明確にし、警察署、消防、病院、電力等の関係機関の連絡先を含む緊急時連絡体制を整備すること。</p>	○				
			<p>受注者は、外壁修繕工事が実施される場合、施工前に点検要領により、様式編-07その他「バルコニー点検票/バルコニー・手摺点検チェック表」を行い、その結果を監督員に報告する。</p> <p>施工に当たっては、計画のとおり実施するとともに、常に確認を行い、計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、速やかに是正措置を講ずること。</p>		○			

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
1. 総則	1. 一般共通事項	7. 作業環境	受注者は、 作業の終了時には、必ず後片付け を十分行い、 安全対策等の内容 をその都度 確認 すること。				○		
			作業環境の改善、作業現場の美化 等に努める。					○	
			作業終了後、毎日、工事対象物及び作業範囲とその周辺を清掃し、入念な後片付けを行う。					○	
			施工者は、常に作業場内外を整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないよう注意しなければならない。	○					
			夜間作業 を行う場合は、 休憩所の確保等、安全衛生管理 を行うこと。		○				
			現場において作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場作業所等における良好な作業環境の確保に努めること。			○			
			工事期間中は工事対象団地及び近隣の清掃、美化に努めること。				○		
		受注者は、常に作業場内外を整理整頓し作業環境の改善、作業現場の美化等に努め、特に作業終了後は毎日工事対象物及び作業範囲、その周辺を清掃、片付けを行うこと。							
		8. 維持管理	工事は、 施工計画 に基づき進めるとともに、現場の状況及び作業内容の状態をよく把握して、現場を適切に 維持管理 すること。			○			
			現場管理 にあたっては、 施工管理体制、指揮命令系統 を工事関係者に明確にすること。また、作業が輻輳する場合は、相互の作業内容に関して 連絡調整 を行い、関係作業員に周知すること。			○			
工事期間中は 安全巡視 を行い、 工事区域及びその周辺を監視 すること。また、施工条件に変化が生じた場合は、速やかにその状況を調査し安全対策を見直すこと。				○					
本工事において、エレベーターかご内及び三方枠(かご扉及び乗り場扉を含む)の工事を実施する場合は、エレベーターの停止、運転操作は工事対象エレベーターの保守管理業務受託者が行うものとし、工事実施日毎に工事対象エレベーターの保守管理業務受託者による施工前、施工後の確認を実施すること。						○			
受注者は、工事期間中、工事範囲及び周辺の安全巡視を行い、状況を把握の上、適切に維持管理すること。									
受注者は、 施工管理体制、指揮命令系統 を工事関係者に明確にすること。									
安全管理者 等は、定期的又は随時に、建設機械、作業環境等について、新たな 知識の習得と専門的能力の向上 に努めること。						○			
9. 指導・教育	就業前には、 関係作業員に対し 、現場の状況に関する情報を与えるとともに、従事する作業に関する安全について 教育及び指導 すること。				○				
	施工者は、新規入場者教育等の機会を活用し、工事関係者に工事の内容や使用機器の特徴等の留意点を具体的に明記し、本要綱で定める規定のうち当該工事に関係する内容について周知しなければならない。	○							
	運転手付き機械の搬入にあたっては、 運転者が有資格者 であることを確認し、 新規入場者教育 を実施すること。				○				
	作業開始前には、 関係作業員に対し 、安全事項について 教育及び指導 すること。また、建設機械の配置、作業場所、作業方法などに大幅な変更が生じた場合は、それについて教育及び指導すること。				○				
	作業開始前 に、作業内容、手順、機械の配置等を工事関係者に 周知徹底 すること。						○		
	受注者は、着工前に下請業者に対し、現場の状況・工事計画を説明し、安全について教育・指導を行う。								
	受注者は、各作業員に対し、新規入場者教育を実施し、工事内容・使用機器の注意点を周知するとともに、作業に必要な資格証の確認を行うこと。 受注者は、作業開始前に作業内容、手順、機械の配置、安全注意事項について全作業員に周知すること。								
10. 消防関係	施工者は、建築工事等のために火気を使用し、かつ、法令上必要な場合には、あらかじめ所轄消防署に連絡し、必要な手続きを行わなければならない。			○					
	施工者は、火気を使用する場合には、引火、延焼を防止する措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 火気の使用は、建築工事等の目的に直接必要な最小限度にとどめ、工事以外の目的に使用する場合には、あらかじめ火災のおそれのない箇所を指定し、その場所以外では使用しないこと。 二 建築工事等の規模に見合った消火器及び消火用具を準備しておくこと。 三 火のつき易いものの近くで使用しないこと。 四 溶接、切断等で火花がとび散るおそれのある場合においては、必要に応じて監視人を配置するとともに、火花のとび散る範囲を限定するための措置を講ずること。			○					
2. 関係法令	1. 安全に関する法令	「 建築基準法 」、「 労働安全衛生法 」その他関係法令等に定めるところによる他、「 建設工事公衆災害防止対策要綱 」(令和元年9月2日付け 国交省告示496号)に従うとともに、「 建築工事安全施工技術指針 」(平成22年5月31日付け 国営整48号)、「 土木工事安全施工技術指針 」(平成13年3月29日付け 建設省大臣官房技調発第77号)及び「 建設機械施工安全技術指針 」(平成6年11月1日付け 建設省経機発第180号)を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。					○		

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
1. 総則	2. 関係法令	1. 安全に関する 法令	<p>施工者は、公衆災害を防止するために、関係法令等(建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱)に加え、この要綱を遵守しなければならない(ただし、この要綱において発注者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより、施工者が行うことを妨げない)。</p> <p>工事の安全施工については、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるもののほか、この指針の定めるところによること。</p>	○				
		2. 環境に関する 法令	<p>「建築基準法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)、「環境基本法」(平成5年法律第91号。)、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号。)、「振動規制法」(昭和51年法律第64号。)、「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号。)、「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号。)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号。)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)その他関係法令等に定めるところによる他、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号)及び「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日付け建設大臣官房技術審議官通達)に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。</p> <p>受注者は、安全・衛生に関する以下の関係法令等を遵守し災害・事故防止及び周辺環境の保全に努めること。 建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、建築工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、大気汚染防止法、水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物処理法、建設リサイクル法、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱、環境基本法、土壌汚染対策法、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</p>		○			○
3. 災害・事故	1. 対策	1. 対策	<p>豪雨、出水、その他天災に対しては、天気予報及び警報等に常に注意を払い、災害の予防に努めると同時に、常にこれに対処できる防災体制を整える。</p>					○
			<p>工事中における異常気象(大雨、強風、大雪、雷等)、大地震及び大津波に対応するため、最新の気象情報等の収集に努め安全施工に関する技術的方策を講ずること。</p> <p>架線への接近・接触を防止すること。また、必要に応じて架線に防護措置を講ずること。</p>		○			
			<p>異常気象、大地震、大津波対応の為の気象情報の収集、災害予測・防災体制の整備、架線の防護措置を講ずること。</p>			○		
		2. 対応	<p>災害又は事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努めるとともに、直ちに監督員へ報告のうえ事故等報告書を速やかに提出する。</p> <p>工事対象物又はその他の既設物等に損傷を与えた場合は、遅滞なく監督員へ報告するとともに、監督員の立会いのもと、その指示に従い、受注者等の負担において原状に復旧する。</p> <p>施工者は、建築工事等の施工により公衆災害が発生した場合には、施工を中止した上で、直ちに被害状況を把握し、速やかに関係機関へ連絡するとともに、応急措置、二次災害の防止措置を行わなければならない。</p> <p>施工者は、工事の再開にあたり、類似の事故が再発しないよう措置を講じなければならない。</p>					○
			<p>建設機械施工により事故・災害が発生した場合には、直ちに応急措置及び関係機関への報告を行うとともに、二次災害の防止措置を講ずること。</p> <p>建設機械施工により発生した事故の再発防止を図るため、速やかにその原因を調査し、類似の事故が発生しないよう措置を講ずること。</p>	○				○
			<p>工事中に不測の事態が発生した場合は、緊急通報体制に基づき通報するとともに、避難、救助、事態の拡大防止及び二次災害防止等適切な措置を講ずること。</p> <p>緊急連絡・報告、応急措置、二次災害防止措置を直ちに行い、工事再開には再発防止策を講ずること。 工事対象物や周辺施設への損傷を与えた場合の原状復旧は受注者負担で行うこと。</p>	○				○
4. 外国人	1. 受入確認	<p>受注者は「外国人建設就労者受入事業に関する告示」及び「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」並びに「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」の内容を遵守することにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることとし、下記に留意すること。</p> <p>施工体制台帳等により下請負人の外国人建設就労者の従事の状況を確認すると共に、受入建設企業の管理指導員から外国人建設就労者建設現場入場届出書による報告があった場合、その記載内容と実際の受入状況の整合性に加え、以下の内容を確認する等して、適正監理計画に基づいた外国人建設就労者の受入れが行われるよう、受入れ企業を指導すること。</p> <p>① 「1. 建設工事に関する事項」のうち「施工場所」が「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「就労場所」の範囲内にあるかどうか。 ② 「2. 建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「従事させる業務」が「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる業務の内容」の範囲内にあるかどうか。 ③ 「2. 建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「現場入場の期間」が「3. 受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる期間(計画期間)」の範囲内にあるかどうか。</p> <p>外国人建設就労者受入事業の告示・ガイドライン・下請指導ガイドラインを遵守留守こと。 施工体制台帳・外国人建設就労者建設現場入場届出書が実際の受入状況と整合性があるか確認すること。</p>				○		
						○		

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
1. 総則	4. 外国人	2. 指導	受注者は当該建設工事に従事する全ての受入建設企業に対し、直接の契約関係にある下請け企業に指示し、又は協力させ、これを統括する或いは直接の契約関係にある下請企業がその規模にかんがみて明らかに指導等実施困難であると認められる場合には、直接指導を行う等の取組みを講じる。				○		
		3. 禁止事項	受注者は受入建設企業が雇用する外国人建設就労者について、上記(1)及び(2)の役割及び責任が新たに生じることを理由として、その現場入場を妨げてはならない。				○		
	5. 保険	1. 保険	受注者は、労働者災害補償保険法を遵守し、 保険関係成立に係る諸手続を遅滞なく行うこと。 なお、労災保険加入後に所轄労働基準監督署に提出した保険関係成立届(写)又は様式編-07その他「労災保険加入確認書」等、労災保険の加入が証明できるものを監督員に提出すること。				○		
		6. 騒音・振動等	1. 一般事項	施工にあたっては、できる限り騒音、振動、粉塵の低減に努めることとする。なお、低騒音、低振動型の建設機械及び工具の使用については、特記による。 振動、騒音、粉じん、石綿等、有機溶剤等による周辺環境の悪化を防止する措置を講ずること。 振動、騒音、接触、転倒等による周辺への影響を考慮し、対策を講ずること。 受注者は、振動、騒音、粉じん、石綿等、有機溶剤等、建設機械の接触・転倒事故等による周辺への影響を考慮した対策を講ずること。なお、低振動、低騒音機械工具の使用は特記による。		○	○		○
	2. 作業制限	杭打ち工事等の 騒音、振動、粉塵を伴う作業 は、原則として 土曜、日曜、祝祭日に行ってはならない。 ただし、騒音、振動、粉塵を伴わない作業で監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。 住戸内部で工事騒音が大きい作業を行う場合は、近隣居住者に配慮してサッシ等を開放してはならない。				○		○	
	3. 対策	受注者は、仮設工事を含む各種コンクリートなど躯体への作業時には、「 集塵機能を有する低騒音・低振動ドリル 」などを使用すること。なお、ドリル穿孔工事、研り工事等特に 振動、騒音、粉塵を伴う作業 は原則として 土、日曜・祝日に行ってはならない。 但し、専用部分の作業で居住者の都合により止むを得ず指定された場合はこの限りではない。 建設機械は、「 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程 」(平成9年7月31日付け 建設省告示)に基づき指定された 低騒音型・低振動型建設機械を使用する。 ただし、施工時期、現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議することができる。				○		○	
	7. 車両	1. 一般事項	建設資材搬入等に際しては 道路関係法規を遵守し、事故並びに騒音防止に努めること。 また、団地周辺については車両の 運行速度に十分留意し 周辺住民から苦情等を引き起こさないようにすること。 工事材料及び土砂等の 搬送計画並びに通行経路の選定 その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合わせのうえ、 交通安全管理 を行う。				○		○
			建設機械、資材等の運搬にあたり、「 車両制限令 」(昭和36年政令第265号)による 一般的制限値を超える車両を通行 させるときは、「 道路法 」(昭和27年法律第180号)に基づく 通行許可を得ていることを確認 する。						○
			施工者は、運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と協議を行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めなければならない。	○					
			建設機械をトレーラ又はトラックに積載し、 一般道路(公道)を移送する場合は、事前に現場の所在地、運搬経路、周辺の道路形状、交通量及び交通状況等を調査 するとともに、必要に応じて関係機関への 届け出等 を行い、運搬に支障がないように措置を講ずること。			○			
施工者は、運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について、常に実態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講じなければならない。			○						
施工者は、作業場に入出入りする車両等が道路構造物及び交通安全施設等に損傷を与えることのないよう注意しなければならない。損傷させた場合には、直ちに当該管理者に報告し、その指示により復旧しなければならない。			○						
施工者は、建築工事等の車両が交通に支障を起こすおそれがある場合には、関係機関と協議を行い、必要な措置を講じなければならない。			○						
周辺環境からの制約がある場合は、十分な対策措置を講ずること。					○				
2. 駐車禁止	車両を運行するに当たり、運行経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と調整の上、搬送計画の策定・運行経路の選定等、交通安全管理を行うこと。 車両制限令による 一般的制限値を超える車両を使用する場合は、事前通行許可を得ること。 万が一道路構造物等に損傷を与えた場合は、直ちに当該管理者に報告し、その指示により復旧すること。						○		
	受注者は、監督員から 労働者通勤車両等の団地内駐車禁止の指示 があった場合は、 団地外に駐車場を確保する などの措置をとる。なお、これらに要する費用は請負代金を含む。				○				
	本工事に係る 車両が地区外道路等に駐車することのないよう十分注意 すること。なお、車両の処理及び駐車等により生じた紛争の解決は受注者の責任において行うこと。 受注者は、 団地内に駐車場を確保している場合を除き、作業員等の通勤用車両を団地内に乗り入れさせてはならない。				○				

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕		
1. 総則	7. 車両	2. 駐車禁止	工事関係車両は、周辺道路(団地内外)に 不法駐車 しないこと。				○			
		3. 表示	工事用車両には、走行中に工事用車両である旨を識別できるような 表示 をステッカー等、資料編-02施工「工事関係車両表示」により行うこと。				○			
			受注者は、 工事用車両 に関する制限速度、一時停止等について、 交通制札板 資料-06を 設置 する。なお、表示内容については、監督員の指示による。				○			
			受注者は、 工事用車両 を 団地内 に駐車させる時は、所轄住まいセンターと協議を行い、了解の得られた 所定の場所 に駐車することとし、フロントガラスには工事件名、受注者名及び連絡先等を明記した ステッカー 等、資料編-02施工「工事関係車両表示」を貼付し、居住者等に対し、 工事用車両 であることを 明示 すること。なお、 植栽帯 への駐車はしないこと。また、 バリカー 等を撤去した場合は速やかに 復旧 する。				○			
			工事用車両 は、工事に関する車両である旨の 明示 を行う。				○			
		4. 運行ルール	受注者は、 工事用車両 による団地外工事用道路の汚れ防止のための 水洗い 等必要な措置をとる。					○		
			団地内での 車両の運行 については 徐行運転 を行う等、十分に注意し、 歩行者に配慮 すること。					○		
			受注者は、団地内を通行する 工事用車両の運行 に関して 徐行運転 を徹底させること。特に、アプローチ道路、プレイロット周辺等、子供の飛び出しが予測される場所については十分留意すること。また、 資材等の積み卸し時の発進・後退及びローラー 等特殊車両の運行に際しては、 車両誘導員 を配置し、人身事故等が発生しないよう万全の注意を払うこと。						○	
			工事用車両等の団地内走行及び材料の積下ろし時には安全に注意する。特に、アプローチ道路、公園近辺等子供の飛び出しが予想される場所での走行については、十分注意する。							○
			施工者は、近接して他の建設工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全を図らなければならない。	○						
	工事現場から 一般道路(公道) へ 運搬車両 が 出入り する場合は、出入口付近における歩行者、あるいは一般車両との出合いがしらの 事故防止等の措置 を講ずること。						○			
	工事車両の現場への搬出入に際しては、交通事情を考慮した措置を講ずること。					○				
	トラックミキサから生コンクリートの排出のため、運転者が席を離れるときは、 駐車ブレーキ を完全に機能させ、 車輪止め をセットすること。					○				
	団地内での車両運行は、徐行運転を徹底し、子供の飛び出しが予想される場所や出入口付近や交差点等、出合いがしら事故防止措置を講ずること。 積み卸し時の発進・後退等は、誘導員を配置し人身事故防止に努めること。 運転手が運転席から離れるときは、 駐車ブレーキ を完全に機能させ、 車輪止め をセットすること。 団地外道路の汚れ防止のための水洗い等必要な措置を講ずること。									
	5. 積載について	受注者は、「 過積載による違反運行の防止対策について 」(平成6年4月20日付 建設省経建発第117の3)に基づき対策を講ずること。						○		
		工事に起因する土砂等の搬入、搬出を行う際は、路上等に散乱しないよう、 荷台にシートを掛ける等の処置 を施す。							○	
		工事用車両の 積載 については「 過積載による違法行為の防止対策について (平成6年4月20日付け 建設省経建発第117の3号)」に基づき 防止対策 を講ずる。							○	
		運搬経路が一般道路(公道)を経由する場合は、関係法令を遵守し、 運搬物の落下等公衆災害防止 のための必要な措置を講ずること。					○			
	8. 埋設物	1. 調査・確認	本工事着手前に、 現況図(地下埋設物平面図等) に示す 地下埋設物の状態 について、設計担当者から 事前調査資料 を確認したうえで、受注者によりその資料を参考に 調査(必要に応じ試掘等) を行い、 現地の状況を確認 すること。 既設地下埋設管を撤去 する場合には、配管ルートの確認や関係者の立会いにより、 撤去すべき管が使用されていないことを確認 した後、施工すること。					○		
使用中の地下埋設管を栓止め し、付近を掘削する場合には、必要に応じ 事前試掘 や 関係者立会い などを行い、 共用物件に支障のないよう 施工すること。							○			
施工者は、建築工事等を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて、位置(平面・深さ)を確認した上で、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。			○							
施工者は、試掘等によって埋設物を確認した場合においては、その位置(平面・深さ)や周辺地質の状況等の情報を、埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。			○							

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕		
1. 総則	8. 埋設物	1. 調査・確認	<p>施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。</p> <p>地下埋設物の調査は、台帳(図面)の確認、関係者の立会い、試掘等を十分に行い、公衆災害の確実な防止措置を講ずること。</p> <p>埋設物が予想される場所では、設計図書の内容を確認し、試掘等で確認後施工を行う等損傷事故防止を図る。また、道路敷地内で掘削を行う場合は道路及び埋設物管理者等に照会し埋設物の有無の確認を行うこと。</p> <p>躯体の穴あけ位置は、モデル施工が必要な場合は、事前に鉄筋等探査を行い躯体面にマスキングテープ等により鉄筋位置を明示し、監督員の確認を得て決定する。また、モデル施工以降の各住戸の穴あけ位置は、鉄筋探査機による探査を行い、鉄筋等を避けた位置となっていることを確認する。なお、穴あけ施工による発生材は、全数について写真撮影を行う。</p> <p>工事に先立ち、地下埋設物について図面と照合し、必要に応じて試掘等調査を行い状況を確認すること。</p> <p>配管撤去や枠止めの際は、配管ルートの確認、関係者の立会いにより安全確認を行った上で実施すること。</p> <p>躯体の穴あけ作業は、鉄筋探査機を使用し、躯体埋設物の調査を行うこと。</p>	○		○				
			2. 事前協議	<p>施工に際して、地下埋設物等に保全等対策が必要と予想される場合は、あらかじめ、給排水管、ガス管及びケーブル等の管理者と必要に応じて現地立会いのうえ打合わせを行い、事故発生防止に努める。</p> <p>施工者は、埋設物に近接して建築工事等を行う場合には、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。また、埋設物の位置(平面・深さ)、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるように工夫するとともに、工事関係者に確実に伝達しなければならない。</p> <p>保全等対策について打合わせを行ったときは、打合わせ事項を記録し、写しを監督員へ提出する。</p> <p>地下埋設物の保全対策が必要と予想された場合は、管理者と事前協議を行い事故発生防止に努めること。また、協議内容は記録し、監督員へ提出すること。</p>	○				○	
				3. 移設	<p>地下埋設物又は架線等の移設の必要が生じたときは、調査資料、移設計画図等を添えて監督員と協議する。</p>					○
				4. 保守管理	<p>本工事で新たに設置した地下埋設管や枠止め(管閉塞)の位置には表示杭等を設けて保守点検すること。</p>					○
	9. 立入禁止	立入禁止	<p>受注者は、【(別図)に示す位置、】or【監督員が指定する位置、】その他必要と思われる箇所に立入り禁止の立札及び夜間の注意灯等の危険防止に必要なものを設置する。</p> <p>崩落の危険がある路肩や法肩での作業では、立入り禁止措置や明示に加え監視員(誘導員)を配置すること。</p>			○		○		
	10. 化学物質	化学物質	<p>塗料、シーリング材及び接着剤その他の化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成したJIS Z 7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))による安全データシート(SDS)を常備し、作業員に対し記載内容の周知、徹底を図り、健康・安全の確保及び環境保全に努める。</p> <p>接着剤又は塗料を用いて施工する場合は、関係法令等を遵守し、その使用方法、塗布量、乾燥期間及び施工中における窓開放等換気に関する事項を施工計画書に明記するとともに、作業員に対しても指導を行う。</p>					○		
	11. 建設機械	1. 一般事項	<p>施工者は、建設機械の選定にあたっては、工事規模、施工方法等に合った、安全な作業ができる能力を持ったものを選定しなければならない。</p> <p>施工者は、建設機械を使用するに当たり、定められた用途以外に使用してはならない。また、建設機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。</p> <p>工事には、法令に定められた構造規格を満足し、かつ所定の点検整備がなされた建設機械を使用すること。</p> <p>施工者は、建設機械を動作する範囲を、原則として作業場内としなければならない。やむを得ず作業場外で使用する場合には、作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講じなければならない。</p> <p>建設機械の選定にあたっては、安全作業が出来る能力を持ったものとし、その能力・用途を超えて使用してはならない。また、所定の点検整備がなされたものであること。建設機械は原則、作業場内で使用し、場外での使用は立入禁止措置を行うこと。</p>	○						
			<p>施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガー反力等の検討及び確認を行い、適切な作業地盤の上で使用しなければならない。</p> <p>建設機械を使用する工事の施工計画の作成にあたっては、設計図書や現地調査により施工条件を把握し、安全を考慮すること。</p> <p>建設機械(一般的事項)建設機械の計画にあたっては、その機能と能力が該当作業の状況に適切であることを確認したうえで機種を選定すること。</p> <p>建設機械の機種選定にあたっては、工事計画全体を展望し、各種の制約条件を満たす最適な機種、規格、組合せを選定すること。</p> <p>選定した建設機械については、相互の関係を検討し、適合性を確認すること。</p> <p>建設機械の配置計画にあたっては、使用形態を考慮して、施工の安全及び周辺の安全を確保すること。</p>	○		○				
			<p>建設機械(一般的事項)建設機械の計画にあたっては、その機能と能力が該当作業の状況に適切であることを確認したうえで機種を選定すること。</p> <p>建設機械の機種選定にあたっては、工事計画全体を展望し、各種の制約条件を満たす最適な機種、規格、組合せを選定すること。</p> <p>選定した建設機械については、相互の関係を検討し、適合性を確認すること。</p> <p>建設機械の配置計画にあたっては、使用形態を考慮して、施工の安全及び周辺の安全を確保すること。</p>			○				
		2. 設置使用計画	<p>施工者は、移動式クレーンを使用する場合には、作業範囲、作業条件を考慮して、安定度、接地圧、アウトリガー反力等の検討及び確認を行い、適切な作業地盤の上で使用しなければならない。</p> <p>建設機械を使用する工事の施工計画の作成にあたっては、設計図書や現地調査により施工条件を把握し、安全を考慮すること。</p> <p>建設機械(一般的事項)建設機械の計画にあたっては、その機能と能力が該当作業の状況に適切であることを確認したうえで機種を選定すること。</p> <p>建設機械の機種選定にあたっては、工事計画全体を展望し、各種の制約条件を満たす最適な機種、規格、組合せを選定すること。</p> <p>選定した建設機械については、相互の関係を検討し、適合性を確認すること。</p> <p>建設機械の配置計画にあたっては、使用形態を考慮して、施工の安全及び周辺の安全を確保すること。</p>	○		○				
<p>建設機械(一般的事項)建設機械の計画にあたっては、その機能と能力が該当作業の状況に適切であることを確認したうえで機種を選定すること。</p> <p>建設機械の機種選定にあたっては、工事計画全体を展望し、各種の制約条件を満たす最適な機種、規格、組合せを選定すること。</p> <p>選定した建設機械については、相互の関係を検討し、適合性を確認すること。</p> <p>建設機械の配置計画にあたっては、使用形態を考慮して、施工の安全及び周辺の安全を確保すること。</p>				○						
<p>建設機械(一般的事項)建設機械の計画にあたっては、その機能と能力が該当作業の状況に適切であることを確認したうえで機種を選定すること。</p> <p>建設機械の機種選定にあたっては、工事計画全体を展望し、各種の制約条件を満たす最適な機種、規格、組合せを選定すること。</p> <p>選定した建設機械については、相互の関係を検討し、適合性を確認すること。</p> <p>建設機械の配置計画にあたっては、使用形態を考慮して、施工の安全及び周辺の安全を確保すること。</p>				○						

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
1. 総則	11. 建設機械	2. 設置使用計画	建設機械施工を安全に進めるために、現場条件を十分考慮した 施工計画 を作成し、それに基づいた施工現場における 安全対策を確実に実施 すること。なお、実施にあたっては、新たな問題点や留意すべき事項がないか、点検確認するとともに、より一層の安全対策の向上に努めること。			○		
			クレーンの使用にあたっては、その機能と能力が当該クレーン作業に適切であることを確認し、 つり上げ荷重、作業半径等の能力の制限を守り 使用すること。			○		
			建設機械施工の計画、実施に際しては、安全確保のため、 関係する法令、安全基準等を遵守 すること。			○		
			現場内を移送する場合は、事前に下見を行い転倒、転落などの危険防止の措置を講ずること。			○		
			移動式クレーンの作業にあたっては、作業地盤の耐力を確認し、耐力が十分でない場合、必要な措置を講ずること。			○		
			建設機械の設置使用に際しては、現場条件、機能・能力、安全性を考慮した機種選定及び配置計画を策定すること。					
			建設機械施工にあたっては、施工計画に基づき必要な 要員を確保 し、作業内容、作業場所等に応じて、 適切に配置 すること。			○		
			工事及び作業の実施、建設機械の運転、点検整備等に関しては、 法令に定める資格を有する者 (以下「有資格者」という)を 配置 すること。			○		
			建設機械の取扱いにあたっては、当該機械等に関する知識、技術及び資格を有する 要員を確保 すること。			○		
			建設機械の組立・分解又は解体作業の開始に先立ち、作業指揮者を指名し、その日時、場所、作業手順、安全対策等について打合せを行い、関係作業員へも 周知徹底 すること。			○		
			特殊な機械 や 新型の機械 を扱う場合は、事前に 指導員 と十分な 打合せ を行い、必要に応じ 立合い のうえ作業を進めること。			○		
			クレーンの組立及びクライミング、分解又は解体にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識、技能を有する者を指名し、定められた手順を厳守すること。			○		
		建設用リフト・工用エレベータ等の組立及びクライミング、分解又は解体作業にあたっては、安全な作業を考慮した施工要領を定め、正しい知識と技能を有するものを指名し、定められた手順を遵守させること。			○			
		建設機械を運搬車両に積込み・積降ろしを行う場合は、作業手順、周辺状況等を事前に打合わせること。			○			
		ゴンドラの操作は、有資格者の中から指名したものが行うこと。また、操作にあたっては、合図員を指名し、定められた合図により操作すること。			○			
		高所作業車の操作は、作業床の高さに応じた有資格者の中から指名したものが行うとともに、使用責任者名を本体に明示すること。			○			
		建設機械による施工、運転、組立・解体にあたっては、作業指揮者、指導員、有資格者、その他必要な要員を適切に配置するとともに、作業日時、場所、手順、安全対策を関係作業員へも周知すること。						
		建設機械が、一般道路(公道)を自走する場合、道路関係法令を遵守し、他の交通機関の支障にならないような措置を講ずること。						
		3. 点検確認・維持管理	施工者は、建設機械の維持管理に当たっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。なお、持込み建設機械を使用する場合は、公衆災害防止の観点から、必要な点検整備がなされた建設機械であることを確認すること。また、施工者は、建設機械の運転等が、法で定められた資格を有し、かつ、指名を受けた者により、定められた手順に従って行われていることを確認しなければならない。	○				
			建設機械は、現場搬入時の点検、作業前点検、定期自主検査を行い、結果を記録しておくこと。また、不具合箇所は、速やかに措置を講ずること。			○		
建設機械の点検設備においては、作業の安全を確保するための必要な措置を講ずること。				○				
建設機械に付随する工具、ロープ等の機材の点検整備を行い、常に正常な状態に保持すること。				○				
賃貸機械 あるいは 貸与機械 を使用する場合は、 十分な点検整備 がなされた機械であることを確認し、法定検査記録控え、取扱説明書、貸出時点検表等の 書面を受け取り確認 すること。				○				
使用にあたっては、機械の操作・取扱い方法等を関係者へ周知し、機械を使用する者は 日常点検、定期点検整備を実施 すること。				○				
運転者付き機械の使用にあたっては、事前に運転者と打合わせをし、 運転者と関係作業員との意思の疎通を図る とともに、 日常点検、定期点検 を実施すること。				○				
機械の装備機能を確認し、負荷、安定性、速度等の制限を遵守すること。また、機械の制動、照明、信号、警報等の安全に係わる装置については、定期的な点検整備を実施すること。				○				

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
1. 総則	11. 建設機械	3. 点検確認・維持管理	機械の整備、段取替等にあたっては、ブレーキ、ロック等、安全装置の作動や、各部の歯止め、車輪止め、かいもの等の措置を確認してから実施すること。			○			
			クレーン安全装置は、常に整備されていること。			○			
			同一条件で繰り返し作業の多いクレーンのワイヤロープは、損耗が特に著しいので、定期的に点検を実施し、必要に応じて交換すること。			○			
			建設用リフト・工事用エレベータ等の安全装置が機能を発揮できるように、常に整備されているかを確認すること。			○			
			ゴンドラの安全装置が常に整備されているかを確認すること。			○			
			賃貸機械又は貸与機械の使用にあたっては、十分な点検整備がされていることを確認し、取扱い関係者に対して、操作方法、機械性能等を周知させること。		○				
			建設機械及び付随するロープ・ワイヤー・工具等は作業前点検・定期点検・整備を行い、必要な記録を取ること。法定点検においては検査記録等の書面確認を行うこと。						
			ゴンドラの使用にあたっては、ゴンドラの機能と能力が作業内容と現場の状況から、適切であることを確認すること。				○		
			高所作業車の使用にあたっては、高所作業車の機能と能力が作業内容と現場の状況から適切であることを確認すること。				○		
			運転者付き機械の使用にあたっては、当該運転者が有資格者であることを確認すること。		○				
			現場に搬入される建設機械が、施工計画に基づいて選定された機種、規格、組合せであること及び適正な整備状況であることを確認すること。				○		
			建設機械の使用に際しては、機能・能力が作業内容・現場の状況から適切であること、施工計画に基づいて選定した機種等であること、運転者が有資格者であることを、を確認すること。						
			機械の使用にあたっては、機械の能力を超えて使用したり、機械の主たる用途以外の使用及び安全装置を解除して使用しないこと。					○	
		施工者は、建設機械の安全装置が十分に機能を発揮できるように、常に点検及び整備をしておくとともに、安全装置を切って、建設機械を使用してはならない。	○						
		建設機械の用途外使用、安全装置を解除しての使用は行わないこと。	○			○			
		建設機械の使用・取扱いにあたっては、定められた有資格者を選任し、これを表示すること。				○			
		組立・分解又は解体作業中は、常に機械の安定性、安全性を確認すること。				○			
		作業は、指示された手順通り行われているか確認すること。				○			
		原動機を止め、全ての安全装置をかけ、キーを所定の場所に保管すること。						○	
		4. 事故防止措置			施工者は、建設機械を使用する場合には、作業範囲、作業条件を十分考慮のうえ、建設機械が転倒しないように、その地盤の水平度、支持耐力を調整するなどの措置を講じなければならない。特に、高い支柱等のある建設機械は、地盤の傾斜角に応じて転倒の危険性が高まるので、常に水平に近い状態で使用できる環境を整えるとともに、作業の開始前後及び作業中において傾斜計測するなど、必要な措置を講じなければならない。	○			
施工者は、建設機械の移動及び作業時には、あらかじめ作業規則を定め、工事関係者に周知徹底を図るとともに、路肩、傾斜地等で作業を行う場合や後退時等には転倒や転落を防止するため、交通誘導警備員を配置し、その者に誘導させなければならない。また、公道における架空線等上空施設の損傷事故を回避するため、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等により、アームや荷台・ブームの下げ忘れの防止に努めなければならない。	○								
施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合においては、接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。	○								
施工者は、特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用にも努めるものとする。	○								
			建設機械の使用にあたっては、取扱い環境を把握し、倒壊、転倒、接触等の事故を防止するための措置を講ずるとともに、法令で定める有資格者に操作させること。また、日常及び定期の点検整備を適正に行い、異常気象等に対しては、速やかに必要な安全対策を講ずること。			○			

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
1. 総則	11. 建設機械	4. 事故防止措置	コンクリート舗装は、施工機械の搬入から組立調整等、クレーンを使用する機会が多いので、クレーン事故の防止対策を講ずること。			○			
			やむを得ず機械を不安定な地盤上に設置するときは、常に適切な転倒防止の措置を講ずること。また、周辺の状況変化を予測し、どのような事態においても機械の安定限度内で使用すること。			○			
			建設機械施工の安全対策には、工事関係者がそれぞれの立場における安全対策を自覚し、相互の連携を保ち、施工の安全確保に努めること。			○			
			機械を複合して使用する場合は、機械相互及び人と機械の接触防止の措置を講ずること。			○			
	建設機械を使用する場合は、作業範囲、作業条件を考慮し、以下に留意した施工計画・安全対策を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤崩壊や強風に伴う倒壊、接触、吊荷等の落下、はさまれ等の事故防止策を講ずること。 ・建設機械の転倒を防止するため、常時地盤の水平安定性を確保し、機械の安定限度内で使用すること。 ・路肩での作業や、積み・積降し、後退時等は交通誘導員を配置し、安全誘導を行うこと。 ・第三者及び工事関係者の安全確保のための監視員、誘導員、合同員等を適宜配置し、作業範囲と第三者とを分離すること。 ・アームやブームが高圧電線等の架線接触を防止するため、高さ制限装置・センサー等の活用を努めること。 ・所定の有資格者を配置し、日常・定期点検整備、操作を行うこと。 ・建設機械の休止中及び悪天候による災害回避措置を講ずること。具体的に作業中止条件を検討し、ブームの固定、ワイヤーの固定、歯止めによる逸走防止措置を行うこと。 ・建設機械を用いての資材等運搬は、資材等の固定状況、荷崩れ・落下防止措置を講ずること。 ・高所での資材取扱いの際は、他作業との上下作業を禁止すること。 ・建設機械には定格荷重や搭乗人数等の積載荷重を表示すること。 								
	5. 排ガス対策	工事中において、建設機械を使用する場合は、「排ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け国総施第247号)、「第3次排ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)、「排ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年国土交通省告示第348号)に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用する。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。)に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。							○
		施工計画書に使用する排ガス対策建設機械を明記するとともに、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督員へ提出する。							○
		監督員の立会いを受け、稼働中の建設機械が、次のいずれかに該当していることの確認を受ける。 (1) 指定ラベルが貼付けされている。 (2) その型式が排ガス対策型建設機械指定通知表に記載されている。 「オフロード法」に基づく指針(建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針)に則り、排出ガスの抑制を図る。							○
	6. 無人航空機の使用	施工者は、無人航空機(ドローン等)を使用する場合には、第36(建設機械の使用及び移動)の規定のほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 原則として、飛行する空域の土地所有者からあらかじめ許可を得ること。 二 航空法第132条で定める飛行の禁止空域を飛行する場合は、あらかじめ国土交通大臣の許可を得ること。 三 航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。ただし、周囲の状況等によりやむを得ず、これらの方法によらずに飛行させようとする場合には、安全面の措置を講じた上で、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けること。 四 飛行前には、安全に飛行できる気象状態であること、機体に故障等が無いこと、電源や燃料が十分であることを確認しなければならない。			○				
		12. 発生材等	1. 一般事項	発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用を努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。					○
2. 処分等	改修工事で発生する解体材は、関係法令に従って分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うこと。				○				
	解体工事で発生する解体材の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等についての適正な方法及び手順を決定すること。				○				
			解体工事で発生する解体材は、関係法令に従い分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うこと。			○			

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
1. 総則	12. 発生材等	2. 処分等	発生材の処理は、次による。 (1) 発生材は、速やかに数量等を監督員へ報告し、材料を種別ごとに整理の上、仮囲い、荷くずれ防止等安全対策を施し、監督員の指示により保管又は処分する。 (2) 発生材のうち、産業廃棄物の処理は、「廃棄物処理法」等関係法令及び各自治体等の指導を遵守する。なお、処理の確認のため産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の写し又は電子マニフェストの受渡確認票を監督員へ提出し確認を受ける。 (3) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要すると指定されたものは、監督員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督員へ提出する。 (4) 発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、調書を作成して監督員へ提出する。 (5) (2)から(4)以外のものはすべて場外に搬出し、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」その他関係法令等による他、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適正に処理し、監督員へ報告する。					
		3. アスベスト	アスベスト建材の撤去・処分方法については、特記による他、次による。なお、アスベストの撤去・処分にあたっては、「労働安全衛生法」、「大気汚染防止法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守する。 (1) 飛散性アスベスト 「建設副産物適正処理推進要綱」に定める飛散性アスベストの撤去については、建築物の解体に先立ち、「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染の防止について」(昭和62年環大規第225号)に基づき、飛散防止の措置を講じたうえで行う。また、吹付け石綿等の除去作業にあたり、「大気汚染防止法」及び「労働安全衛生法」を遵守する。 (2) 非飛散性アスベスト 非飛散性アスベストの撤去は、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、湿潤化のうえ可能な限り、破壊又は破断しない方法で除去する等飛散防止の措置を講じたうえで行う。					○
	13. 危険物等	1. 貯蔵	施工者は、作業場に危険物を貯蔵する場合には、関係法令等に従い、適正に保管しなければならない。特に、可燃性塗料、油類その他引火性材料の危険物又はボンベ類の危険物は、関係法令等の定めるところにより、直射日光を避け、通気・換気のよいところに危険物貯蔵所を設置して保管するとともに、「危険物」、「火気厳禁」等の表示を行い、取扱者を選任して、保安の監督をさせなければならない。 施工者は、一定量以上の指定可燃物を貯蔵し又は取扱う場合には、必要に応じ、関係機関へ届出を行い、又は関係機関の許可を受けなければならない。 危険物の貯蔵は、関係法令等に従い、必要に応じて危険物貯蔵所を設置し保管すること。危険物の種類に応じた一定量以上の危険物を保管する場合は、関係機関に届出・許可を受けること。	○				
		2. 危険物の解体	施工者は、解体工事時にガスバーナ等を用いてオイルタンクやアスファルト防水層に近接した部材を切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講じなければならない。	○				
2. 仮設に関する こと	1. 一般共通事項	1. 一般事項	仮設足場、資材置きスペース、作業動線(出入口)等について講ずる安全・防犯対策は、対象住棟の特性、工事条件等を考慮したものとするとともに、お客様のプライバシー、居住環境に配慮したものとすること。 仮設電気設備の設置、撤去及び維持管理にあたっては、電気設備に関する関係法令を遵守すること。 工事の為の足場、資材置き場他、仮設電気等、全ての仮設物については、関係法令遵守の上、現場条件、立地条件を考慮し、安全・防犯・居住者様のプライバシー、居住環境に配慮したものとすること。 施工者は、建築工事等に伴う倒壊及び崩落などの事象によって周辺の道路構造の保全及び道路の機能の確保に影響を与える可能性がある場合には、道路法第32条に定める道路占用許可を要しない場合であっても、あらかじめ道路管理者に連絡するとともに、道路管理者の指示を受け、又は協議により必要な措置を講じなければならない。				○	
		2. 仮設計画	受注者は、連休前及び台風をはじめとする自然災害が発生するおそれがあるときは、資材置場や仮設足場に係る安全対策及び緊急時の連絡体制について、監督員に報告し承認を受けること。 受注者は、仮設工事の着工に先立ち、緊急車両の進入及び住棟への寄り付き等について、事前に所轄消防署へ確認するなど必要な届出書等の作成に協力すること。 仮設工事(共通事項)仮設物の計画に当たっては、関連する別工事(以下「関連工事」という。)及び関連する施設との関係を総合的に考慮し、作業方法、作業手順等を検討すること。 仮設物の組立及び解体(使用時の不都合に際しての改造・盛替え等も含む。)に当たっては、適正な機器、材料を使用し、所定の有資格者等を配置して、計画された手順等に従って作業を行うこと。また、当該工事及び関連工事の関係者(以下「関係者」という。)に対して、時期、範囲、順序等を周知させること。 仮設計画にあたっては、以下に留意すること。 ・連休や地震・台風等自然災害時の安全対策・連絡体制について整備すること。 ・緊急車両の進入・住棟の寄り付きを検討し、必要に応じて消防署の確認・届出を行うこと。 ・組立・解体作業手順を明確に記載するとともに、関係者に周知すること。 ・有資格者の配置、適した機材、材料を使用すること。				○	
		3. 点検確認・維持管理	施工者は、作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めなければならない。	○				
			施工者は、安全巡視に当たっては、十分な経験を有する技術者、関係法令等に精通している者等安全巡視に十分な知識のある者を選任しなければならない。	○				

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕			
2. 仮設に関する こと	1. 一般共通事項	3. 点検確認・維持管理	仮設物の使用に当たっては、設置期間中の保守・点検を行い、 良好な状態を保つ とともに、関係者に対して、仮設物の使用に当たっての遵守事項を周知させること。また、異常気象等に対しては、速やかに必要な安全対策を講ずること。 仮設の組立・解体及び設置期間中は、関係法令等に精通した者による安全巡視・点検を行い、維持管理に努めること。		○						
			2. 掲示	掲示	建設業法許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に 掲示 する。 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識を 掲示 する。 労災保険関係の 掲示項目 を 掲示 するものとする。 労災保険関係 成立票の掲示方法及び場所等 については、必要に応じて、受注者は所轄の労働基準監督署に見解を確認し、運用を定め、 監督員に報告 すること。 公衆の見やすい場所に、以下の標識を 掲示 すること。 ・建設業法許可証 ・建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨の標識 ・労災保険関係成立票 ・施工体系図				○		
	3. 共通仮設物	1. 事前準備	1. 事前準備	受注者は、仮設工事の着工に先立ち、仮設建物、資材置場、工所用機械及び仮囲い等の位置、規模及び設置期間等について「 施工計画書 」を作成し、監督員に提出するとともに所轄住まいセンターの確認を得ること。また、消火栓、各種メーター、水栓、マンホール及びハンドホールの使用に支障のない計画とし、設置を行うこと。 受注者は、工所用資材、機械、発生材等の 保管場所 については、事前に所轄住まいセンターと 協議 を行い、 承認 を得ること。(区分所有建物の場合は、同様の協議を区分所有者とも行い、理解と協力を得ること。)なお、資材等の保管場所は、整理・整頓に努め、数量を適切に管理するとともに、不要資材等の撤去・搬出は、速やかに行うこと。また、当該保管場所には、仮囲い・施錠・注意標識等により、立ち入り禁止の措置を講じ、夜間、休日等を含めた事故等発生のも未然防止に万全の対策を行う。 仮設建物(事務所、材料置場、下小屋等)の 計画 に当たっては、床荷重、強風等を考慮し、それらに耐えうる構造とすること。 仮設建物の使用に当たっては、 火元責任者 等を選任し、 消火器 等の設置、 喫煙場所 を限定する等、火災等の発生防止に努めること。 各種仮設備(給排水、衛生設備、空調設備、照明設備等)の 計画 に当たっては、 全施工計画 並びに作業員の作業環境及び衛生環境を考慮すること。 各種仮設備の 使用 に当たっては、関係者に対しては、計画時の条件等を明示したうえで、周知させること。 共通仮設置計画等は以下に留意すること。 ・資材・機械、発生材等の保管場所は、事前に住まいセンター協議のうえ承認を得ること。 ・保管場所は仮囲い・施錠・注意標識・立入禁止措置を行うこと。 ・仮設建物は、床荷重、強風等を考慮した十分な耐力を持ったものとする。 ・団地維持管理に支障が無いよう設置すること。 ・火元責任者を選任し、消火器の設置、喫煙場所の限定を行うこと。 ・仮設全般(給排水・衛生・空調・照明等)について、全作業員の作業・衛生環境に配慮し、計画条件を明示の上、作業員に周知すること。				○			
				2. 仮囲い等	2. 仮囲い等	団地内道路、公園等で工事を行う場合は、特に子供の歩行又は夜間の歩行等に支障のないように 仮囲い 、 点滅灯 等の処置を施す。 材料置場、工事箇所等の危険な場所は、 仮囲い 等の処置を施す。 仮囲いの設置場所は以下とする。 ・団地内道路で作業する場合の作業箇所周囲。 ・公園内で作業する場合の作業箇所周囲。 ・資材等保管場所。 ・その他工事による危険と思われる範囲。 施工者は、工事期間中、原則として作業場の周辺にその地盤面からの高さが1.8メートル(特に必要がある場合は3メートル)以上の板べいその他これに類する仮囲いを次の各号に掲げるところに従い設け、適切に維持管理しなければならない。 一強風等により倒壊することがないように十分に安全な構造とすること。 二工事期間に見合った耐久性のあるものとする。					○
											○
											○
											○
											○
											○
											○

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
2. 仮設に関する こと	3. 共通仮設物	2. 仮囲い等	設置する仮囲いの仕様は以下に留意し計画すること。 ・地盤面から高さ1.8m以上とし、必要に応じて3.0mの仮囲いとする。 ・強風等による倒壊が無きよう、十分な強度を持ったものとする。 ・仮囲い出入口は、第三者の交通に支障が無い箇所に設置すること。 ・出入口扉は引戸又は内開きとし、常時閉鎖するとともに、第三者立入禁止の旨を明示すること。 ・車両の出入りが頻繁な場合は、交通誘導員を配置し、第三者の進入防止・車両安全誘導を行わせること。						
		3. 仮設電気設備	工事用電力設備の計画に当たっては、関係法令等を遵守し、漏電、感電、火災等の事故防止に努めること。		○				
			施工者は、建築工事等に併い既存の照明施設を一時撤去又は移動する場合には、公衆の通行等に支障をきたさないよう、適切な照明設備を設けなければならない。	○					
	4. 通路	1. 計画	受注者が工事に使用する団地内の搬出入路は、所轄住まいセンターと協議の上、監督員の指示に従うこと。					○	
			階段や通路で工事を行う場合は、転倒事故の防止策として、利用者の目につきやすい場所に注意喚起の表示をする。					○	
			仮設通路の計画に当たっては、設置位置、安全誘導措置等を検討すること。			○			
			仮設通路の使用に当たっては、表示板等による安全誘導措置を講ずること。			○			
			施工者は歩行者用通路と作業場との境には、さく、パネル等を設けること。また、歩行者用通路と車両の交通の用に供する部分との境は、移動さくを間隔をあけないように設置し、又は移動さくの間に安全ロープ等をはってすき間ができないよう設置する等明確に区分する。	○					
			施工者は、歩行者用通路には、必要な標識等を掲げ、夜間には、適切な照明等を設けなければならない。また、歩行に危険のないよう段差や路面の凹凸をなくすとともに、滑りにくい状態を保ち、必要に応じてスロープ、手すり及び視覚障害者誘導用ブロック等を設けなければならない。	○					
			団地内の搬出入路は住まいセンター協議の上、指示に従い設定すること。 仮設通路は注意喚起表示、夜間照明設置、段差等を無くし滑りにくい歩行路とし、必要に応じてスロープ、手すり設置等、安全誘導措置を講ずること。 仮設通路は、作業場と柵・ロープ等によりすき間無く、明確に区画すること。 階段・廊下・通路等、居住者同線において工事をする場合は、注意喚起表示を行うこと。						
2. 維持管理	受注者は、工事用道路について使用前に現状写真を撮影し、監督員の確認を得て保管しておくこと。なお、工事用道路は受注者の負担により、常時良好な状態で維持管理を行うこととし、その費用は請負代金を含む。 受注者は、工事用道路等の汚損防止のため、常時、清掃等必要な措置を講じるとともに、工事完了後、所轄住まいセンターの確認を受けること。					○			
	住棟前道路は、当日の工事終了後、翌朝工事再開までの間は、緊急車輛が通行できる状態を確保すること。				○				
	工事のために使用する搬入路及び搬出路は監督員及び道路管理者の指示に従い、常に良好な維持管理(路面の保持、清掃及び道路付帯排水設備の清掃、浚渫の実施をいう。)を行うとともに、特に第三者に損害を与えないように注意する。また、搬入路及び搬出路に損傷を与えた場合には、遅滞なく監督員へ報告するとともに、速やかに復旧を行う。						○		
	工事に使用する道路・通路は使用前の現状写真を撮影し、常時清掃等維持管理を行うこと。汚損・損傷を与えた場合は速やかに原状に復すること。 工事完了後は住まいセンターの確認を受けること。 住棟前の道路は常時緊急車両が通行できる状態にすること。								
3. 通行制限等	施工者は、やむを得ず通行を制限する必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。 一 制限した後の道路の車線が1車線となる場合にあっては、その車道幅員は3メートル以上とし、2車線となる場合にあっては、その車道幅員は5.5メートル以上とする。 二 制限した後の道路の車線が1車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間はできる限り短くし、その前後で交通が渋滞することのないよう原則、交通誘導警備員を配置しなければならない。			○					
	施工者は、やむを得ず通行を制限する必要がある場合、歩行者が安全に通行できるよう車道とは別に、幅0.90メートル以上(高齢者や車椅子使用者等の通行が想定されない場合は幅0.75メートル以上)、有効高さは、2.1メートル以上の歩行者用通路を確保しなければならない。特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上、有効高さは2.1メートル以上の歩行者用通路を確保し、交通誘導警備員を配置する等の措置を講じ、適切に歩行者を誘導しなければならない。 やむを得ず公道の通行を制限する場合は、道路管理者・警察署の指示に従い行うこと。特に指示のない場合は以下とする。 ・制限後の車線が1車線になる場合は車道幅3m以上、2車線となる場合は5.5m以上とする。 ・制限区間は極力短くし、渋滞することのないよう交通誘導員を配置すること。 ・車道とは別に幅0.9m以上(特に人通りの多い場所は幅1.5m以上)・有効高さ2.1m以上の歩道を設け、交通誘導員を配置すること。			○					

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
2. 仮設に関する こと	5. 工事排水	工事排水	<p>工事排水は、雨水路に排水してはならない。また、団地内既設汚水路に排水する場合は、排水位置等について、予め、管轄の住まいセンターと協議・確認の上決定するものとし、排水前に当該下水道管理者(区(出先事務所を含む))又は市の下水道担当部署)と協議の上、必要な書類等を提出し、結果を監督員に報告すること。ただし、塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路に流出させてはならない。万一流出させた場合には、受注者の責任で処理すること。場外処分する場合は「3 関連する基準等に関する事項(7) 建設副産物の処理・処分の取扱い」による。なお、下水道料金を含む費用の全ては本工事に含む。</p> <p>仮設排水は次によるものとし、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。</p> <p>(1) 排水位置等、所轄の住まいセンター等と協議する。 (2) 塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路(雨水管、側溝等)に流出させてはならない。 (3) 既設の排水管(汚水管)に排水する場合は、当該下水道管理者(区(出先事務所を含む))又は市の下水道担当部署)と協議する。</p>				○		
			6. 仮置き	仮置き	<p>受注者は、工事に伴う資材や腐材等の残置物について、整理・整頓及び安全確認を毎日の作業終了時に必ず行うものとする。また、資材置場を設けた状態や仮設足場を設置した状態で作業を一定期間中断する必要が生じた場合は、監督員の指示により、定期的な巡回を行う等、安全確保の徹底を図り、その結果を監督員に報告するものとする。</p>				○
	7. 外部足場	1. 計画	<p>仮設足場を設置する場合は枠組足場を基本とする。その設置については以下によるほか参考1及び参考2による。枠組足場以外の足場の採用を希望する場合は、報告・協議書により監督員の承諾を受けること。なお、くさび緊結式足場採用の承諾は、受注者が提示する資料にて着工前に様式編-04施工「くさび緊結式足場の採用基準/点検表/承諾フロー」に示す基準を満たしていることを、監督員が明確に確認できる場合に限る。</p> <p>工事で設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)より、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用方式により行うこと。</p> <p>なお、躯体側については「働きやすい安心感のある足場に関する基準」の2.設置すべき働きやすい安心感のある足場の(2)により行うこと(参考図2参照)。着工にあたっては、施工計画書を監督員へ提出し、手すり設置時においては立ち会いを求めること。</p> <p>工事用足場等を施設屋根上等に架設する場合は、足場等の架設前に過去の漏水履歴、修繕履歴等を確認するとともに、現在の劣化状況を点検して養生方法を十分に検討すること。</p> <p>単管ジョイントを用いて足場パイプ同士を連結する場合は、抜け止めの機能を有した足場パイプを使用すること。</p>				○		
			<p>当該団地について、①～⑦を厳守すること。(超高層住宅の場合)</p> <p>① 3階床以上の外壁修繕工事に使用する作業足場は、建物構造等の安全確認を行い、原則、ゴンドラ足場(連結式ゴンドラ[2層])を採用すること。(3階の一部を除く)また、使用材料等は、各製造所の仕様による。 ② 年末年始及びお盆休みについて、保安計画等を検討し、機構担当者に報告すること。 ③ 着工に先立ち機構担当者及び所轄住まいセンター等と協議により決定した事項。 ④ ゴンドラ足場より住戸への侵入防止として、対策を講じるものとする。 ⑤ 2層連結式ゴンドラ使用範囲の外壁修繕等は、最上部から順々に最下部へ修繕を行うものとする。 ⑥ 2層連結式ゴンドラは、連結して作動させる装置を有するものとし、外壁面等で移動する際は、安全性を考慮して、設置済みの2層連結式ゴンドラを、原則出来る限りまとめて一斉に作動させることとする。 ⑦ 強風時の対応として、労働安全衛生法等に定める条件及び労働基準監督署の指導内容に適合し得るかを常時判断可能な体制を整備すること。又、1時間毎の平均風速及び最大風速を計測した風速記録を記すこと。様式編-その他16「風雨表/風速記録(超高層住宅のみ)」</p> <p>工事用足場等の設置に当たり植栽が干渉する場合は、所轄住まいセンターのグリーンマネージャー等と協議すること。</p>				○		
			<p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p>					○	
			<p>足場を設ける場合には、開閉器室等の共用諸室内の設備の保守、自動点滅器等、外壁面に設置されている設備の作動など、団地維持管理に支障が無いように敷設する。</p>						○
			<p>施工者は、足場や型枠支保工等の仮設構造物を設置する場合には、組立て、解体時においても倒壊、資材落下等に対する措置を講じなければならない。</p>	○					
			<p>施工者は、組立て、解体時の材料、器具、工具等の上げ下ろしについても、原則、一般の交通その他の用に供せられている場所を避け、作業場内で行わなければならない。</p> <p>足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定すること。</p>	○		○			
			<p>施工者は、外部足場の組立て及び解体に当たっては、事前に作業計画を立て、関係者に時期、範囲、順序等を周知させ、安全に作業を実施しなければならない。</p> <p>足場の使用に当たっては、関係者に対して、計画時の条件等を明示したうえで、周知させること。</p>	○					

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
2. 仮設に関する こと	7. 外部足場	1. 計画	足場設置計画等は以下に留意すること。 ・足場は想定される荷重、外力、使用期間等を考慮し、強度計算を行った上種類・構造を決定することとするが、枠組足場を基本とし、事前に施工計画書を作成し、関係者にその範囲、期間、手順等を周知すること。 ・枠組足場以外を計画する場合は、事前に報告・協議書により監督員の承諾を受けること。 ・くさび緊結式足場を計画する場合は、事前にくさび緊結式足場の採用基準を満たしているものとして監督員が明確に確認出来る資料を以て承諾を受けること。 ・手すり先行工法等に関するガイドラインを遵守し、手すり・中棧・幅木の機能を有するものであり、作業は手すり据置方式又は手すり先行専用方式にて行うこと。 ・躯体側は、設置すべき動きやすい安心感のある足場に関する基準に準拠すること。 ・団地維持管理に支障が無いよう設置すること。 ・住棟番号付近の足場外部に、仮設の棟番号を設置すること。 ・足場使用にあたっては使用者に計画時の条件等を周知すること。 ・組立解体時の資材等の荷揚げ荷下ろしは、一般の交通等がない場所で行うこと。 ・屋上等に足場を設置する場合は、漏水履歴・修繕履歴を確認し、適した養生を実施すること。 ・足場ジョイントにより単管を繋ぐ場合は、抜け止め防止機能を有する単管パイプを使用すること。 ・植栽が干渉する場合は、所轄住まいセンターのグリーンマネージャー等と協議すること。	○	○		○	○
		1. 計画 2. 維持管理	施工者は、外部足場の倒壊及び崩壊を防止するため、外部足場の計画に当たっては、想定される荷重及び外力の状況、使用期間等を考慮して、種類及び構造を決定するとともに、良好な状態に維持管理しなければならない。特に、外部足場と建築物の構造体との壁つなぎは、作業場の状況に応じて水平方向及び垂直方向に必要な数を堅固に取り付けるとともに、足場の脚部は、滑動及び沈下を防止するための措置を講じなければならない。	○				
		1. 計画 2. 維持管理 3. 侵入防止	資材の積重、運搬、作業員の移動等に供する足場等の仮設資材を設置する場合についても、法令を遵守し、適切な強度計算等を行った足場とし、当該資材を設置から解体まで良好な状態で維持管理を行うとともに、部外者が故意に侵入し、最上部まで侵入することのないよう、施錠その他必要な措置を講じること。				○	
		2. 維持管理	足場、さん橋等は、材料、構造等について労働安全衛生規則その他関係法令等に従い設置し、常に良好な維持保全に努める。 足場は組立から解体まで常に良好な状態に維持管理を行うこと。特に堅壁ぎの必要個数と適した取付状態、脚部の滑動・沈下防止措置の状態に留意すること。					○
		3. 侵入防止	部外者が足場内へ進入しないよう、防護金網等により進入防止対策を講じるほか、夜間・休日に共用部分から足場を経由して専用バルコニー等へ廻り込めないよう、廻り込み防止シート等による侵入防止装置を仮設足場に施すこと。 足場内に部外者が立入らないよう、足場周りにH1.8m以上の防護金網設置、全面メッシュシート張り、出入口の施錠、共用部から専用部への侵入防止措置を講じること。				○	○
		3. 侵入防止 4. 落下防止 6. お客様対応	足場設置期間中の安全対策は次によるものとし、子供等が侵入しない措置をとる。 (1) 足場下部周囲には、防護金網(H=1.8m、施錠)を設置する。 (2) 防護金網上部の全面に設置する安全シート(メッシュシート)の色は特記による。特記なき限り、バルコニー側に設置する安全シート(メッシュシート)は、「白色」を標準とする。 (3) 住棟出入口、歩行者動線の上部等には、資材等の落下防止対策として、養生柵を設置する。 (4) 消火栓、各種メーター、水栓及びマンホール等の使用に支障を与えないものとする。					○
		3. 侵入防止 4. 落下防止 6. お客様対応 1. 計画	足場周りに防護金網(H=1.8m以上)、足場全面に養生メッシュシート(バルコニー側に設置するものは「白色」を標準とし、足場内部からの通風性・採光性に配慮したもの)を設置し、安全対策に万全の措置を講じるとともに、夜間・休日において共用部分から足場を経由して専用バルコニー等へ回り込めないような措置を足場に施すこと。なお、これらの対策は、消火栓、各種メーター、水栓及びマンホール等の使用・点検に支障の無いよう設置すること。また、見通しの悪くなった棟番号付近に仮設の棟番号を設置すること。				○	
		4. 落下防止	歩行者動線の上部(住棟出入口、通路、駐車場、駐輪場、専用庭、プレイロットに面する箇所)には養生柵(朝顔)を設置し、第三者の安全確保を徹底すること。なお、養生柵(朝顔)は、原則、外部仮設足場内の作業のみで組立が可能なものとし、作業員が転落及び墜落する事故が発生する恐れのないものを適用すること。 仮設足場等設置時に落下防止庇のネット等の撤去復旧を伴う場合は監督員と協議の上、庇上に人が乗った際に落下することがないように、外れ止め等の措置を行う。				○	
			施工者は、建築工事等を行う部分から、ふろ75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、次の各号に掲げる落下物による危害防止のための防護柵等を設置しなければならない。 一 建築工事等を行う部分が、地盤面からの高さが10メートル以上の場合にあっては1段以上、20メートル以上の場合にあっては2段以上設けること。 二 最下段の防護柵は、建築工事等を行う部分の下10メートル以内の位置に設けること。 三 防護柵は、すき間がないもので、落下の可能性のある資材等に対し十分な強度及び耐力を有する適正な構造であること。 四 各防護柵は水平距離で2メートル以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。	○				
			施工者は、前2項の措置に加え、資材の搬出入、組立て、足場の設置、解体時の材料、器具、工具等の上げ下ろし等、落下物の危険性を伴う場合においては、交通誘導警備員を配置し一般交通等の規制を行う等落下物による危害を防止するための必要な措置を講じなければならない。	○				

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
2. 仮設に関する こと	7. 外部足場	4. 落下防止	<p>施工者は、手順上、鉄網若しくは帆布、防護棚等を外して作業をせざるを得ない場合においては、取り外す範囲及び期間が極力少なくなるように努めるとともに、取り外すことによる公衆への危害を防止するために、危害が及ぶおそれのある範囲を通行止めにする等の措置を講じなければならない。また、作業終了後の安全対策について立入り防止等細心の注意を払わなければならない。</p> <p>資材に荷揚げ・荷下ろし等、落下物の危険性がある場合は、交通誘導警備員を配置すること。 作業手順上、メッシュシート、防護棚を一時的に取り外す必要がある場合は、期間・範囲を最小限に留め、取り外すことにより危害が及ぶ恐れがある範囲は立入禁止措置を講ずること。 歩行者動線の上部等(住棟出入口、通路、駐車場、駐輪場、専用庭、プレイロットに面する箇所)及び作業箇所からふ角75度を越える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、養生棚を設置することとし、以下に留意すること。 ・養生棚は原則、外部仮設足場内の作業のみで組立が可能なものとする。 ・建築工事を行う部分が、地盤面からの高さが10メートル以上の場合にあっては1段以上、20メートル以上の場合にあっては2段以上設けること。 ・最下段の防護棚は、建築工事を行う部分の下10メートル以内の位置に設けること。 ・防護棚は、すき間がないもので、落下の可能性のある資材等に対し十分な強度及び耐力を有する適正な構造であること。 ・各防護棚は水平距離で2メートル以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。</p>	○					
			5. 墜落防止	<p>屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、JIS A 8971(屋根工事用足場及び施工方法)による足場及び装備材の設置を検討すること。</p> <p>仕上工事の施工に当たっては、足場(移動式、簡易式を含む。)からの墜落、転落等の事故防止策を講ずること。</p> <p>屋上・足場からの墜落・転落防止策を講ずること。必要に応じて屋根工事用足場や装備材の設置検討を行うこと。</p>		○			
		6. お客様対応	<p>受注者はお客様より開口部補助錠(二重錠)の貸し出しの申し出があった場合はこれに応じるものとする。</p> <p>夏季及び冬季休暇期間中等にバルコニー側の仮設足場を存置する場合、居住者配慮の為、養生メッシュシートを建地に堅固に巻きつけるよう監督員と協議し計画する。</p> <p>居住者様より、開口部補助錠の貸し出しの要請があった場合はこれに応じること。 お盆休み・年末年始休暇期間中等、バルコニー側に足場仮設がある場合は、メッシュシートを建地に巻き付ける等、居住者配慮を行うこと。 バルコニー側メッシュシートは、通風・採光性に配慮したもので、原則白色のものを使用すること。</p>				○		
			<p>重機類稼働部分には、鉄板、枕木敷等で補強養生し、安全に稼働し得るよう十分注意すること。</p> <p>受注者は住宅用エレベーターを資材等の搬出入に利用する際、養生方法について、所轄の住まいセンターと協議すること。利用にあたっては常時良好な状態を保つため適切な維持管理を行う。</p> <p>火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シートを設ける等の火災防止措置をする。</p> <p>工事の施工に際しては、施工範囲以外の部分に汚損又は損傷を生じさせないよう適切な保護又は養生を行う。</p>				○	○	
		8. 養生	1. 養生	<p>施工者は、建築工事等に伴い粉塵発生のおそれがある場合には、発生源を散水などにより湿潤な状態に保つ、発生源を覆う等、粉塵の発散を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>工事に際し、施工範囲以外の汚損・損傷防止のため保護・養生を行うこととし、以下の点に留意する。 ・重機の稼働部分は鉄板、枕木敷にて行う。 ・住宅用エレベーターを資材搬出入に使用する場合は、日常の居住者様利用に支障が無いよう配慮したものと事前に住まいセンターと協議すること。 ・火気の使用、溶剤作業を行う場合は消火設備の配置と防災シート設置等、火災防止措置を講ずる。 ・粉塵発生の恐れがある場合は、散水による湿潤養生の他、発生源を覆う等の措置を講ずること。</p>	○				
				2. 給排気筒等	<p>養生等によるガス器具の不完全燃焼防止の徹底 受注者は、ガス機器の不完全燃焼等を確実に防止するため、以下に対して一切の養生を禁止する。 ①給湯器本体、②ガス機器等が格納されたメーターボックス等の鋼製建具、③配管類の開口端部、④ガス機器の給排気口及び給排気筒、⑤外壁に設置された全ての給気口、⑥①～⑤の四方1m程度の範囲 ○ 養生を実施しないことで塗料等が付着した場合は、塗装作業終了後、速やかに清掃すること。</p> <p>受注者は「給排気口の養生防止に関する施工計画書」を作成し、監督員及び工事事務所の承認を得ること。なお、作成する施工計画書には以下の事項を網羅すること。 ①給排気口の誤った養生防止の目的(危険性の理解)、②当該建物の給排気口の設置場所を図面等に図示、③養生を行わない範囲の明確化と作業手順、④養生作業開始日及び完了時の確認方法(受注者の確認方法、監督員等との共有方法)、⑤養生作業開始及び完了に係る居住者への周知方法、また、異常確認時の連絡体制及び対応方法等、⑥養生指導会等の養生作業関係者の関係体制 受注者は新規入場教育時に養生指導会を開催し、養生実施作業員に対し、給排気筒の養生に関する危険性及び禁止行為等についての講習を行い、周知徹底を図ること。 受注者は養生作業開始前までに、給排気筒の位置とタイプを全て確認し、養生指導会用の資料を作成し監督員の承認を得ること。 受注者は養生指導会を受講した作業員に対し、受講済みである証明として「腕章等」を交付し管理すること。「腕章等」をしていない作業員には養生作業を行わせてはならない。 受注者は台風又は強風等が予想される場合において、強風の影響で給排気筒の付近の養生材及び足場のシート等が給湯器及び給排気筒にかからないように適切に固定されているかの巡回確認を行い、その巡回結果を監督員へ報告すること。</p>				○

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
2. 仮設に関する こと	8. 養生	2. 給排気筒等	<p>給排気筒を塞がないように十分留意すること。なお、足場材(巾木等)についても、給排気筒を塞がないように十分留意すること。 また、作業中に給排気筒に付いた汚れは速やかに清掃する。なお、当該事故が発生した場合は、その被害の大きさに関係なく、受注者に対し厳しく対応(工事成績評価点において点数を減じる等)する。</p> <p>給排気筒等ガス燃焼機器類の取扱いは次によるものとし、ガス器具の不完全燃焼防止の対策を講じる。 (1) 給排気筒、給排気口及び給湯器本体等ガス燃焼機器類は、養生等で塞いでではない。 (2) 作業中に給排気筒に付いた汚れは速やかに除去する。</p> <p>ガス燃焼機器類の吸排気部分に関する養生は、不完全燃焼による重大事故防止の為、一切禁止する。 吸排気口・吸排気筒等、形状は様々なことから、養生作業実施前に、吸排気部分の位置・形状を漏れなく把握し、養生してはならない箇所として養生指導会資料を作成の上、作業員に周知・教育すること。 養生指導会を受講した作業員に対して、受講済みである証明として腕章等を交付し、腕章等のない作業員に養生作業を実施させないよう巡回確認を行うこと。 強風により吸排気部分付近の養生材、足場シート等が吸排気部分を塞がないよう適切に固定されているか巡回点検の上監督員報告を行うこと。</p>				○	○
	9. 飛来・落下災 害	飛来・落下災害	<p>受注者は、高所作業等で資材等の落下や飛散が予想される場合、火気等の使用作業及び道路掘削等、居住者等に危険を及ぼす恐れのある作業を行う場合には、落下物防止対策等を十分行い、事故の未然防止に万全を期すること。なお、資材等の吊り上げ吊り降ろしについては、資材が落下しないための万全な措置を講ずること。</p> <p>工事現場からの落下物又は飛散物によって、工事現場の内外に危害を及ぼすおそれがある場合は、関係法令に従って防護金網、防護柵等を設け、落下物等による危険の予防措置をする。</p> <p>施工者は、建築工事等を施工する部分が、作業場の境界の近くで、かつ、高い場所にあるとき、その他はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって作業場の周辺に危害を及ぼすおそれがあるときは、建築基準法の定めるところにより、作業場の周囲その他危害防止上必要な部分をネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。</p> <p>施工者は、作業場の境界の近くで、かつ、高い場所から、くず、ごみその他飛散するおそれのある物を投下する場合には、建築基準法の定めるところによりダストシュートを設置する等、当該くず、ごみ等が作業場の周辺に飛散することを防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>住戸内の工事に伴う材料の荷上げ、廃材の撤去は、バルコニー及び階段室の手すり越しに行ってはならない。なお、やむを得ず行う場合は監督員と協議する。</p> <p>高所作業による、資材の落下・飛散の恐れがある場合や、火気の使用、道路掘削等を行う場合は、落下物対策・転落防止対策を万全に行うこと。また、高所から物の投下を行う場合は、建築基準法の定めによるダストシュートを設置すること。なお、住戸内の工事用資材等の荷揚げ荷下ろしは、バルコニーや階段室の手すり越しに行わないこと。</p> <p>玉掛け作業に用いるワイヤロープには、つり荷の重量及び使用状況を考慮したワイヤ径を選定すること。</p> <p>玉掛け作業には有資格者をあて、つり荷の重心位置、固縛状況を確認し、つり荷の落下防止に細心の注意を払うこと。</p> <p>玉掛け作業は、有資格者により実施させ、作業に適したワイヤロープの選定・吊荷の重心、固縛状況確認を行い落下防止に注意すること。</p> <p>工具等が落下し物損又は人身事故が発生する可能性がある作業(足場組立・解体作業及び足場がない建物屋上端部(仮設手すりを設置している場合も含む)で工具を使用する作業等)を行う場合、以下を徹底すること。 ① 使用する工具については、全て落下防止ストラップ付の工具とすること。 ② 作業場下部は、立入禁止区画の措置を徹底すること。立入禁止区画の措置が難しい場合は、ガードマン等を配置すること。 ③ 作業場下部に第三者の所有物(車両等)がある場合、予め所有者に作業時間を周知し、所有物の移動に努めること。所有物の移動が難しい場合は、可能な限り、養生等の落下防止措置を行うこと。 ④ 作業場下部が住戸の一部となり立入禁止区画の措置が難しい場合は、予め居住者に作業時間を周知し、居住者が作業場下部に立ち入らないよう措置をすること。</p>			○	○	○
	10. 構台	構台	<p>施工者は、乗入れ構台を設ける場合には、用途に応じた形状及び規模のものとし、想定される積載荷重及び外力に十分耐える構造としなければならない。</p> <p>施工者は、荷受け構台を設ける場合には、揚重材料に応じた形状及び規模のものを適切な位置に設けるものとし、想定される荷重及び外力に十分耐える構造のものとしなければならない。</p> <p>施工者は、荷受け構台が作業場の境界に近接している場合には、構台の周辺に手すりや幅木を設ける等落下物による危害を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p>施工者は、荷受け構台を設けて材料等の揚重を行うに当たっては、原則として、速やかに揚重材料を荷受け構台上から移送するものとし、やむを得ず揚重材料を荷受け構台上に滞留させる場合には、荷崩れ、風等により飛来落下するおそれのあるものは、堅固な部分に固定する等の措置を講じなければならない。</p> <p>作業構台の計画に当たっては、使用目的に応じた位置、形状及び規模とするとともに、積載荷重及び外力に対して安全な構造とし、墜落、落下等の事故の防止策を検討すること。 作業構台の使用に当たっては、関係者に対して、積載荷重等を明示したうえで、周知させること。</p> <p>乗り入れ構台、荷受け構台を設置する場合は、用途に応じた形状、積載荷重を検討し十分な耐力のある構造とすること。また、設置にあたっては構台周囲に手すり・幅木を取付け落下防止対策と積載荷重表示を行い、関係者に周知すること。</p>	○	○	○	○	○

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕		
3. お客様対応に 関すること	1. マナー	マナー	工事に従事する者は、腕章(住戸内にある場合は腕章及び名札)等身分を明らかにするものを着用するとともに、服装及び言動等に格別の注意を払う。				○			
			工事中、現場代理人及び作業員は腕章、名札等を着用し、身分を明らかにすること。				○			
			現場代理人及び作業員は、団地内は勿論のこと、特に、住戸内に立ち入って行う作業時には、服装の乱れ、粗野な言葉使い等がないよう特段の注意を払うこと。				○			
			工事に従事する全ての者は腕章、名札等の身分を明らかにするものを着用すること。住戸内に立ち入っての作業は、服装・言葉遣いに特段の注意を払うこと。							
			お客様に周知した現場事務所棟の連絡先が、現場代理人等の外出等で不在となった場合に対応するため、当該連絡先には電話の転送等の措置を講じること。						○	
	2. 周知	1. 一般事項	区分所有建物にあっては、受注者は監督員の指示により権利者、管理組合等に工事概要及び仮設計画について十分に説明を行い、事前の了解など、理解と協力を得るものとする。					○		
			受注者は、工事の着工に先立ち、住まいセンター等と協議の上、工事の内容、期間及び注意事項等を記載した文書を作成し、速やかに団地内の下記の場所に掲示する。 ① 工事対象住棟のエレベーターホールや階段室等の掲示板 ② 管理サービス事務所 ③ 屋外掲示板等その他必要と考えられる場所及び監督員より指示のある場所					○		
			上記のほか、必要に応じて工事の実施日等を記載した文書を作成し、別途指示する時期までに当該住棟の階段室掲示板への掲示及び各住戸への「チラシ」配布等により行うものとする。						○	
			工事に伴うエレベーターの停止がある場合は掲示ビラによる事前周知を実施すること。						○	
			掲示した用紙類は、工事が完了した後、速やかに取り外し処分する。						○	
			工事の着工に先立ち、工事名称、工事内容、注意事項、工事期間、受注者名、現場代理人名及び連絡先等を記載した文書を、監督員と協議のうえ、所轄の住まいセンター等の指定する箇所に確認印を押印したものを 掲示 する。また、工事内容、工事期間等に大幅な変更のある場合は、あらかじめ変更の掲示を行う。なお、掲示文書類は、工事が完了した後、速やかに取外し処分する。							○
			工事の施工にあたり、 騒音又は振動 を伴う場合は、監督員と協議のうえ、あらかじめ影響を及ぼすおそれがある住戸にチラシ等で周知し、支障のないよう 十分注意 する。							○
2. 専用部分等に 係る事項		施工者は、建築工事等のために、一般の交通を迂回させる必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、まわり道の入口及び必要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板等を設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通し得るようにしなければならない。	○							
		施工者は、建築工事等の施工に当たっては、あらかじめ当該工事の概要及び公衆災害防止に関する取組内容を付近の居住者等に周知するとともに、付近の居住者等の公衆災害防止に対する意向を可能な限り考慮しなければならない。	○							
		建設機械施工 にあたっては、適時、付近の居住者、関係施設等にそれぞれの工種の概要等について 事前に周知 し、その協力を求めること。			○					
		舗装工は道路の 交通規制 を伴うことや住民の生活圏に接近して行われることが多いため、 周辺生活環境の保全 及び 公衆災害の防止措置 を講ずること。			○					
		工事の着工に先立ち、工事概要(内容・期間・連絡先他)、仮設計画、騒音・振動工事、交通規制等について掲示による周知を行うこと。 掲示場所については、住棟掲示板、管理サービス事務所、その他必要とおられる箇所に掲示し、工事完了後は速やかに取り外すこと。							○	
3. ライフラインに 関する事項		住戸専用部分に係わる工事を行う場合は、当該住戸に工事内容を記載した「チラシ」を配布し、具体的な施工日は別途指示する時期までに「チラシ」等の文書により通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速やかに当該住戸に連絡を行う。					○	○		
		特記なき限り、居住者の財産物の移動は、居住者の負担により行うよう事前に連絡する。					○	○		
3. 近隣	近隣	住戸専用部分に係わる工事を行う場合は、当該住戸に対し、事前にチラシ等を配布して工事内容等を連絡し、更に具体的な施工日をチラシ等の文書により必ず通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速やかに当該住戸に連絡を行う。								
		工事の施工にあたり 停電、断水又はテレビ電波の停波、電話及びインターネット等の通信サービス停止 (以下「停波等」という。)を伴う場合は、あらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ配布等の方法により 周知 し、事故等のないよう十分に注意する。							○	
		既存建物等を破損又は汚損 しないよう注意する。 万一、破損等が生じた時は、受注者の責任において補修等を行う。なお、これに要する費用は全て受注者の負担とする。						○		
		施工者は、周辺構造物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下、構造物の破損及び汚損等に十分注意するとともに、影響を与える可能性のある周辺構造物の補強、移設、養生等及び掘削後の埋戻方法について、その構造物の管理者とあらかじめ協議し、構造物の保全に必要な措置を講じなければならない。	○							
		工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員へ報告する。 (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。 (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、遅滞なくその内容について監督員と協議し、速やかに適切な処置をとり、書面をもってその経緯を報告する。					○			

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕			
3. お客様対応に関すること	3. 近隣	近隣	既存建物等に近接して作業する場合は、破損・汚損に注意し、影響を与える恐れがある場合は、事前に補強・移設・養生を近隣等関係者と協議の上、実施することとし、その協議内容は記録し監督員へ報告すること。								
			工事の施工に伴い 第三者への損害 が生じた場合には、受注者等が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料について、監督員の求めに応じ提示する。					○			
	4. 苦情	苦情	近隣住民並びに 近隣家屋等 に対する 被害補償等 ① 受注者は、工事に当たって、 近隣住民 と災害、公害で 紛争 を生じた場合は遅滞なくその内容を書面をもって監督員に報告する。 ② 受注者は、工事に起因して、 近隣家屋等 に 損害 を与えた場合は、遅滞なく書面をもって監督員に報告する。この場合、都市機構が受注者の責めに帰すべきものでないと認めた場合、これに要する費用は設計変更処理する。 ③ 受注者の責めに帰すべきものか否かの判断するための資料は、監督員の求めに応じて提出すること。					○			
5. 既存駐車車両	既存駐車車両	既存駐車車両	受注者は、仮設工事等に伴い、 既存駐車場の車両を移動させる必要がある場合は 、監督員、機構担当者及び管轄の住まいセンターと協議の上、 移転計画 を策定し、 代替駐車場を確保 することとし、確保に必要な費用は設計変更処理とする。また、駐車場契約者への周知においては、契約者の個人情報を取り扱う場合は、機構及び監督員に限定し、その取扱いは下記のとおりとする。 ① 駐車場契約者情報を取り扱う者は、機構職員及び個人情報に係る特約条項を締結した監督業務受注者である工事監督員に限定する。 ② 取り扱う駐車場契約者情報は、必要最小限(駐車場位置番号、住戸番号、契約者氏名、空き駐車場情報)とする ③ 工事監督員が工事受注者に情報を提供する必要がある場合は、提供できる情報はさらに限定したもの(駐車場位置番号、住棟番号、空き駐車場情報と、部屋番号と契約者氏名は対象外)とする ④ 工事監督員は駐車場契約者情報を監督員事務所内の鍵付キャビネットに保管する等適正な管理に努めると共に、外部に持ち出さないこととする。 ⑤ 工事監督員は、工事が完了するなどして駐車場契約者情報の必要が無くなったときは、速やかに、機構職員に返却する。なお、返却を受けた機構職員は、業務上複写した資料の廃棄処分を徹底する。 ⑥ 機構職員、工事監督員、工事受注者は、協働して駐車場契約車両の移動計画の策定、移動の案内を行うが、業務主体及び業務の流れについては、別に定めるものとする。 ⑦ 必要最小限の情報だけでは対応できない場合は、駐車場契約者への連絡を機構職員が行う。					○			
			4. 土工事・基礎工事等に関すること	1. 一般事項	一般事項	土工事の計画 に当たっては、現地調査及び地盤調査の結果並びに当該工事規模、工期等の施工条件を検討した上で、 適切な構工法を選定 すること。					
			地山掘削 や 山留め支保工 の組立・解体に当たっては、 作業主任者を選任 し、作業を指揮させること。								
			異常を確認した場合は、速やかにその防護措置を講ずること。								
			地業工事の計画 に当たっては、現地調査や地盤調査を行い、埋設物の破損、重機の倒壊等の事故の防止策を検討すること。								
			地業工事の施工に当たっては、所定の有資格者に作業を指揮させること。								
			土工事における掘削・山留作業にあたっては、所定の有資格者、作業主任者を選任し、現場調査・地盤調査を実施の上、埋設物破損や重機転倒防止策を講じて作業・指揮を行うこと。								
	2. 掘削	掘削	施工者は、地盤の掘削においては、掘削の深さ、掘削を行う期間、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより、 山留めの必要性の有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるようにしなければならない 。また、 山留めを採用する場合には、日本建築学会「山留め設計指針」「山留め設計施工指針」、日本道路協会「道路土工仮設構造物工指針」、土木学会「トンネル標準示方書」に従い、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して設計及び施工を行わなければならない 。	○							
			施工者は、地盤が不安定で掘削に際して施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合には、発注者と協議の上、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならない。	○							
			施工者は、掘削箇所内に多量の湧水又は漏水があり、土砂の流出、地盤のゆるみ等が生ずるおそれのある場合には、発注者と協議の上、地下水位低下工法、止水工法等を採用し、安全の確保に努めなければならない。	○							
			施工者は、揚水の排水に当たっては、排水方法及び排水経路の確認を行い、当該下水道及び河川の管理者等に届出を行い、かつ、土粒子を含む水は、沈砂、ろ過施設等を経て放流しなければならない。	○							
			施工者は、地下水工法の選定に当たっては、周辺地盤の沈下及び周辺地域の地下水に係わる影響について検討しなければならない。また、工事中は、定期的に地盤変位等を観測し、異常が認められた場合は、地盤改良工法等の適切な措置を講じなければならない。	○							
			掘削、積込み は、作業の進行にともない地形及び土質が変化していくので、その 状況に応じて 走行、旋回、登降坂等の作業動作を十分考慮した 機械の安全な配置と運行 に努めること。				○				

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕	
4. 土工事・基礎 工事等に関するこ と	3. 山留	山留	施工者は、山留めを設置している間は、常時点検を行い、山留め部材の変形、その緊結部のゆるみ、掘削底面からの湧水、盤ぶくれ等の早期発見に努力し、事故防止に努めなければならない。	○					
			施工者は、常時点検を行ったうえで、必要に応じて、測定計器を使用して、山留めに作用する土圧、山留め壁の変位等を測定し、定期的に地下水位、地盤の沈下又は移動を観測・記録するものとする。地盤の隆起、沈下等異常が認められたときは、作業を中止し、埋設物の管理者等に連絡し、原因の調査及び保全上の措置を講ずるとともに、その旨を発注者その他関係者に通知しなければならない。	○					
			施工者は、親杭、鋼矢板等の引抜き箇所の埋戻しを行うに当たっては、地盤沈下を生じさせないよう、十分注意して埋め戻さなければならない。	○					
			施工者は、埋戻しを行うに当たっては、良質の砂等を用いた水締め、貧配合モルタル注入等の方法により、適切に行わなければならない。	○					
			山留の点検、計測管理の方法及び体制を事前に検討したうえで確立し、地盤及び山留めの崩壊、周辺地盤の沈下、埋設物・構造物の損壊等の事故の防止策を検討すること。		○				
5. 各種工事に関 すること	1. EV設備工事	EV設備工事	昇降機設備の計画に当たっては関連工事、関連施設及び関係者と事前に協議を行い、据付工事開始時期及び据付工法を決定のうえ、その工法に適した安全施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。		○				
			昇降機設備の施工に当たっては、関係者に対して安全対策を講ずること。		○				
				昇降機設備の試運転・調整に当たっては、回転部及びロープへの巻き込まれ、ピット又はオーバーヘッド部分ではさまれ、エレベーターシャフトへの転落等の防止に留意するとともに、関係者に対する安全対策を講ずること。		○			
	2. 外構工事	外構工事	外構工事の計画に当たっては、敷地条件、関連工事間の連係及び敷地周辺への影響を考慮して、使用する機械及び作業手順を決定し、その計画のとおり実施すること。		○				
			外構工事の施工に当たっては、建設機械及び運搬車両との接触等による事故・災害の防止に努めるとともに、現場周辺での第三者に対する事故・災害の防止のための措置を講ずること。また、作業に変更が生じた場合は、関連工事と調整を行うとともに、関係者に対して周知させること。		○				
				外構工事にあたっては、敷地条件・関連工事、周辺への影響を考慮した施工計画を策定し、機械・車両との接触事故をはじめとする第三者災害防止に努めて施工すること。		○			
	3. 解体工事	解体工事	解体工事の計画に当たっては、解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行ったうえで、適正な工法及び手順を決定すること。		○				
			解体工事の施工に当たっては、周辺環境及び第三者に対する配慮並びに飛散、倒壊等による事故・災害の防止策を講ずること。		○				
			施工者は、建築物の外周部が張り出している構造の建築物及びカーテンウォール等外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施について特に細心の注意を払わなければならない。	○					
				施工者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異なる構造の接合部、増改築部分と既存部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分考慮しなければならない。	○				
			焼却炉撤去に伴って生じるダイオキシン類の飛散防止に係る取扱い 受注者は、焼却炉を撤去する場合は、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱(平成14年11月13日付東京都14環改規第116号。以下「要綱」という。)」など関係法令を遵守するとともに、以下の点に留意する。 ①受注者は、契約締結後すみやかに、関係法令に基づく調査及び諸手続きを含めた焼却炉撤去工事に係る工程表を監督員に提出し、承認を受けること。 ②受注者は、推定ダイオキシンの量が要綱で定める自主管理基準を超え、ダイオキシン類により生活環境の被害が生じる恐れがあることが判明したときは、すみやかに監督員に報告するとともに、監督員の指示により当該被害を回避するために必要な措置を講ずる。 ③ 関係法令等に基づき特定行政庁等へ計画書、報告書及びダイオキシン類の調査資料等を提出する場合は、写しを監督員に提出すること。				○		
			解体工事にあたっては、解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行い、周辺環境・第三者に対する安全配慮の上、施工計画の策定及び施工を行うこと。特に、異種構造部の接合部や、片持ち梁等の構造的に自立しない部分の解体には留意すること。	○	○				
4. コンクリート工 事	コンクリート工事	コンクリート工事が他の作業と輻輳する場合は、工事関係者と十分に連絡、調整し、車両走行通路等の表示および安全通路等を設けて、他の作業員などの安全確保の措置を講ずること。				○			
		コンクリートの打設は、定められた打設手順に従い、局所的な集中打設を避けること。				○			
		作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ決めておき、合図を確実に行うこと。					○		
		コンクリートポンプ車の設置にあたっては、ポンプ車の転倒防止のため、地盤を確認するとともに、安定確保のための措置を講ずること。					○		
		架空電線の付近でブームを伸ばして作業する場合は、架空電線への接触防止の措置を講ずること。					○		
		圧送管の閉そく解除及び洗浄作業を行う場合は、作業箇所周辺への作業員以外の者の立入禁止の措置を講ずること。					○		
		コンクリートポンプ車のブームジョイント部周辺の始業前点検を確実に実施すること。					○		
		電動式コンクリートパイプレーターの使用にあたっては、感電を防止するための措置を講ずること。					○		
		コンクリート吹付作業では、作業員の安全のため、粉塵及び騒音等に対する保護具を着用すること。					○		
					電気設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整のうえ、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。		○		

章	節	項	本文	建設工事 公衆災害 防止対策 要綱	建築工事 安全施工 技術指針	建設機械 施工安全 技術指針	発注者独 自の基準	保共仕
5. 各種工事に関する こと	5. 電気設備工事	電気設備工事	電気設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適切に使用すること。		○			
			計画に変更が生じた場合は関係者と協議のうえ、速やかに必要な措置を講ずること。		○			
			電気設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、感電、機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずること。また、受電後、受変電室等への関係者以外の立入りを禁ずること。		○			
	6. 機械設備工事	機械設備工事	機械設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整のうえ、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施すること。		○			
			機械設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適切に使用すること。		○			
			計画に変更が生じた場合は関係者と協議のうえ、速やかに必要な措置を講ずること。		○			
		機械設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、高温、低温、高圧、危険物、感電、電気機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずること。		○				

工事件名

RO ○○団地○号棟他○○棟○○○○工事

保全工事安全管理計画書 標準例

作成日 RO年○月○日

監理技術者 ○ ○ ○ ○

現場代理人 ○ ○ ○ ○

工事事務所
※1

○○○○株式会社

※1 電子印又は記名でも可。

まえがき

目的

UR 都市機構が定めた安全要求性能水準書・安全遵守事項に示された事項について、具体的な管理方法を当保全工事安全管理計画書（以下、保安計画書）として定め、実施するものとする。

適用図書

本工事で使用する設計図書とその優先順位は次のとおり。

- ①追加説明事項及び質疑応答書
- ②現場説明書（安全要求性能水準書・安全遵守事項）
- ③特記仕様書
- ④設計図書
- ⑤各種詳細図、機構住宅標準詳細設計図書 第2版
- ⑥保全工事共通仕様書（令和〇〇年版）建築編
- ⑦保全工事共通仕様書 機材及び工法の品質判定基準、仕様登録集（令和〇〇年版）
- ⑧都市再生機構工事特記基準（令和〇〇年〇〇月版）
- ⑨機材の品質判定基準（令和〇〇年〇〇月版）
- ⑩公共住宅建設工事共通仕様書（令和〇〇年版）

提出時期

保安計画書は、全ての工事項目に亘って計画されるべき安全対策等を集約したものであるため、工事着工前に提出し監督員の確認を以って履行するもの。

ただし、着工前において作業計画が定まっておらず、策定出来ない安全対策等の記載は困難な為、計画が立てられる時期かつ該当工事項目の実施前に追加提出するものとして、分割作成・提出し補完するものである。

目次

1章 総則

1節 一般共通事項

1項	一般事項○
2項	事前準備○
3項	作業日・時間○
4項	休日警備○
5項	連絡体制○
6項	点検・確認○
7項	作業環境○
8項	維持管理○
9項	指導・教育○
10項	消防関係○

2節 関係法令

1項	安全・環境に関する法令○
----	-------------	--------

3節 災害・事故

1項	自然災害への対策・対応○
2項	労働災害への対策・対応○

4節 外国人

1項	受入確認○
2項	指導○
3項	禁止事項○

5節 保険

.....○		
--------	--	--

6節 騒音・振動

1項	一般事項○
2項	作業制限○
3項	対策○

7節 車両

1項	一般事項○
2項	駐車禁止○
3項	表示○
4項	運行ルール○
5項	積載について○

8節	埋設物	
1項	調査・確認○
2項	事前協議○
3項	移設○
4項	保守管理○
9節	立入禁止○
10節	化学物質○
11節	建設機械	
1項	一般事項○
2項	設置使用計画○
3項	点検確認・維持管理○
4項	事故防止措置○
5項	排ガス対策○
12節	発生材等	
1項	一般事項○
2項	処分○
3項	アスベスト等○
13節	危険物等	
1項	貯蔵○
2項	危険物の解体○
2章	仮設に関すること	
1節	一般共通事項	
1項	一般事項○
2項	仮設計画○
3項	点検確認・維持管理○
2節	掲示○
3節	共通仮設物	
1項	事前準備○
2項	仮囲い等○
3項	仮設電気設備○
4節	通路	
1項	計画○
2項	維持管理○
3項	道路上での工事・作業○
5節	工事排水○
6節	仮置き○

7節	外部足場		
1項	計画	○
2項	維持管理	○
3項	侵入防止	○
4項	落下防止	○
5項	墜落防止	○
6項	お客様対応	○
8節	養生		
1項	養生	○
2項	給排気筒等	○
9節	飛来・落下災害	○
10節	構台	○
3章	お客様対応に関すること		
1節	マナー	○
2節	周知		
1項	一般事項	○
2項	専用部分等に係る事項	○
3項	ライフラインに関する事項	○
3節	近隣	○
4節	苦情	○
5節	既存駐車車両	○
4章	土工事・基礎工事等に関すること		
1節	一般事項	○
2節	掘削	○
3節	山留	○
5章	各種工事に関すること		
1節	EV設備工事	○
2節	外構工事	○
3節	解体工事	○
4節	コンクリート工事	○
5節	電気設備工事	○
6節	機械設備工事	○

1章 総則

1節 一般共通事項

1項 一般事項

(1) 目的及び適用範囲

当保安計画書は、「ROO OO団地O号棟他OO棟OOOO工事」の施工における安全配慮事項について計画したもので、工事請負契約書・現場説明書・安全要求性能水準書・安全遵守事項・設計図書等で定められた事項に基づくもの。

本工事を施工するに当たって、当団地の居住者及び周辺住民等、第三者に対する安全措置及び、既存建築物の火災や損壊防止対策を講じ、公衆災害防止に努めるとともに関係法令・保全工事マニュアル等を遵守し、労働災害・第三者災害の防止に努める。また、施工に係る工事関係者には保全工事マニュアルや災害事例情報等を周知し、別途作成する教育指導計画書を以て教育指導を行い、事故・災害の防止に努める。

(2) 疑義・変更

設計変更及び質疑事項等は、書面をもって監督員に通知し、協議の上承諾を得て施工する。

2項 事前準備

(1) 現場調査・施工計画書

工事着工前に設計図書等の内容を確認し、特に下記に留意して現場調査及び各種工事の施工計画書を作成する。

- ・地中埋設管の有無は図面を基に試掘調査等により確認する。
- ・工事進捗によって変化する現場の作業環境を考慮した施工計画を作成する。
- ・現場の立地条件を把握し、工事内容に応じた施工体制、緊急連絡体制を整備する。
- ・ライフラインに係る工事は土曜日に作業することのないよう工程計画を図る。
- ・工事仮設は敷地内に最小限に収め、道路占用は行わない。
- ・原則、公道及び敷地内通路等、一般の通行を制限しない工事計画、工法選定を行う。敷地や工事対象物の配置等から、やむを得ない場合は仮設計画に詳細を記載し事前に承認を得る。
- ・事前調査に基づいた総合仮設計画、工種別施工計画を作成する。
- ・工事における事故・災害（火災、墜落、転落、飛来・落下、崩壊、倒壊、酸素欠乏症等、熱中症、石綿被害、化学物質関連等）防止のための、安全施工に関する技術的方策を講ずる。
- ・法令に定める建設機械の設置等はあらかじめ必要な計画等の届出を行い、計画書に記載する。

- 給水施設内に立入る場合は、水道法に基づいた6カ月以内に1回以上の検便を実施し、結果を監督員に報告するとともに、所轄水道技術管理者宛に立入り許可申請を行う。

(2) リスクアセスメント

工事着手に先立ち、危険性の事前評価（リスクアセスメント）を通じ、公衆災害の危険性を可能な限り特定し、リスク低減措置を講ずる。また、いかなる措置によってもリスクの低減が図られないとされた場合は、発注者と速やかに協議し、円滑な工事進行に努める。

演習用紙1

演習・討議
(年 月 日)

グループ	リーダー	書記	メンバー
			(複数)

演習1のフォークリフト作業について実施します。

1. 作業名 (機械・設備)	2. 危険性又は有害性及び発生のおそれのある災害 *1 (災害に至る過程として「～なので、～して」+「～になる」と記述します)	3. 既存の災害 防止対策	4. リスクの見積り *2				5. リスク低減措置案				6. 措置案想定リスク の見積り *2				7. 対応措置		8. 備考 (残留リスクについて)
			重篤度	可能性	頻度	リスク	重篤度	可能性	頻度	リスク	対策実施日	次年度 検討事項					
フォークリフト 運転作業	①フォークリフトを搬回させるとき、急ハンドルを切ったのでフォークリフトが横転し、シートベルトをしていなかった作業者が投げ出される。	作業前の手順書の確認をしている。	A														
同上	②フォークリフトをバックで運転中、急急に後退したため、後方の横荷に衝突して作業者が投げ出される。	作業前の手順書の確認をしている。	10	2	2	IV (14)				10	1	1	IV (12)	H19 X/25		運転手の定期的な社内技能講習を行う。	
同上	③																
同上	④	<参考：職場のあんぜんサイトより>															
同上	⑤																
同上	⑥フォークリフトを運転中、積荷の昇降に気を取られていたので、後方の作業者に気付くが遅れて発生する。	作業前の手順書の確認をしている。	10	4	2	IV (16)				6	2	1	III (9)	H19 Z/1			
同上	⑦フォークリフトをバックで搬回させるとき、急ハンドルを切ったので、搬出中の横荷が右に傾いて製品が飛び出し、台車と積物を運転中の作業者に衝突する。	作業前の手順書の確認をしている。	6	2	2	III (10)				6	1	1	II (8)	H19 X/22		運転手の定期的な社内技能講習を行う。	

*1：災害の過程をわかりやすく表現します。危険性又は有害性「～なので、～して」+「～になる」のように記述します。

*2：重篤性、可能性、および頻度は、それぞれ第3章（52頁～）の重篤度（災害の程度）、発生の可能性（発生の確率）、および危険性又は有害性に近づく頻度をいいます。リスク欄ではリスクの点数（リスクポイント）を（ ）内に記入します。

<※実際に作成・運用するリスクアセスメント表を添付（別添可）する>

3項 作業日・時間

(1) 作業日

○曜日～○曜日を作業日とするが、騒音・振動を伴う作業は月曜日～金曜日のみとする。

(2) 作業時間

準備：午前○時○分～午前○時○分

作業：午前○時○分～午後○時○分

片付け：午後○時○分～午後○時○分

(3) 休日

日曜・祝祭日及び、お盆期間（○/○～○/○）、年末年始（○/○～○/○）は休工とする。

4項 休日警備

(1) 期間

休日警備の期間は、盆期間（〇/〇〇 〇〇：〇〇 ～ 〇/〇〇 〇〇：〇〇）、年末年始（〇〇/〇〇 〇〇：〇〇 ～ 〇〇/〇〇 〇〇：〇〇）とする。

(2) 警備体制

24時間常駐警備員1名 ・ 保有資格：〇級検定合格（施設）

(3) 警備内容

- ①場内外の巡回点検。
- ②危険箇所や不審なもの（人、車両、物品）の発見・報告。
- ③目立つゴミ等の処理。
- ④保安設備や防犯、防災上必要と認められる箇所の異常の有無の確認及び応急措置や報告
- ⑤不審火の発見、初期消火、通報及び報告。
- ⑥飛散物の確認、足場の状況（外周のみ）。
- ⑦不審者や非関係者の発見、排除及び報告。
- ⑧その他、巡回点検、管理業務に関し必要な事項。

(4) 巡回警備頻度

特定の巡回時間は設けず、1日〇回の巡回を行う。

(5) 禁止事項

警備員は、警備業務に従事中は、次の行為をしてはならないものとする。

- ①喫煙。
- ②相勤者・居住者・通行人等との間で不必要（当該工事に関連のないこと）な会話。
- ③警察官類似行為。

(6) 緊急時連絡

警備員による、緊急時の警察及び消防署へ通報が必要な場合は、必ず現場代理人に相談するよう、指導する。但し人命を第一とする。

- ①災害発生時は警備員が消火に努めるとともに、現場代理人及び警備会社管制本部に報告し、車両の誘導、報道関係者の規制、避難誘導と消火に努める。
- ②事故発生は、負傷者を保護しつつ二次災害防止の為に安全誘導を行う。また現場代理人及び警備会社管制本部に報告し、可能な限り現場保存を行う。
- ③重大災害及び凶悪犯罪に遭遇又は発見した場合には、巡回警備員又は警備会社管制本部より直接警察機関等へ通報することも有り得るものとする。

(7) 巡回実施報告

警備員は巡回実施の報告は、異常の有無に係らず〇回/日、警備会社管制本部へ報告する。

6項 点検・確認

(1) バルコニー点検・手摺点検

工事着手にあたり、バルコニー点検及び手摺点検を実施し、異常がないことを確認した上で作業を開始する。点検結果は所定の書式を用いて、監督員に報告する。

バルコニー点検

外壁修繕その他におけるバルコニー点検と工事完了報告書への記載事項の確認

1. バルコニー点検対象住棟の確認

下記(a)～(e)を除く住棟の、下記(f)～(k)を除くバルコニーを点検する。

(a) 昭和52年度以降に管理開始した住棟 (b) 建替事業着手団地の住棟 (c) PC、HPC工法の住棟 (d) 増築住棟 (BOX住棟を除く(*1)) (e) 過去3年以内にバルコニー点検を実施した住棟	<参考：工事関係標準書式集 様式編-その他 22>
(f) 連続バルコニーの各戸に物置形態のRC造の壁があるバルコニー(*2) (g) ベイバルコニー (h) バルコニー無し (i) 鉄筋位置を正常に保持させるため特殊スペーサーを使用しているバルコニー (調査対象開始年度:47～50年度) (j) 片持ち梁を有するバルコニー (k) 過去に支柱方式、逆梁方式及びブラケット方式で補強したバルコニー	

[注] (*1)BOX住棟の増築部分は、PC工法建物であることから、点検対象外とする。
 (*2)隔板がRC壁形態の場合を含む。

2. 工事完了報告書(引継ぎ、保存用)への記載事項
 ・バルコニー・手摺点検チェック表

以上

バルコニー点検票

バルコニー点検項目

点検内容	非安全性の判定の目安
① バルコニー基部に明らかに構造亀裂と認められるものが相当長さにとわたり発生しているもの	・亀裂巾：0.2mm以上 (名刺1枚の厚さ程度) ・亀裂長：バルコニー長さの1/2以上
② バルコニーの隔板と躯体との間に隙間が生じ、ボルト取付け部に異常が発生しているもの (隔板バルコニー手摺側についても点検)	・隔板取付ボルトが外れかかっているものがある
③ コンクリート袖手摺基部と躯体壁との間に亀裂及び隙間が生じているもの。	[鋼製棒手摺] ・手すり取付ボルトがはずれかかっているもの [コンクリート手すり] ・コンクリート手摺壁面基部の亀裂が上下に貫通しているもの

バルコニー・腰窓手すり点検項目

点検内容	非安全性の判定の目安
④ 腐食、変型、欠損の有無及び取付状態の点検	・取付ボルトの破損又は激失しているもの ・取付ボルトの腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの ・支持部、コンクリート脚部等のひび割れが生じ、脱落又は転倒の恐れがあるもの
⑤ 大平板等、目隠し材の欠損等の有無及び取付状態を点検	・目隠しパネルが破損しているもの ・大平板等、目隠し材が脱落のおそれがあるもの
⑥ 手すり子の取付状態を点検	・ボルトナットに緩みがあり、締め直しが必要なものであるもの ・手すり子が脱落の恐れがあるもの

<参考：工事関係標準書式集 様式編-その他 22>

〇〇〇団地バルコニー・手摺点検チェック表

〇〇号棟

506	505	504	503	502	501
406	405	404	403	402	401
<参考：工事関係標準書式集 様式編-その他 23>					
306	305				
206	205	204	203	202	201
106	105	104	103	102	101

※凡例

402	→	住戸番号
①	→	バルコニー点検結果
④ ⑤	→	手摺点検結果

402	→	該当無しの場合
レ		
レ		

<実際に作成する当工事のチェック表を添付（別添可）する>

(2) 各種施工計画書

施工に当たっては、各種施工計画書を作成し計画のとおり実施する。また、常に計画のとおり作業であるか確認し、計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、速やかに是正措置を講ずる。

【作成予定施工計画書】

- 仮設工事施工計画書
- 下地補修工事施工計画書
- 洗浄工事施工計画書
- 塗装工事施工計画書
- シーリング工事施工計画書
- 防水工事施工計画書
- 床シート張り施工計画書
- 金物工事施工計画書
- 〇〇〇〇工事施工計画書
- 〇〇〇〇工事施工計画書
-
-
-
-

7項 作業環境

常に作業場内外を整理整頓し作業環境の改善、作業現場の美化等に努め、特に作業終了後は毎日工事対象物及び作業範囲、その周辺を清掃、片付けを行う。

- ○○○○（場所）：○○○○○○○○の実施（←具体的な美化作業内容・頻度等）
-
-
-

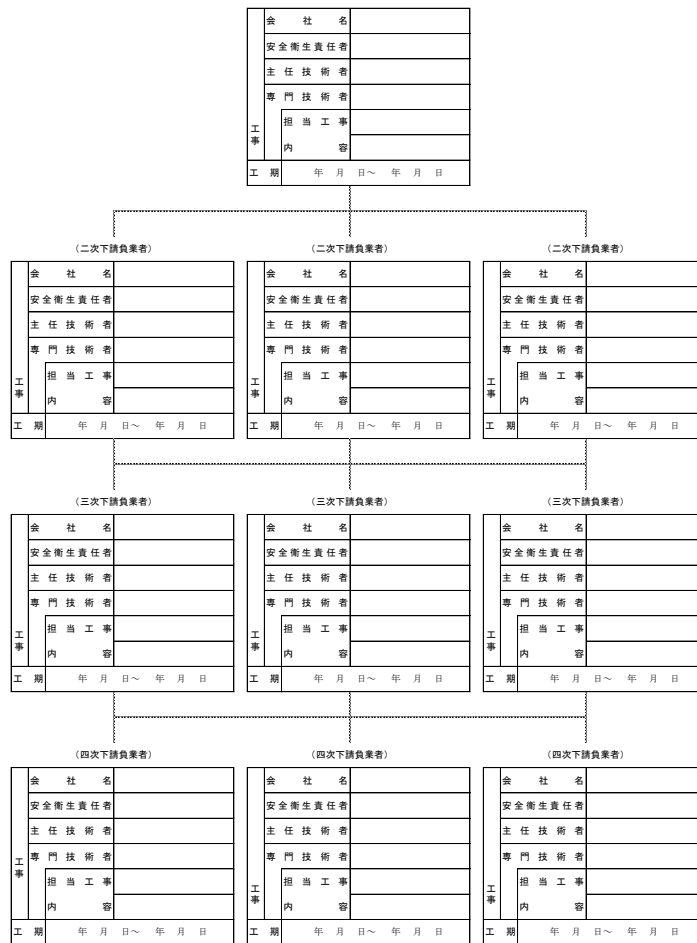
8項 維持管理

工事期間中、工事範囲及び周辺の安全巡視を行い、状況を把握の上、適切に維持管理する。施工管理体制、指揮命令系統は以下とし工事関係者に周知する。

施工体制台帳 様式例-2-乙

令和 年 月 日

下請業者編成表
(一次下請業者＝作成下請業者)



(記入要領) 1. 一次下請業者は、二次下請業者以下の業者から提出された「届出書」(様式例-2)に基づいて本表を作成の上、元請に届出ること。
2. この下請業者編成表で定めきれない場合には、本様式をコピーするなどして適宜使用すること。

＜実際に作成する当工事の下請業者編成表を添付（別添可）する＞

〔施工体制台帳 様式例-3(施工体系図)〕

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工期	自 令和 年 月 日	至 令和 年 月 日			
----	------------	------------	--	--	--

元請	元請 欄				
現場代理人					
監督員					
監理技術者					
専門技術者					
担当工事内容					
専門技術者					
担当工事内容					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者					
長					
副					

元方安全衛生責任者				
-----------	--	--	--	--

9項 指導・教育

(1) 安全教育の実施

工事着工前に、全作業員に対し、安全教育を実施し災害の未然防止と安全意識の向上を図る。

- ・ 工事の概要と作業場の方針
- ・ 作業場内の危険箇所と立入禁止区域
- ・ 担当する作業内容と安全対策（作業手順と災害事例）
- ・ 作業所の規律・マナー・安全心得
- ・ 作業所の安全衛生行事と実施要領
- ・ 作業服及び保護具等
- ・ 車両・建設機械の取扱い
- ・ 火災予防

なお、同時に作業員の必要資格、緊急連絡先、健康診断受講状況、社保等各種保険関係の確認を行う。

(2) 朝礼・〇〇での指導

朝礼では当日の作業内容、作業手順、機械の配置、安全注意事項を説明する。

〇〇では翌日の作業内容、作業手順、機械の配置、安全注意事項を説明する。

(3) 災害防止協議会（安全衛生管理体制）の設置

当社は特定元方事業者として、工事現場の安全衛生を統括管理し、混在作業を行う場合における災害防止の観点から、すべての関係請負人を対象とした、災害防止協議会（月1回以上、定期に開催）を設置する。

本工事の災害防止協議会組織表（安全衛生管理体制表）は、P.12 災害防止協議会兼施工体系図のとおりとする。

(4) その他、安全への配慮

作業所の安全・衛生環境の維持・向上の為に以下を実施する。

- ・ 〇〇〇〇（←例として店社安全パトロール等の具体案）
- ・
- ・
- ・

10項 消防関係

(1) 所轄消防署への届出等

あらかじめ所轄消防署に対し、少量危険物の貯蔵届出書の提出の他、必要に応じて協議、報告、許可申請等を行い、その結果については監督員へ報告する。

危険物貯蔵については、1章13節1項を参照。

(2) 火元責任者

火元責任者は以下のものを正・副として配置する。

正：〇〇〇〇

副：〇〇〇〇

(3) 火気使用場所・消防設備について

火気の使用は必要最小限とし、可燃物付近での火気使用は行わない。また、火花等の発生する作業においては防災シートにて覆う。

- 火気使用予定場所/設置消火設備等

屋上（アスファルト防水トーチ工法）/ABC 粉末消火器〇本

作業員詰所（指定喫煙場所）/ABC 粉末消火器〇本

- 上記以外の消火設備設置場所は

少量危険物貯蔵庫（溶剤塗料倉庫）/ABC 粉末消火器〇本

資材倉庫（発電機・ガソリン（〇リットル携行缶））/ABC 粉末消火器〇本

現場事務所/ABC 粉末消火器〇本

2節 関係法令

1項 安全・環境に関する法令

【遵守すべき法規制等一覧】

以下の関係法令等を遵守し災害・事故防止及び周辺環境の保全に努める。

建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、建築工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針、大気汚染防止法、水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物処理法、建設リサイクル法、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱、環境基本法、土壤汚染対策法、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

なお、本工事内容において該当する遵守すべき法規制を、下表に示す。

次項（参考：法令チェックリスト）

別添2
(平成27年度)

法令等に基づく届出チェックリスト

※1 確認印：工事完了時の完了確認用。設計士：設計担当者からの報告、所長・工事監理者からの報告による。

※2 設計者：在来の場合：Uの設計部門が記入したものを、工事の現場説明書及び監督の仕様書に添付し、工事期間中に当初の記入済みの項目を含めて建設業者が確認する。

設計施工の場合：建設業者の設計部門が記入したものを、工事期間中に当初の記入済みの項目を含めて建設業者が確認する。

設計名称： _____ 設計者： _____ 印
 工事件名： _____ 工事監理者： _____ 印
 工事受注者： _____ 印

完了報告確認(設計課長)※1	完了報告確認(工事事務所長)※1

No.	届出書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあつての留意事項	主に該当する職種	設計者記入欄		建設業者記入欄	届出名記入欄		監理員記入欄
							届出の要否確認	届出期日		届出名	届出日	
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ※条例等については、所管行政庁におかれず修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。												
1 建築基準法に基づく届出												
1	仮使用承認申請書	建築基準法第7条の6	特定行政庁	本部長等		保	○					
2	工事中の消防計画届出書	建築基準法第7条の6	消防長、消防署長	本部長等		電	○					
3	建築設備工事監理報告書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁	本部長等		機	○	○				
4	品質管理調査書	建築基準法第12条第3項	建築主等	本部長等		基	○	○				
5	工事監理報告書(シカク2対策関係)	建築基準法第12条第3項	特定行政庁	本部長等		造	○	○				
6	建築設備工事監理(状況)報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	建築主等								
7	建築工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	建築主等								
8	建築工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	建築主等								
9	鉄骨工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	建築主等								
10	鉄骨工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁	建築主等								
11	建築工事届	建築基準法第15条	知事・建築主事	本部長等								
12	建築物除却届	建築基準法第15条	知事	本部長等								
13	計画通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等								
14	構造適合性判定	建築基準法第18条の2	都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関	本部長等								
15	計画変更通知	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等								
16	建築主等変更届	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等								
17	設計変更申請書	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等								

＜参考：法令等に基づく届出チェックリスト＞

＜実際に作成する当工事のチェックリストを添付（別添可）する＞

作業主任者一覧表

法令条例同意事名	主な内容	資要件	名称	チェック欄
労働安全衛生法規則	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業	技師講習修了者	地山の掘削作業主任者	
労働安全衛生法規則	土止め支保工の切りばり又は掘削工の取付又は取外し作業	技師講習修了者	土止め支保工作業主任者	
労働安全衛生法規則	型枠支保工の組立又は解体作業	技師講習修了者	型枠支保工の組立等作業主任者	
労働安全衛生法規則	吊り足場、引出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業	技師講習修了者	足場の組立等作業主任者	
労働安全衛生法規則	建築物の骨組又は骨格であつて、金属製の部材により構成されているもの（その高さが5m以上であるものに限り）の組立、解体又は変更の作業	技師講習修了者	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	
労働安全衛生法規則	高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技師講習修了者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	
石綿規則	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する装束その他の物を取扱い及ぶ業務	技師講習修了者	石綿作業主任者	

＜当工事に必要な作業主任者チェック欄に○を記入＞

誘導員等の配置を必要とする業務の一覧

誘導所	関係法令	チェック欄
車両系建設機械の転倒、転落又は滑倒防止	労働安全衛生規則	
架空電線等近接の工作物の建設、解体等のくい抜き機、移動式クレーン等を使用する作業	労働安全衛生規則	

<当工事に該当する業務がある場合はチェック欄に○を記入>

3節 災害・事故

1項 自然災害への対策・対応

現場における地震・異常気象時の対応については、正確で迅速な情報収集と災害防止対策を実施する。

(1) 連絡設備と指示の確認

現場事務所と作業場間の連絡のための設備（携帯電話、拡声器、サイレン等）を必要に応じて設置する。

(2) 作業中止と巡回点検

- ・天気予報等で異常気象が予想される場合、工事責任者は作業予定を検討し、気象状況に応じて作業を中止する。
- ・作業を中止した場合でも、工事責任者は、必要に応じて工事現場内の巡回点検を実施し、工事現場内を管理する。
- ・危険箇所を発見した場合は、立入禁止措置と表示を速やかに行い、必要に応じて災害防止処置を講ずる。

(3) 作業再開時の措置

- ・警報、注意報が解除され作業を再開する場合、工事責任者は必ず危険がないかの点検を行う。特に、足場上の作業を行う場合には、異常がないことを確認する。

(4) 各異常気象に対する措置

・大雨に対する措置

大雨による土・基礎工事中の土砂崩れ、降雨により沈没、転倒のおそれがある部分への立入禁止の表示を行う。また、大型建設機械等がある場合、安全な場所への移動又は転倒防止措置を講ずる。

・強風に対する措置

強風が予測される場合は、クレーン等の転倒・逸走防止措置、足場の養生シート類の取外し、屋上仮置き資材等の飛散防止対策、落下防護棚（朝顔）の折たたみ・ロープ固定・万能板の取外し等、使用機材メーカーの指針に沿った強風時の取扱い、足場転倒防止措置等の必要に応じた対策を講ずる。

・雪に対する措置

作業用通路、足場等は、除雪するか、滑動防止措置を講ずる。

通路危険箇所の赤旗等による立入禁止措置、転倒防止措置を講ずる。安全設備の表示・掲示板等に付着した雪は、取り除き見やすくする。

- 雷に対する措置

雷雲の発生や接近の情報を入手した場合、その状況に応じて落雷の恐れのある場所での作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させる。

- 地震に対する措置

中震（震度 4）以上の地震発生後は、作業を開始する前に足場等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修する。

- 大地震に対する措置

震度 6 以上の場合、工事責任者は、直ちに作業を中止して、作業員を安全な場所に避難させる。

地震が沈静化しても工事現場内にすぐには入らず、外部の安全な場所から目視により被害調査を行い、安全を確認後、所定の作業前の巡回点検を実施し、異常がないことを確かめ作業を再開する。

特に、重機類及び電気系統の点検は、有資格者の点検を受け、異常がないことを確認してから使用する。

なお、異常がある場所への立入禁止措置と表示を行うなど災害防止措置を講ずる。地震沈静後は、工事責任者の指示により、二次災害の防止及び近隣への対応を行い、特に、人命救助等の活動を優先する。

2項 労働災害への対策・対応

緊急事故発生の場合は、緊急連絡体制の則り、関係部署等と連絡を取り合い、適切な処置を講ずる。

(1) 緊急連絡体制

連絡体制は P.8 緊急連絡体制表により速やかに報告を行う

(2) 応急措置

人命救助を最優先の上、立入禁止等の二次災害防止措置を行う。

(3) 再発防止対策

当該事故を発生させた作業の再開に当たっては、再発防止策を講じ、関係者と調整の上、工事再開の許可を得てから開始する。

4節 外国人

1項 受入確認

外国人労働者を入場させる場合は、以下の関係法令等を遵守し、適正かつ円滑な受入を行う。

(1) 関係法令等

- ・外国人建設就労者受入事業に関する告示
- ・外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン
- ・外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン

(2) 確認事項

- ・施工体制台帳等により外国人建設就労者の従事の状況を確認する。
- ・受入建設企業から外国人建設就労者建設現場入場届出書による報告があった場合は、その記載内容と実際の受入状況の整合性を確認する。
 - ①「1.建設工事に関する事項」のうち「施工場所」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「就労場所」の範囲内にあるか。
 - ②「2.建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「従事させる業務」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる業務の内容」の範囲内にあるか。
 - ③「2.建設現場への入場を申請する外国人建設就労者に関する事項」のうち「現場入場の期間」が「3.受入建設企業・適正監理計画に関する事項」の「従事させる期間（計画期間）」の範囲内にあるか。

2項 指導

当社は当該工事に従事する全ての外国人受入建設企業に対し、直接の契約関係にある下請け企業に指示し、又は協力させ、これを統括する或いは直接の契約関係にある下請企業がその規模に鑑みて明らかに指導等実施困難であると認められる場合には、直接指導を行う等の取組みを講ずる。

3項 禁止事項

当社は外国人受入建設企業が雇用する外国人建設就労者について、受入に関する役割及び責任が新たに生じることを理由に、その現場入場を拒否しない。

5節 保険

労働者災害補償保険法を遵守し、保険関係成立に係る諸手続を遅滞なく行う。

なお、労災保険加入後に所轄労働基準監督署に提出した保険関係成立届（写）又は様式-08「労災保険加入確認書」等、労災保険の加入が証明できるものを監督員に提出する。次項（参考：工事関係標準書式書式集 様式編-その他 07）

労 災 保 険 加 入 確 認 書

保 険 関 係 成 立 状 況						
労働保険番号		府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
元請業者	名 称 (又は氏名)					
	所在地					
確 認 工 事 内 容						
発注者名						
工事名称						
工 事 所 在 地						
契約番号						
工 期						
請負金額						
労働局 所轄労働基準監督署 確認欄						

<実際に作成する当工事の労災保険加入確認書を添付（別添可）する>

6節 騒音・振動等

1項 一般事項

振動、騒音、粉塵、石綿等、有機溶剤等、建設機械の接触・転倒事故等による周辺への影響を考慮した対策を講ずる。

2項 作業制限

騒音・振動・粉塵等の発生する以下の作業については、1章1節3項のとおり、休日・祝祭日をはじめ、土曜日には行わない。

- ・○○○○作業
- ・○○○○作業
- ・○○○○作業
- ・
- ・
- ・

3項 対策

(1) 騒音・振動対策

低騒音型タイプの発電機を使用し騒音がより低減できる様作業を実施する。また、ハンマードリルは低振動・低騒音ハンマードリルを使用し環境へ配慮する。
仮設材搬出入ユニック、資材搬入トラック、産廃搬出トラック等の急発進、急停車等による騒音・振動は絶対にしない様指導を徹底する。

(2) ゴミ・粉塵対策

産業廃棄物の発生抑制に努め、工場加工の増加、包装・梱包の簡略化、無梱包化の工夫等を実施する。
産業廃棄物の分別・再資源化を促進する。
現場内は常に整理整頓を行い、昼食時の弁当の残材、空き缶等は袋に入れて必ず持ち帰る。
コンクリートなど躯体への作業時には、集塵機能を有する低騒音・低振動ドリルを使用する。
喫煙は、作業員詰所等の指定場所のみで行い、歩行中、作業中の禁煙を徹底する。

(3) 水質汚濁防止対策

汚水管は、汚水枡に接続し、雨水枡に接続しないように十分注意する。
現場の手洗い等の各排水は、沈殿槽を配置し、発注者の承認を受けた屋外汚水枡に接続する。なお、刷毛等の塗料道具洗い等は禁止する。
重機を使用する場合、給油作業及びグリース補給の際に、流出事故を起こさない様に、指導徹底する。

(4) 工事場所隣接への事前説明

工事場所隣接地域への影響が予想される場合は、監督員と協議し事前に隣接地住民へ十分な説明を行う。

7節 車両

1項 一般事項

(1) 工事用車両搬送計画

工事着手前に当団地周辺の交通事情等を確認する。団地居住者様の車両の出入りを妨げることなく、また交通量の多い時間帯での工事車両の出入りを控える等、円滑な車両運行及び接触事故防止の為に運行経路・搬送計画を策定する。

また、車両制限令等、法令にて事前通行許可が必要な車両を使用する場合は、遅滞なく許可を取得する。

(2) 接触事故・損傷を与えた場合

工事用車両の運行に当たって、道路構造物・団地内構造物・施設他、第三者の財産に損傷を与えた場合は、当該管理者・所有者に直ちに報告し、当社費用にて現状復旧する。

2項 駐車禁止

(1) 駐車禁止区域

公道での違法駐車は勿論のこと、団地内路肩や空地等へ許可なく駐車はしない。また、協力会社への指導を徹底し、順守するよう指導する。

(2) 工事用運搬車両の駐停車場所

工事用車両を駐車しての資材の積込み・積降し場所は、下図とし、駐車車両の区画、交通誘導員の配置を行った上で作業する。

添付：車両配置図（車両駐車位置・区画範囲・誘導員配置位置・工事用車両駐車時の周囲の通行に支障がないことが分かる図を添付）

(3) 団地内通勤車両の駐車場

〇〇地区 No. 〇〇～〇〇、No. 〇〇～〇〇 （全〇〇台）

〇〇地区 No. 〇〇～〇〇、No. 〇〇～〇〇 （全〇〇台）


3項 表示

(1) 工事用車両及び通勤車両に付する表示

- ・ 走行時及び駐車時に工事用車両と分かる表示を以下により行う。
- ・ 駐車時に工事関係の通勤車両と分かる表示を以下により行う。

次項（参考：工事関係標準書式集 資料編-施工 01）

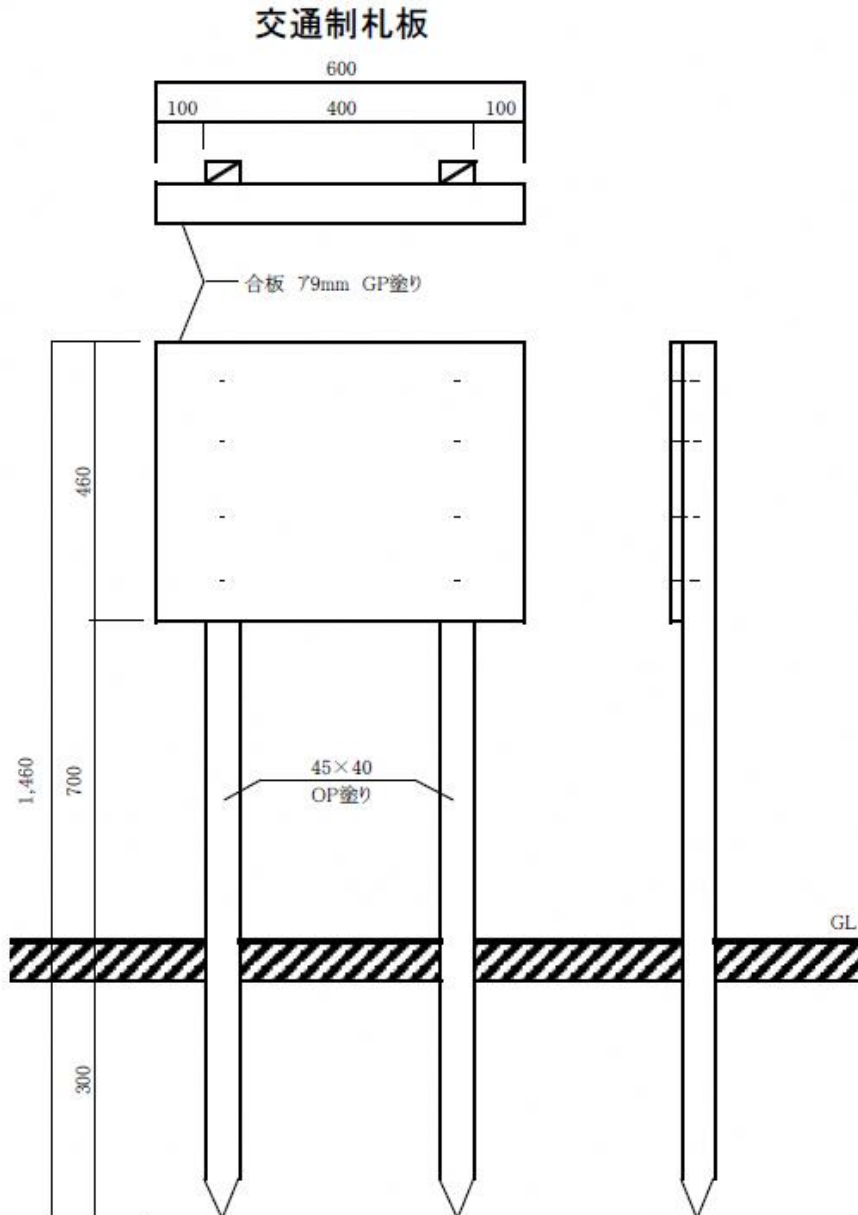
工事関係車両表示
(ステッカー詳細図)

○○○○工事 工事関係車両 No.○○ ○ ○ 会社 連絡先 ○○○-○○○○-○○○○ 都市機構許可車両  UR 都市機構	1 5 0 以上
300 以上	

- ・ 連絡先、電話番号を記入すること。
- ・ ステッカーには通し番号を記載し、請負業者にて工事関係車両の管理を行うこと。
- ・ 表示内容は監督員と協議すること。

(2) 交通制札板

- ・監督員と協議の上、団地内に交通制札板を設置し、工事用車両の制限速度、一時停止等の注意喚起を実施する。



- ・工事用車両の運転手が見やすい位置に設置する。
- ・UR団地内工事の場合は設置場所は、住宅管理センターと打合せること。
- ・材質 合板：ラワン合板、その他：つが
- ・塗装 OP（白）2回塗り、文字は黒とする。
- ・表示内容は、監督員と協議すること。

4項 運行ルール

団地内の工事車両における下記運行ルールを遵守し、交通災害防止に努める。

- 団地内は常時徐行運転を徹底する。
- 子供の飛び出しが予想される場所や出入口付近や交差点等、出会いがしら事故防止措置のため、上記3項の交通制令板等による一時停止等注意喚起に努める。
- 積み卸し時の発進・後退等は、誘導員を配置し人身事故防止に努める。
- 運転手が運転席から離れるときは、駐車ブレーキを完全に機能させ、車輪止めをセットし、逸走防止措置を講ずる。
- 車両に付着した泥等の汚れ（主にタイヤ）による団地内外の道路汚染を防止するための水洗い場を設け、必要に応じて清掃を行う。
- 居住者他、第三者の車両通行を優先し、交差点や狭路等では路肩に寄る等配慮する。

5項 積載について

工事用車両に資材・廃材等を積み込む場合は、以下に留意する。

- 荷台にはシートを全面に掛け、運搬中の資材等の落下防止対策を講ずる。
- 資材廃材等の運搬車両を扱う会社に対し、過積載防止についての指導・教育を行う。
- 残土、鉄筋、コンクリートブロック、ガラ等の重量物を運搬する際は特に注意し、搬出を行う。
- トラック荷台のさし枠等不正改造車は一切の搬出入を禁止する。

8節 埋設物

1項 調査・確認

工事に先立ち、地下埋設物について、杭施工場所（仮囲い等の支持として連続して単管パイプ打込み作業含む）、重機掘削場所、重量物が乗る場所などの付近に埋設物が無いか確認する。

埋設物とは、電気、電話、ガス、給水、工水、緊急ケーブル、雨水、汚水等の地下埋設管を指す。

確認方法は、施工箇所付近の平面図・外構図面等を基に試掘等調査を行い位置・深さを確認する。また、図面が無い場合や図面に疑義が生じた場合等においても同様に試掘等調査を行う。

不使用の埋設配管を撤去する場合や栓止めを行う際も同様に、配管ルートを確認するとともに、関係者の立会（水道会社・ガス会社等）によって安全確認を行った上で作業する。

2項 事前協議

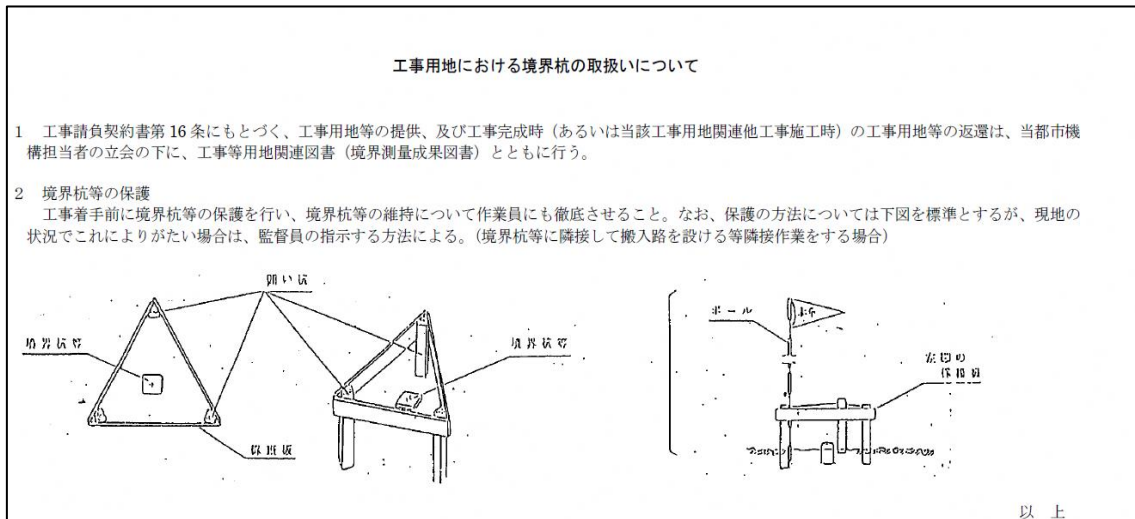
工事に先立ち、計画上、地下埋設物の保全対策が必要と予想した場合は、埋設物管理者と事前協議を行い、協議内容に従って養生等の保全対策を講ずる。

3項 移設

施工計画上もしくは上記2項事前協議によって埋設物の移設が必要とされた場合は、調査資料、事前協議書、移設計画図等を添えて監督員と協議する。

4項 保守管理

本工事で新たに設置した地下埋設物、移設物、栓止め（管閉塞）の位置には表示杭等を設け、下記の「工事用地における境界杭等の取扱いについて」に準じて保守点検を実施する。



9節 立入禁止

工事中、第三者の飛来落下、墜落・転落災害防止のために、適宜立入禁止処置を施す。立入を禁止するための仮設物を設置する際の留意事項他は以下とする。

(1) 立入禁止仮設設置場所

- ・設計図書に図示された位置及び監督員が指定する位置
- ・路肩等、第三者の通行する場所に近接し掘削を行っている箇所付近
- ・クレーン等重機旋回範囲
- ・高所からの資材荷揚げ・荷降し箇所付近

(2) 立入禁止場所の仕様

- ・カラーコーン、ロープ、ガードフェンス等、作業内容に応じて適宜資材を選定し、明確に立入禁止区域全周を区画する。

- ・立入禁止区画は、その旨を看板・立札により明示する他、夜間において区画を継続する場所においては、注意灯やセンサーライトを併用し注意喚起を行う。

(3) 作業種別区画方法

当作業所における立入禁止措置の方法は下記のとおり実施する。

- ・屋上防水材等荷揚げ・荷降し時（クレーン使用）・・・別添1（図示）
- ・足場組立解体時の荷揚げ・荷降し作業（ホイスト使用）・・・別添2（図示）
- ・〇号棟住棟前、資材仮置き場・・・別添3（図示）
- ・〇〇〇〇〇〇・・・別添〇（図示）
- ・
- ・
- ・

10 節 化学物質

(1) 塗装、シーリング、接着材その他化学製品の取扱い

- ・当作業所に搬入する化学製品材料は全て安全データシート（SDS）を常備し、作業員に対し記載内容の周知徹底に努める。
- ・化学製品の内、危険物に該当するものも貯蔵に関しては、1章13節1項により適切に貯蔵管理する。

(2) 化学物質のリスクアセスメント

- ・労働安全衛生法に従い、当作業所にて使用する化学製品におけるリスクアセスメントを実施し、SDSの常備と併せて作業員に周知する。

次項（参考：リスクアセスメント実施レポート（職場の安全サイトより））

リスクアセスメント実施レポート

事業場名	リスクアセスメント実施日	次回予定日		
リスクアセスメント実施責任者氏名	リスクアセスメント実施担当者氏名			
1. リスクアセスメントを実施した作業(化学物質・製品を用いた作業)				
例) 溶剤Aを用いた洗浄作業				
2. リスクアセスメントを実施した化学物質名(または製品名)				
	名称	CAS番号		
物質①				
物質②				
物質③				
物質④				
3. リスクアセスメント結果				
物質①	有害性	手法	例) 厚生労働省コントロール・バンディング	
		リスクの程度	例) リスクレベル3	
		リスク低減措置	内容	例) 高所排気装置を導入
	対応状況		<input type="checkbox"/> 対応する <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施期限 完了日	
		備考	例) リスク低減措置を導入しない理由	
	手法	例) 厚生労働省スクリーニング支援ツール		

<参考：リスクアセスメント実施レポート（職場の安全サイトより）>

		リスク低減措置	対応状況	実施期限	
				完了日	
			備考	例) リスク低減措置を導入しない理由	
物質②	有害性	手法	例) 厚生労働省コントロール・バンディング		
		リスクの程度	例) リスクレベル3		
		リスク低減措置	内容	例) 高所排気装置を導入	
	対応状況		<input type="checkbox"/> 対応する <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施期限 完了日		
		備考	例) リスク低減措置を導入しない理由		
	手法	例) 厚生労働省スクリーニング支援ツール			
危険性	リスクの程度	例) 装置・機器においてリスクが高いおそれがある			
	リスク低減措置	内容	例) フェールセーフを導入		
		対応状況	<input type="checkbox"/> 対応する <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 現状維持 実施期限 完了日		
		備考	例) リスク低減措置を導入しない理由		

<実際に作成する化学物質のリスクアセスメント表を添付（別添可）する>

1.1 節 建設機械

1.1 項 一般事項

使用する建設機械は、安全作業が出来る十分な能力と目的に合った用途の機械を選定し、安全に運用する。

施工、運転、組立・解体に当たっては、作業指揮者、指導員、有資格者、その他必要な要員を適切に配置するとともに、作業日時、場所、手順、安全対策を関係作業員へも周知する。また、建設機械の使用は作業場内を原則とし、場外での使用やそれに伴う公道での走行には、道路関係法令を遵守し、区画と交通誘導員による監視・誘導に努める。

2項 設置使用計画

使用する建設機械は以下とする。

- ○○t ラフター

能力（定格荷重等）最大吊り上げ荷重○t

設置場所：○号棟○側

設置期間：○月○日～○月○日等

使用目的：屋上防水材の搬入、撤去材の搬出

安全対策：アウトリガーの完全張り出し

枕木・敷板を用いて支持地盤の水平性と沈下防止措置を行う。

作業半径内の立入禁止区画をカラーコーン・バーにて実施する。

監視員及び交通誘導員を設置場所の通路側に配置する。等

必要な資格：移動式クレーン運転免許（5 t 以上）若しくは

小型移動式クレーン運転技能講習（1 t 以上5 t 未満）若しくは

移動式クレーンの運転の業務特別教育（1 t 未満）

- ○t ユニック

○○○○：

○○○○：

- ゴンドラ（型式番等○○○○）

○○○○：

○○○○：

- ホイスト（定格荷重○○○kg）

○○○○：

○○○○：

- ○○○○○○

○○○○：

○○○○：

3項 点検確認・維持管理

建設機械に関する各種点検・確認内容は以下として実施する。

【機械使用開始前】

- ・ 施工計画において選定したとおりの機械であること。
- ・ 法定点検が行われ、その検査記録等の書面があること。
- ・ 運転者等、使用者が資格者証を保持していること。
- ・ 運転者等、有資格者の氏名が機械に表示されていること。
- ・ 定格荷重、積載荷重等、機械の性能・能力が表示されていること。
- ・ 建設機械及び附属するロープ・ワイヤー・その他工具類の始業前点検の実施確認及び点検表の記入状況の確認。

【機械設置中・使用中】

- ・ 建設機械の用途外使用が行われていないことの確認。
- ・ 安全装置を解除しての作業が行われていないことの確認。
- ・ 建設機械作業が手順通り行われているかの確認。
- ・ 休憩時や作業終了時に安全装置が作動していることの確認。
- ・ 休憩時や作業終了時に原動機等の鍵が外され、所定の保管場所で保管されていることの確認。

4項 事故防止措置

建設機械の事故防止措置は、1章11節2項 設置使用計画の安全対策による他、以下の留意事項に考慮した防止措置を講ずる。

【崩壊・倒壊災害の防止】

- ・ 建設機械の設置場所は、事前に確認に、地盤崩壊の恐れのない強度のある、水平な場所であることを確認する。
- ・ アウトリガーは完全張り出しの上、枕木・敷板等により、機械の水平設置及び地盤沈下の防止を行う。

【飛来落下災害の防止】

- ・ クレーン等吊荷の直下部は立入禁止区画を行う。
- ・ 高所での資材取扱いの際は、他作業との上下作業を禁止する。
- ・ 玉掛け作業は有資格者により行い、台付けワイヤーを玉掛ワイヤーとして使用しないよう注意する。

【接触事故の防止】

- ・ 作業区画を行い、第三者との接触事故防止に努める。
- ・ 作業には必要に応じた監視員・誘導員・合図員を適宜配置する。
- ・ 建設機械を用いた路肩での作業及び搬出入トラック等その他車両を用いた積み込み・積降し、後退時等は交通誘導員を配置し、安全誘導を行う。

- ・クレーン等のアーム・ブームによる高圧線や既存建物との接触、ゴンドラ等のはさまれ事故防止の為にセンサーや過巻防止装置を活用する。
- ・車両系建設機械や、トラック等の停車時、休止時は車輪止めを設置し、逸走防止措置を講ずる。

5項 排ガス対策

当作業所にて使用する建設機械については、オフロード法を遵守し、該当する建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用する。

【使用予定建設機械】

- ・〇〇〇〇
- ・〇〇〇〇

12節 発生材等

1項 一般事項

- ・発生材の取扱いについては建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等による他、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。
- ・産業廃棄物の発生抑制に努め、工場加工の増加、包装・梱包の簡略化、無梱包化の工夫等を実施する。発生した産業廃棄物は分別・再資源化を促進する。

【分別種別】

- ・金属くず（建具・手摺・鉄筋等）
- ・段ボール（各種梱包材）
- ・
- ・
- ・
- ・混合（その他）
- ・現場内は常に整理整頓を行い、昼食時の弁当の残材、飲料水の空き缶等は袋に入れて必ず持ち帰り一般廃棄物は発生しないよう努める。
- ・引渡しを要すると指定されたもの、再利用を図るもの及び再資源化を図るものは特記により、数量調書作成の上、監督員に提出する。

2項 処分等

- ・発生した産業廃棄物は廃棄種別に常時シートにて覆い、荷崩れ防止措置の上、集積し、随時搬出処分する。
- ・搬出処分する産業廃棄物は産業廃棄物管理票もしくは電子マニフェスト受渡確認票を監督員へ提出する。

3項 アスベスト <特記によりアスベストが含まれる場合に記載>

【事前調査】

- ・工事着手に先立ち、当団地の作業範囲において既存建材等にアスベストが含まれているか、各仕上げ材をサンプリングの上、専門調査会社による分析を行う。

【撤去までの流れ】

- ・アスベストが含まれていると判明した場合の、アスベスト撤去・処分方法は特記の他、安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法を遵守し、所轄労働基準監督署等の指導に従い実施するとともに、適宜、計画書の作成・届出を行う。

(参考 URL :

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000093866.pdf>

(厚生労働省ホームページより)

【撤去等の区別・保護具等】

- ・存在するアスベストの飛散性、非飛散性、作業レベル毎の撤去等作業及び保護具等は下記リンク先 P88「アスベストを取り扱う作業に使用する保護具」に準じる。

(URL : https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/0000022625_1.pdf)

(石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル 厚生労働省ホームページより)

【計画書】

アスベスト含有建材撤去工事計画書を作成する際は下記事項を網羅する。

(なお、作業レベルは3として記載)

- ・撤去建材の対象住棟、部位、アスベスト種別の一覧
- ・事前調査内容(部材・建材種別サンプル採取箇所など)
- ・調査結果報告書の写し
- ・調査結果より、撤去する建材の概算数量の種類別一覧
- ・撤去作業手順
- ・撤去時に掲示する表示・看板例
- ・石綿作業主任者の明記、資格者証(技能講習終了証)
- ・撤去材の保管、運搬方法(保管場所は総合仮設計画図に図示、運搬・処分業者一覧(建設廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物運搬・処分業許可証の写し))

1.3節 危険物等

1項 貯蔵

有機溶剤等の危険物の作業所内貯蔵は、種類毎の指定数量を超えて貯蔵しないよう管理するとともに、指定数量の消防法その他関係法令に1/5以上を保管する場合は、危険物貯蔵所を設置すると共に、所轄消防署に事前届出・許可を受けて使用する。貯蔵量の管理は、危険物貯蔵所毎に下表を用いて行う。

少量危険物貯蔵管理表

<参考例>

材料名	製品(規格) 又産地	荷姿(kg)	比重	ℓ換算	数量缶	L換算合計	性質	第4種 第1石油	第4種 第2石油	第4種 第3石油	第4種 第4石油	最大ℓ数	係数
塗装材	〇〇塗料 主剤	12.8	1.46	8.8	15.0	131.5	非水溶		○			1000	0.1315
	〇〇塗料 硬化剤	3.2	0.94	3.4	15.0	51.1	非水溶		○			1000	0.0511
	△△塗料 主剤	13.5	1.18	11.4	15.0	171.6	非水溶		○			1000	0.1716
	△△塗料 硬化剤	1.5	1.06	1.4	15.0	21.2	非水溶		○			1000	0.0212
	◇◇塗料 主剤	13.5	1.18	11.4	15.0	171.6	非水溶		○			1000	0.1716
	◇◇塗料 硬化剤	1.5	1.06	1.4	15.0	21.2	非水溶		○			1000	0.0212
	××シンナー	16.0	0.79	20.3	12.0	243.0	非水溶		○			1000	0.2430
	小計係数												0.81
材料名	製品(規格) 又産地	荷姿(kg)	比重	ℓ換算	数量缶	L換算合計	性質	第4種 第1石油	第4種 第2石油	第4種 第3石油	第4種 第4石油	最大ℓ数	係数
防水材	〇〇防水材 主剤	8.0	1.06	7.5	10.0	75.5	非水溶				○	6000	0.0126
	〇〇防水材 硬化剤	16.0	1.60	10.0	10.0	100.0	水溶		○			2000	0.0500
	△△防水材 主剤	8.0	1.06	7.5	10.0	75.5	非水溶				○	6000	0.0126
	△△防水材 硬化剤	16.0	1.60	10.0	10.0	100.0	水溶		○			2000	0.0500
	小計係数												0.13
	合計係数												0.94

<実際に作成する危険物貯蔵管理表を添付(別添可)する>

2項 危険物の解体

解体工事時にガスバーナ等を用いてオイルタンクやアスファルト防水層に近接した部材を切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な措置を講ずる。

2章 仮設に関すること

1節 一般共通事項

1項 一般事項

足場、資材置き場他、仮設電気等、全ての仮設物について、関係法令遵守の上、現場条件、立地条件を考慮し、安全・防犯・居住者様のプライバシー、居住環境に配慮した計画を策定する。

また、工事に伴う倒壊及び崩落などの事象によって周辺の道路構造の保全及び道路の機能の確保に影響を与える可能性がある場合には、道路占用許可を要しない場合であっても、あらかじめ道路管理者に連絡するとともに、道路管理者の指示を受け、又は協議により必要な措置を講ずる。

【総合仮設計画図添付】（必要に応じて部分詳細図）

（図上に記載する内容は以下を網羅したもの）

- 現場事務所、詰所、監督員事務所、倉庫等の仮設ハウス
 - 位置、規模、構造、出入口（施錠方法）
- 資材、廃材置場
 - 範囲（住まいセンター承諾範囲内）、区画方法、出入口（施錠方法）、コンテナ、フレコンパック等種別・大きさ、アスベスト含有建材の撤去がある場合は専用の保管場所
- 仮囲い
 - 構造（支持方法含む）、範囲、高さ、出入口（施錠方法）
- 喫煙場所
 - 位置、範囲、消火器設置位置
- 仮設トイレ、手洗い場、
 - 設置什器の種類、位置、規模、排水経路、排水に使用するマンホール
- 共通仮設設置範囲内若しくは隣接する、既設設備位置
 - 消火栓、マンホール、散水栓、メーターボックス、照明センサー等の使用・点検に支障がないことが分かる図であること。

2項 仮設計画

仮設計画に当たっては、以下に留意する。

- 連休や地震・台風等自然災害時の安全対策、連絡体制について整備する。
(1章1節5項参照)
- 緊急車両の進入、住棟の寄り付きを検討し、必要に応じて消防署の確認・届出を行う。

- 仮設物の組立・解体作業手順を明確に施工計画書に記載し、これを遵守するよう作業員等関係者に周知する。
- 有資格者の配置、適した機材、材料を使用する。
【当作業所の足場設置における配置資格者】
主任技術者：一級とび技能士
作業指揮者：足場の組立て等作業主任者（技能講習）
全作業員：足場の組立て等作業従事者特別教育（特別講習）
全作業員：墜落制止用器具取扱い特別教育（特別教育）
該当作業員：玉掛け（1 t 未満：特別教育、2 t 以上：技能講習）

3項 点検確認・維持管理

仮設の組立・解体及び設置期間中は、関係法令等に精通した者による安全巡視・点検を行い、維持管理に努める。

【当作業所における安全巡視・点検者とその頻度】

- 現場代理人〇〇〇〇（原則毎日）
- 監理技術者〇〇〇〇（原則毎日）
- 現場担当〇〇〇〇（原則毎日）
- 店社安全部〇〇〇〇（月〇回（安全パトロール）
（くさび緊結式足場採用の場合は、下記のいずれかの点検が必要）
- 全国仮設安全事業協同組合〇〇〇〇（3回/棟（組立中・設置中・解体中））
- (株)〇〇〇〇技術部〇〇〇〇（足場材メーカー）（3回/棟（組立中・設置中・解体中））

2節 掲示

公衆の見やすい場所に、以下の標識を掲示する。

- 建設業許可証
- 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨の標識
- 労災保険関係成立票
- 施工体系図

3節 共通仮設物

1項 事前準備

共通仮設設置計画等は以下に留意する。

- 資材、機材、発生材等の保管場所は、事前に住まいセンター協議のうえ承諾を得る。
- 保管場所は必要に応じて仮囲い等の区画、施錠、注意標識、立入禁止措置を行う。
- 仮設建物は、床荷重、強風等考慮した十分な耐力を持ったものとする。

- ・団地維持管理に支障が無いよう設置する。
- ・火元責任者は1章1節10項(2)のとおり選任し、消火器の設置、喫煙場所の限定を行う。
- ・仮設全般(給排水・衛生・空調・照明等)について、全作業員の作業・衛生環境に配慮し、計画条件を明示の上、作業員に周知する。

※詳細は総合仮設計画図等に図示する。(2章1節1項参照)

2項 仮囲い

【仮囲い設置場所】

- ・現場事務所、詰所、仮設トイレ、資材廃材倉庫等
- ・団地内道路で作業する場合の作業箇所周囲(○号棟○側道路等)
- ・公園内で作業する場合の作業箇所周囲(○号棟前プレイロット内等)
- ・その他工事による危険と思われる範囲(保育園足場設置周囲等)

【仮囲いの仕様等】

- ・地盤面から高さ1.8m以上とし、必要に応じて3.0mの仮囲いとする。
- ・強風等による倒壊が無きよう、十分な強度を持ったものとし、支持材の構造は総合仮設計画図に図示する。
- ・仮囲い出入口は、第三者の交通に支障が無い箇所に設置し、扉の仕様は引戸・内開きとし常時閉鎖するとともに、第三者立入禁止の旨を明示する。
- ・車両の出入りが頻繁な場合は、交通誘導員を配置し、第三者の進入防止・車両安全誘導を行う。

※詳細は総合仮設計画図等に図示する。(2章1節1項参照)

3項 仮設電気設備

- (1) 工事用電力設備の計画に当たっては、関係法令等を遵守し、漏電、感電、火災等の事故防止に努める。

【仮設電気の引き込み】

- ・工事用電力は外部より引き込み、仮設電柱に電力メーター・防水型分電盤を設置し必ず漏電遮断機を取り付け、取扱い責任者を明示する。
- ・分電盤は常時、南京錠にて施錠管理を行う。
- ・工事用の電力で分電盤から引込出来ない場合、原則として低騒音型発電機を使用する。

(2) 既存の照明施設を一時撤去又は移動する場合には、公衆の通行等に支障をきたさないよう、適切な照明設備を設置する。

【本工事で撤去予定のある照明器具】

- ・〇号棟第〇階段室前街路灯 H3500 (〇〇ワット/蛍光灯)
- ⇒仮設代替照明 H3000 程度の足場に仮設 (〇〇ワット相当/LED ライト)

4節 通路

1項 計画

団地内の搬出入路については、住まいセンターと協議の上、設定する。

階段・廊下・通路等、居住者動線内において工事をする場合は、注意喚起表示を行う。

仮設通路を設置する際は、以下に留意して設置する。

- ・注意喚起表示
- ・夜間照明設備の設置 (センサーライト・チューブライト・〇〇〇ライト設置)
- ・カラーコーンバー、柵、手摺、ロープ、〇〇〇〇により明確に区画する。
- ・不要な段差を作らず、滑りにくい歩行路にする。(歩行路用ゴムマット使用)
- ・必要に応じてスロープ・手摺を設置する。

2項 維持管理

工事に使用する道路・通路は使用前の現状写真を撮影し、常時清掃等維持管理を行う。万が一、汚損・損傷を与えた場合は速やかに原状に復する。

工事完了後は住まいセンターの確認を受ける。

住棟前の道路は常時緊急車両が通行できる状態とする。

3項 通行制限等

団地外公道の通行を制限する際は、道路管理者・警察署の指示に従う。特に指示のない場合は以下とする。

- ・制限後の車線が1車線になる場合は車道幅 3m以上、2車線となる場合は 5.5m以上を確保する。
- ・制限区間は極力短くし、渋滞することのないよう交通誘導員を配置する。
- ・車道とは別に幅 0.9m以上 (特に人通りの多い場所は幅 1.5m以上)・有効高さ 2.1m以上の歩道を設け、交通誘導員を配置する。

5節 工事排水

仮設排水は次によるものとし、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を行う。

- 汚水管は、汚水枡に接続し、排水位置等は、事前に住まいセンター等と協議し決定する。
- 塗装材及び塗装工具等の洗浄水並びに土砂・ゴミ等は場外処分とし、排水路（雨水管、側溝等）に流出させない。
- 既設の排水管（汚水管）に排水する場合は、当該下水道管理者（区（出先事務所を含む）又は市の下水道担当部署）と事前協議し指示に従う。
- 現場の手洗い等の他、各排水は沈殿槽を配置し、屋外汚水枡に接続する。
- 重機を使用する場合、給油作業及びグリース補給の際に、流出事故を起こさない様に指導徹底し、給油口やグリース補給部の下部を養生し作業する。

6節 仮置き

工事に伴う資材や廃材等の残置物について、整理・整頓及び安全確認を毎日の作業終了時に必ず行う（2章1節3項 点検確認・維持管理 参照）。また、資材置場を設けた状態や仮設足場を設置した状態で作業を一定期間中断する必要がある場合は、監督員の指示により、定期的な巡回を行う等、安全確保の徹底を図り、その結果を監督員に報告する。

7節 外部足場

1項 計画

（1）外部足場材の仕様について

工法：枠組足場、手すり先行工法

主要材料メーカー：(株)〇〇〇〇

主要部材：建枠・先行手すり枠（中棧の機能を有すもの）・交差筋交い・床付き布枠・階段枠・階段手すり・階段用手すり枠・幅木（専用品）・ジャッキ型ベース金物・壁つなぎ・単管パイプ（ピン付き）・直線ジョイント（ボンジョイントは一切使用しない）・メッシュシート・防護棚（メーカー・型番等記載（足場内部から組み立てられるもの））・ネットフレーム・エンドストッパー・緊結金具 等

（2）設置期間について

A工区（〇号棟～〇号棟）

設置開始予定～設置完了予定 R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日

解体開始予定～解体完了予定 R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日

設置期間 〇、〇カ月

B工区（〇号棟～〇号棟）

設置開始予定～設置完了予定 R〇年〇月〇日～R〇年〇月〇日

••••

(3) 計画上の留意事項

- 足場は原則、枠組足場手すり先行工法、W600にて設置し、昇降階段、踊場部分はW1,200にて計画する。
- 足場仮設計画図、工程表、強度計算書、作業手順書を作成し、設置30日以上前に所轄の〇〇労働基準監督署に機械等設置届を提出する。
- 屋上等、構造物に直接架設する場合は、過去の漏水履歴・修繕履歴の確認及び現状の劣化状況を確認し、仕上種別毎に養生の上設置する。

【屋上の仕上種類と養生方法】

仕上：シンダーコンクリート→ブルーシート養生の上、エコワイドベース
各種防水層→CFシート養生の上、敷板・敷角（厚24mm程度）

- 局所的な防水補修箇所には荷重が掛からないよう、建地位置の調整を行う。
- 足場設置により各施設・設備（開閉器室・自動点滅器・マンホール・共用水道用メーター・散水栓・消火用送水口・カーブミラー等）の使用・維持管理に支障のないよう設置する。
- 足場は沈込み防止・滑動防止の為、専用プレート（エコベース）を使用する他、敷板・敷角に2か所釘止めを行い使用する。また根がらみパイプを用いて柱脚を連結する。

2項 維持管理

足場は悪天候後、地震後、足場組立後、一部解体後、変更後において、下表を用いての定期点検を実施し維持管理に努める。

次項（参考：厚生労働省ホームページより）

わく組足場の点検チェックリスト (注1)

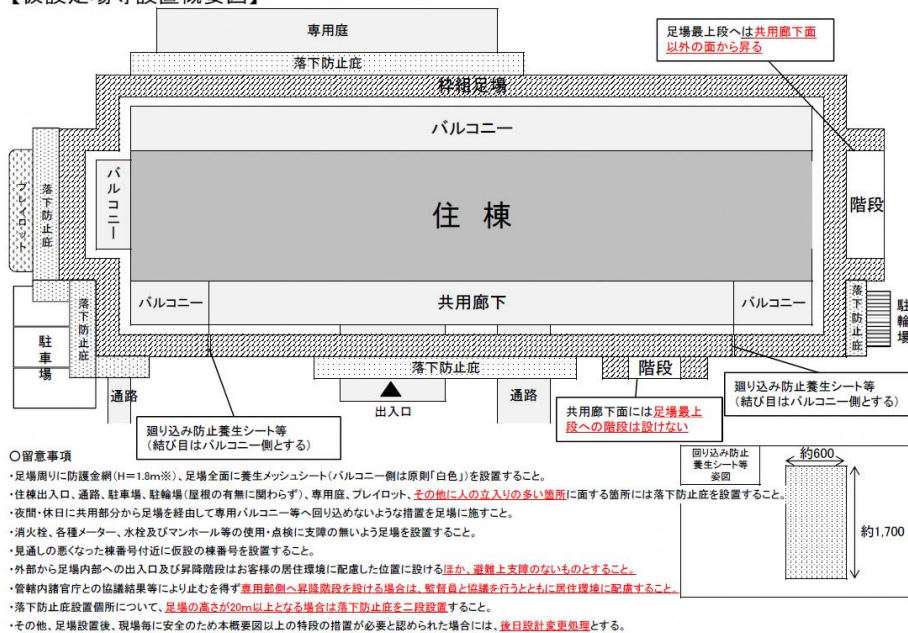
工事名 () 工期 (~) (注2)				
事業場名 ()				
点検者職氏名 () (注3)				
点検日 (年 月 日)				
点検実施理由 (悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その詳細) (注4)				
足場等の用途、種類、概要 () (注5)				
点検事項 (注6)	点 検 の 内 容 (注7)	良否 (注8)	是正内容 (注9)	確認 (注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか			
	②床付き布わくは変形したり、損傷していないか			
	③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか			
<参考：厚生労働省ホームページより>				
2 建地、布、腕等の繋結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布、腕等の繋結部、接続部は確実にロックされているか			
	③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか			
	④建わく、布わくの取付部にゆるみはないか			
3 繋結材及び繋結金具の損傷及び腐食の状態	①繋結金具 (クランプ等) に損傷、腐食はないか			
	②継手金具 (ジョイント、アームロック) に損傷、腐食はないか			
4 墜落防止設備 (則第563条第1項第3号イからハまでの設備)の取りはずし及び脱落の有無 (注11)	①交さ筋かゝ、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか			
	②交さ筋かゝ、下さん、幅木、上さん、手すりわくの脱落はないか			
	③交さ筋かゝピンは確実にロックされているか			
	④交さ筋かゝは全層全スパン両面に設置されているか			
	⑤裏面に手すり及び中さんは設置されているか			
5 幅木等 (物体の落下防止措置)の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか			
	②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか			
	③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか			
	④メッシュシートは全てのはと目で繋結されているか			
	⑤防網はつり綱で確実に繋結されているか			
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか			
	②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか			
	③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか			
	④根がらみは所定の位置にクランプで繋結されているか			
7 筋かゝ、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①交さ筋かゝ、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか			
	②交さ筋かゝ、控え、壁つなぎは取り外されていないか			
	③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか			
	④控えはクランプで繋結されているか			
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かゝに変形、損傷はないか			
9 その他				

<実際に作成する点検チェックリストを添付 (別添可) する>

3項 侵入防止

足場内に部外者が立入らないよう、足場周りに H1.8m以上の防護金網設置、全面メッシュシート張り、出入口の施錠の他、共用部から専用部への侵入防止措置を下図に準じて講ずる。

【仮設足場等設置概要図】



＜実際に作成する当作業所の足場平面図の図示したものを添付（別添可）する＞

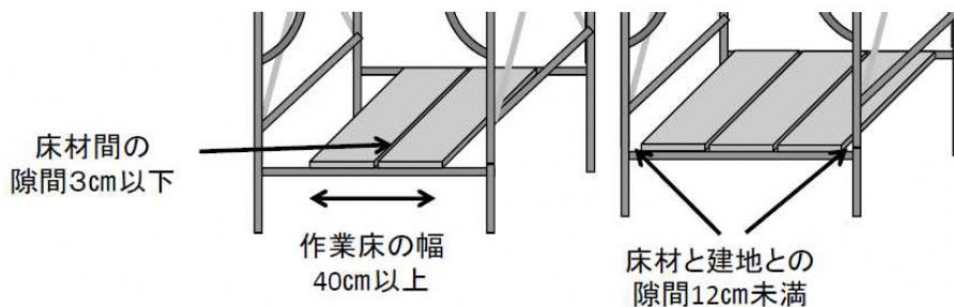
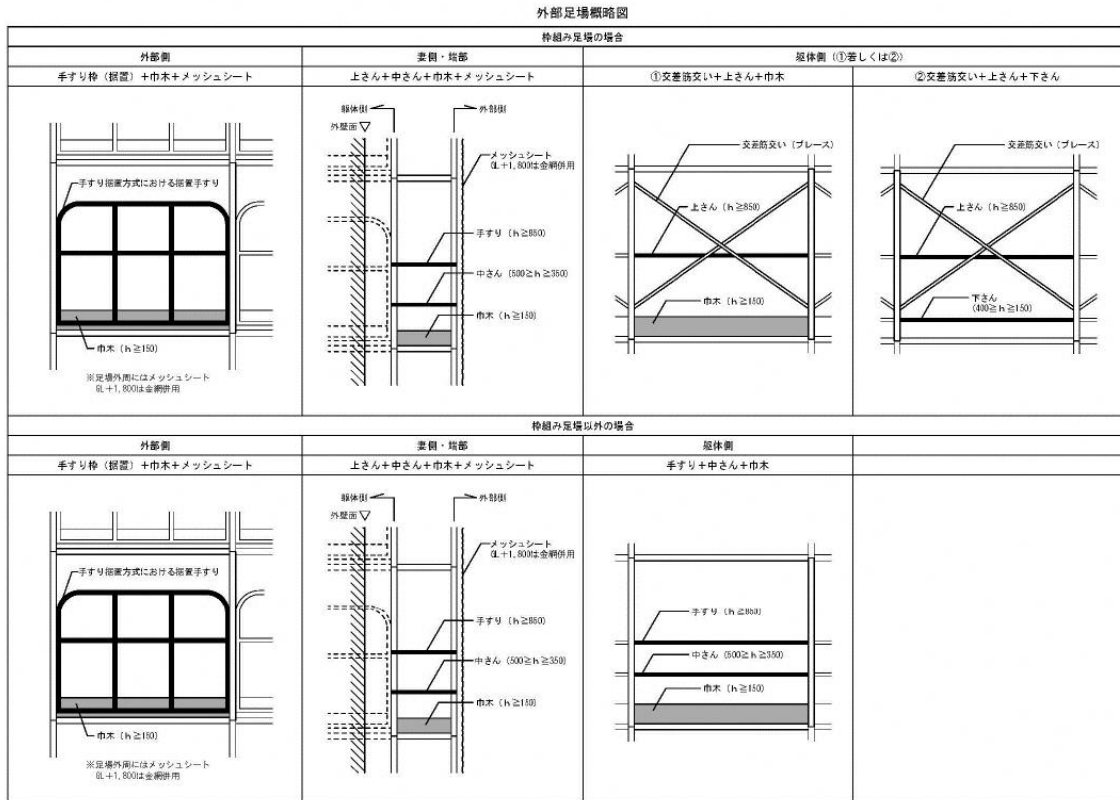
4項 落下防止

- 資材に荷揚げ、荷下ろし等、落下物の危険性がある場合は、交通誘導警備員を配置する。
- 作業手順上、メッシュシート、防護棚を一時的に取り外す必要がある場合は、期間・範囲を最小限に留め、取り外すことにより危害が及ぶ恐れがある範囲は立入禁止措置を講ずる。
- 歩行者動線の上部等（住棟出入口、通路、駐車場、駐輪場、専用庭、プレイロットに面する箇所）及び作業箇所からふ角 75 度を超える範囲又は水平距離 5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には以下に留意の上、養生棚を設置する。
- 使用する養生棚は〇〇〇会社製、〇〇〇朝顔を使用する。
- 工事を行う部分が、地盤面からの高さが 10メートル以上の場合にあっては 1 段以上、20メートル以上の場合にあっては 2 段以上設ける。
- 最下段の防護棚は、工事を行う部分の下 10メートル以内の位置に設ける。
- 各防護棚は水平距離で 2メートル以上突出させ、水平面となす角度を 20 度以上と

し、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取付ける。
 (※朝顔設置位置、設置状況が分かる図を添付(足場仮設図 平面・立面図等))

5項 墜落防止

(1) 足場からの墜落・転落防止策は、下図とする。



(2) 屋上のみでの作業で、外部足場がない場合の墜落防止対策は外周部全てにスタンションを設置し、二段手摺を設置する。

高さは、RFL から 850mm 以上とし中残は 400mm 以上とする。外周部での作業は安全帯を使用し、注意喚起表示を設置する。

(3) 勾配屋根での作業では親綱・ロリップ等を使用し、墜落防止に努める。

6項 お客様対応

- 居住者様より、開口部補助錠の貸し出しの要請があった場合は、無償にて必要個数を無償貸与する。また、足場設置前に、チラシにて補助錠無償貸与のお知らせを実施する。
- お盆休み、年末年始休暇期間中等、バルコニー側に足場仮設がある場合は、バルコニー側のメッシュシートを建地に巻き付け、採光・通風に配慮する。
- バルコニー側メッシュシートは、通風・採光性に配慮したもので、白色のものを使用する。また仮設工業会認定品とする。

8節 養生

1項 養生

- (1) 工事に際し、施工範囲以外となる既存物には、汚損・損傷防止のため保護・養生を以下のとおり実施する。

- 重機の稼働部分

保護・養生：鉄板、枕木敷にて行う。(ゴム製タイヤ駆動の重機は対象外)

- エレベーターかご内部

保護・養生：○○○○○

- 駐輪自転車

保護・養生：○○○○○

- 駐車車両

保護・養生：○○○○○

- エアコン室外機

保護・養生：○○○○○

- 電柱、支線柱、街路灯、樹木

保護・養生：○○○○○

- ○○○○

保護・養生：○○○○○

また、既存物等が工事の障害となり、撤去、移設又は据え直しが必要な場合は、クラックの発生状態、コンクリートの欠落箇所等の事前調査や現状写真を撮影し、移設等の処置について監督員と協議する。

- 万が一、既存物等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により現状復旧する。

- (2) 火気の使用、溶剤作業を行う場合は消火設備の配置と防災シート設置等、火災防止措置に配慮して養生を行う。

- (3) 粉塵発生の恐れがある場合は、現場の状況に応じて散水による湿潤養生の他、発生源を覆う等の措置を講ずる。

- (4) 足場設置に伴う植栽の影響範囲について事前に住まいセンター、グリーンマネージャーと打合せを行う。伐採を伴う場合は事前に写真を撮り、グリーンマネージャー立会いの上、現地確認を行う。

2項 給排気筒等

- 給排気筒養生に係る施工計画書を以下に留意して作成し、監督員の承諾を得る。

【施工計画書作成の留意点】

- 給排気筒の誤った養生防止の目的（危険性の共有）
 - 当該建物に存する給排気筒の設置場所を立面図に図示
 - 上記立面図に紐づいた給排気筒種類別の注意事項
 - 給排気筒種類別の周辺の養生方法と作業手順
 - 養生実施日及び完了時の確認方法（工事受注者、監督員の共有方法）
 - 養生を行う工事に係る作業開始・完了時の居住者への周知。異常事態が確認された場合の対処方法、連絡体制等
 - 以上については、養生に係る全ての作業員に周知する体制とする。（作業員に外国人がいる場合は、監督員の確認を得て、外国語の周知資料も整備する。）
- ガス燃焼機器類の給排気部分に関する養生は、不完全燃焼による重大事故防止の為、一切禁止とし、養生しない。
 - 給排気口、給排気筒等、当作業所に存在する全てのガス機器の給排気部分の形状を事前に調査し位置・形状を漏れなく把握し、養生してはならない箇所として養生指導会資料を作成の上、作業員に周知・教育する。
 - 養生指導会を受講した作業員に対しては、受講済みである証明としてヘルメットに貼るシールを交付し、シールのない作業員は養生作業を実施しないよう指導・教育するとともに、巡回時に受講済み作業員が養生作業をおこなっていることを確認する。
 - 強風により給排気部分付近の養生材、足場シート等が給排気部分を塞がないよう適切に固定されているか巡回点検の上監督員報告を行う。

9節 飛来・落下災害

高所作業による、資材の落下・飛散の恐れがある場合や、火気の使用、道路掘削等を行う場合は、落下物対策・転落防止対策を万全に行う。また、高所から物の投下を行う場合は、建築基準法の定めによるダストシュートを設置する。なお、住戸内の工事用資材等の荷揚げ荷下ろしは、バルコニーや階段室の手すり越しに行わない。

【本工事で行う高所作業と対策】

- 足場仮設時の荷揚げ、荷降し作業（ホイスト・ロープ使用）
- 屋上防水材の荷揚げ、荷降し作業（〇〇t ラフター使用）
- 足場組立、解体作業
- 足場の無い屋上防水工事

【落下対策】

- 揚重作業においては、吊上げ地点を中心に〇mの範囲をカラーコーン、バーにて立入禁止区画として設置する。
当該区画に掛かる団地内歩車道は交通誘導員を配置し、通行制限を行うが、歩行者、通行車両があった場合は揚重作業を止め、居住者の安全と通行優先で作業する。
- 玉掛け作業は、有資格者により実施させ、作業場所付近に資格者名を掲示する。また、玉掛けワイヤーロープは使用前点検を行う。
- 使用する工具は全て落下防止ストラップを付ける。特に複数のアタッチメントが使用できるインパクトなどは、アタッチメントにも同等の落下防止策を講ずる。
- 立入禁止区画内に、第三者の所有物（車両、1階専用庭私物など）がある場合は、事前に居住者周知の上、移動のお願いを行い、移動確認後に作業を開始する。
- 足場の無い屋上防水工事や、1階専用庭への居室からの出入りなど、立入禁止区画が困難な場合（区画しても立入る危険がある場合）は、事前に作業時間を周知し、立ち入らないようお知らせする。また、立入禁止表示を窓ガラスや、カラーコーンなどに貼り、周知するとともに、監視員を配置し、安全に作業する。

10節 構台

乗り入れ構台、荷受け構台を設置する場合は、用途に応じた形状、積載荷重を検討し十分な耐力のある構造とし、設置に当たっては構台周囲に手すり・幅木を取付け落下防止対策と積載荷重表示を行い、関係者に周知する。

3章 お客様対応に関すること

1節 マナー

(1) 服装について

不潔感や悪い印象を与えないように、清潔な服装や所定の作業服をきちんと着用させる。また、全作業員に、社名入りベストを着用させ、胸には本工事の従事作業員である身分証明書を表示・携行する。

※身分証明書、専用ベストの例（写真など）を添付

(2) お客様に対する対応等について

お客様からの、質疑に対しては、現場代理人や現場係員が対応する。また、応答は場当たりの対応とならないように誠実に対応する。

お客様とすれ違う際には、道具や資材が邪魔にならないように配慮し、お客様の通行を優先する。

(3) 作業態度について

作業中の私語はできるだけ慎み、言葉づかいに注意する。

携帯電話の使用に当たっては、大声、横暴な言葉に注意する。

また、足場での携帯電話の使用もなるべく控えるように注意する。

喫煙、用便は決められた場所以外では行わない。

(4) お問い合わせ電話連絡先について

お客様に周知した現場事務所等の連絡先電話が、現場代理人等の外出等で不在となった場合に対応するため、作業時間中は、電話転送機能等のあるものとする。

2節 周知

1項 一般事項

工事の着工に先立ち、工事概要（内容・期間・連絡先他）、仮設計画、騒音・振動工事、交通規制等について該当する作業等の開始〇日前に住棟掲示板（工事用掲示板を各住棟に設置した場合は工事用掲示板）、管理サービス事務所、その他必要と思われる箇所（EV かご内、〇〇〇〇等）に掲示し、工事完了後は速やかに取り外す。

2項 専用部分等に係る事項

住戸専用部分に係わる工事を行う場合は（玄関扉塗装工事、玄関扉丁番交換工事、〇〇〇〇工事）当該住戸に対し、事前にチラシ等を配布して工事内容等を連絡し、更に具体的な施工日をチラシ・アンケートによる文書により必ず通知する。また、施工日に変更が生じる場合は、速やかに当該住戸に連絡を行う。

居住者の財産物の移動は、特記なき限り居住者の負担により行うよう、同様に各戸にチラシを配布し事前に連絡する。

3項 ライフラインに関する事項

工事の施工に当たり停電、断水、断ガス、排水制限又はテレビ電波の停波、電話及びインターネット等の通信サービス停止（以下「停波等」という。）を伴う場合はあらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ配布等の方法により周知徹底を図るとともに、居住者等の理解と協力を得て、事故等のないよう十分に注意する。

3節 近隣

既存建物等に近接して作業する場合は破損・汚損に注意し、影響を与える恐れがある場合は、事前に補強・移設・養生を近隣等関係者と協議の上、実施することとし、その協議内容は記録し監督員へ報告する。

【近隣住民並びに近隣家屋等に対する被害補償等】

- ①工事に当たって、近隣住民と災害、公害で紛争を生じた場合は遅滞なくその内容について書面をもって監督員に報告する。
- ②工事に起因して、近隣家屋等に損害を与えた場合は、遅滞なく書面をもって監督員に報告する。
- ③監督員の求めに応じて、当社の責めに帰すべきものか否かが判断出来る資料を提出する。

4節 苦情

第三者から工事に起因する苦情の申し出があった場合や損害を与えた場合は、誠意をもって対応し、その経緯等を監督員へ報告する。

5節 既存駐車車両

仮設工事等に伴い、既存駐車場の車両を移動させる必要がある場合は、監督員、機構担当者及び管轄の住まいセンターと協議の上、移転計画を策定し、代替駐車場を確保する。

代替駐車場の費用、移動周知については現場説明書に準じる。

【現場説明書より以下抜粋】

代替駐車場確保に必要な費用は設計変更処理とする。駐車場契約者への周知においては、契約者の個人情報を取扱う場合は、機構及び監督員に限定し、その取扱いは下記のとおりとする。

- ①駐車場契約者情報を取り扱う者は、機構職員及び個人情報に係る特約条項を締結した監督業務受注者である工事監督員に限定する。
- ②取り扱う駐車場契約者情報は、必要最小限（駐車場位置番号、住戸番号、契約

者氏名、空き駐車場情報)とする

- ③工事監督員が工事受注者に情報を提供する必要がある場合は、提供できる情報はさらに限定したもの(駐車場位置番号、住棟番号、空き駐車場情報とし、部屋番号と契約者氏名は対象外)とする
- ④工事監督員は駐車場契約者情報を監督員事務所内の鍵付キャビネットに保管する等適正な管理に努めると共に、外部に持ち出さないこととする。
- ⑤工事監督員は、工事が完了するなどして駐車場契約者情報の必要が無くなったときは、速やかに、機構職員に返却する。なお、返却を受けた機構職員は、業務上複写した資料の廃棄処分を徹底する。
- ⑥機構職員、工事監督員、工事受注者は、協働して駐車場契約車両の移動計画の策定、移動の案内を行うが、業務主体及び業務の流れについては、別に定めるものとする。
- ⑦必要最小限の情報だけでは対応できない場合は、駐車場契約者への連絡を機構職員が行う。

4章 土工事・基礎工事等に関すること

1節 一般事項

土工事における掘削・山留作業に当たっては、所定の有資格者、作業主任者を選任し、現場調査・地盤調査を実施の上、埋設物破損や重機転倒防止策を講じて作業・指揮を行う。

- ・本工事における使用予定重機・必要な資格は1章1.1節1項参照。
- ・作業主任者は1章2節1項参照。
- ・安全対策等は1章1.1節2項参照。

2節 掘削

地盤の掘削においては、掘削の深さ、掘削を行う期間、地盤性状、敷地及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案した上で、関係法令等の定めるところにより、山留めの必要性の有無並びにその形式及び掘削方法を決定し、安全かつ確実に工事が施工できるように計画する。また、山留めを採用する場合には、日本建築学会「山留め設計指針」「山留め設計施工指針」、日本道路協会「道路土工仮設構造物工指針」、土木学会「トンネル標準示方書」に従い、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して設計及び施工を行う。

地盤が不安定で掘削に際して施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合には、発注者と協議の上、薬液注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図る。

掘削箇所内に多量の湧水又は漏水があり、土砂の流出、地盤のゆるみ等が生ずるおそれのある場合には、発注者と協議の上、地下水位低下工法、止水工法等を採用し、安全の確保に努める。

揚水の排水に当たっては、排水方法及び排水経路の確認を行い、当該下水道及び河川の管理者等に届出を行い、かつ、土粒子を含む水は、沈砂、ろ過施設等を経て放流する。

地下工事工法の選定に当たっては、周辺地盤の沈下及び周辺地域の地下水に係わる影響について検討する。また、工事中は、定期的(〇回/月)に地盤変位等を観測し、異常が認められた場合は、地盤改良工法等の適切な措置を講ずる。

掘削、積込みは、作業の進行にともない地形及び土質が変化していくので、その状況に応じて走行、旋回、登降坂等の作業動作を十分考慮した機械の安全な配置と運

行に努める。

3節 山留

山留の点検、計測管理の方法及び体制を事前に検討したうえで確立し、地盤及び山留めの崩壊、周辺地盤の沈下、埋設物・構造物の損壊等の事故の防止策を検討する。

山留めを設置している間は常時点検を行い、山留め部材の変形、その緊結部のゆるみ、掘削底面からの湧水、盤ぶくれ等の早期発見に努力し、事故防止に努める。

常時点検を行ったうえで、必要に応じて、測定計器を使用して、山留めに作用する土圧、山留め壁の変位等を測定し、定期的に地下水位、地盤の沈下又は移動を観測・記録する。地盤の隆起、沈下等異常が認められたときは、作業を中止し、埋設物の管理者等に連絡し、原因の調査及び保全上の措置を講ずるとともに、その旨を発注者その他関係者に通知する。

親杭、鋼矢板等の引抜き箇所を埋戻しを行うに当たっては、地盤沈下を生じさせないよう、十分注意して埋め戻す。

埋戻しを行うに当たっては、良質の砂等を用いた水締め、貧配合モルタル注入等の方法により、適切に行う。

5章 各工事に関すること

1節 EV 設備工事

昇降機設備の計画に当たっては関連工事、関連施設及び関係者と事前に協議を行い、据付工事開始時期及び据付工法を決定の上、その工法に適した安全施工計画を作成し、その計画のとおり実施する。

昇降機設備の試運転・調整に当たっては、回転部及びロープへの巻き込まれ、ピット又はオーバーヘッド部分ではさまれ、エレベーターシャフトへの転落等の防止に留意するとともに、関係者に対する安全対策を講ずる。

2節 外構工事

敷地条件・関連工事、周辺への影響を考慮した施工計画を策定し、機械・車両との接触事故をはじめとする第三者災害防止に努めて施工する。

3節 解体工事

解体物、周辺環境、埋設物等の事前調査を行い、周辺環境・第三者に対する安全配慮の上、施工計画の策定及び施工を行う。特に、異種構造部の接合部や、片持ち梁等の構造的に自立しない部分の解体には留意して作業する。

4節 コンクリート工事

コンクリート工事が他の作業と輻輳する場合は、工事関係者と十分に連絡、調整し、車両走行通路等の表示および安全通路等を設けて、他の作業員などの安全確保の措置を講ずる。

コンクリート打設は、定められた打設手順に従い、局所的な集中打設を避ける。また、作業開始、中止等の合図連絡の方法をあらかじめ定めておき、打設場所作業員、圧送車の操作者、トラックアジテータ運転者と合図を確実にやり取りし作業する。

コンクリートポンプ車の設置に当たっては、ポンプ車の転倒防止のため、地盤を確認するとともに、安定確保のための措置を講ずる。また、架空電線の付近でブームを伸ばして作業する場合は、架空電線への接触防止の措置を講ずる。

コンクリートポンプ車のブームジョイント部周辺の始業前点検を確実に実施する。

圧送管の閉そく解除及び洗浄作業を行う場合は、作業箇所周辺への作業員以外の者の立入禁止の措置を講ずる。

電動式コンクリートバイブレーターの使用に当たっては、感電を防止するための措置を講ずる。

コンクリート吹付作業では、作業員の安全のため、粉塵及び騒音等に対する保護具着用を厳守する。

5節 電気設備工事

電気設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整の上、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施する。

また、計画に変更が生じた場合は関係者と協議の上、速やかに必要な措置を講ずる。

施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適切に使用する。

電気設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、感電、機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずる。また、受電後、受変電室等への関係者以外の立入りを禁ずる措置を講ずる。

6節 機械設備工事

機械設備工事の計画に当たっては、関連工事、関連施設及び関係者と調整の上、安全に関する施工計画を作成し、その計画のとおり実施する。また、計画に変更が生じた場合は関係者と協議の上、速やかに必要な措置を講ずる。

機械設備工事の施工に当たっては、工事の進捗に応じた適切な機械工具、仮設設備等を選定し、適切に使用する。

機械設備工事の試運転・調整に当たっては、所定の有資格者の指揮のもと、高温、低温、高圧、危険物、感電、電気機械器具等による事故・災害の防止のため、作業内容を関係者に周知徹底するとともに、安全区域を設定し表示する等の対策を講ずる。

住戸内作業が含まれる工事の実施方法について

居住中住戸での作業については、以下により、工事前にお知らせビラの掲示等をおこない、居住者に延期又は一部中止等も承ることを周知した上で、居住者住戸への訪問等を実施すること。

居住中住戸での工事における注意事項

居住中の住戸への出入りを伴う工事等については、次の記載例を参考に、事前に掲示等し、居住者に延期又は一部中止等も承ることを周知した上で、居住者住戸への訪問等を実施すること。

その場合において、居住者から延期の申し出があった場合で、請負代金額の変更又は工期の延長等が生じる場合は、監督員と協議すること。

《お知らせビラ内容（記載例）》

- ・ 今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当該工事においても、感染拡大の防止のため、石鹸やアルコール消毒液などによる手洗いや正しいマスクの着用を含む咳エチケット等の基本的な感染対策及び作業従事者の体調管理の徹底等を実施しております。
- ・ 当該工事では、〇〇〇〇という作業（※）を実施する予定です。当作業にあたる作業員につきましては、上記感染症対策の実施及びマナーの遵守について指導を徹底致しますが、作業について当面の間の延期等を希望されるお客様がございましたら、作業の実施について調整させて頂きたいと思っておりますので、以下の連絡先までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

※ 玄関扉の塗装や窓建具のアルミ化工事、バルコニーに入っの作業等、お客様と接触又は接触の恐れのある作業を想定。なお、工事の内容に応じて個別対応の連絡をするものとする。

1 訪問前の事前確認等

受注者等は、訪問前（前日又は当日（事前の連絡がつかない場合は訪問時でも可））に居住者へ（1）から（5）の説明を行い、作業の可否について確認を行うこと。その際に、居住者から体調不良の申し出や、延伸及び中止等の申し出があった場合は、日程の再調整等の対応を行うとともに、その対応者と作業従事者が異なる場合においては、作業従事者に居住者の申し出内容を確実に申し送ること。

なお、住戸内での工事等の実施が、居住者又は作業従事者の健康を害する恐れがあると判断できる場合には、工事の実施・継続について、監督員と協議を行うこと。

- （1） 毎日の体調管理を実施している作業従事者が訪問すること。
- （2） 作業従事者は、手洗い、マスク着用を含む咳エチケットを励行していること。
- （3） 作業には、原則、手袋を着用し、素手で触れる部分は当該部位にアルコールや次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を実施すること。
- （4） 居住者にも、換気やソーシャルディスタンスの確保等について協力をお願いすること。

- (5) 訪問時には、居住者（対応者及びその同居人）の体調確認も実施させて頂き、体調不良時等は、作業の延伸等をお願いする場合があります。

2 訪問時の確認等

作業従事者は、住戸内での作業開始前には、(1)及び(2)の確認を行うこと。その確認の結果、住戸内での工事等の実施が、居住者又は作業従事者の健康を害する恐れがあると判断される場合は、居住者に対し、作業の延伸を申し出ることとする。

- (1) 作業従事者は、自身の「体調管理シート」(参考参照)等を掲示すること等により、居住者の確認を得る。
- (2) 作業場所に応じて、住戸内換気の実施やソーシャルディスタンスの確保について、協力をお願いする。

3 作業中・作業完了時の対応

作業従事者は、作業中及び作業完了時には(1)及び(2)を実施する。

- (1) 作業には、原則、手袋を着用するものとし、素手で触る場合は、作業部位を作業の前後においてアルコール消毒等を実施すること。
- (2) マスク着用を含む咳エチケットを励行し、複数人での作業が必要な場合にあっては、不要な会話は慎むこと。

4 その他

上記1及び2の対応により、居住者が新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者に該当すると考えられる場合は管轄の住まいセンターにも共有すること。

以上

参考

体調チェックシート

工事名称 (契約名称)						
工事受注者名 (業務受託者名)		現場代理人名 (管理技術者名)				
		作業従事者名				
日付	体温	咳	だるさ (倦怠感)	息苦しさ (呼吸困難)	胸部(肺)の違和感	確認
記入例	36.0 °C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	✓
4/1 (水)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/2 (木)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/3 (金)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/4 (土)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/5 (日)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/6 (月)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/7 (火)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/8 (水)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/9 (木)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/10 (金)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/11 (土)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/12 (日)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/13 (月)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/14 (火)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/15 (水)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/16 (木)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/17 (金)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/18 (土)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/19 (日)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/20 (月)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/21 (火)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/22 (水)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/23 (木)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/24 (金)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/25 (土)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/26 (日)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/27 (月)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/28 (火)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/29 (水)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
4/30 (木)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
5/1 (金)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
5/2 (土)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
5/3 (日)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
5/4 (月)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
5/5 (火)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	
5/6 (水)	°C	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	

《注意事項》

- 1 毎日、出勤前に検温すること。37.5°C以上の発熱がある場合は、〇〇〇〇等に連絡し、出社を見合わせる。
- 2 勤務中、上記の症状が現れた場合は、速やかに〇〇〇〇等に申し出ること。

改修前後写真撮影要領

1 撮影計画

- (1) 外観写真は、工事着手前及び足場解体後以降に撮影する。
- (2) 外観写真及び内観写真の撮影位置、カメラアングル等については、事前に発注担当課と協議の上決定する。
- (3) 特別の指定のない場合の撮影箇所及び撮影枚数の標準は別表による。

2 撮影者

写真の撮影について十分な経験を有するものとし、監督員の承諾を受けた写真専門業者とする。

3 撮影の実施

- (1) 撮影は、次の事項に注意して行う。
 - ・外観写真の撮影は、自動車、人物及びゴミ等の雑物が極力入らないようにする。万が一写り込んだ場合は、人物が特定できないようにする。
 - ・改修前の撮影は、工事着手前とし、足場等仮設材の写り込みに注意すること。
 - ・改修後の撮影は、補修及び手直しが完了した後に行う。
 - ・撮影日は、晴天及び融雪後とする。
 - ・内観（共用部を含む）撮影は、照明をできるだけ点灯した状態で撮影する。ただし、色の変化や、写真撮影用照明の写り込みに注意して行う。
 - ・工事に含まれない家具等は原則として写さない。
- (2) 写真の色彩は、カラーとする。
- (3) 撮影に使用する機材はデジタルカメラとし、出版物等への使用に適切な解像度を有するものとする。（3000×2000 ピクセル以上を目安とする。）

4 撮影原版の整理

- (1) 撮影原版は、電子データとしてCD-ROM等に整理する。
- (2) CD-ROM等には、以下を記載する。
 - ・工事名称、工期、受注者、撮影業者、団地名称

5 撮影原版の提出

撮影原版について、完了後速やかに発注担当者に提出する。なお、発注担当課に提出したデータと同様のデータを工事引渡し書類（一括書類）にも格納すること。

6 著作権等の取扱い

- 受注者は、以下事項を満たす写真専門業者を選定・契約し、改修前後写真を提出すること。
- ・受注者は、当該改修前後写真に係る著作権（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利をいい、著作権法第27条及び第28条に規定するものを含む。）を著作権者から取得し、発注者に無償で譲渡する。
 - ・受注者は、著作者との間で、著作者が当該改修前後写真に関し著作者人格権（著作権法第2章第3節第2款に規定する権利をいう。）を行使しない旨取り決める。

7 その他

当該改修前後写真は、事前に断りなくUR都市機構が、UR都市機構が社内・外の広報に無償にて使用するほか、UR都市機構が作成する外部の出版物等にも無償にて使用、関係者に無償配布することを予定している。

以上

別表

改修前後の撮影箇所及び撮影枚数の標準

区分	場所	撮影対象	撮影内容	撮影枚数
建築工事 (保全工 事)	外観	本体建物	<ul style="list-style-type: none"> ・各面又は2面を含む全体の外観 ・遠景外観(全景) ・正面エントランス廻りの外観 ・アプローチからの外観 	工事着手前:15枚以上 工事完成後:15枚以上
		付属建物	・各1面又は2面	1枚以上
		外構	・舗装、植栽、団地の入口	適宜
	内観	エントランスホール		工事着手前:5枚以上 工事完成後:5枚以上
		共用廊下		適宜
		バルコニー		適宜

耐火乾式戸境壁の施工

[使用する製品等の確認]

- (1) 受注者は、施工に先立ち特記仕様書に定める耐火性能を証する大臣認定の指定書を監督員に提出し確認を受ける。
- (2) 受注者は、施工に先立ち施工計画書（(1)の指定書にある仕様書を含む）を監督員に提出し確認を受ける。

[施工及び施工監理]

- (1) 耐火乾式戸境壁の直接施工を行う作業員の代表者は、製造者の実施する技術研修を終了した技能者とし、受注者は技術研修修了証明書を監督員に提出し確認を受ける。
- (2) 耐火乾式戸境壁の施工業者（下請）は、直接現場を管理及び指導できる専任の主任技術者を選任し、受注者は技術者証明書を監督員に提出し確認を受ける。
- (3) (2)の主任技術者は、耐火乾式戸境壁廻りの耐火処理を重点施工箇所とし、作業に先立ち、作業員に現場に則した作業方法、注意事項等を指導する。
- (4) 受注者は、耐火乾式戸境壁廻りの耐火処理状況を全数確認記録し、これを監督員に報告するとともに立会い、確認を受ける。

以 上

各種検討会チェックシート

令和5年度版



各種検討会チェックシート

場所		部位	チェック項目	チェック欄
玄関	アルコーブ周り		床仕上げは防滑仕様としているか(エンボス加工等)	
玄関	アルコーブ周り		壁・柱等の躯体出隅部(コーナー)は面取りしているか	
玄関	アルコーブ周り		室名札は戸先側に設置しているか(玄関ドア上端揃え、玄関枠から160mm)	
玄関	アルコーブ周り		インターホンは室名札付近の戸先側に設置しており、床上1,350mmとなっているか。また、周囲に新聞受け等がある場合、干渉しないか	
玄関	アルコーブ周り		照明器具の設置位置・高さは、鍵穴が暗くならないような居住者・来訪者への配慮等がされているか。また、スイッチは確認表示灯付となっているか	
玄関	アルコーブ周り		インターホン子機カメラの位置・高さは来訪者が容易に確認でき、また、利用しやすい位置にあるか	
玄関	アルコーブ周り		熱源機排気口と外部廊下照明との位置関係は良いか	
玄関	アルコーブ周り		連動給気シャッターの納まり及び位置は良いか	
玄関	アルコーブ周り		浴室換気ダクトと廊下照明との相互の位置関係は良いか	
玄関	アルコーブ周り		外部給気口位置と熱源機の排気口及び室内排気との離隔は300mm以上とれているか	
玄関	アルコーブ周り		玄関ドアの上部に、浴室換気口が設けられていないか。また、結露水の処理が検討されているか	
玄関	アルコーブ周り		アルコーブ周りが排気だまりになっていないか	
玄関	アルコーブ周り		エアコンの冷媒ルート、スリムダクトの配管施工寸法、冷媒管を含めた配管類の取り外し可能かを意匠上検討されているか	
玄関	アルコーブ周り		室名札の名札部の出し入れは軸壁等と干渉していないか	
玄関	アルコーブ周り		水勾配1/50程度は取れているか(玄関扉側が水上)	
玄関	アルコーブ周り		熱源機の運転音の振動が伝わらないような給湯機の取付け方法になっているか	
玄関	玄関ドア周り		玄関ドア下枠(くつずり)とアルコーブ床との段差は20mm以下になっているか	
玄関	玄関ドア周り		玄関ドアは二次壁に取付けられているか、構面内に取付ける場合は耐震性を有する製品となっているか	
玄関	玄関ドア周り		玄関ドアは何かと干渉していないか	
玄関	玄関ドア周り		玄関ドアは90度以上開くか	
玄関	玄関ドア周り		ドア枠周り(内部)に合成樹脂製見切縁を使用しているか	
玄関	玄関ドア周り		外気に面した壁面には断熱材が貼られ、かつ天井は450mmの範囲で貼られているか	
玄関	玄関ドア周り		ドア戸当りの位置はドアがどこにも干渉しない位置に設置されているか	
玄関	玄関ドア周り		ドアローザーの堅さはスムーズに開閉できよう調整されているか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
玄関	玄関ドア周り		玄関ドア枠と床の取合い部はシーリングされているか、雨がかりとなっている場合は上枠・建枠にもシーリングが充填されているか	
玄関	床		下駄箱の扉(取手)は何かと干渉していないか	
玄関	床		玄関収納に傘立てを設ける場合は、耐水性・換気の問題はないか	
玄関	床		下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水や水抜きとそれに連なる排水設備はあるか	
玄関	床		玄関床から框上端までの寸法が98mm以下となっているか	
玄関	壁		スイッチ(床1,100mm)・コンセント(床1,400mm)・手摺・帽子掛けは相互に干渉する位置に設置していないか(コートをかけた場合も考慮)	
玄関	壁		手摺下地(堅型)の止付けはガタつきがないか	
玄関	壁		巾木は設置されているか	
玄関	壁		手摺が実装ではなく下地の場合、表示はされているか	
玄関	壁		防露壁は断熱材を上下コンクリート面まで密着しているか	
玄関	壁		ケープルの保護金物は入っているか	
玄関	壁		玄関スイッチは位置表示付となっているか。人感センサーの場合は、適切に点灯する位置に設置しているか	
玄関	天井		梁下高さは2,100mm確保されているか	
玄関	天井		玄関灯は上がり框の真上に設置し、居住者・来訪者の両者の顔が見えやすい等の配慮がされているか	
玄関	天井		照明器具の選定(lm数、保守性、色温度、形状、仕様等)は良いか	
玄関	天井		ダウンライトの下部補強は天井下地との干渉を避け、有効に設置されているか(片持ち等不安定な止付けとなっていないか)	
廊下	床		原則、廊下と各室入口部に床見切りを設置しているか	
廊下	床		廊下の有効幅は850mm以上となっているか(下地までの場合は930mm以上)	
廊下	床		廊下と各室入口部の段差は3mm以下となっているか	
廊下	床		床下配管に釘打ち込み注意シールが貼ってあるか	
廊下	壁		手摺取付下地は床から600~900mm内外に設置されているか	
廊下	壁		スイッチ(床1,100mm)・コンセント(床1,400mm)は他と干渉していないか、設置する家具、使用する電化製品等を想定し、使い勝手の良い位置に設置されているか	
廊下	壁		各戸盤の位置・高さ・仕様(色・形状等)・収まりは良いか	
廊下	壁		3路・4路スイッチは、居住者の利用シーンを想定して設置されているか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
廊下	壁		手摺が実装ではなく下地の場合、表示はされているか	
廊下	壁		各戸盤を納戸等の扉内部に設置する場合、各戸盤はカバー無しとし、表示方法について検討しているか。また、操作・点検等容易に可能か	
廊下	壁		各戸盤の取付方法、補強は良いか	
廊下	壁		各戸盤に最大契約容量の表示がされているか	
廊下	壁		音声警報を発生する電流値は、20A、30A、40A、50A、60A、75A、100Aのうち5点以上が任意設定できようになっているか	
廊下	壁		各戸盤の過電流警報の設定値は30Aとなっているか	
廊下	壁		1箇所に2個以上のスイッチを取付ける場合、ネーム入りスイッチを使用しているか	
廊下	天井		照明器具の設置位置・高さは良いか	
廊下	天井		照明器具の選定 (lm数、保守性、色温度、形状、仕様等) は良いか	
廊下	天井		ダクトルートとダウンライトの干渉はないか	
廊下	天井		ダウンライトの下地補強は天井下地との干渉を避け、有効に設置されているか (片持ち等不安定な止付けとなっていないか)	
収納	床		収納部の点検口はアルミ枠で450角となっているか	
収納	床		ウォークイン下駄箱の床厚は12mm以上となっているか	
収納	床		物入れ内にさや管へッダーを収納する場合は、床置きを標準とし、配管引き抜きが可能な方向へ点検口を配置しているか	
収納	壁		納戸のコンセント位置は収納に支障のない位置としているか、補強材の位置は良いか	
収納	壁		排水立管の掃除口が居室内の押入れ・物入れ内に設置してある場合、掃除に支障がない位置となっているか	
収納	壁		ハンガーパイプ・固定棚受け材等は確実に固定しているか	
収納	天井		断熱補強の範囲は外壁、梁の内側から900mmの範囲となっているか	
収納	天井		照明器具は上部棚の荷物の出し入れに支障はないか	
収納	扉・建具金物		玄関付近の物入れ扉は玄関マットとの干渉を考慮しているか (扉を床スレスレにしていないか等)	
収納	扉・建具金物		扉には空気抜き、アンダーカットまたはガラリ等を設けているか	
収納	扉・建具金物		片開きドアにはドアストッパーまたはアームストッパーを取付けているか	
収納	扉・建具金物		折れ戸が3枚連続する場合は、中央の1枚の折れ戸端部は片方を固定しているか	
収納	扉・建具金物		折れ戸の把手は高齢者が使用しやすい形状になっているか (つまみ型ではなく一文字型等)	
収納	扉・建具金物		折れ戸は指詰防止加工がされており、指詰防止の注意シールが折曲部の小口に貼っているか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
収納	棚板等		奥行きが広い場合(800mm程度)は棚板が二つ割となっているか	
収納	棚板等		奥行きが深いハンガーパイプ設置型クローゼットは、奥に可動棚等の、有効利用がされているか	
収納	棚板等		物入れ最上段の有効幅は450mm確保されているか	
収納	棚板等		ハンガーパイプが1,200mm以上となる場合、中吊が設置されているか	
収納	棚板等		ハンガーパイプの両端は天吊でなく、側止めとしているか	
収納	棚板等		ハンガーパイプと扉(折れ戸)は、離隔(300mm)が取れているか(奥行は600mm内外確保)	
収納	棚板等		棚板の側面はきれいに処理されているか	
便所	床		便所の有効内法寸法は800mm×1,300mm以上とし、便器から前面壁までの寸法は500mm以上確保されているか	
便所	床		床仕上げは、ビニル床シート材となっているか	
便所	床		下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水を施工し、水抜きを設置しているか	
便所	床		便器給水管は日々の清掃を容易にするため、原則壁取り出しとなっているか(例外を除き)	
便所	壁		収納スペースは利用しやすい配置や形状等になっているか	
便所	壁		便所の手摺や紙巻器(床から600mm)、コールボタン、コンセント、タオル掛け、便器等は相互に干渉する位置に設置していないか(タオルを掛けた場合も考慮)	
便所	壁		反転タイプのSW・コンセント位置は検討されているか	
便所	壁		遮音壁にコンセント類を設置していないか、止むを得ず設置した場合はボックスの遮音措置をしたか	
便所	壁		コールボタンは機械的自己保持型となっているか	
便所	壁		居室と物入等を介さず隣接する場合は遮音壁を設けているか、遮音壁は天井と床のコンクリートに密着させているか	
便所	壁		吊戸棚等にぐらつきはないか	
便所	壁		PS点検口がある場合、メンテナンスしやすい位置に設置しているか	
便所	天井		照明器具の設置位置・高さは良いか	
便所	天井		照明器具の選定(lm数、保守性、色温度、形状、仕様等)は良いか	
便所	天井		ダウンライトとダクトの干渉はないか	
便所	天井		ダウンライトの下地補強は有効に設置されているか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
便所	天井		便所換気扇副吸込み口が設けられているか、また、吸込み口取付用の下地補強材が設けられているか	
便所	天井		換気扇等のダクトやケーブリングがダウンライトに接触しないように支持されているか	
便所	室内出入口		錠前は非常解錠装置付としているか	
便所	室内出入口		扉は外開きもしくは引き戸となっているか	
便所	室内出入口		明かり取りは設置されているか、ない場合は確認表示付スイッチ対応となっているか	
便所	室内出入口		扉のアンダーカット寸法は20～30mmとなっているか	
便所	室内出入口		片開きドア枠のストライクは、出っ張り過ぎていないか	
便所	その他		外壁に面した便所の壁面には断熱材が貼られ、天井断熱材は、900mmの範囲で貼られているか	
便所	その他		便所内横引き排水管露出部の配管は意匠上目立ちすぎでないか、化粧等で目立たない工夫をしているか	
便所	その他		便所の換気風量は20～40m ³ /hが確保されているか、また、急速排気として40m ³ /h以上の運転を行える仕様か	
便所	その他		便器の給水は原則として左壁給水・右レバーとしてあるか。困難な場合は右壁給水、左床給水、右床給水で検討されているか	
便所	その他		大便器の給排水配管が壁を貫通する場合は、壁の貫通穴部分にプレートかワン座カバー設置としてあるか	
便所	その他		陶器に給排水金具類を接続する場合はパッキンは耐食性の確認をしたか	
便所	その他		温水暖房便座の取付けは検討されているか	
洗面・脱衣室	床		下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水や水抜きとそれに連なる排水設備はあるか	
洗面・脱衣室	床		洗面所出入口は幅750mm以上確保しているか	
洗面・脱衣室	床		床仕上げは、ビニル床シートとなっているか	
洗面・脱衣室	床		床下点検口は引掛かかったり、上に乗った際にたわんだりしないか	
洗面・脱衣室	床		床下点検口は浴室ユニットバス排水管継手が確認できる位置に設置しているか（水漏れ時に容易に確認できる位置か）	
洗面・脱衣室	床		床下配管の勾配及び交差配管が最小限の納まりとしているか	
洗面・脱衣室	床		段差スラブにおいて、床配管の支持方法は良いか、配管の交差は段差スラブ内で処理してあるか	
洗面・脱衣室	床		防水パンに注意事項を耐水シールにて表示してあるか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
洗面・脱衣室	床		給湯管は他の管の上越しとなっていないか	
洗面・脱衣室	床		床下配管に釘打ち込み注意シールが貼ってあるか	
洗面・脱衣室	壁		浴室入口横に手摺下地を設置しているか	
洗面・脱衣室	壁		スイッチ、コンセント、タオル掛等は相互に干渉する位置に設置していないか（扉を開いた場合やタオルを掛けた場合も考慮）	
洗面・脱衣室	壁		2方向入口のSWは3路SWとなっているか。反転タイプのSW・コンセント位置は検討されているか	
洗面・脱衣室	壁		暖房用コンセントの位置・高さは良いか（床下中心400mm）	
洗面・脱衣室	壁		化粧台用コンセントの位置・高さは良いか（床下中心1200mm）	
洗面・脱衣室	壁		洗濯機水栓の高さは1,200mm、配管立上りカバーの高さは1,400mm、防水パンは640mm×640mm以上となっているか	
洗面・脱衣室	壁		PS点検口がある場合、メンテナンスしやすい位置か。また、配管が点検口の前を横断していないか	
洗面・脱衣室	壁		化粧台の固定用補強に電気ケーブルが貫通していないか	
洗面・脱衣室	壁		化粧台・鏡固定用の補強材が入っているか	
洗面・脱衣室	天井		外壁面等に面した天井断熱材はスラブ端部から900mmまで施工されているか	
洗面・脱衣室	天井		梁下高さは2,100mm以上確保されているか	
洗面・脱衣室	天井		換気扇・点検口（位置とメンテナンスを考慮した大きさ）・照明器具・ダクトの位置関係及び補強材は良いか。また、配線ジョイントBOX・コンセントは点検口の真上に設置してあるか	
洗面・脱衣室	天井		照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
洗面・脱衣室	天井		照明器具の設置位置・高さは良いか、洗濯機置き場が暗がりにならないか	
洗面・脱衣室	天井		ダウンライトの補強は天井下地との干渉を避け、有効に設置されているか	
洗面・脱衣室	天井		点検口に電灯ジャンクション及び換気扇用コンセントのある旨の表示はされているか	
洗面・脱衣室	天井		換気扇等のケーブルがダウンライトに接触しないように支持されているか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台		洗面化粧ユニット、鏡、鏡用照明器具の納まりは良いか。また、タオル掛けの位置は検討されたか（洗面化粧台と取り合う左右の壁は、洗面化粧台と10mm程度の離隔になっているか）	
洗面・脱衣室	洗面化粧台		洗面化粧台の仕様と現地の取付寸法、配管の施工方法が確認できているか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台		化粧台の鏡は、くもり防止タイプとなっているか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台		洗面化粧台廻りの隙間のシーリング処理はされているか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台		洗面化粧台の引き出し等は他の部分と干渉しないか	
洗面・脱衣室	洗面化粧台		洗面化粧台の取付けビスはステンレスを使用しているか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
洗面・脱衣室	室内出入口		出入口の有効幅員は750mm以上確保されているか	
洗面・脱衣室	室内出入口		扉・壁に、給気用のアンダーカットまたはガラリ等を設けているか	
洗面・脱衣室	室内出入口		引き戸（木製建具）に鍵を取付ける場合は、非常錠錠装置付となっているか	
洗面・脱衣室	室内出入口		片引戸の引手の引残しは50mm以上確保されているか	
洗面・脱衣室	その他		窓がある場合、視き見防止対策が取られているか（目隠しパネルやガラス種別、カーテンレールの設置等）	
洗面・脱衣室	その他		ダクトの斜め吊りはないか	
浴室	浴室ユニット		窓がある場合、視き見防止対策が取られているか（目隠しパネルやガラス種別、視き見できない開き具合等）	
浴室	浴室ユニット		浴室入り口ドア下枠と浴室床の段差は20mm以下となっているか	
浴室	浴室ユニット		排水目皿は、ヘアキャッチャー付きとなっているか	
浴室	浴室ユニット		洗い場の床はガタつきなく設置されているか	
浴室	浴室ユニット		錠前は非常錠錠装置付とし、扉は緊急時に外から救出可能な構造となっているか	
浴室	浴室ユニット		ランドリーパイプ用フックは2本あり、ガタつきはないか	
浴室	浴室ユニット		バスコールド及び浴室リモコン、手摺等の設置位置は適切か（浴室リモコン：扉横、バスコールド・縦手摺；浴槽またぎ部、横手摺：浴槽奥側壁面）	
浴室	浴室ユニット		風呂リモコンと風呂蓋が干渉しないことを確認したか（特に2枚蓋の場合、収納時に風呂リモコンとの干渉が発生する可能性がある）	
浴室	浴室ユニット		コールドボタンは機械的自己保持型となっているか	
浴室	浴室ユニット		シャワーフックと水栓、照明器具は同一壁面に設置しているか	
浴室	浴室ユニット		出入口扉に給気のためのガラリ等は設置しているか	
浴室	浴室ユニット		排水管の固定及び勾配は施工計画通りか	
浴室	浴室ユニット		鏡及び化粧棚等が実装となっている場合、シャワー水栓の位置は検討されているか	
浴室	浴室ユニット		下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水を施工し、水抜きを設置しているか	
浴室	壁		外気に面した壁面には断熱材が貼られ、かつ天井は900mm、床450mmの範囲で貼られているか	
浴室	壁		各配管取付け部分の補強は良いか、また、穴あけサイズは確認済みか	
浴室	天井		浴室換気乾燥機の支持金物はステンレス製か	
浴室	天井		換気扇本体と天井材の防湿処理（天井裏に対する）は施工されているか（アルミテープによる隙間塞ぎ）	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
キッチン	床		下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水や水抜きとそ れに連なる排水設備はあるか	
キッチン	床		流し台廻りの配管スペース（流し台奥から手前への配管立ち上がりに必要な幅）は120mm以上 確保されているか	
キッチン	床		キッチン作業有効スペースの幅は900mm程度確保されているか	
キッチン	床		床下配管に釘打ち込み注意シールが貼ってあるか	
キッチン	壁		梁下高さは2,100mm以上となっているか	
キッチン	壁		冷蔵庫用コンセントの位置・高さは良いか （床上1,900mm。ただし、冷蔵庫置場が壁等で仕切られていない場合、床上400mmとできる）	
キッチン	壁		ガス台とスイッチ・コンセント等可燃物の離隔は良いか（200mm以上）	
キッチン	壁		2方向入口のSWは3路SWとなっているか	
キッチン	壁		大型機器用コンセントの位置・高さは良いか（床上400mm）	
キッチン	壁		水廻りコンセントの位置は水掛かりにならない位置か	
キッチン	壁		排気に対して扉上部のカット等、給気ルートの確保がされているか、特に給気経路で居間を通過 させる場合は足元の冷気について検討しているか	
キッチン	壁		同一壁面にある給気口、排気口の離隔は確保されているか、特に熱源機器の排気口からの離隔が 300mm以上あるか	
キッチン	壁		給湯リモコンの取付け位置は良いか	
キッチン	壁		異種構造（下地）ジョイントはシーリング材を詰めているか	
キッチン	壁		タイル面に設置する配線器具上部の目地詰めがされているか	
キッチン	壁		戸境壁に背中合わせにBOXが重なる時の位置関係は中心から左右または上下は上下になっているか	
キッチン	壁		ペンドキヤップ等に防火ダンパーを設置する場合は点検・補修・修繕が行えることを確認してい るか	
キッチン	カウンター		奥行きは標準350mm程度あるか	
キッチン	カウンター		カウンター出隅部は適切にR加工されているか（動線部分）	
キッチン	天井		コンロ台・吊戸棚扉・照明器具・火報感知器の位置は良いか	
キッチン	天井		照明器具の設置位置・高さは良いか	
キッチン	天井		照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか	
キッチン	天井		排気ダクトの経路は良いか	
キッチン	天井		排気ダクトに防火ダンパーを設置する場合は、点検口を設けてあるか	

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
キッチン		吊戸棚・レンジフード		カウンターキッチンの吊戸棚に頭等が当たらない様に検討されているか（吊戸棚を通路側から200mm以上引き込める、またはカウンターをL字に廻す、カウンター側面に袖壁を設置する等）			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		吊戸棚の扉は耐震ラッチ付きとなっているか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		棚下灯は居間・食事室から眩しくない様な設え、または眩しくない照明器具となっているか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		吊戸棚の扉や取っ手が壁等に当たらないか。当たるとした場合、緩衝材等の対策を講じているか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		吊戸棚下端と壁面取合い部分にシーリングをしているか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		吊戸棚設置用吊りボルトの本数は良いか（幅が1,500mm以上の場合3本、450mm超え1,500mm未満の場合2本、450mm以下の場合1本）。また、防露壁に付ける場合、吊りボルトを幅が450mm超えの場合2本、450mm以下の場合1本、追加しているか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		レンジフード用コンセントは点検しやすい位置か			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		レンジフード用コンセントのある旨の表示はされているか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		レンジフード、棚下灯の接地は取ってあるか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		レンジフード用ケーブルとレンジフード本体が接触していないか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		レンジフードのダクト接続のアタッチメントのビス締付けは完全か			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		レンジフードの断熱は端部（接続部）に鉄線2回巻きでハズレ止めとしているか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		レンジフードの排気ダクト及び給気ダクトは、外側に向かって下り勾配になっているか			
キッチン		吊戸棚・レンジフード		レンジフードの本体、部材及び幕板は堅固に取付けているか			
キッチン		シンク		配管点検口がある場合、メンテナンスが可能なることを確認しているか			
キッチン		シンク		カウンター天板と流し台周囲立上がり部分、およびコンロ台周囲、壁との取り付け合い部にシーリングをしているか			
キッチン		シンク		ステンレス小口は手を切るような鋭利な状態になっていないか			
キッチン		シンク		流し台扉及び引出しが壁等に当たらないか。当たるとした場合、緩衝材等の対策を講じているか			
キッチン		シンク		流し水栓の左右の首振り角度は周囲のものと干渉がないことを確認しているか			
キッチン		シンク		流し水栓の取付け補強板の取付方法、寸法は検討されているか			
キッチン		シンク		ディスポーザーの取付け方法、騒音対策は検討されているか			
キッチン		シンク		台所給湯リモコンの設置位置は総合図通りか、将来的に調理器具が配置された場合の干渉を検討しているか			
キッチン		室内出入口・外部窓・出入口		バルコニーに面するアルミドアの錠前はサムターン錠とし、1、2階は補助錠のシリリンダー一本締錠を設け二重ロックとしているか			
キッチン		室内出入口・外部窓・出入口		カーテンレールとコンロは干渉していないか			

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
キッチン	室内出入口・外部窓・出入口			カーテンレールがない場合、扉・窓に透明ガラスを使っていないか			
キッチン	その他			レンジフードの給気経路が居間食事室の床暖房の設置している居室が経路となっており、冷気に ついて検討しているか			
キッチン	その他			レンジフードの給気経路がバスタクトにて設計している場合、規定風量が出ていることを確認し ているか			
キッチン	その他			外気に面した壁・天井・床面には断熱材が450mmの範囲で貼られているか			
居間・食事室	床			下階が電気室、給水施設等の場合はトレンチが設けられているか。また、塗膜防水を施工し、水 抜きを設置しているか			
居間・食事室	床			出入口床見切りと床板の段差は3mm以下となっているか			
居間・食事室	床			床暖房の施工範囲が建築図とガス設備図で整合がとれているか			
居間・食事室	床			床鳴りが起こらないか			
居間・食事室	床			敷居、床見切りの取付はガタつきなく、水平、真っすぐになっているか			
居間・食事室	床			床下配管に釘打ち込み注意シールが貼ってあるか			
居間・食事室	壁			エアコンの吹出し風がカーテンボックス等に干渉していないか			
居間・食事室	壁			片開きドアは90度開くことができる様に吊元側の袖壁寸法が確保されているか			
居間・食事室	壁			ハンガー用化粧ボルトがある場合は、取付け位置は良いか（標準形：壁面中央部に1箇所、そこ を起点として900mm以下おき、壁面等からは300mm離れ）			
居間・食事室	壁			エアコン用取付けインサート・スリーブ・配管（室内側）・専用コンセンとはカーテン溜り等と 干渉しないか			
居間・食事室	壁			奥まった部屋（あんどん部屋）にエアコンを設置する場合、冷媒管の配管ルートが確保されてい るか（必要に応じて配管カバー等の露出防止策が講じられているか）			
居間・食事室	壁			エアコン取付用インサートは天井から150mm以上、壁面等から約400mm離れた範囲に取り付け られているか、かつインサート間の離れは約450mm確保されているか			
居間・食事室	壁			情報盤の取付位置、取付スペースの確保は良いか。また、配管・配線のスペースは確保されてい るか			
居間・食事室	壁			コンセント・TVコンセント・電話及びLANモジュラージャックの位置関係及び補強材の位置は良 いか。また、配管配線スペースは確保されているか。			
居間・食事室	壁			対面キッチンの情報盤・電話モジュラー位置・カウンター奥行き、カウンター一面の電話用孔等の 条件整理はしたか			
居間・食事室	壁			床暖房用コントローラーの位置、高さは総合図通りか（参考：リモコン芯 床仕上+1,300mm）			

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
居間・食事室	壁	壁	床暖房リモコン高さは、操作上床から1,300mmとなっているか				
居間・食事室	壁	壁	エアコンの冷媒ルート、スリムダクトの配管施工寸法、冷媒管を含めた配管類の取り外し可能かを意匠上検討されているか				
居間・食事室	壁	壁	設備機器用スリーブは内部に水返板があるか、各種スリーブと躯体間（外部側）にシーリングがされているか				
居間・食事室	壁	壁	エレベーターシャフトに隣接させていないか（PSや収納、水回り等を介す）				
居間・食事室	壁	壁	異種下地の場合は、その境目に目地をとってクラック防止がされているか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	スリーブキヤップはスリーブへしっかりと差し込まれているか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	カーテンレールはカーテン溜まりを確保しているか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	カーテンレールのたわみ・ガタつきはないか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	ダクト配管は逆勾配となっていないか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	外壁面に埋め込むBOXの結露対策はされているか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	戸境壁に背中合わせにBOXが重なる時の位置関係は中心から左右または上下になっているか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	強電ケーブルと弱電ケーブルは接触していないか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	強電ケーブルと弱電ケーブルを同一BOXに納める場合は、セパレーターの取付けがされているか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	ケーブルの保護金物は入っているか				
居間・食事室	壁・サッシ枠・カーテンレール	壁・サッシ枠・カーテンレール	ケーブルが断熱材・保温材に接触し、許容電流低下に影響を与えていないか				
居間・食事室	天井	天井	天井高が高い場合、照明器具の修繕や交換等の維持管理に配慮した設えとなっているか				
居間・食事室	天井	天井	火報感知器とエアコン吹出口の離隔は1.5m以上とれているか				
居間・食事室	天井	天井	天井照明BOXにボックススタッドを設けてあるか				
居間・食事室	天井	天井	ダクトの勾配は外部に向けて下がり勾配となっているか				
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシ・外部出入口	接階階及びその直上階のサッシは鍵付クレセントとなっているか				
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシ・外部出入口	出窓・FIX窓等におけるガラス清掃は可能か				
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシ・外部出入口	網戸は危険な場所に設置していない、または落下防止措置が講じられているか（バルコニー等の網戸は落下したら人命にもかかわるため）				
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシ・外部出入口	サッシ等のカーテンレールの取付位置は適切か				
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシ・外部出入口	高さの足りない腰窓の落下防止手摺の高さは、床面から1,200mm以上確保されているか				
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシ・外部出入口	共用部に面して開口部がある場合、覗き見防止対策が取られているか（目隠しパネルやガラス種別、カーテンレールの設置等）				
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシ・外部出入口	サッシの指詰め対策は実施されているか				

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	エアコン室外機と出入口の干渉、冷媒管及びドレイン管が出入口を横断するような配管となっていないか					
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	滑り出し窓の開き角度は覗かれない程度になっているか					
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	アルミサッシの下部に有効な水抜きが設置しているか					
居間・食事室	アルミサッシ・外部出入口	バルコニーのない引違いアルミサッシ等の障子は、部屋内から取り外しができる様になっているか					
居間・食事室	その他	家具がうまく配置できるプランとなっているか（図面上で無理な家具の配置を想定していないか）					
居間・食事室	その他	外気に面した壁面には断熱材が貼られ、かつ、天井450mm、床450mmの範囲で貼られているか					
居間・食事室	室内出入口	沿岸部や超高層建物で内部ドアや引き戸にガラスを使う場合は、風対策として安全対策を講じているか（大きな面積での使用はしない、樹脂ガラスの使用、常時閉鎖のドアローザーの使用等）					
居間・食事室	室内出入口	框ドアガラスのガタつきはないか					
居間・食事室	室内出入口	丁番等の金物は面取りしているか					
居間・食事室	室内出入口	建具（欄間、扉等）と物入れ扉等との干渉はないか、人や腕が挟まれない対策が講じられているか、干渉している場合、緩衝材等の対策を講じているか					
居間・食事室	室内出入口	片開きドア枠のストライクは、出っ張り過ぎているか					
居間・食事室	室内出入口	アウトセットドアは転倒防止対策を講じているか					
居間・食事室	室内出入口	戸当たりの設置位置は適切か、またガタつきはないか					
居間・食事室	その他	高天井の場合のエアコンの熱効率を検討したか、室内機の設置位置は暖房時の気流検討を行い決定しているか					
居間・食事室	その他	居室の24時間常時小風量給気ユニットと扉等の給気口が、居室の対角線上に設けられているか					
居間・食事室	その他	24時間常時小風量給気ユニットのダクトの雨掛かり処理は庇が設けられている場合を除き深型フードを採用しているか、また見え方を意匠設計者に確認しているか					
居間・食事室	その他	24時間常時小風量給気ユニットは室内より先下り勾配となっているか					
居間・食事室	その他	24時間常時小風量給気ユニットのダクトの断熱は仕上まで適切に施工されているか					
居間・食事室	その他	24時間常時小風量給気ユニットのダクトの断熱は仕上まで適切に施工されているか					
洋室	床	下階が電気室、給水施設等の場合はトレんチが設けられているか。また、塗膜防水や水抜きとそれに連なる排水設備はあるか					
洋室	床	出入口床見切りと床板の段差は3mm以下となっているか					

場所		部位	チェック項目	チェック欄
洋室	床		床鳴りが起こらないか	
洋室	壁		エアコンの吹出し風がカーテンボックス等に干渉していないか	
洋室	壁		片開きドアは90度開くことができる様に吊元側の袖壁寸法が確保されているか	
洋室	壁		エアコン用取付けインサート・スリーブ・配管（室内側）・専用コンセントはカーテン溜り等と干渉しないか	
洋室	壁		コンセント・TVコンセント・電話及びLANモジュラージャックの位置関係及び補強材の位置は良 いか	
洋室	壁		奥まった部屋（あんどん部屋）にエアコンを設置する場合、冷媒管の配管ルートが確保されてい るか（必要に応じて配管カバー等の露出防止策が講じられているか）	
洋室	壁		エアコン取付け用インサートは天井から150mm以上、壁面等から400mm離れた範囲に取り付けら れているか、かつインサート間の離れは450mmか	
洋室	壁		個室のエアコン用コンセントは専用回路になっているか	
洋室	壁		設備機器用スリーブは内部に水返板があるか、各種スリーブと躯体間（外部側）にシーリングが されているか	
洋室	壁		異種下地の場合は、その境目に目地をとってクラック防止がされているか	
洋室	壁		ハンガー用化粧ボルトの取付け位置は良いか（標準形：壁面中央部に1箇所、そこを起点として 900mm以下おき、壁面等からは300mm離れ）	
洋室	壁		エレベーターシャフトに隣接させていないか（PSや収納、水回り等を介す）	
洋室	壁		室内側のスリーブキャップはスリーブへしっかりと差し込まれているか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール		カーテンレールのたわみ・ガタつきはないか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール		ダクト配管は逆勾配となっていないか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール		外壁面に埋め込むBOXの結露対策はされているか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール		戸境壁に背中合わせにBOXが重なる時の位置関係は中心から左右または上下は上下になっているか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール		強電ケーブルと弱電ケーブルは接触していないか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール		強電ケーブルと弱電ケーブルを同一BOXに収める場合はセパレータの取付けがされているか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール		ケーブルが断熱材・保温材に接触し、許容電流低下に影響を与えていないか	
洋室	壁・サッシ枠・カーテンレール		ケーブルの保護金物は入っているか	
洋室	天井		天井が高い場合は照明器具高天井用延長吊り具等を考慮しているか	
洋室	天井		可動間仕切り等で2室以上になる場合の火報感知器の配置は考慮してあるか	
洋室	天井		火報感知器とエアコン吹出口の離隔は1.5m以上とれているか	
洋室	天井		天井照明用BOXにボックススタッドを設けてあるか	

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
洋室	天井			ダクトの勾配は外部に向けて取られているか			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			接階及びその直上階のサッシは鍵付クレセントとなっているか			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			出窓・FIX窓等におけるガラス清掃は可能か			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			網戸は危険な場所に設置していないか(バルコニー等)の網戸は落下したら人命にもかかわるため)			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			ハイサッシ等の特殊形状の場合、カーテンの取付位置は適切か。また、使用性は問題ないか			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			高さの足りない腰窓の落下防止手摺の高さは、床面から1,200mm以上確保されているか			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			サッシの指詰め対策は実施されているか			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			エアコン室外機と出入口の干渉、冷媒管及びドレイン管が、出入口を横断するような配管はないか			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			滑り出し窓の開き角度は覗かれぬ程度になっているか			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			アルミサッシの下部に有効な水抜きが設置されているか			
洋室	アルミサッシ・外部出入口			バルコニーのない引違いアルミサッシ等の障子は、部屋内から取り外しができる様になっているか			
洋室	室内出入口			建具のアンダーカットは15mm確保されているか			
洋室	室内出入口			建具と物入れ扉等との干渉はないか、干渉している場合、緩衝材等の対策を講じているか			
洋室	室内出入口			開き戸の場合、24時間給気ルー트는確保されているか(ランマや窓、ガラリの設置等)			
洋室	室内出入口			片開きドア枠のストライクは、出っ張り過ぎていないか			
洋室	室内出入口			片引戸の引手の引残しは50mm以上確保されているか、また、戸当たりゴムは設置されているか			
洋室	室内出入口			出入口扉には、床付け戸当りまたはレバーストッパー、上枠付き戸当たり等が設置されているか			
洋室	その他			外気に面した壁面には断熱材が貼られ、かつ天井断熱材は通常450mm、収納上部900mmの範囲、床断熱材は450mmの範囲貼られているか			
洋室	その他			廊下側個室の出窓下のエアコン室外機置場の有効高さは700mm以上、奥行き350mm以上が確保されているか			
洋室	その他			廊下側個室の出窓下部に室外機想定の場合、排水ルー트는設置されているか			
洋室	その他			24時間給気ユニットとカーテンレールとの干渉はないか			
洋室	その他			24時間給気ユニットのダクトの雨掛かり処理は庇が設けられている場合は除き深型フードを採用しているか、また、見え方を意匠設計者に確認しているか			
洋室	その他			24時間給気ユニットのダクトの断熱は仕上まで適切に施工されているか			

場所		部位	チェック項目	チェック欄
洋室	その他		24時間給気ユニットが共用廊下に面している場合、騒音対策は適切か	
洋室	その他		24時間給気ユニットは防音サッシの場合、フードの騒音対策は適切か	
洋室	その他		24時間給気ユニットのダクトは室内より先下り勾配となっているか	
洋室	その他		24時間給気ユニットのユニットビス止め用の補強板は適切か	
バルコニー	床		室外機（床置きH≦650mm）は、足掛かりとならない位置（手摺際はNG）かつ室内からの眺望等を阻害していないか	
バルコニー	床		エアコンのドレイン排水が適切にされるようドレインレール等が設置されているか	
バルコニー	床		床は塗膜防水されているか	
バルコニー	床		ドレインの位置は滞水を防ぐ位置となっているか（凹凸のあるバルコニーの場合、凸の部分にドレインを設置する）	
バルコニー	床		避難通路の有効寸法（最低600mm）は確保されているか（室外機や物干金物との取合いに注意）	
バルコニー	床		妻側バルコニーへ設置する避難ハッチの設置位置は、妻側手摺壁から500mm以上離隔かつ上下階の空き間隔は600mm以上確保されているか	
バルコニー	床		避難ハッチ面は、床仕上げ面からレベルを上げて納めているか	
バルコニー	床		避難器具廻りのシーリング処理はされているか	
バルコニー	床		排水溝までの水勾配はとれているか	
バルコニー	壁・手摺他		コンクリート手摺は4m以内に誘発目地もしくはスリットを設けているか	
バルコニー	壁・手摺他		手摺コーナー部に支柱を立てていないか	
バルコニー	壁・手摺他		手摺子の間隔は内法で110mm以下、また、手摺の下弦材と躯体との間隔は90mm以下となっているか	
バルコニー	壁・手摺他		壁付物干金物の最下段の穴（足のかかる部分）の高さは、たたんだ時を含め床から足掛りの高さ650mm以上となっているか	
バルコニー	壁・手摺他		手摺の高さは床面（水上）から1,200mm以上となっているか	
バルコニー	壁・手摺他		セツトバック屋上へ接している箇所は侵入防止の対策がされているか	
バルコニー	壁・手摺他		避難口（避難ハッチ）がある場合、避難はしごと物干金物、室外機、照明器具、壁掛け給湯器等との干渉はないか	
バルコニー	壁・手摺他		物干金物・室外機・照明器具・壁掛け給湯器等と排気の干渉等はないか	
バルコニー	壁・手摺他		スリーブとエアコン室外機は干渉していないか	
バルコニー	壁・手摺他		堅樋は開口部、壁貫通スリーブと干渉していないか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
バルコニー	壁・手摺他		海岸近くや高層部のコーナ一部等で風切り音の発生しやすい手摺を使用していないか（摺子の間隔100mm以下、パンチングの穴径φ5～15mmの場合は風切り音が発生しやすい）	
バルコニー	壁・手摺他		コンクリート手摺壁で囲われている等、水が自然と抜けない箇所は、ドレインに加えオーバーフロー管を設置しているか	
バルコニー	壁・手摺他		金属製手摺はガタつきがないか	
バルコニー	壁・手摺他		防水コンセントの位置は室外機、縦樋等の陰になっていないか。また、地区音響装置等の設置位置は隣住戸からの修繕等の捕手が可能か	
バルコニー	壁・手摺他		24時間給気ユニットのバンドキヤップは庇が設けられている場合を除き深型フードを採用しているか、また、見え方を意匠設計者に確認しているか	
バルコニー	壁・手摺他		外部給気口位置と熱源機の排気口及び室内排気との離隔は300mm以上とれているか	
バルコニー	壁・手摺他		原則、台所用フードの排気方向に洗濯物・給湯器・エアコン・雨樋・隣戸等がないか。また、吹き溜まりに排気されていないか	
バルコニー	壁・手摺他		給排気口同士の隣接住戸間の距離は900mm以上の離隔は確保されているか	
バルコニー	壁・手摺他		金属製手摺の支柱周りはシーリング（三角シールは不可）されているか	
バルコニー	壁・手摺他		コンクリート手摺の笠木は、水上と水下で30mm以上高低差が確保されているか	
バルコニー	壁・手摺他		躯体スリットとトップレールの継ぎ手位置が一致しているか	
バルコニー	壁・手摺他		外部側のスリーブは、スリーブの廻りにシールをしているか	
バルコニー	壁・手摺他		樋持ち滑り止めの取付は良いか	
バルコニー	壁・手摺他		壁樋の排水距離は6mとなっているか（壁樋間は12m以内となっているか）	
バルコニー	壁・手摺他		1階住戸のバルコニーに透明素材を使用していないか（プライバシー確保のため）	
バルコニー	壁・手摺他		隔て板はガタついていないか	
バルコニー	壁・手摺他		壁掛給湯器の場合、躯体と配管の取合い部にシーリングはされているか	
バルコニー	壁・手摺他		壁掛給湯器の排気方向に可燃物はないか。また、点検作業スペースは確保されているか	
バルコニー	壁・手摺他		給湯機ドレインの伸縮アダプターは適切な位置に取付けられているか	
バルコニー	天井		バルコニー天井に水切りを設置しているか	
バルコニー	花台・室外機置場		排水ドレインの清掃が容易にできるか	
バルコニー	花台・室外機置場		容易に室外機を設置できる様になっているか	
バルコニー	花台・室外機置場		室外機の前方に熱交換に必要な空間が確保されているか	
専用庭	床		ウッドデッキ設置の場合天然木仕様となっていないか	
専用庭	床		照明器具の設置は検討されたか	
専用庭	床		散水栓はバキュームブレーカー付の水栓となっているか、箱内の水抜きはあるか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
専用庭	壁		専用庭の手摺戸は施錠できるようになっていないか	
専用庭	壁		隣戸・外部からの区画はされているか	
専用庭	壁		物干金物を専用庭部分に設置していないか（原則、物干金物はバルコニー・テラス内に設置する）	
専用庭	壁		防水コンセントの位置は、室外機・堅樋等の陰になっていないか	
専用庭	天井		上階が5層を超える場合、出入口上部に落下物防止庇は設置しているか	
外廊下	床		外廊下の有効幅員は補助手摺を設置しない状態で1,300mm以上、設置した状態でも1,200mm以上は確保されているか	
外廊下	床		共用廊下側にエアコン室外機を設置する場合、ドレインレール等の排水対策は確保されているか、また、適切な排水勾配は確保されているか	
外廊下	床		外廊下共用部の排水が専用バルコニーに流れ込んでいないか	
外廊下	床		排水溝の排水距離は、6m以内とされているか（堅樋同士の間隔は12m以内）	
外廊下	床		排水溝は塗膜防水されているか、仕上見切の位置及び水上+40mmまで立上げしているか	
外廊下	床		歩行部分にフロアドレインがある場合は上部蓋を設けるか角型ドレインとしてつまずかない仕様になっているか	
外廊下	床		排水ドレインが手摺より外側にある場合、ドレインの清掃に配慮した開口等は設置されているか	
外廊下	床		エキスパンションジョイント金物周りは、段差及び滑り止め対策は施されているか	
外廊下	床		エキスパンションジョイント部の端部は立ち上がりを設け、雨だれに配慮しているか	
外廊下	床		ビニル床シート（エンボス（浮き出し）加工）等滑りにくい仕様となっているか	
外廊下	壁・手摺		補助手摺の天端高さは床水下より900mm、水平位置は躯体面より80mmの位置となっているか	
外廊下	壁・手摺		屋上、専用バルコニー、庇等へは手摺等を取り越えて侵入できない設え（1,500mm以上の距離、小庇等（200mm未満）、壁・スクリーンの設置等）としているか	
外廊下	壁・手摺		手摺部分に足掛りとなるものはないか（手摺の下弦材、消火器ボックス、フットライト、室外機等）	
外廊下	壁・手摺		コンクリート手摺は打放し仕上げ4m以内、タイル張2m以内に誘発目地もしくはスリットを設けているか	
外廊下	壁・手摺		手摺の金属製笠木は、住戸単位毎（6m程度）に分節され、支柱はコーナー部を避け、躯体に埋め込まれていないか	
外廊下	壁・手摺		手摺子の間隔は内法で110mm以下、手摺の下弦材・手摺格子と躯体との間隔は90mm以下となっているか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
外廊下	壁・手摺		手摺の高さは床面(水上)から1,200mm以上となっているか	
外廊下	壁・手摺		非常警報装置の位置は操作上支障となる障害物がなく、雨水の吹込みを考慮しているか	
外廊下	壁・手摺・面格子		消火器の設置位置・高さは消防と協議済みか	
外廊下	壁・手摺・面格子		連結送水管BOXが壁面埋め込みの場合、BOXの前面が壁面より下がっており、水を切れる納まりとなっているか	
外廊下	壁・手摺・面格子		24時間給気ユニットのバンドキヤップ、パイプフードが通行人と干渉する位置に取付けられているか	
外廊下	壁・手摺・面格子		台所レンジフードの換気が吹き溜まりになる部分に排気されていないか	
外廊下	壁・手摺・面格子		縦樋の支持金物は足掛りの高さ(650mm以内)に取付けていないか、金物は角の面取りがされているか、また、滑り止めの取付は樋持金物の1つおきとなっているか	
外廊下	壁・手摺・面格子		通行に支障のある危険な突出がないか	
外廊下	壁・手摺・面格子		金属製手摺の支柱周りはシーリング(三角シーリングは不可)されているか	
外廊下	壁・手摺・面格子		コンクリート製手摺のスリットとトップレールの継ぎ手位置が一致しているか	
外廊下	壁・手摺・面格子		コンクリート手摺の天端は、水上と水下で30mmの高低差が確保されているか	
外廊下	壁・手摺・面格子		面格子の間隔は良いか(縦格子@150mm程度・組格子@200mm程度)	
外廊下	壁・手摺・面格子		消火栓箱、放水箱が建物と取り合う部分は、箱の底部を除き、三方シーリングを実施し雨水が入らない処置をしているか	
外廊下	天井		屋上マンホールの昇り口は生活動線に配慮した位置となっているか	
外廊下	天井		照明器具の位置は玄関鍵穴の見える位置か。また、排気口と器具の間に、適切な離隔が確保されているか	
外廊下	天井		照明器具の設置位置・高さは良いか	
外廊下	天井		照明器具の選定(lm数、保守性、色温度、形状、仕様等)は良いか	
外廊下	天井		誘導灯の設置位置は良いか、振れ止めの処理はしているか。また、防滴仕様等の必要性は検討されているか	
外廊下	MB・PS・EPS		プースターセンターは抜け止めになっているか。また、モニター等の保守用に1口の予備はあるか	
外廊下	MB・PS・EPS		排気トップの位置や向きは、給気口の位置と合わせて検討しているか	
外廊下	MB・PS・EPS		高効率給湯機用ドレイン管の伸縮対策は検討されているか(VP)	
外廊下	MB・PS・EPS		高効率給湯機用ドレイン管の臭気対策は検討されているか	
外廊下	MB・PS・EPS		強電・弱電ケーブルの支持方法は良いか。また、強電・弱電ケーブルの離隔・絶縁は良いか	
外廊下	MB・PS・EPS		プースターにいたらずら防止カバーは設置してあるか	

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
外廊下	MB・PS・EPS			EPS内ケーブルの支持は良いか			
外廊下	MB・PS・EPS			自家用・一般用が同一シャフトに納まる場合の表示はされているか			
外廊下	MB・PS・EPS			中継器の位置は良いか、また、結露対策は考慮しているか			
外廊下	MB・PS・EPS			中継器プレートに部屋番号、感知器個数の表示はされているか			
外廊下	MB・PS・EPS			空配管の呼び線に線名札の取付けはされているか			
外廊下	MB・PS・EPS			電力量計取付架台の防錆処理及び取付状態は良いか			
外廊下	MB・PS・EPS			諸機器のある旨の表示はしてあるか			
外廊下	MB・PS・EPS			CATV事業者の責任分界点の機器の設置場所が、レベル測定等の試験が可能な場所であるか。また、測定用端子はあるか			
外廊下	MB・PS・EPS			PS給排水管のスラブ貫通部の納まり、支持・固定が設けられているか			
外廊下	MB・PS・EPS			最下階の給水管及びバルブに系統表示がしてあるか			
外廊下	MB・PS・EPS			最上階の吸排気弁の位置は更新や修繕が可能か			
外廊下	MB・PS・EPS			MBが2戸で共用されている場合、水道メーター1次側のバルブに住戸番号表示があるか			
住棟エントランス	床			団地内通路から各住戸まで、スロープやEV等を計画することで、バリアフリーとしているか			
住棟エントランス	床			スロープを設置している場合、少なくとも、片側に高さ700～900mmの手摺を設置しているか			
住棟エントランス	床			床仕上げは防滑仕様となっているか（タイルの場合、無軸タイルやノンスリップタイルの使用）			
住棟エントランス	床			エントランス出入口等雨水の侵入が考えられる箇所は排水対策を講じているか（グレーチングの設置等）			
住棟エントランス	床			水勾配は建物外部・グレーチング等に向かってとれているか			
住棟エントランス	壁・その他			玄関ホールの風の通り抜け、降雨の吹込みを防止する対策は講じているか（風除室や風の通り抜けを防止する防風スクリーン等の設置、横引き扉等）			
住棟エントランス	壁・その他			エントランスホールの大型ガラス使用時の安全対策は講じているか（大型ガラスの使用を最小限にとどめているか、衝突防止シールの添付、割れ防止のための車輪止めの設置等）			
住棟エントランス	壁・その他			自動ドアを設置する場合、引き戸による巻き込み防止対策として防護柵が設置されているか			
住棟エントランス	壁・その他			オートロックを採用している住宅で外部から容易に侵入できないか			
住棟エントランス	壁・その他			掲示板位置は雨掛かりとなっていないか、居住者が日常的に見やすい位置に設置しているか			
住棟エントランス	壁・その他			集合郵便受箱は雨掛かりとなっていないか、居住者が日常的に使用しやすい位置に設置しているか			
住棟エントランス	壁・その他			オートロック扉は誤作動防止処置機能が備わっているか（扉召し合せ及び下の隙間から紙等を差し込み、センサーを誤作動させることを防止する機能等）			

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
住棟エントランス	壁・その他	火報受信盤・非常用電源・警報盤・エレベーター・インターホン盤の位置は良いか					
住棟エントランス	壁・その他	エアコンが設置されている場合、リモコンの位置は、誰でも触れる位置に取付けされていないか					
住棟エントランス	壁・その他	集合玄関機がカメラ付の場合、訪問者の顔がはっきり映るか					
住棟エントランス	壁・その他	閉鎖型エントランスには空調及び換気設備の検討がされているか					
住棟エントランス	壁・その他	壁・柱等の躯体出隅部（コーナー）は面取りしているか					
住棟エントランス	壁・その他	通行に支障のある危険な突出がないか					
住棟エントランス	壁・その他	集合郵便受箱裏の結露防止対策が取られているか（通気孔の設置等）					
住棟エントランス	壁・その他	排煙窓と出入口の扉等が干渉していないか					
住棟エントランス	壁・その他	火報受信盤にいたずら防止カバーの取付けがされているか					
住棟エントランス	天井	上階が5層を超える場合、1階住戸の専用路、テラス、及び出入口上部に落下物防止庇を設置しているか					
住棟エントランス	天井	大庇や落下防止庇から住戸専用部へ侵入できないようになっていないか					
住棟エントランス	天井	照明器具の設置位置・高さ・保守性は考慮されているか					
住棟エントランス	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか					
住棟エントランス	天井	暗がり部分の点滅方式の検討はされたか					
住棟エントランス	天井	非常用照明器具の設置位置は良いか					
住棟エントランス	天井	監視カメラの位置は良いか。逆光で画像が見にくくなっていないか					
住棟エントランス	天井	照明機器の点灯方法の検討はしたか（24時間点灯、深夜消灯、残置の区分等）					
住棟エントランス	天井	集合郵便受けや掲示板の見やすい位置に照明位置が配置されているか					
住棟エントランス	天井	パイプ吊りの器具は振れ止めが施してあるか					
住棟エントランス	天井	建築化照明（間接照明）の場合、ランプが直接見ることができない位置に設置されているか。また、反射による映りこみがないか。納まり寸法を確認しているか					
EVホール	床	一辺が1,500mmの正方形の空間確保が出来るか					
EVホール	床	ホール出入口廻りに段差はないか					
EVホール	床	エレベーター前のグレーチングのスリット巾はハイヒールのかかかどが落ちない寸法（@13mm程度）か、取付けナット部のステンレスキャップは設置しているか					
EVホール	床	エレベーター前のグレーチングは、表面滑り止め付きのノンスリップタイプとなっているか					
EVホール	床	シャフトへの雨水侵入を遮るように排水溝が設置されているか、塗膜防水が施されているか					
EVホール	床	濡れて滑らない材料となっているか（タイルの場合、無軸タイルやノンスリップタイプか、長尺シートの場合、エンボス等が入っているか）					

場所		部位	チェック項目	チェック欄
EVホール	床		エレベーターシャフト側を水上とした水勾配は取れているか	
EVホール	壁		防風雨対策を検討したか(防風スクリーン等)	
EVホール	壁		清掃が容易にできない箇所へははめ殺し窓を設置していないか(設置する場合、汚れの目立たない仕様(型ガラス等)になっているか)	
EVホール	壁		コンセントは鍵付となっているか	
EVホール	壁		エレベーターインタンホンの位置・高さは検討されているか(参考:かご内:床上+1,400mm乗場:床上+1,205mm)	
EVホール	壁		エレベーターの故障連絡表示板は、利用者の見やすい位置に設けられているか	
EVホール	壁		エレベーターのインジケーターを含む各種使用説明プレートが昼も夜も適切に見えるか	
EVホール	天井		照明器具の設置位置・高さは良いか	
EVホール	天井		照明器具の選定(lm数、保守性、色温度、形状、仕様等)は良いか	
EVホール	天井		非常用照明器具の設置位置は良いか	
EVホール	天井		監視カメラの位置は良いか。また、照明器具による逆光等による画像の欠如等はないか	
EVホール	天井		防風スクリーンの上部躯体への取付けボルト位置は水切り目地を避けているか	
EVホール	天井		避難誘導灯の設置場所は良いか、振れ止めの処理はしてあるか	
EVホール	その他		エレベーターホールの各階の階数表示がエレベーターから確認できる位置に取付けられているか	
EVホール	その他		消火器が通路上の通行に干渉しない位置に設けられているか	
施設部	その他		住宅の雨水排水は施設専用部の中を通していかないか、住宅部と施設部の間にはトレンチピットを設けているか	
屋外階段	床		屋外階段に隣接してエントランスホールが計画されている場合は、屋外階段の排水がホールに流れ込まないよう計画されているか(排水経路がしっかりと屋外に繋がっているか)	
屋外階段	床		ノンスリップの巾は40mm内外、材質はステンレス製となっているか	
屋外階段	床		排水溝は巾木まで塗膜防水されているか	
屋外階段	床		排水溝を設け、1階の末端でドレイン等に流れるようになっていないか(階段部で垂れ流しとなっていないか)	
屋外階段	床		踊り場床の水勾配は排水溝に向かってとられているか(1/50)	
屋外階段	壁		手摺を乗り越えて、屋上・バルコニーへ行けない仕様になっているか(離隔距離1,500mm以上、もしくは壁・スクリーン等の設置)	
屋外階段	壁		階数表示板は見やすい位置に設置しているか	

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
屋外階段	壁	手摺子の間隔は内法で110mm以下、手摺の下弦材・手摺格子と躯体との間隔は90mm以下となっているか					
屋外階段	壁	補助手摺の端部は、階段の昇降時に障害とならないように壁側または、下方に曲げてあるか					
屋外階段	壁	コンクリート手摺は打放し仕上げ4m以内、タイル張2m以内に誘発目地もしくはスリットを設けているか					
屋外階段	壁	手摺の高さは800mmとなっているか（最上階は900mm、防省緊は750mm）					
屋外階段	天井	出入口上部に落下防止庇はあるか					
屋外階段	天井	照明器具の設置位置、高さは良いか					
屋外階段	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか					
屋外階段	天井	照明機器の点灯方法の検討はしたか					
屋外階段	その他	最下層の踊り場が外部歩行者等に対して衝突の恐れのある高さになっている場合、階段下への侵入防止対策が施されているか（植栽を設ける等）					
屋内階段	床	排水溝を設け、1階の末端でドレイン等に流れるようになっていないか（階段部で垂れ流しとなっているか）					
屋内階段	床	ノンスリップの中は40mm内外、材質はステンレス製となっているか					
屋内階段	壁	手摺の高さは800mmとなっているか（最上階は900mm、防省緊は750mm）					
屋内階段	壁	補助手摺の端部は、階段の昇降時に障害とならないように壁側または、下方に曲げてあるか					
屋内階段	壁	階数表示板は見やすい位置に設置しているか					
屋内階段	壁	梁型、壁付き照明器具がある場合、鳩対策の検討をしたか					
屋内階段	壁	見え掛かり部のプルボックスの仕様・材質を踏まえては適切に施工されているか					
屋内階段	天井	照明器具の設置位置、高さは良いか					
屋内階段	天井	照明器具の選定（lm数、保守性、色温度、形状、仕様等）は良いか					
屋内階段	天井	照明機器の点灯方法の検討はしたか（人感センサー等）					
屋内階段	天井	パイプ吊りの器具は、振れ止めがあるか					
陸屋根	屋上	屋根・庇のメンテナンスに行くルートが、住宅等の専用部を通過しないで保守管理できるようになっているか					
陸屋根	屋上	通気開放位置は、直近住宅の出入口・窓等の開口部上端との離隔が垂直距離600mm以上、または水平に3m以上離れを取っているか。また、通気開放部は直近住宅からの死角に入るよう考慮しているか					

場所		部位	チェック項目	チェック欄
陸屋根	屋上		屋上への出入口経路は安全に出入りできる経路となっているか、マンホールの位置は何かと干渉していないか	
陸屋根	屋上		手摺子の間隔は、内法で110mm以下、手摺の下弦材と躯体との間隔は90mm以下となっているか	
陸屋根	屋上		屋上出入口、テラス、マンホール、設備架台等の立上りはアゴ下まで300mm以上となっているか	
陸屋根	屋上		避雷針の位置・支持・固定状態は良いか。また、長さを極力抑える検討はしたか	
陸屋根	屋上		避雷針導線との離隔は十分か。1.5m以内の金属物に接地は施してあるか。また、配線ルート等検討されているか	
陸屋根	屋上		セットバック住戸に対する、排水通気の開放位置は臭気の影響が検討されているか	
陸屋根	屋上		大屋根の雨水排水は、ルーフバルコニーを介さずに排水しているか（ルーフバルコニーへ垂れ流さない）	
陸屋根	屋上		消火用補給水槽の屋上放水口の位置は排水の検討がされているか	
陸屋根	屋上		消火用補給水槽の中蓋、外蓋に風等での外れ防止のチェーンはついているか	
陸屋根	屋上		消火用補給水槽は高さに限らず保守用のタラップがついているか	
陸屋根	屋上		消火用補給水槽は保守管理上問題なく安全な場所に設置してあるか	
陸屋根	屋上		パラベット等の立上り部分は水切りが設置されているか	
陸屋根	屋上		パラベット、マンホール、通気管等の周囲緩衝材、入隅み部の押え金物・シーリングは設置しているか	
陸屋根	屋上		伸縮目地は@2,000mm内外、防水立上り面または排水溝から500mmの箇所に設置されているか	
陸屋根	屋上		伸縮目地は断熱材まで達しているか	
陸屋根	屋上		水勾配は躯体でつけているか（1/50）	
陸屋根	屋上		伸頂通気管がオフセット配管またはヘッダー方式の場合外壁より2m部分に限らず、防露が計画されているか	
陸屋根	屋上		防水継手と通気継手のボルト締付け部分のシーリング施工は実施しているか	
陸屋根	屋上		屋上通気管の横引管において2系統合流通気管の伸縮対策が検討されているか	
陸屋根	屋上緑化		EVシャフト・消火水槽・設備架台廻りの作業スペース及び周囲点検スペース（1,200mm以上）は確保されているか	
陸屋根	屋上緑化		パラベット防水立上り部並びにルーフトレイン廻りに直接客土が接していないか	
陸屋根	屋上緑化		ルーフトレイン廻りは目視点検・清掃が容易に行える構造となっているか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
陸屋根	屋上緑化		ルーフトレインは泥水等による雨水処理性能の悪化に対応する為、大型のものを使用しているか(125φ)	
陸屋根	屋上緑化		ルーフトレインにはステンレス(平織り金網メッシュ)防塵網が設けているか	
陸屋根	屋上緑化		屋根マンホールは大型マンホールになっているか	
陸屋根	屋上緑化		防水押えコンクリートの伸縮目地と植栽コンクリートブロック(見切材)の伸縮目地位置を合わせているか	
陸屋根	屋上緑化		作業用フックは設備基礎等に取り付けられているか(パラペットへの取り付けは不可)	
陸屋根	屋上緑化		屋上緑化が計画されている場合、通気管の屋上立上方法が検討されているか	
勾配屋根	勾配屋根		避雷導線との離隔は十分か。また、1.5m以内の金属物に接地は取っているか	
勾配屋根	勾配屋根		避雷導線の支持材の貼付けは十分か	
勾配屋根	勾配屋根		伸頂通気管がオフセット配管またはヘッダー方式の場合外壁より2m部分に限らず、防露が計画されているか	
外壁	外壁		外壁の伸縮目地は4,000mm以内間隔に設置されているか	
外壁	外壁		パラペット水切目地まで目地をのばしているか	
外壁	外壁		エントランス入口等の大庇にオーバーフロー管を設置しているか、設置位置は、ドレインの反対側としているか	
外壁	外壁		自動点滅器の位置は北または東側となっているか	
外壁	外壁		ブラケット型器具の防水(タイル目地、機器周辺のシール等)及び水抜き穴は良いか	
外壁	外壁		器具のジョイント処理(自己融着テープ巻の上、ビニルテープ巻)は良いか	
外壁	外壁		接地埋設標を取付けてあるか。また、接地極埋設位置・離隔等検討されているか	
外壁	外壁		雨掛かりとなる箇所換気口やスリーブ廻りの外部側はシーリング処理してあるか、また、シーリングの打ち替えが可能な位置に計画しているか	
外壁	給水管		給水管ルートの直上に植栽等が計画されていないか(給水管に植栽の根が絡み、植栽の撤去が困難になるため)	
外壁	資機材		取替が必要な資機材について、バルコニーのない外壁等の足場が必要な位置に計画されていないか。	
EV機械室・昇降路	床		ピット内に塗膜防水を施しているか	
EV機械室・昇降路	壁		昇降路が住戸に隣接していないか(PS、物入れ、水廻り等を介す)。また、壁厚さは200mmを確保しているか	
EV機械室・昇降路	壁		機械室の換気扇・給気位置はエアフローと風量及び開口サイズの検討がされているか、給気元と排気先で臭気は問題ないか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
EV機械室・昇降路	壁		制御盤の位置は暴風時の雨水吹込み対策としてガラリから十分隔離が取れているか	
EV機械室・昇降路	天井		照明器具の仕様は良いか（保守性、非常照明等）	
EV機械室・昇降路	天井		煙感知器の点検は安全かつ容易に行えるか	
EV機械室・昇降路	その他		昇降路屋根には、排水ドレインのほかオーバーフロー管を設置しているか	
受水槽・ポンプ室	床		漏水時の緊急排水のために、床排水口の検討がされているか	
受水槽・ポンプ室	床		ポンプドレインの排水方法が検討されているか、ポンプ基礎に水溜り防止のスリットが設けられているか	
受水槽・ポンプ室	床		配管固定用支持位置がメンテナンススペースと干渉していないか	
受水槽・ポンプ室	壁		換気扇・給気口の消音対策はされているか	
受水槽・ポンプ室	壁		受水槽の通気フードは錆びない材料となっているか	
受水槽・ポンプ室	壁		受水槽の通気管の屋外開放部の位置はいたずら防止対策がされているか。また、開放位置は適切か	
受水槽・ポンプ室	壁		受水槽室の換気扇・給気位置はエアフローと風量及び開口サイズの検討がされているか、給気元と排気先で臭気の確認をしているか	
受水槽・ポンプ室	天井		照明器具の設置位置は器具交換時に危険のない位置か。また、受水槽及び諸機器の保守に影響はないか	
受水槽・ポンプ室	天井		非常照明は設置されているか	
受水槽・ポンプ室	その他		ポンプ制御盤の上部を電線管以外の配管が横断していないか	
受水槽・ポンプ室	その他		直結増圧給水ポンプについて、屋外の場合、ボックスや配管の雨仕舞は考慮されているか	
受水槽・ポンプ室	その他		受水槽、給水ポンプのメンテナンス、取替スペースが確保されているか	
受水槽・ポンプ室	その他		給水ポンプの防音対策の要否が検討されているか	
受水槽・ポンプ室	その他		汚染防止のため受水槽室の上部トレンチの入り口が受水槽、ポンプ室からとっていないか	
受水槽・ポンプ室	その他		受水槽、ポンプ室と消火栓ポンプ室が同じ室内となっていないか	
受水槽・ポンプ室	その他		受水槽室とポンプ室が別の場合、隔壁等に連絡用の人通口があるか	
受水槽・ポンプ室	その他		維持管理上の機器搬出入用の検討がされているか（吊フックの取付等）	
受水槽・ポンプ室	その他		受水槽室に汚水、雑排水管が設置されていないか	
受水槽・ポンプ室	その他		上部にトレンチピットがある場合、点検口への出入口用ハンゴを掛けるため配管や機器を避けて計画しているか	
受水槽・ポンプ室	その他		電極取付けボックスの設置位置は、電極のメンテナンスが可能な位置か、また、通路上を避けて計画しているか	
受水槽・ポンプ室	その他		品名、容量等図面を取付けているか	

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
受水槽・ポンプ室	その他			設備機器と配管の防振対策はされているか			
受水槽・ポンプ室	その他			受水槽室の外部にオーバーフロー等の配管を露出してはいないか。困難な場合は通路を避けた位置で計画されているか			
受水槽・ポンプ室	その他			直結増圧ポンプ本体について、ポンプが収まっている筐体の開閉箇所はメンテナンス性を考慮されたものになっているか			
受水槽・ポンプ室	その他			直結増圧ポンプの基礎について、ポンプユニット前面から基礎の端部までは、基礎上に立ってメンテナンスを行うことを考慮し、600mm以上のスペースを確保しているか			
受水槽・ポンプ室	その他			直結増圧方式の逆流防止ユニットは、メンテナンス性を考慮し2組設置を標準としているか（なお、2組目の逆流防止器は異口径可とする）			
受水槽・ポンプ室	その他			直結増圧ポンプの配管について、更新や改修工事に向けて、可能であればポンプユニットの一次側、二次側に非泥用の分岐が取り付けられているか。また、分岐を設置する場合は水道局との協議が完了しているか			
受水槽・ポンプ室	その他			ポンプユニットは鍵付きの柵で囲いセキュリティ対策を講じた設えになっているか			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			出入口下に排水溝を設置しているか			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			電気室の扉の大きさは機械搬入が可能な寸法（1,500mm程度以上）となっているか。また、借室への機器設置スペース・搬入経路等検討されているか			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			扉下枠は雨水対策として100～150mm程度立ち上げているか			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			防音・防振対策はされているか			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			電力会社トランス2次側と開閉器盤1次側ブラスバー及び各開閉器（MCB）への接続違いはないか。また、トランスの設置位置側に住戸はないか			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			給気口、換気口の相互の設置位置はメンテナンス、安全、外觀等の検討しているか（外壁につくものは全て立面図にプロットし、意匠設計者の確認を取ったか）			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			電気室内に電線管以外の配管が横断していないか。やむを得ず堅管等が通る場合には、区画されたシャフト内を通しているか			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			幹線系統図は掲示されているか			
電気室・ピット・駐輪場	開閉器室・東電借室			共用電力メーターについて、検針時、検定満了交換時に支障はない場所か			
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット			床下ピットに入るマンホールにタラップは付いているか			
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット			下階に電気室、給水室、施設等がある場合、ピット内床は、塗膜防水となっているか			
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット			トレンチピットが住戸に接する部分は断熱材が設置されているか			
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット			床下点検口（500mm×550mm）、入通口（600φ）は、全ての構造区画に行けるようになっていないか			

場所		部位		チェック項目		チェック欄	
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット	床下ピット、電気室、受水槽・ポンプ室等上部配管トレンチピットへの点検用マンホールは共用部からとなっているか					
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット	排水ポンプ毎にメンテナンス用のマンホールは設置されているか。また、ポンプの取替方法の検討がされているか（吊フックの取付等）					
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット	配管ピットの高さは更新や修繕で作業できるスペースを確保しているか					
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット	共用排水横管の掃除口が10m間隔で設置されているか					
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット	コンクリート内、スラブ下の中に埋設されている排水管はないか					
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット	ピット内配管の可動点の支持金物はフリーでなく、ゴム巻きのうえ締め付けとなっているか					
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット	使用している防振ゴムはJISK6386で規定されたグロブレンゴム（硬度50～55）となっているか					
電気室・ピット・駐輪場	トレンチピット・床下ピット	雨水貯留用排水ポンプは吐出量が大きくなることが多く、運転時の振動が躯体を伝搬し住宅まで到達することがあるため、防振対策の検討がされているか					
電気室・ピット・駐輪場	駐輪場	土間スラブに目地を入れているか					
電気室・ピット・駐輪場	駐輪場	駐輪場に隣接する壁等がガラス等の割れやすいものになっていないか					
電気室・ピット・駐輪場	駐輪場	駐輪止めステンレスパイプは設置しているか					
電気室・ピット・駐輪場	駐輪場	床下点検口の設置位置はラックと干渉していないか					
電気室・ピット・駐輪場	駐輪場	2段式の場合、照明器具の位置は検討されたか					
電気室・ピット・駐輪場	駐輪場	監視カメラの位置は適切か					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	玄関・多目的便所に手摺は設置しているか					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	折れ戸がある場合、指詰防止加工がされており、指詰防止の注意シールが折曲部の小口に貼っているか					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	集会所物入れは、テーブル・椅子の収納ができるスペースとなっているか					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	防犯ブザーは設置されているか					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	管理サービスマン事務所のカウンターと照明器具の取り合いは良いか					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	エアコンの排水ドレインは、排水溝へつながっており垂れ流しとなっていないか					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	身障者の便所がある場合、全ての衛生器具に手摺が設置してあるか					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	給湯設備の有無は管理部門と事前打ち合わせをしたか					
集会所・管理事務所	集会所・管理事務所	おむつ交換台がある場合、周辺に保育者の作業スペースを十分確保しているか					
集会所・管理事務所	外部周り	建物に沿うテラス、ポーチ等は基礎を一体としているか					
集会所・管理事務所	外部周り	ウッドデッキに段差がある場合、段差が分かるような工夫がなされているか（ウッドデッキの段差部は同色で見分けづらく、踏み外し・転倒に繋がる）					

場所		部位	チェック項目	チェック欄
集会所・管理事務所	外部周り		連結送水口の位置は所轄消防と協議済みか	
集会所・管理事務所	外部周り		足洗い場のある場合、水栓の取付高さ、排水方法の検討しているか。また、水栓はキー付となっているか	
集会所・管理事務所	外部周り		いたずら等により容易に破損しない器具か	
集会所・管理事務所	外部周り		根巻き部分にコーキング処理はされているか	
集会所・管理事務所	外部周り		機械式駐車場排水ポンプ盤の位置は良いか、また、音声警報停止ボタン付か	
集会所・管理事務所	外部周り		ハンドホールは鎖付きとなっているか	
集会所・管理事務所	外部周り		ハンドホール内のケーブルは適切な方法で整線されているか	
集会所・管理事務所	外部周り		ハンドホール内のケーブルに行先表示、ケーブルサイズ等の表示はされているか	
集会所・管理事務所	外部周り		量水器の取付け位置は検針・取替が可能で位置が検討しているか（水道局と協議済みか）	
集会所・管理事務所	外部周り		排水用取付け枠の位置は下水道局と協議済みか	
集会所・管理事務所	外部周り		足洗い場の排水蓋にはチェーンは付いているか	
集会所・管理事務所	外部周り		屋外共用メーター、散水栓及び止水栓等が外構仕上げレベルと合っているか	
集会所・管理事務所	外部周り		給水埋設管の上に構造物（駐輪場）等がない事を確認したか	
集会所・管理事務所	外部周り		給水埋設管の建物への引き込み位置は、テラス・ポーチの位置は避け維持管理の検討しているか	
LAN設備	LAN設備		HUBボックスの設置されるシャフトにガラリは設置されているか	
LAN設備	LAN設備		LAN設備設置室の防塵塗装及びガラリにフィルター設置の検討はされたか。各キャリア向け機器類設置スペースは確保されているか	
LAN設備	LAN設備		パッチパネルの位置は良いか	
LAN設備	LAN設備		HUBボックスの位置は点検用の足場スペースが確保されているか、防塵・防雨対策は検討されているか。また、保守性は考慮されているか	
LAN設備	LAN設備		HUB用コンセントの口数はHUB設置台数+作業用となっているか	
LAN設備	LAN設備		19インチラックに換気設備が設置されているか。拡張機器類の設置スペースは考慮されているか	
LAN設備	LAN設備		ケーブルの燃りほぐしは適切か（13mm以下）	
LAN設備	LAN設備		ケーブルの支持は適切な方法となっているか	
LAN設備	LAN設備		強電ケーブルとの離隔は確保されているか（並行する場合は130mm以上）	
LAN設備	LAN設備		ケーブルの曲げは許容範囲内か	
LAN設備	LAN設備		ケーブルの余長は取り過ぎているか	
LAN設備	LAN設備		19インチラック内のケーブルの整線はされたか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
LAN設備	LAN設備	LAN設備	19インチラックの側面扉は容易に開かない形状になっているか	
LAN設備	LAN設備	LAN設備	保守用キーボックスの設置位置は良いか	
LAN設備	LAN設備	LAN設備	電灯幹線ケーブルとLANケーブルが接触しないように敷設されているか	
PC板	配管用開口部	配管用開口部	開口位置、寸法、径、個数は施工図と整合が取れているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペットの立入りエリアの区分は明確になっているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	腰見切り等によるクロス張替え範囲削減の配慮はされているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	建具にくぐり戸の設置は検討したか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	玄関廻りにリードフックの設置は検討したか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	エントランス（郵便受け周り）にリードフックの設置は検討したか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペットトイレ置場は検討したか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	コンセントの高さ・仕様は、ペットのいたずら防止等を検討したものは	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	住戸内ペットトイレの換気設備を検討しているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	EVにペットが乗っていることが分かるようになっているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	EV内の脱臭の検討しているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット足洗い場の給湯設備の検討及び、排水管の口径の検討を十分に行ったか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	共用部のエアコン、全熱交換機、換気器具等について、脱臭の必要性は検討しているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	浴室及びベット洗い場、またはベット足洗い場の排水器具にヘアキャッチャー設備がついているか	
ペット共生住宅	ペット共生住宅	ペット共生住宅	足洗い場、汚物流しに設置されている機器、配管の凍結対策は検討しているか	
KSI躯体分離	床	床	強電ケーブルと弱電ケーブルは接触していないか	
KSI躯体分離	床	床	床面に断熱材を張る場所に配線、配管を施工する場合、有効スペースはあるか	
KSI躯体分離	床	床	和室・発泡プラスチック系床下地の場合の施工方法を検討したか	
KSI躯体分離	床	床	PSから住戸内設置箇所までの電灯・テレビ・電話・LAN等の配管、配線ルートを確保したか	
KSI躯体分離	壁	壁	床からの立上り部分、木軸壁の配管配線は、木軸に穴を開けなくても施工できるか	
KSI躯体分離	壁	壁	断熱材部分にボックスを設置する場合、配管配線及びボックス設置ができる有効スペースがあるか	
KSI躯体分離	天井	天井	PSから住宅用分電盤までの配線スペースは確保したか	
KSI躯体分離	天井	天井	配管配線及びボックス設置ができる有効スペースがあるか	
ゴミ置き場	換気	換気	ゴミ置き場の換気ルートを建築、機械で確認できているか。例えば、ドアガラリがあれば、壁面の給気口は不要等の確認できているか	

場所		部位	チェック項目	チェック欄
ゴミ置き場	排水		ゴミ置き場に散水設備がある場合、目皿では詰まりが発生するため、バスケット柵等が計画されているか	
共通	機器本体		塩害仕様について、検討されているか (参考：①耐重塩害仕様：海までの距離が概ね300m以内の場合、②耐塩害仕様：海までの距離が概ね300mを越え1km以内の場合)	

(別紙)

設備機器等取扱説明書の作成要領

- ① 建築、電気、機械、ガス、エレベーターの各設備機器に関する取扱説明書を作成しクリアブックに取りまとめる。なお、電気、機械設備等分離発注の場合、取扱説明書の作成は、各工事受注者が行う。
- ② 取扱説明書の取りまとめは、受注者のうち建築工事の受注者が行う。取りまとめ方は監督員の指示による。
- ③ 取扱説明書の部数
 - イ) 住戸用：各住戸 1 部として戸数分+3 部(タイプ毎)
 - ロ) 共用部分：3 部
- ④ クリアブックの色は、賃貸用を青色、分譲用を赤色とすること。クリアブックの規格は、A4サイズ20ポケット中紙入りを標準とする。また、クリアブックの購入は、建築工事の受注者とする。
- ⑤ 「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に基づき、各住戸の玄関等に関する防犯性能表示説明書（防犯性能、製品に関する製造者問い合わせ先等）を取扱説明書と一緒にクリアブックに同封すること。

以 上

完成図作成要領（新築工事版）

1 基本的な考え方

- (1) 完成図は当初発注、設計変更及び現場処理等の情報を一括編集する。(契約図面を重ねただけとしない。)
- (2) 管理開始後の立場で編集する。(管理開始後の街区名、棟番号、住戸位置等が突合できるよう工夫する。)
- (3) 事業方法(受託事業、再開発事業等)により適宜構成を工夫する。

2 在来と設計施工の場合の図面作成方法（標準）

- (1) 在来（UR設計）
 - ・UR（設計事務所）が当初発注、設計変更の情報を施工者に渡し、施工者が現場処理等の情報を反映して作成。
 - ・中表紙に施工者、UR（設計事務所）及び工事事務所の確認欄を作成し押印する。
- (2) 設計施工（施工者設計）
 - ・施工者が作成。
 - ・中表紙に施工者及び工事事務所の確認欄を作成し押印する。

3 作成する図面の種類及び仕様

- (1) 製本の仕様
 - ・A3-2つ折背貼製本
- (2) 電子データの仕様
 - ・完成図面等の電子データの仕様は、契約単位かつ1データあたり100MB以下となるよう作成し、データの形式は、PDFデータとCADデータ（DXF形式を標準）とすること。
 - ・電子データの名称は、資料-04 完成「引継ぎ資料等電子データ作成時の留意点」に基づき作成すること。

4 完成図の提出先

監督員の確認を受けた上で、発注担当課に提出する。

5 完成図の作成部数

完成図の作成部数は以下のとおりとする。

	図面種類	部数	用途（参考）
①	製本	2部	○発注担当課（保管用） ○住まいセンター（管理用）
②	電子データ（PDF）	3部	○発注担当課（保管用） ○管理担当課（附番作業） ○総務課（バックアップ用）
③	電子データ（CAD（DXF））	2部	○発注担当課（保管用） ○住まいセンター（作業用）

6 完成図の構成

以下の(1)から(3)の構成を標準とする。

(1) 表紙

<p>〇〇団地〇〇住宅建設工事 完成図 (団地名：〇〇団地〇〇街区〇〇号棟)</p> <p>工事受注者：〇〇建設(株) 工事監理：〇〇設計事務所(株) (〇〇工事事務所) 工期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日</p>					

(2) 補足資料

イ 法申請書類

- ・ 計画通知(検査済証含む)、一団地認定等、法申請関係書類の表紙等を適宜レイアウトする。

ロ 工事概要

- ・ 工事名称、工事場所、受注者、工期、金額等を記載した「工事概要書」を添付する。

ハ 工事名称と管理開始後名称が突合できる資料

- ・ 完成図に記載された団地名、街区名、号棟名、住戸タイプ等が管理開始後の名称と突合できる資料。(様式任意)
- ・ 募集パンフレットをレイアウトしても良い。(配置図、各階平面図、住棟構成図、住戸平面図等)

(3) 設計図書

- ・ 当初発注、設計変更及び現場処理等(可能な限り補備工事も)を一括編集した設計図書。

7 屋外工事完成図

屋外工事が含まれる場合は以下要領による。

(1) 作成対象

作成対象は、本工事の屋外工事で整備する目的物すべてとし、仮設物(土留、仮設道路等)は除く。

また、本工事に除却工事を含む場合は、除却工事完了図も対象とする。

(2) 完成図、除却工事完了図を作成する上での留意点

イ 完成図

- (イ) 完成図は、位置図、施設平面図、植栽平面図、縦横断面図、詳細図等で構成し、工事目的物の詳細がわかるように作成する。工事内容により、施設平面図及び植栽平面図が、それぞれ1枚にまとめきれない場合は、以下のように図面を分けること。

施設平面図、給排水・ガス平面図(配管の曲がり部にはオフセット(2点以上)をとる(建物等の角よりとし、ゴミ置き場等の角よりは不適)、植栽平面図(高木)、植栽平面図(低木、地被)

- (ロ) 敷地境界測量図や設計図書をもとに、敷地境界、建物、道路、下水、通路(階段等を含む)、駐車場(立体駐車場を含む)、擁壁、防火水槽、自転車置場等の雑工作物の完成配置図を作成する。

- (ハ) 平面図等に記載する住棟(建築工事)には、工事中の棟番号と、住居表示用住棟番号の両方を記載する。

- (ニ) 移管物件については、将来管理者名（予定者含む）及び管理区域を明示する。
- (ホ) 平面図が複数枚の図面にわたる場合にはキープランを記入する。
- (ハ) 平面図等には、工事目的物の設置位置（座標値等）を明記する。
- (ト) 保存・移植樹木がある場合は、必ず記入（樹種名・樹木No.含む）する。
- (フ) 仮植地から樹木を移植した場合は、仮植地の現状図を作成すること。

ロ 除却工事完了図

- (イ) 除却工事完了図は、除却住棟、除却構造物、残置物等を記入した平面図及び詳細図等を作成する。
- (ロ) 除却する建物（附帯施設を含む）等については、除却前の建物のコーナー部の位置（座標等を記入）及び現況地盤高さ（TP表示等）を平面図に記入し作成する。
- (ハ) 除却する構造物（建物等基礎、浄化槽、防火水槽等の地中構造物）については、位置、材質、寸法等を記載する。また、撤去する際に掘削した場合は、その掘削範囲についても図示する（掘削範囲の図示については地下埋設管、小構造物等の撤去は含まない）。
- (ニ) 撤去した既存杭についても、杭頭位置（座標値等）、杭種、杭径および長さを、平面図（数量表等により）に記入する。

ハ 共通

- (イ) 各種凡例等は、原則として、『設計業務等共通仕様書』による。なお、標準凡例集に記載されない凡例については、図面管理がしやすいよう、設計図書等を参考にして監督員の指示により適切に選択する。
- (ロ) 撤去しない基礎杭等がある場合は、発注者が別途発注する測量業務により測量する場合があるので、工程調整等について協力する。
- (ハ) 撤去しない基礎杭、埋設管等がある場合は、現地に赤い杭等で位置を明示するとともに、その詳細（深さ、構造等）も明示すること。

(3) 数量表及び決裁欄

数量表、舗装構造図一覧表及び決裁欄の様式を、それぞれ次に示す。原則として、数量表及び舗装構造一覧表は図面右側、決裁欄は右下とする。

(4) 作成方法

- (イ) 原則としてA-3-2つ折背貼製本とする。
- (ロ) 縮尺は図面の種類に応じ、設計図書を参考として管理がしやすいように適切に選択する。
- (ハ) 作成した電子データの納品については、上記5による。

(様式)

数量表 (参考)

種別	凡例	数量	種別	凡例	数量
雨水管		m	浸透性U字溝		m
雨水人孔		箇所	道路 ^{*2)}		m
雨水柵		箇所	平面式駐車場 ^{*3)}	台	m ²
污水管		m	立体式駐車場 ^{*3)}	台	m ²
污水人孔		箇所	擁壁 ^{*4)}		m
污水柵		箇所	防火水槽 ^{*5)}		基
道路集水柵 ^{*1)}		箇所	自転車置場		箇
U字溝		m	ゴミ置場 ^{*6)}		箇
L字溝 ^{*1)}		m	ゴミ容器		箇
グレーチング側溝		m			

*1) イ. L形溝、U形沿道に分けて記入する。

*2) イ. 幅員別に記入する。

ロ. 駐車場アプローチを含めて記入する。

*4) イ. 擁壁構造別別に記入する。

ロ. 盛土・切土別、構造高さによるタイプ別に記入する。

ハ. 記入例：練石積み、盛土、h=0~2m；練石積み、盛土、h=0~3m等

*3) Ⅰ. 駐車場アプローチを含めない。

*5) Ⅰ. 規模を記入する。

*6) Ⅰ. ゴミ容器がある場合には、可燃物に分けて記入する。

植栽工事数量表 (参考)

	凡例	適用	数量	単位	備考
常緑高木～地被類各区分毎に記載	保存移植樹木はNo.を記入	HCW規格等を記入 (m単位)	芝等は図示		支柱型、保存・移植等を記入

舗装構造一覧表 (記載例)

路線名	表層	上層路盤	下層路盤	しゃ断層
*7) 一号道路	密粒	RM - 40	RC - 40	しゃ断砂
	5 cm	10 cm	15 cm	30 cm

決裁欄

工事名称						
図面名称						
受注者	会社名					
	住所					
	電話					
工期		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
所長	主幹	総主任	監督員	現場代理人	縮尺	図面番号

*7) 舗装構成が同一の場合には、1号道路、2号道路、駐車場、アプローチ等と列挙してよい。

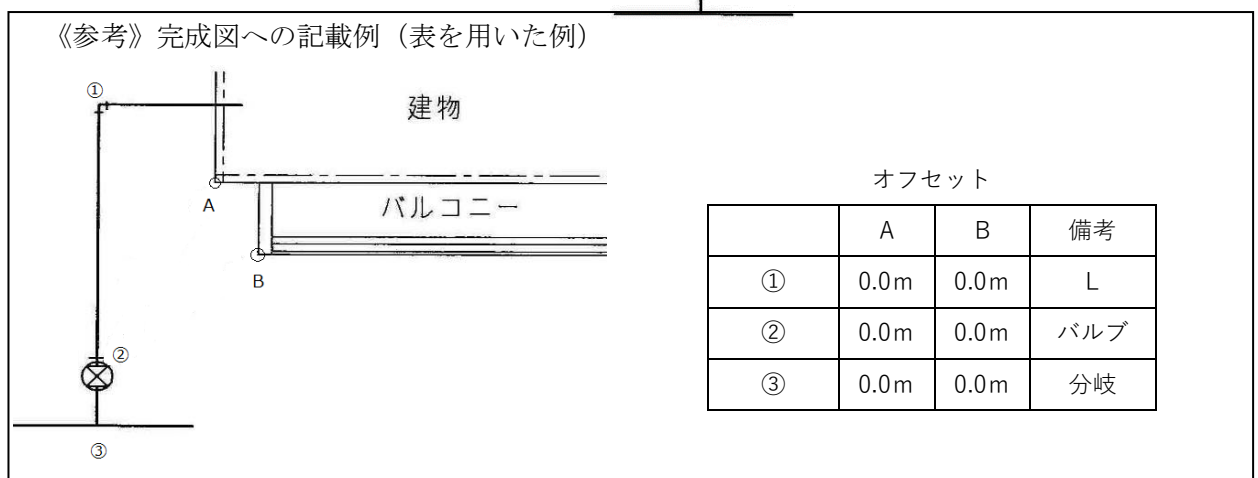
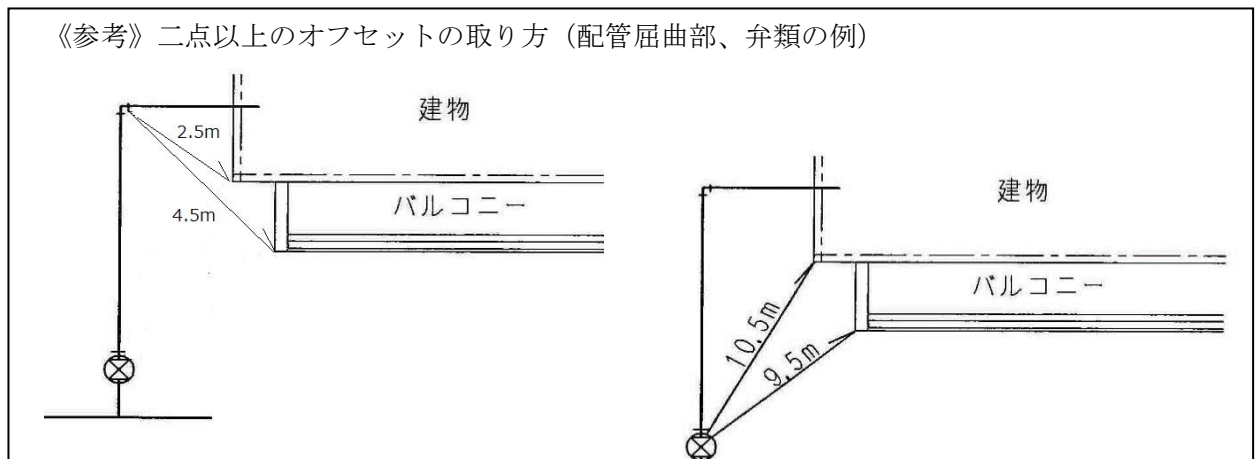
完成図の作成範囲等

1. 作成範囲

- 1) 図面目録
- 2) 案内図
- 3) 設備関係図（屋外配管は、オフセットを記入する。）

2. 作成方法

- 1) 貸与するCADデータ（設計図書のデータ）を用いて作成する。
- 2) 発注担当課が指示する図面をCAD、PDFデータにて提出すること。
- 3) 縮尺は、図面の種類に応じ設計図書にならい選択する。
- 4) 各図共、必要に応じて、方位、キープラン等を記載する。
- 5) 各種凡例、シンボル等は原則として関係諸規定等に定めるところによる。
- 6) 屋外完成図は、団地単位でまとめた1枚仕上げを原則とする。
- 7) 屋外完成図には、配管・バルブ・栓帽等と共に表示杭・表示ピンも記入する。
- 8) オフセット図は、屋外埋設配管及びその弁類の不動構造物2点以上からの距離を記録した図面をいう。



以 上

完成図作成要領（保全工事版）

1 基本的な考え方

- (1) 完成図は当初発注、設計変更及び現場処理等の情報を一括編集する。(契約図面を重ねただけとしない。)
- (2) 管理開始後の立場で編集する。(管理上の街区名、棟番号、住戸位置等が突合できるよう工夫する。)

2 図面作成方法（標準）

- (1) URが提供する設計図（当初設計および変更設計）をもとに、現場処理等の内容も含め、完成した工事目的物と整合するように作成する。撤去工事をおこなった場合は、撤去の対象や範囲を示す。
- (2) 各図面に完成図であることを明示する。図面枠または中表紙に施工者名を記載する。
- (3) 設計事務所欄、設計名称欄は空欄にする。

3 作成する図面の種類及び仕様

- (1) 作成する図面
 - ・ 完成図
- (2) 製本の仕様
 - ・ A3-2つ折背貼製本
- (3) 電子データの仕様
 - ・ 完成図面等の電子データの仕様は、契約単位かつ1データあたり100MB以下となるよう作成し、データの形式は、PDFデータとCADデータ（DXF形式を標準）とすること。
 - ・ 電子データの名称は、資料-04完成「引継ぎ資料等電子データ作成時の留意点」に基づき作成すること。

4 完成図の作成部数

完成図の作成部数は以下のとおりとする。

	図面種類	部数	用途（参考）
①	製本	2部	○発注担当課（保管用） ○住まいセンター（管理用）
②	電子データ (PDF)	2部	○発注担当課（保管用） ○管理担当課（附番作業）
③	電子データ (CAD (DXF))	1部	○住まいセンター（作業用）

5 完成図の提出先

監督員の確認を受けた上、発注担当課に提出する。

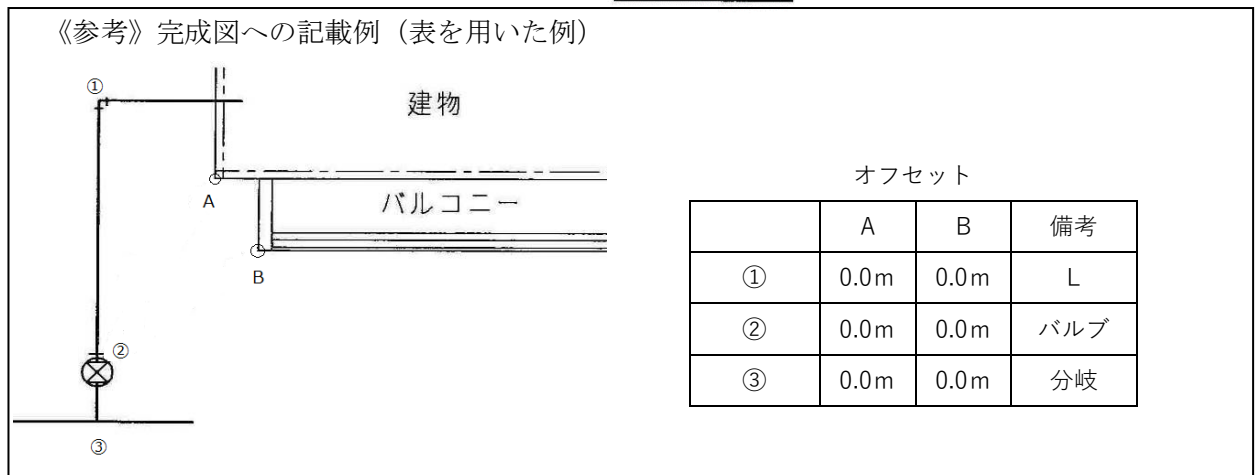
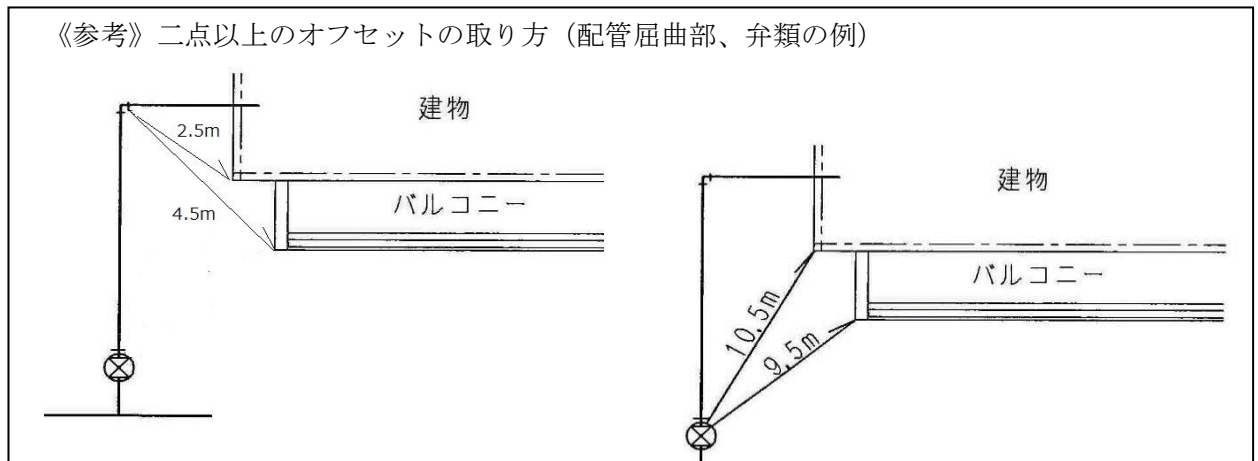
完成図の作成範囲等

1. 作成範囲

- 1) 図面目録
- 2) 案内図
- 3) 設備関係図（屋外配管は、オフセットを記入する。）

2. 作成方法

- 1) 貸与するCADデータ（設計図書のデータ）を用いて作成する。
- 2) 発注担当課が指示する図面をCAD、PDFデータにて提出すること。
- 3) 縮尺は、図面の種類に応じ設計図書にならい選択する。
- 4) 各図共、必要に応じて、方位、キープラン等を記載する。
- 5) 各種凡例、シンボル等は原則として関係諸規定等に定めるところによる。
- 6) 屋外完成図は、団地単位でまとめた1枚仕上げを原則とする。
- 7) 屋外完成図には、配管・バルブ・栓帽等と共に表示杭・表示ピンも記入する。
- 8) オフセット図は、屋外埋設配管及びその弁類の不動構造物2点以上からの距離を記録した図面をいう。



以 上

引継ぎ資料等電子データ作成時の留意点

(1) 各工事の電子データのファイル名称は、次のとおりとする。

■ 新築工事

	電子データ（100MB 毎に分割 ※1）	ファイル名称
① 完成図 ※2,3	<ul style="list-style-type: none"> ・意匠図 ・構造図 ・電気設備図 ・機械設備図 ・ガス設備図 ・EV 設備図 ・土木図 ・造園図（屋外でまとめて可） ・補備工事図 ・構造計算書（号棟ごとに作成）※4 	<ul style="list-style-type: none"> ・団地名称_号棟名_意匠図 ・団地名称_号棟名_構造図 ・団地名称_号棟名_電気設備図 ・団地名称_号棟名_機械設備図 ・団地名称_号棟名_ガス設備図 ・団地名称_号棟名_EV 設備図 ・団地名称_号棟名_土木図 ・団地名称_号棟名_造園図 ・団地名称_号棟名_補備工事図 ・団地名称_号棟名_構造計算書 * 団地名称は(2)①による * 号棟名は(2)②による
② 工事書類	<ul style="list-style-type: none"> ・使用材料報告書 ・契約不適合等処理担当責任者決定通知 ・各種保証書 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事件名_使用材料報告書_職種 ・工事件名_契約不適合等処理担当責任者決定通知 ・工事件名_各種保証書_職種 * 工事件名は(2)③による
③ 申請図書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請分類（登録票区分）ごとに作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・団地名称_号棟名_申請名称 * 団地名称は(2)①による * 号棟名は(2)②による

■ 保全工事

次の①～③のうち、該当する者すべてとする。（①完成図のうち、「完成図」と「発注図及び変更図」については、いずれか又は両方とする。）

	電子データ（100MB 毎に分割 ※1）	ファイル名称
① 完成図 ※2,3	<ul style="list-style-type: none"> ・完成図 ・発注図及び設計変更図 ・耐震改修構造計算書（号棟ごとに作成）※5 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事件名_完成図 ・工事件名_発注図及び設計変更図 ・工事件名_号棟名_耐震改修構造計算書 * 工事件名は(2)③による * 号棟名は(2)②による
② 工事書類	<ul style="list-style-type: none"> ・使用材料報告書 ・契約不適合等処理担当責任者決定通知 ・各種保証書 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事件名_使用材料報告書_職種 ・工事件名_契約不適合等処理担当責任者決定通知 ・工事件名_各種保証書_職種 * 工事件名は(2)③による
③ 申請図書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請分類（登録票区分）ごとに作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・団地名称_号棟名_申請名称 * 団地名称は(2)①による * 号棟名は(2)②による

■ リニューアル等工事（共用部回収に限る）

次の①～③のうち、該当する者すべてとする。

	電子データ（100MB 毎に分割 ※1）	ファイル名称
① 完成図※2※3	<ul style="list-style-type: none"> 共用部改修工事指示図面 共用部改修工事当初指示図面及び変更指示図面 	<ul style="list-style-type: none"> 工事件名_完成図 工事件名_発注図及び設計変更図 工事件名_号棟名_耐震改修構造計算書 *工事件名は(2)③による *号棟名は(2)②による
② 工事書類	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料報告書 契約不適合等処理担当責任者決定通知各種保証書 	<ul style="list-style-type: none"> 工事件名_使用材料報告書 工事件名_契約不適合等処理担当責任者決定通知 工事件名_各種保証書 *工事件名は(2)③による
③ 申請図書	申請分類（登録票区分）ごとに作成	<ul style="list-style-type: none"> 団地名称_号棟名_申請名称 *団地名称は(2)①による *号棟名は(2)②による

※1 団地情報管理システム（以下ctweb）及び保全システムに、100MB 以上登録できないため。

※2 複数号棟をまとめても良い。

※3 対象工事により不要な図は除くこと。

※4 実施設計業務成果品とする。

※5 耐震改修実施設計業務成果品とする。

(2) ファイル名称の留意点について

① 団地名称（新築工事の完成図、全工事の申請図書）

団地名称は、正式名称で全角とする。

- 例： ○ コンフォール和光西大和
 × コンフォール和光西大和 ←半角
 × CF和光西大和 ←略称
 × CF和光西大和 ←略称・半角

② 号棟名（新築工事の完成図、保全工事の耐震改修構造計算書全工事の申請図書）

号棟名は、管理住棟で全角とする。

- 例： ○ 1号棟
 ○ 13-1号棟
 ○ 1～3号棟 ←複数棟まとめる場合
 × 13-1号棟 ←半角
 × 1-A号棟 ←工事発注時の号棟名

③ 工事件名（保全工事・リニューアル工事の完成図、全工事の工事書類）

工事件名は、正式名称とする。

- 例： ○ 西大和団地第Ⅰ期第1住宅建設工事
 × 西大和団地第Ⅰ期第1住宅建設工事 ←正式名称でない

④ その他

アンダーバーは半角とする

- 例： ○ 西大和団地第Ⅰ期第1住宅建設工事_意匠図
 × 西大和団地第Ⅰ期第1住宅建設工事_意匠図 ←全角